

特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した
新たなレガシー形成事業

業務実施報告書

令和6年2月

国土交通省 四国運輸局

目次

1. はじめに	…1
1-1. 事業の目的	…1
1-2. 事業の内容	…1
(1) 栗林公園の観光資源調査	…1
(2) 歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する基本調査	…2
(3) レガシー形成案の策定	…2
(4) 検討会の開催	…2
2. 栗林公園の観光資源調査（プロセス1）	…3
2-1. 栗林公園基本情報	…3
(1) 所在地	…3
(2) 県立公園として一般公開された日	…3
(3) 公園面積	…3
(4) 開園日	…3
(5) 開園時間	…3
(6) 入園料	…3
(7) 回遊モデルコース	…3
2-2. 栗林公園の利用状況調査	…5
(1) 来園者情報	…5
2-3. 施設利用状況の調査と園内茶屋等の利用状況調査	…11
(1) 商工奨励館	…11
(2) ガーデンカフェ栗林	…12
(3) 讃岐民芸館	…13
(4) 掬月亭	…14
(5) 日暮亭	…15
(6) 旧日暮亭	…16
(7) 吹上亭	…17
(8) 小松亭	…18
(9) 臯月亭	…18
(10) 花園亭・泛花亭	…19
(11) 栗林庵	…20
2-4. 歴史的資源の調査	…21
(1) 栗林公園の沿革整理	…21
(2) 史料等による文献調査	…29
(3) 歴史的建造物の概要調査	…49
(4) 高松藩の年中行事	…61
2-5. 栗林公園周辺の観光資源調査	…63
(1) 栗林公園周辺環境調査	…63
(2) 栗林公園へのアクセスを含めた調査	…68
(3) 栗林公園周辺の観光資源との連携の可能性調査	…69

2-6. EducatedTraveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査…71	
(1) EducatedTraveler・インバウンドの高付加価値旅行者向けにコンテンツの造成・販売を行っている旅行者2社へのヒアリングの実施結果	…71
(2) EducatedTraveler・インバウンドの高付加価値旅行者に訴求する体験・滞在サービス	…73
(3) 栗林公園に期待するコンテンツ等のニーズ整理	…74
3. 観光資源の活用方策検討（プロセス2）	…75
3-1. 施設の活用検討	…75
(1) 現存する建物の活用	…75
(2) 現存しない建物の活用	…78
3-2. 提供サービス・ストーリー・追体験などのコンテンツの方向性	…81
(1) コンシェルジュと体験の始まり	…81
(2) 入園体験	…81
(3) 貸切体験	…87
(4) 夕食	…90
(5) 朝食	…102
(6) その他の体験	…102
3-3. 他の観光施設との比較	…109
(1) 入園・入城体験	…109
(2) 貸切体験	…110
(3) 夕食	…111
(4) 宿泊施設	…111
(5) 朝食	…112
(6) その他	…112
3-4. 他の文化財滞在との差別化	…113
(1) 広大な庭全体と複数の施設を活用した体験	…113
(2) 近隣の観光施設の積極的な活用	…113
(3) 市民も楽しめる体験	…113
4. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する基本調査（プロセス3）	…114
4-1. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性のある建造物の史料調査	…114
(1) 現存する建物	…114
(2) 現存しない建物	…117
4-2. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する実現可能性調査	…119
(1) 文化庁等関連する省庁への協議フローチャート	…119
(2) 保存活用計画・整備基本計画の策定	…120
(3) 建築基準法	…122
(4) 景観条例・風致地区	…125
(5) 都市計画法	…125
(6) 都市公園法	…126
(7) 消防法	…126
(8) 旅館業法・保健所	…126

(9)住宅宿泊事業法（民泊）について	…127
(10)技法・用材・費用等の検討	…127
(11)インフラ整備における課題点	…128
(12)経済効果等	…128
5. レガシー形成案の策定(プロセス 4)	…130
5-1. 事業の全体構成の策定	…130
(1)事業のコンセプト	…130
(2)ストーリーの策定	…130
(3)コンテンツの策定	…130
(4)整備方針	…131
5-2. 課題の整理	…131
(1)復元に向けた課題	…131
(2)事業化に向けたスケジュール案	…132
(3)概算予算について	…133
6. 検討会(プロセス 5)	…134
6-1. 検討会の概要	…134
6-2. 開催スケジュール	…134
6-3. 検討会参加者	…134
6-4. 議事概要	…134
7. 総まとめ	…135
7-1. 当事業のまとめ	…135
7-2. 次年度以降の取組について	…135

はじめに

1-1. 事業の目的

地域の持続的な観光地経営の実現を図るためには、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるよう、地域・日本のレガシーとなる観光資源を形成することが重要である。

栗林公園は、国の特別名勝に指定されている大名庭園である。また、フランスの旅行ガイドブック「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」において、「わざわざ旅行する価値がある」を意味する最高評価の三つ星に選ばれている。藩政時代の栗林公園は、下屋敷として藩主が逗留するだけでなく、「儀礼」や諸大名などを接待する「社交」の場であった。明治時代には皇太子殿下（後の大正天皇）が滞在したほか、香川県内の産品や名品を展示紹介する博覧会場でもあった。なお、県立公園に指定されてからは香川県が直営管理し、その歴史を継承しているものの、藩主が滞在した屋敷（檜御殿）など現存していない建造物もある。

このような特別名勝の庭園内で、既存の利用形態とは異なる新たな高付加価値コンテンツとして、宿泊や飲食、歴史の追体験等（以下「宿泊等」という。）を伴う滞在型コンテンツの提供が実現すれば国内外の旅行者に強い訴求力を持つことが期待される。そこで、本事業では、栗林公園に時代とともに失われた歴史的建造物や文化などの再現等を通じて、新たなレガシーとなる観光資源を形成することを目指し、園内の観光資源調査や歴史的建造物の復元または復元的整備（以下「復元等」という。）・改修及び活用に関する基本調査などの実現可能性調査（F S 調査）を実施することを目的とする。

また、本事業では、庭園を旅行先を選ぶ旅行者として、Educated Traveler（異文化に関心を持つ旅慣れた知的旅行者）をターゲットとし、宿泊等に高い消費が期待できるインバウンドの高付加価値旅行者層にも着目する。さらに、F S 調査の結果を踏まえ、世界中で様々な庭園や文化財を訪問した経験のある旅行者にも訴求しうる希少な体験・サービスを検討したうえで、栗林公園ならではのストーリー・文化として提供できる方法を検討し、レガシー形成案としてとりまとめるものとする。

1-2. 事業の内容

本業務は、栗林公園に新たなレガシーとなる観光資源を形成するために、実現可能性調査を行うものであり、以下(1)～(4)の業務を行う。

(1) 栗林公園の観光資源調査

栗林公園及び周辺の観光資源を調査・分析する。

① 活用可能な観光資源の洗い出し

栗林公園の利用状況調査（来園者数、施設利用状況の調査、園内茶屋等の利用状況調査）や歴史的資源の調査（栗林公園の沿革、史料等による調査、歴史的建造物の概要調査）、観光資源の調査（栗林公園周辺の環境調査、栗林公園へのアクセスを含めた調査、栗林公園周辺の観光資源との連携の可能性調査）を実施し、活用可能な観光資源を整理する。

②Educated Traveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査
Educated Traveler、インバウンドの高付加価値旅行者向けにコンテンツの造成・販売を行っている旅行者等へのヒアリングを実施し、国内外の庭園や文化財等において、Educated Traveler、インバウンドの高付加価値旅行者に訴求する体験・滞在サービスを調査し、宿泊等を含め、栗林公園に期待するコンテンツ等のニーズを整理する。

③観光資源の活用方策検討

整理したターゲット層への訴求力を高めるために、かつての藩主の建造物の利用方法を調査し、改修や復元等を目指す建造物を活用して提供可能な歴史の追体験などのコンテンツ・滞在サービス・ストーリーの方向性を検討する。

(2)歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する基本調査

歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性がある建造物の史料調査を行い、実現可能性を調査する。

①歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性がある建造物の史料調査

歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性がある建造物の史料を調査し、候補となる建造物及び手法の案を設定する。

②歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する実現可能性調査

設定した建造物について、関係法令や概算費用、必要な資材や技術等を整理し、宿泊施設等として活用する実現可能性を調査する。

(3)レガシー形成案の策定

①事業の全体構想の検討

事業のコンセプト、ストーリー、整備方針、コンテンツを検討する。

②課題の整理

レガシー形成案の実現に向けて、解決が必要な課題を整理する。

(4)検討会の開催

2. 栗林公園の観光資源調査（プロセス 1）

現状の栗林公園内観光資源調査結果を以下に示す。

2-1. 栗林公園基本情報

(1) 所在地

高松市栗林町1丁目20番16号

(2) 県立公園として一般公開された日

明治8年3月16日

(3) 公園面積

159,676,76 m²

(4) 開園日

年中無休

(5) 開園時間

概ね、日の出から日の入りまでの時間を開園時間としている。

月	開園時間
1月・12月	7:00～17:00
2月	7:00～17:30
3月	6:30～18:00
4月・5月・9月	5:30～18:30
6月・7月・8月	5:30～19:00
10月	6:00～17:30
11月	6:30～17:00

表 2-1-1 栗林公園の開園時間

(6) 入園料

一般 大人 410 円/小人 170 円

団体（20 人以上） 大人 330 円/小人 140 円

※年間パスポートあり、入園料の減免等あり

(7) 回遊モデルコース

南庭回遊コース

所要時間：約 60 分

北庭回遊コース

所要時間：約 40 分



日本一の松
 リック
 公園の名前は「栗林」ですが、庭園は造られた当初から松で構成されています。園内には約1,400本の松があり、そのうち約1,000本が職人が手を加えている手入れ松です。約300年に渡って手入れされてきた松は、まるで盆栽のような見事な枝ぶりです。

散策のポイント!
 東雲山(栗雲山)に向かって、このマップを見ると方向がわかりやすくなります。

栗林公園はミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで「わざわざ旅行する価値がある」を意味する三つ星として紹介されました。

南庭回遊コース(所要時間: 約60分)
 北庭回遊コース(所要時間: 約40分)
 新しい通行困難箇所

番号で現在位置が分かります 0 番号プレート設置場所

図 2-1-1 園内みどころマップ

出典: うどん県旅ネット: <https://www.my-kagawa.jp/>

2-2. 栗林公園の利用状況調査

(1) 来園者情報

①2013年から2022年までの来園者数の推移

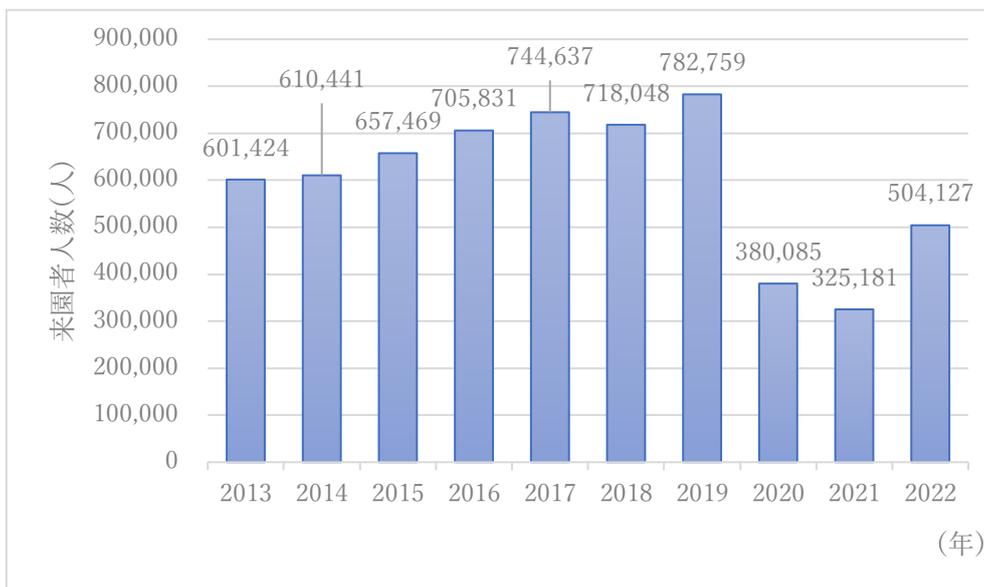


図 2-2-1 栗林公園来園者数の推移

数値出典：香川県交流推進部交流推進課 平成 25 年～令和 4 年 香川県観光客動態調査報告（確定版）

a. 考察

2013年には60万人の来園者数であるが、2019年には80万人弱の来園者数となり、コロナ禍前（2019年）まで年々増加傾向にあった。

②2013年から2022年までの外国人来園者数の割合

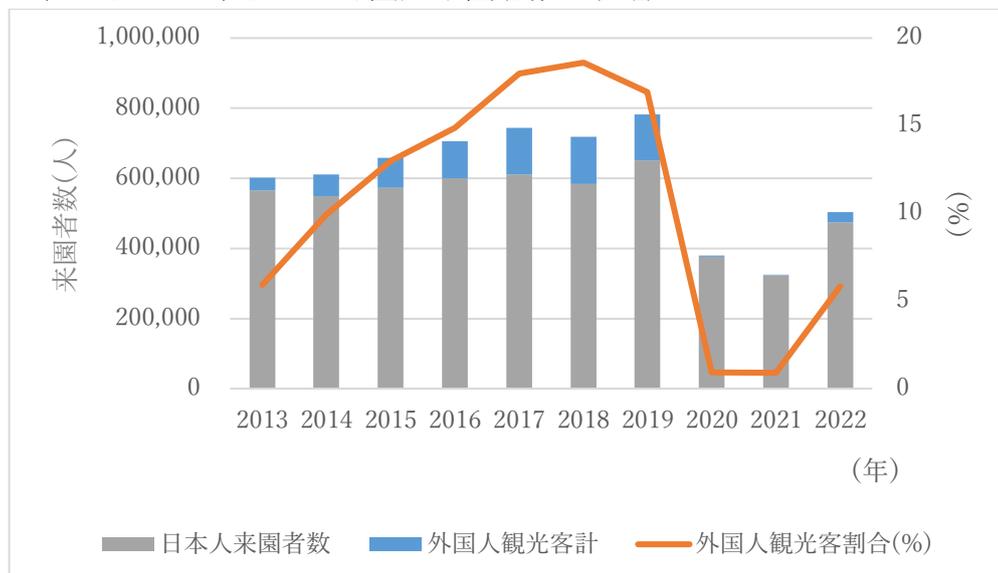


図 2-2-2 栗林公園への外国人来園者数の割合

数値出典：香川県交流推進部交流推進課 平成 25 年～令和 4 年 香川県観光客動態調査報告（確定版）

香川県交流推進部交流推進課作成資料

a. 考察

外国人観光客数の増加が、来園者総数の増加につながっていることが確認できる。

③2013年から2022年までの外国人来園者数内訳

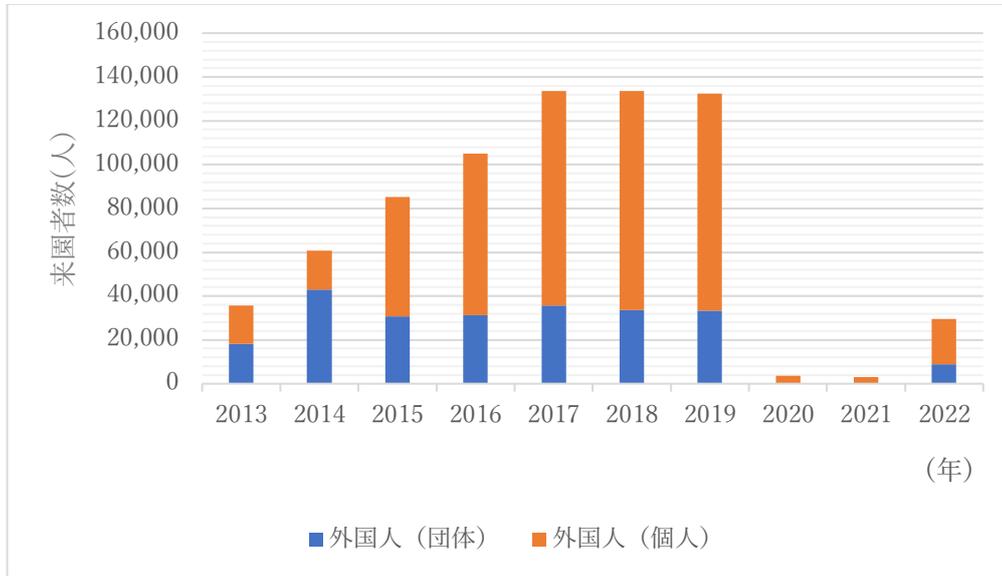


図 2-2-3 栗林公園への外国人来園者数内訳の推移

数値出典：香川県交流推進部交流推進課作成資料

a. 考察

コロナ禍前まで、外国人来園者数は年々増加傾向にあった。外国人来園者数の内訳を確認すると、個人観光客の増加が、外国人観光客総数を増加させていることがわかる。

④2019年香川県国籍別外国人延べ宿泊者数

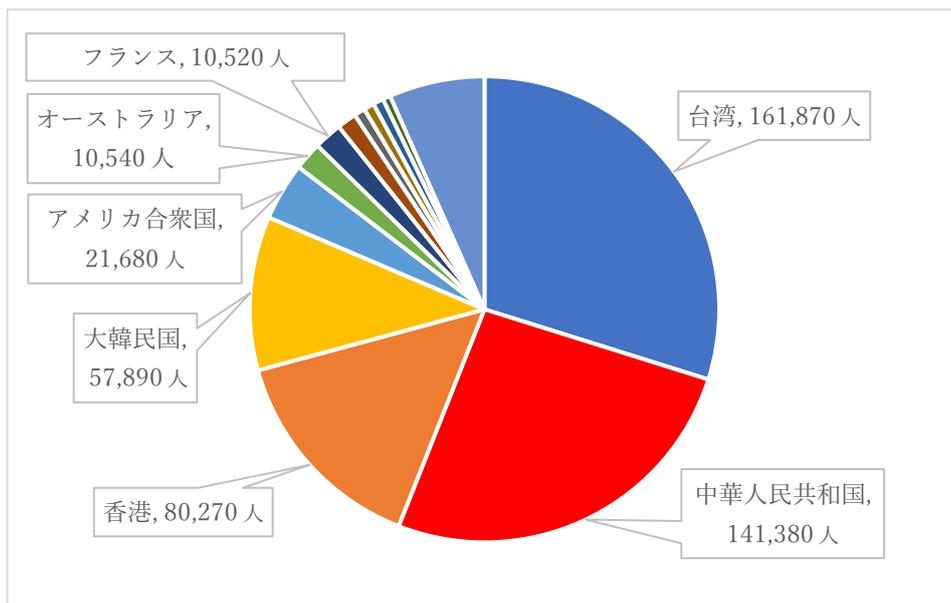


図 2-2-4 2019年香川県国籍別外国人延べ宿泊者数

数値出典：香川県交流推進部交流推進課作成資料

a. 考察

2019年に香川で宿泊した外国人を国籍・地域別に見ると、約8割が台湾・中国・香港・韓国から訪日していることがわかる。

⑤2013年から2022年までの月別来園者数

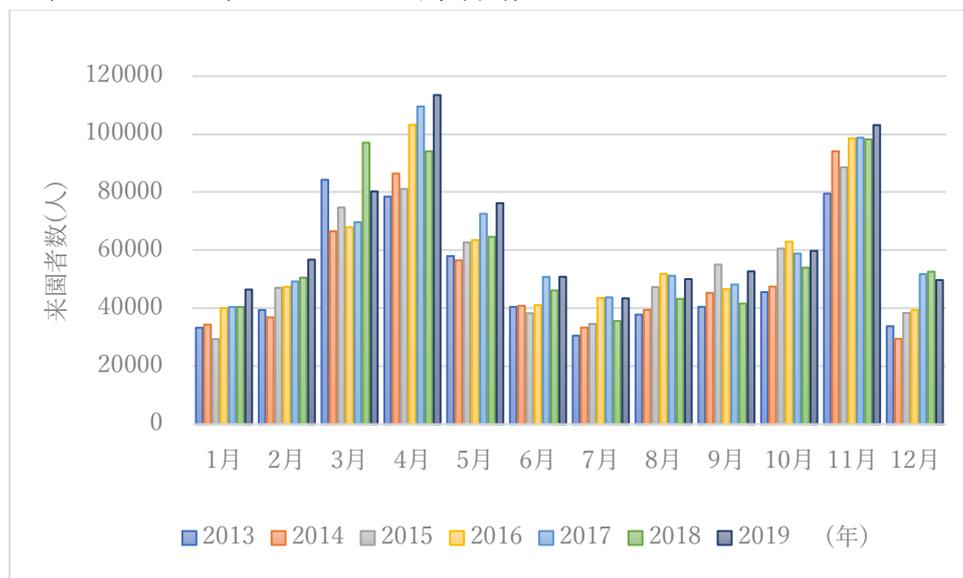


図 2-2-5 栗林公園月別来園者数

数値出典：香川県交流推進部交流推進課 平成 25 年～平成 31 年 香川県観光客動態調査報告（確定版）

⑥年間イベント情報

a. 春のライトアップイベント

ア. 期間

2023年3月31日～4月9日。夜桜点灯時間 18:00～21:00。

イ. 特別イベント

南湖・北湖共に夜間和舟での周遊あり。お花見宴会箇所各所にあり

b. 秋のライトアップイベント

ア. 期間

2023年11月23日～12月3日。夜間点灯時間 17:00～21:00。

イ. 特別イベント

南湖での夜間和舟周遊あり

c. ライトアップ期間中の来園者数

栗林公園ライトアップイベント時の来園者数 (単位：人)					
イベント名	開催日程	期間	ライトアップ 時間中	通常開園 時間内	合計
平成30年春のライトアップ	H30.3.30(金)～4.8(日)	10日間	24,453	46,915	71,368
平成30年秋のライトアップ	H30.11.23(金)～12.2(日)	10日間	24,593	33,667	58,260
平成31年春のライトアップ	H31.3.29(金)～4.7(日)	10日間	21,411	50,806	72,217
令和元年秋のライトアップ	R元.11.22(金)～12.1(日)	10日間	24,374	31,306	55,680
令和2年春のライトアップ	新型コロナウイルスのため中止	—	—	—	—
令和2年秋のライトアップ	R2.11.20(金)～11.29(日)	10日間	28,084	27,203	55,287
令和3年春のライトアップ	R3.3.26(金)～4.3(土) ※4.4(日)は、新型コロナウイルスのため中止	9日間	19,298	22,573	41,871
令和3年秋のライトアップ	R3.11.19(金)～11.28(日)	10日間	35,045	26,131	61,176
令和4年春のライトアップ	R4.4.1(金)～4.10(日)	10日間	23,977	28,741	52,718
令和4年秋のライトアップ	R4.11.18(金)～11.27(日)	10日間	32,099	29,438	61,537

表 2-2-1 栗林公園ライトアップ時の来園者数

数値出典：香川県交流推進部より提供

d. その他の年間イベント事例一覧 (2019 年度)

	ガイドツアー	季節行事	子供関連	フォトコンテスト	文化イベント
1月					
2月		梅まつり			
3月					
4月	庭師（公園職員）が、樹木の専門家として園内の見どころや普段の樹木管理や剪定などを解説しながら園内を巡るツアー				
5月	庭師のガイドツアー 「樹木剪定の勘どころ」				
6月		花しょうぶまつり			
7月		小学校や地域団体と連携し、子ども会が実施するラジオ体操	夏休み ラジオ体操		
8月		中秋の名月（9月13日）前後の3日間（12日（木）、13日（金）、14日（土））に、掬月亭において中秋の名月鑑賞会を開催			地域の子供たちによる絵画・書道の展示、合唱、ダンスなどのステージイベント、園内を利用したゲームや体験教室など。オープンカフェなど飲食の提供あり
9月		掬月亭観月会	秋の高校生大茶会		栗林公園 オータムフェスティバル
10月	庭師のガイドツアー 「樹木剪定の勘どころ」		伝統ある庭園で高校生が行う大茶会	栗林公園 フォトコンテスト	栗林公園に関する4テーマにより行うフォトコンテスト
11月	栗林公園再発見ツアー				
12月	造園課長が、歴史的背景や隠れた見所を紹介しながら、公園内を解説・案内				

表 2-2-2 栗林公園 2019 年実施イベント

e. 考察

夏期・冬期に比べ、4月・11月に来園者数がおよそ3倍近く増加する傾向にある。気候や花見・紅葉・ライトアップイベントが影響していることが推測される。

2-3. 施設利用状況の調査と園内茶屋等の利用状況調査

(1) 商工奨励館



写真 2-3-1 商工奨励館 外観

写真出典 うどん県旅ネット : <https://www.my-kagawa.jp/>

建物名	商工奨励館
概要	<p>明治 32 年(1899 年)に建てられた延べ床面積 1262 m²の建物。「香川県博物館」として使用されていた。昭和 13 年(1938 年)に「商工奨励館」と名を改め、平成 27 年(2015 年)からは外観や名称をそのままに耐震補強やバリアフリー化工事を行っている。</p> <p>本館・北館・西館・東館で構成されている。</p> <p>商工奨励館では、各部屋の貸出を行っている。</p> <p>本館 2F はジョージ・ナカシマの家具を展示している。西館にはレストラン「ガーデンカフェ栗林」で食事提供を行っている。東館は伝統工芸品の香川漆器を展示している。北館は結婚式やイベント会場として利用されている。</p>
定休日	無休
営業時間	8:30～17:00
施設の 利用状況 調査	<p>利用頻度の多い北館の利用状況を記載する。</p> <p>コロナ前の 2018 年度の貸出日数において、最も多いのは和室で、年間で午前は 153 日、午後は 148 日、夜間は 7 日貸し出されている。続いて多い北館ホールは年間で午前は 99 日、午後は 118 日、夜間は 26 日貸し出されている。</p> <p>年間の稼働割合は、和室で 42%、北館ホールで 32%となっており、平均すると和室は 2 日に 1 回程度、北館ホールは 3 日に 1 回程度貸し出されている。</p>

(2) ガーデンカフェ栗林



写真 2-3-2 商工奨励館西館 外観 ガーデンカフェ栗林 入口

写真出典 かがわの食 HAPPY プロジェクト : <https://www.kensanpin.org/umaimon/>

建物名	ガーデンカフェ栗林（商工奨励館西館）
概要	平成 27 年の商工奨励館リニューアルオープンとともに営業開始。香川県産食材を使用した料理を提供する「さぬきダイニング」認定のレストラン。席数は 40 席。
定休日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日振休）
営業時間	営業時間は栗林公園の開館時間による（通常は 10:00～16:00）
利用状況	<p>海外からの利用客が増えているため、英語・中国語（簡単字・繁体字）・韓国語のメニューを用意している。</p> <p>メニューは、瀬戸内で獲れた魚介や小豆島のオリーブ、和三盆等、地域の食材を使用したメニューがある。また、園内で採れた梅を、梅酒や梅ソーダといったドリンクや、料理のソース、煮込み料理などに使い、栗林公園ならではのメニューも用意している。海外からの来店者の中には出汁や醤油が苦手な人もいるので、それらを使わないメニューを考案して工夫している。</p> <p>また、北館で開催されるレセプションやパーティーにも料理を提供しており、北館のパントリーに温蔵庫や冷蔵庫を置くことで、大人数の会食に対応している。調理機器は IH を用いている。</p> <p>例年紅葉シーズンは来店者が増える傾向にあり、2019 年度の 11 月には、月間 2000 人以上の利用者があった。</p>

(3) 讃岐民芸館



写真 2-3-3 讃岐民芸館 入口

写真出典 うどん県旅ネット : <https://www.my-kagawa.jp/>

建物名	讃岐民芸館
概要	昭和 40 年 (1965 年) に県立の民芸館として開館。香川県で生産された民芸品等を常設展示している。新民芸館、惜々亭、瓦館については令和 4 年 1 月にリニューアルオープンし、休憩所の機能も新たに備えている。
定休日	無休
営業時間	栗林公園の営業時間に準ずる

(4) 掬月亭



写真 2-3-4 南湖対岸より掬月亭を望む

写真出典 うどん県旅ネット : <https://www.my-kagawa.jp/>

建物名	掬月亭
概要	江戸初期に建てられた数寄屋造り建築。茶室も備えている。もとは7棟の建物が配置されていたが、明治初期に北側の2棟（台所・配膳室等）が取り払われたため5棟となった。
定休日	12月30日、31日
営業時間	9:00～16:30（受付終了16:00）
利用状況	<p>料亭二蝶が運営管理している。</p> <p>5棟のうち、初筵観北棟・初筵観をお茶席として利用できる。</p> <p>結婚式（挙式）の利用・撮影も行っている。結婚式中は貸し切りとはせず、一般の来亭者も利用できるようにしている。</p> <p>予約制で食事も提供している。食事は季節限定の予約制で、料亭二蝶の料理を提供している。料理は調理されたものを掬月亭に持ち込み、温かいものを提供する場合は、管理棟内の機器で温め直している。</p> <p>建物内に汲取り式のトイレがあるが、匂いやメンテナンスの問題で利用していない。</p> <p>建物の構造上入口に段差があるため、車椅子での利用は難しい。</p> <p>コロナ前2019年の利用数を見ると、他の施設と同様にライトアップの時期の11月で月間7932人の利用者となっている。紅葉シーズンと比較すると利用者の少ない9月でも、月間4309人が利用しており、園内でも特に利用者の多い施設と言える。</p>

(5) 日暮亭



写真 2-3-5 日暮亭 外観

写真出典 うどん県旅ネット：<https://www.my-kagawa.jp/>

建物名	日暮亭
概要	明治 31 年(1898 年)に建築。茅葺草庵型の石州流の茶室。
開放日	土・日曜日、祝日限定で休憩所として開放
営業時間	10:00～16:00
利用状況	<p>4 畳半の 2 部屋で、料亭二蝶が軽食を提供している。茶室部（3 畳間と 2 畳間）は見学のみの利用。</p> <p>食事は調理された状態で日暮亭に運び、必要に応じて内部の IH 機器で温めて提供している。また、建物内部にある冷蔵庫・冷凍庫を利用して軽食を提供している。園内の梅を使ったジュースがある。</p> <p>トイレは建物内ではなく、外部のトイレを利用している。</p> <p>冬季の寒さ対策としてホットカーペットを利用している。</p> <p>春と秋のライトアップシーズンに利用者数が多くなる傾向があり、2019 年度 11 月の利用者数は月間 1572 人となっている。</p>

(6) 旧日暮亭



写真 2-3-6 旧日暮亭 外観

写真出典 うどん県旅ネット : <https://www.my-kagawa.jp/>

建物名	旧日暮亭
概要	江戸時代初期の入母屋茅葺屋根の大名茶室。3 畳の土間・3 畳の畳がある。
公開日	土・日曜日、祝日
営業時間	9:00～16:30
利用状況	公開範囲は庭部までとなっている。 南湖東端の吹上げの水流西側に延享年間（1744 年～1747 年）にあった考槃亭が建物の起源。

(7) 吹上亭



写真 2-3-7 吹上亭 1



写真 2-3-8 吹上亭 2

建物名	吹上亭
概要	民間経営茶屋
定休日	無休
営業時間	8:30~17:00
利用状況	食事とお土産の販売を行っている。 ライトアップ期間中の夜間、懐石を提供している。 お座敷席のある建物もある。(写真：吹上亭2)

(8) 小松亭



写真 2-3-9 小松亭 外観

建物名	小松亭
概要	民間経営茶屋（吹上亭と同経営）
営業日	土日営業
利用状況	食事とお土産の販売を行っている。

(9) 皐月亭



写真 2-3-10 皐月亭 外観

建物名	皐月亭
概要	民間経営茶屋
定休日	無休
営業時間	9:00～17:00 ※季節や天候により変動あり
利用状況	食事とお土産の販売を行っている。

(10) 花園亭・泛花亭



写真 2-3-11 花園亭 外観



写真 2-3-12 泛花亭 外観

建物名	花園亭・泛花亭
概要	民間経営茶屋
定休日	無休
営業時間	8:00~18:00 (朝がゆ午前7:00~午前10:00) (夜の懐石~午後21:00)
利用状況	朝がゆ、昼食、夜の懐石料理の提供 (一日一客)。軽食も可。お土産販売。 着物レンタル・着付けあり。 離れの茶室泛花亭でお茶会等可能。

(11) 栗林庵



写真 2-3-13 栗林庵 内部

写真出典 うどん県旅ネット : <https://www.my-kagawa.jp/>

建物名	栗林庵
概要	香川の特産品やお土産等の販売
定休日	年中無休（臨時休業日を除く）
営業時間	9:00～17:00（1・11・12月）、9:30～17:30（2・10月）、10:00～18:00（3・4・5・6・7・8・9月）
その他	園に入園しなくても入店可能。

2-4. 歴史的資源の調査

(1) 栗林公園の沿革整理

① 古代から中世期の歴史

栗林公園西側の紫雲山（稲荷山）には古墳時代前期3世紀中頃～4世紀代の積石塚古墳（注1）が3基あり、付近には石清尾山古墳群（12基・国史跡）ある。これらのことから古代から開けた地域であることがわかる。秦氏（渡来人）との関係も深く、延喜18年（918年）に秦氏と所縁のある岩清水八幡宮が勧請したと伝わる（注2）。

近くに紫雲山無量寿院（紫雲山の名はこの寺に由来）と観興寺があり、高僧の観賢（平安時代900年頃）が止住したと伝わる仏教信仰の地でもある。公園の西南端の小普陀の石組は、室町初期（1400年頃）の仏教信仰の築庭といわれる（注3）。

② 生駒家の時代

栗林荘は生駒家家臣の佐藤道益の屋敷跡と伝えられる。栗林荘となる以前は高松南郊の豪族で佐藤家の荘園地であったと推測される（注4）。

「慶長元和の頃、佐藤道益が隠居してこの地に庭園を営む」（注3）とあり、生駒家の一正又は正俊がこの頃に別荘を経営し、庭を作ったと考えられる（注6）。

西嶋八兵衛（1596～1680年）名は之尤（ゆきまさ）。土木技術などの技術に優れて、政策への才能もあったことから生駒藩の客臣となる。着任した年に大地震、翌年には大暴風雨、日照りによる大干ばつなどの災害に直面し、領内を視察して治水利水事業を進言。立満池・小田池・堀江大池・山大寺池・満濃池・三谷池など川の上に90余りの溜池を普請。川の堤防を築き、香東川の水路の付替え、新田開発などの事績を寛永16年に離任する14年間で成し、防災と穀物の増産などの成果を残した。

大兎謨は、西嶋八兵衛が香東川の氾濫を治める為に1本の流れに大改修する際に、大兎謨を治水の神として石に自筆で刻んで鎮めたもの。大正元年に香東川で洪水が有り、付近住民が土中より見つけて付近に安置していたものを、昭和30年

（1955年）に郷土史家の平田三郎氏によって碑石として発見され、昭和37年に商工奨励館の中庭に安置された。

天正15年（1587年）	生駒親正（初代）が讃岐17万3千石の領主となる（注5）。
天正16年（1588年）	黒田如水の縄張にて高松城を築く（注5）。
天正17年（1589年）	親正は佐藤志摩、佐藤掃部（道益）親子など国侍を登用する。
慶長6年（1601年）	生駒一正（二代）が戦功により家康より改めて襲封する（注5）。
慶長15年（1610年）	生駒正俊（三代）が藩主となる。
元和7年（1621年）	生駒高俊（四代）が3歳で藩主となる。高俊の祖父藤堂高虎の伊勢藤堂藩の西嶋八兵衛が出向。
寛永2年（1625年）	西嶋八兵衛、讃岐高松藩に客臣として派遣される（注3）。
寛永16年（1639年）	生駒家分限帳に「留守居 切米6石3斗 式人ふち 栗林掃除の者 式人」とあり、栗林に 下屋敷 があったことが書かれている。
寛永17年（1640年）	生駒高俊は家臣の騒動にて、出羽国由利郡矢島荘に移封（注5）。

寛永 18 年 (1641 年)	三藩分治、西嶋八兵衛が幕命にて来讃、諸事を決済する (注 3)。
------------------	----------------------------------

③松平家の時代

a. 初代 松平 頼重 (よりしげ)

※松平 頼重は、水戸藩主徳川頼房 (よりふさ) 水戸藩の初代藩主の嫡男であり、祖父は徳川家康。徳川光圀は兄弟にあたる。

寛永 19 年 (1642 年)	松平頼重 (英公) 東讃岐 12 万国の藩主となる (注 5)。
5 月 28 日	頼重 高松城に入る (注 5)。
7 月 16 日	頼重 往栗林荘 (注 7) とあり、 栗林荘 の名称で使用したことが判る。この年の記述 (注 7) に度々、栗林荘を訪れ 調馬、流鏑馬、試刀 を行う。すでに馬場は整っていたと考えられる。
寛永年間	英公、幕府の吹上園を模して築造し別荘とす。以来、頼常・頼豊・頼桓の四公を経、頼恭公に至り完成せりと云う (注 8)。吹上園は吹上御所と考えられる。
生保年間	英公、栗林荘に遊び 試刀、馬術・剣術 の観覧、 放鷹、鞭打 を行う (注 7)。
慶安 4 年 (1651 年)	英公、栗林荘に遊び 狩猟、放八哥鳥、鳥を放ち銃打、剣術 の観覧・ 石清尾で陶器観覧 、青鷺獲りを行う (注 7)。 八哥鳥はスズメ目ムクドリ科、中国南部・海南島・台湾・ベトナム・ミャンマーに分布の鳥。
明暦 2 年 (1656 年)	英公、栗林荘に遊び、狩猟、青鷺捕獲、 陶器造りを陶窯にて観る (注 7) 栗林荘に陶窯の施設があったと考えられる。
万治 2 年 (1659 年)	英公、栗林荘に 38 日留まる (注 7)。この頃から荘での宿泊が多くなる。 御殿が整っていたことが判る。
万治 3 年 (1660 年)	栗林荘中に田畝があることによって中間 10 人を附属せしめる (注 9)。栗林荘の中に田が営まれていたことが判る。また、菜園でたばこ作りの専門人が栗林荘に住んでいたとある (注 10)。
寛文 4 年 (1664 年)	栗林荘にて 猿楽 が有り (注 7)。この年に 3 回の記述有り。舞台があったと考えられる。
寛文 6 年 (1666 年)	栗林荘にて群臣が鶴 (料理) の宴を賜る (注 7)。 宴の場所は掬月亭 であったと推測される。
寛文 8 年 (1668 年)	頼重の長女絲姫、頼利 (頼重の兄弟) と結婚するが、4 カ月で頼利が急死 (注 11)。栗林荘にて行玄猪儀、忘年儀 (注 7)。この頃から栗林荘での儀式が増え、宴の記述もあることから、 掬月亭や御殿での接客 が整ったと考えられる。
寛文 10 年 (1670 年)	英公は絲姫を伴い栗林荘に移り、公務を行う (注 7) 寛文 10 年御造営あり。4 月 28 日に英公が移られ平常はお住まい (注 9) との記述もある。 武器庫 成 (注 7) 下屋敷であるが武器庫を設けるなど、有事の備えも優先して整えたと考えられる。

寛文 11 年 (1671 年) 1 月 1 日	年賀を栗林荘で受けた記述で、御殿には年寄部屋・玄関・表書院（上段の間・二の間）があり、外に居間・台所・絲姫の間などあり、整った御殿があったことがわかる（注 11）（注 12）。
年代不詳	万一幕府から転封の命があった時、取り乱し処置を誤るようなことのないよう、頼重がしたためた覚書に、長つぼね・茶屋・鎮守などを取り除くとある（注 4）（注 12）。「長つぼね」は御殿と推測される。
年代不詳	一翁宗守（1605～1676 千宗且の次男）が頼重の茶頭となる。晩年には武者小路にて「官休庵」を建て、 武者小路千家 となる。武者小路千家は代々茶頭として高松藩に仕え、長次郎作赤楽茶碗「木守」が高松松平家に献上される（注 13）。

b. 二代 頼常（よみつね）

延宝元年 (1673 年)	松平頼重 致仕 松平頼常（節公） 封をつぐ（注 14）。頼重は藩主を辞退し、水戸藩藩主光圀の子である頼常が藩主となる。頼重の入道。この頃 観音堂 、 檜御殿 など建つ（注 3）。大久保主計谷平右衛門（他 20 名）被為召 御庭拝見被仰付 志水之御茶屋に而御料理被下候（注 12）とある。 志水の御茶屋 は考槃亭と考えられる。他にも 西湖のお茶屋 の記述有り。憂玉亭と考えられる。
貞享 3 年 (1686 年)	この年 9 回 能 を催し、小鼓、大鼓を打ち、家中の者に見学を許し、料理やお茶を振舞う（注 7）。この頃には、 能 を催す記述が多い。整備が進んだことが推定される。
元禄 8 年 (1695 年)	年始の能を御林でも催す 儉約令 を出す 頼重逝去（注 15）。
元禄 13 年 (1700 年)	「 御林御庭之図 」が描かれる。掬月亭が描かれ、南庭・北庭が整い、 大名庭園 としての 大改修整備 が進んだ事が見てとれる。
元禄 17 年 (1704 年)	「 栗林荘記 」菊地武雄文中に 大慈大悲之閣 の記述あり。これは観音堂のことと考えられる。
元禄年間	頼常が 窮民救済事業 として栗林荘を修修する（注 6）。 節公事蹟に曰、御代中度々凶年有之候得共、民の貢租を御ゆるし、多くの金穀を御施し被成候て、餓死に至候者無之候、・・栗林御別荘の御庭普請を被仰付、貧民ども老若男女の嫌なく、共日雇に被仰付、日日相當の貸米を被下候て、池を浚、山を築しめられ候に、・・・是ケ為餓死の者一人も無之候由、・・（注 15）頼常の在任中に幾度か凶作の年があり、税を免除して金や穀物を民に施したので、餓死者がなかった。・・・藩は減収で儉約の時期ではあるが民を憂いて、栗林荘の庭造りを貧しい人の区別なく雇う救済策を実施したことで、餓死者が出ることはなかった。

c. 三代 頼豊（よりとよ）

宝永元年（1704年）	松平頼常致仕 松平頼富（恵公） 封をつぐ（注14）。頼常死去（注14）入国以来、栗林荘に度々往来（注16）栗林荘改修。茶亭。二、三を建つ（注3）
享保2年（1717年）	帰栗林 公移居栗林如佳節式日及余有事皆帰城（注16）居所を城から栗林荘に移すなど、整備を進めたことがうかがえる。
享保19年（1734年）	亀之助君、栗林に移る（注16）。
享保年間	度々、大飢饉などの災害が多く発生（注9）。

d. 四代 頼桓（よりのたけ）

享保20年（1735年）	松平頼富 逝去 松平頼桓（懐公） 封をつぐ（注5）
元文元年（1736年）	往栗林（注17）以後、頼桓は栗林荘には日帰り程度で使用する。

e. 五代 頼恭（よりのたか）

元文4年（1739年）	松平頼恒逝去。 松平頼恭（穆公） 封をつぐ（注5）。
寛保元年（1741年）	連年凶作が続き 儉約令 を出す。
延享元年（1744年）	頼恭、栗林荘を更に大改造の工を起こす（注6）。古富士の前の池水を西の岸下の池へ切流し、梅木原薬園を東西へ堀抜いて御泉水船の通路して御庭を廻るようにと思召付けて・・・（注18）
延享2年（1745年）	栗林荘改修完成、北門を正門とする （注3）
3月	「 栗林荘記 」中村文輔の著作。頼恭自身で改修を指導し、文輔に命じて新たに17カ所、旧は13カ所、合せて30カ所の名所を作る（注6）。 嶮ノ口・百花園・欄柯石屋・夏玉亭・仏祠・考槃亭・留春閣講武謝・栖霞亭・星斗館・踏鞠（蹴鞠）・愛駿謝
延享4年（1747年）	屋島壇ノ浦に 塩田 を築く。他に梶原景山・亥ノ浜を築く。 砥石、雲母 など新規物産の取立てを命じる。
寛延元年（1748年）	薬草園 を営み、 平賀源内、池田玄丈、池田文泰 等に管理さす（注3）。
宝暦7年（1757年）	初めて 藩札 を発行する。
宝暦10年（1760年）	将軍の命により、 魚譜『衆鱗図』・『衆鱗手鏡目録』 献上
明和5年（1768年）	江戸藩邸に池上太郎左衛門を招き、製糖技術を学ばせる。頼恭は 武芸 （水練、剣術、弓道、槍術、馬術など）の修練を積み、 蹴鞠、能、茶道 などの芸能に興ずる。頼恭の命で数寄屋奉行、片山五左衛門（覚心）が 石州流茶道 を学び讃岐に導入する。頼恭は栗林荘に大名の他、家臣や医師、茶人、商人を茶会に招く（注13）。
明和7年（1770年）	栗林二十詠 青葉士弘 が詠む
年代不記載	頼恭意を殖産興業に留む、 製紙・陶造 の業は、藩祖頼重が良工を四方より招致し之を創め（ 理兵衛焼・石清尾焼 ）、讃岐物産の一に居る。頼恭に及んで、益々保護奨励を加へ、工師の養成に努め、其の業を盛大にす・・・（注15）。

f. 六代 頼眞（よりぎね）

明和 8 年（1771 年）	松平頼恭逝去。 松平頼眞（定公） 封をつぐ（注 5）。
安永 8 年（1779 年）	藩士を講堂に学ばせる（注 13）。家臣の俸禄を定制に復すなど仁政に努めた。栗林荘の改修等の記録は不詳。

g. 七代 頼起（よりおき）

安永 9 年（1780 年）	松平頼眞逝去。 松平頼起（欽公） 封をつぐ（注 5）。
天明 4 年（1784 年）	家臣稲田真一は松（園内にある百石松・・鶴亀松ともいう）を愛し、ある日、その手入れに時を過ごし登城に遅刻したため、会計の職を免ぜられ 100 石減俸されたという（注 20）。
天明 3 年～7 年	天明の大飢饉。儉約を務め、家臣、領民を救済した（注 5）。栗林荘の改修等の記録は不詳。

h. 八代 頼儀（よりのり）

寛政 4 年（1792 年）	松平頼起逝去。 松平頼儀（襄公） 封をつぐ（注 5）。
年代不詳	<p>国産奨励の趣意より東浜海岸を埋立て問屋を移住し荷舟を招き、御手廻舟を数艘造り、米、綿、雑穀、藍、砂糖等の国産品を買上げて江戸、大阪等へ販売。</p> <p>移入品防濁の目的にて、舟舶、鍋釜、陶器、紙筆墨、縮緬、絹類、奥綿、棧留綿、麻の類、木綿竝に絲類、箆筥、長持其の他指物、傘類、櫛欄箆。杉箸、楊枝、筭簪、馬具、革細工、石灰、畳表等の製造を始め、牧馬の飼養、薬種、茶、櫨、漆、榧、椿、桐、梨、桑、楮とうの移植して各生産物の加工を奨励して資金を貸興し・・・（注 5）</p> <p>栗林荘の改修等の記録は不詳。</p>

i. 九代 頼恕（よりひろ）

文政 4 年（1821 年）	松平頼儀致仕。 松平頼恕（愨公） 封をつぐ（注 5）。
文政 7 年（1824 年）	家老芹沢元徴「 栗林分間図 」を作成（注 3）。
天保 7 年（1833 年）	<p>将軍家斉より五葉松拝領（盆栽）（注 3）。</p> <p>栗林荘絵図（年代無記入、栗林公園旧蔵版） 作成か。星斗館掬月の脇に拝領の松と見える囲いがあることから、この頃に描かれたと考えられる。ただし、北湖と西湖を渡る水路がなく、檜御殿の規模も栗林分間図と相違がある。出費がかさみ財政難の回復に力を注ぐと共に殖産産業に努めた（注 5）。栗林荘の改修等の記録は不詳であるが、栗林分間図からは栗林荘記の記述と変化がないことから、維持管理されていたと考えられる。</p>

j. 十代 頼胤（よりのたね）

天保13年（1842年）	松平頼恕逝去。松平頼胤（靖公）封をつぐ（注5）。
弘化元年（1844年）	栗林荘絵図（弘化元年作、栗林公園旧蔵版）作成 栗林荘絵図（年代無記入、高松松平家伝来）作成（推測） 上記の栗林荘絵図は内容が類似していることから、同時代かと考えられる。
嘉永3年（1850年）	頼胤が鷹狩を行った時、残っていた栗を伐ったのでなくなる。しかし、記念に3本だけ百花園に移植したと伝わる（注6）。浦賀にペリーが来航するなど騒然な情勢となり、頼胤は幕府に重んじられ江戸に留まることが多かった。

k. 十一代 頼聰（よりのとし）

文政4年（1821年）	松平頼胤致仕松平頼聰（懿公）封をつぐ（注5）。
慶応3年（1867年）	大政奉還
慶応4年（1868年）	鳥羽・伏見の戦い。高松藩は旧幕府軍に加わる。高松城の無血開城
明治2年（1869年）	頼聰高松藩知事となる。栗林荘は香川県円座村の藤岡政太郎という一個人に払い下げられ、政太郎は御殿を解体し、他に移築したと伝わる。（注11）この年まで天女島に弁財天の祠あり（注21）。 廃藩置県により、本園の敷地官収。この頃より次第に檜御殿（明治4年3月）、観音堂、弁財天、日暮亭、星斗館の一部（従者舎、厨房）などを廃す（注3）。

松平家による高松藩の藩政は十一代で終焉する。

松平家代々の藩主により栗林荘は改修され回遊式大名庭園の名園として完成された。

歴代藩主に共通してみられる事項は、

- ・交流 幕府の中枢としての松平家の広い交流関係。
- ・儉約 儉約による蓄財。藩政の財政難や天災等の備えを怠らなかった。
- ・産業振興 産業を振興するために、研究開発や奨励、交易を進めた。
- ・素養の高さ 武芸のみならず能、茶などの文化的素養が備わっている。

栗林荘は藩主の保養だけの別荘ではなく、藩主の意向を反映した交流の場であり、災害時の救済事業でもあり、産業振興の研究所、博覧会場で、武芸や芸術の殿堂でもあった。

④明治・大正期

維新により園は民間に払い下げて、建物や庭の一部が撤去されるなどの荒廃に至る時期があったが、県所有になり香川県博物館の建設や、富国強兵政策による公園

等の普及を背景に、北庭を洋風化するなどの改修が進み、公園としての新たな施設整備がなされる。

明治4年(1871年)	維新後一時私人の有に帰し、あらたに荒廢に帰せんとしていたので、有志之を慨し甘棠舎といふを設けて維持する(注5)。廢藩置縣により、旧藩主松平頼聰は本館を免ぜられ、高松城は廢城となり国有となる。また、栗林荘は高松県のものになる(注6)。この頃、藩士の松岡調が園内を縦覧したときは、檜御殿が丁度解体されているときで、その跡地は田畑にするとのことであった。御殿が解体されていた時も、掬月亭は健在で、留春亭とは百間ばかりの廊下でつながっていたという(注22)。
明治8年(1875年)	県有の公園として公開するに至り(注5)。
明治11年(1878年)	高松栗林公園碑記 竣工。その後、荒廢した時期あり。
明治23年(1890年)	勸業資金として大蔵省から本県に委託されていた12,550円余の金を、地方経済に下知されたので、その金でこの年、旧檜御殿の東方に 香川県博物館 (今の商工奨励館)を設けることとなる。設計は皇室技芸員 伊藤平左衛門。
明治30年(1897年)	紫雲山の官林を公園敷地として使用願を出したところ、116,592坪の許可(農商務省)あり(注3)。
明治31年(1898年)	日暮亭 を建つ(石州流)(注3)。
明治32年(1899年)	3月31日 香川県博物館 開館。県内の産物を工業・農業・水産の部に分けて参考品(美術品等)と共に陳列す(注6)。
明治36年(1903年)	皇太子(後の大正天皇)、四日間星斗館に御逗留(このとき星斗館の一部増築)(注3)。
明治39年(1906年)	香川県博物館を香川県物産陳列所と改称(注6)。
明治44年(1911年)	北庭の改修に当って民有の山林田畑569坪を購入(注5)。北庭改修に着手。
大正2年(1913年)	北庭改修完成。北庭を洋風化するなどの改修が進み、公園としての新たな施設整備がなされる。宮内省内苑寮技師 市川之雄 設計、指導。このとき旧に従い北門を正門とし、公園碑を北門内に移す(注3)。 長尾寺の東門は、栗林公園北門を建て替えた際、住職が払い下げを受けて移築したものといわれている(注23)。

補注

注1 『稻荷山の積石塚古墳』編集発行 高松市埋蔵文化財センター

注2 香川県 昭和9年『国宝並に史跡名勝天然記念物調査報告』

注3 藤田勝重著 昭和37年『西嶋八兵衛と栗林公園』

-
- 注4 松浦正一著 昭和40年『特別名勝栗林公園内掬月亭建物並びに庭園修理報告書』
- 注5 高松市役所 昭和49年『高松市史』
- 注6 松浦正一著『高松の名勝 栗林公園』
- 注7 『英公実録』
- 注8 増田休意著 大正4年『香讃州府』志川新報社
- 注9 旧版 『高松市史』
- 注10 小神野興兵衛著『小神野夜話』
- 注11 吉永義信 1964『栗林公園史考』東京家政学院大学 紀要
- 注12 英公外記
- 注13 松平頼恭『頼真茶会記「穆公御茶事記」にみる大名茶』
- 注14 安政5年『西讃府志』
- 注15 片山冲堂・綾野弥八郎・上野幽叟著 『増補 高松藩記』松平公益会
- 注16 『恵公実録』
- 注17 『懐公実録』
- 注18 『増補 穆公遺事』
- 注19 竹内庸夫 著『旧高松藩の栗林薬園』
- 注20 高松市文化財保護協会、高松市歴史民俗協会 昭和58年『古里探訪』
- 注21 高松市史編集室 昭和36年 『高松地名史話』
- 注22 松岡調『年々日記』 多和文庫蔵
- 注23 香川県教育委員会 平成20年 『長尾寺調査報告書』

(2) 史料等による文献調査

① 全体絵図

[1] 御林御庭之図

年代：元禄 13 年 10 月（1700 年）

瀬戸内海歴史民俗資料館
蔵

現存する古図では最も古い史料。2 代藩主頼常の代には、既に掬月亭が描かれていることがわかる。また、南庭・北庭が整っていることから、大名庭園としての大改修整備が進んだことがわかる。

後の絵図にはない「御舟蔵」・「矢場御殿」・「馬場御殿」が描かれている。

北湖にあたる部分には屋形舟が二艘描かれている。

絵図には御屋形は別紙とあるが、その存在は不明である。



図 2-4-1 御林御庭之図

出典 瀬戸内海歴史民俗資料館

- ・掬月亭

御林御庭之図には、掬月亭として7棟が描かれ、屋根は全体に切妻で柿葺か檜皮葺に描かれている。掬月は切妻の屋根に縁側が廻る開放的な部屋が描かれ、現在の茶室には横広の下地窓風の開口部が描かれている。現在の初筵観にも同様の窓がある。初筵観北棟と従徒舎と厨房には縁が廻る。従徒舎と厨房は初筵観北棟の西にあるように見える。絵図の姿図であることから、正確な配置は判らないが、7つの棟がある。その後の絵図等と従徒舎と厨房の位置が違うように見える。

- ・日暮亭

「考槃亭、此所に引き日暮亭と改め」と貼紙がある。

- ・嶮の口御門

貝之御門と記入があり、南進する道脇に2棟が丁字に連なった建物が描かれ、通路は竹の菱垣で塞がれており、奥に冠木門がある。冠木門を入ると大きく左に折れて樹木に囲まれた道が続き、芙蓉沼の手前で視界が広がる。

- ・檜御殿

御林御庭之図には“御殿の図別紙あり”となっており別紙は不明である。絵図が描かれた元禄13年(1700年)は二代頼常の頃で、頼重はすでにお山屋敷へ隠退(延宝3年1675年)して元禄8年(1695年)に逝去。檜御殿は寛文10年(1670年)頃には完成し、南庭と北庭が整った姿が描かれている。

- ・留春閣

留春として切妻の建物を中心に4棟が連なって描かれている。それ以前の記録は掬月亭と同様に不明である。この絵図には古理兵衛九重塔が描かれていない。紀太理兵衛は正保4年(1847年)に頼重に召しかかえ、延宝6年(1778年)に病死。この絵図が書かれた頃にはすでに亡くなっていることから、他の場所にあったものをその後に移設したものか、伝承者が後に製作したかは不明である。

- ・百花園

梅木原、牡丹〇〇壇、百花園が描かれている。この絵図は元禄13年(1700年)の年号があることから、上記の文面と創設時期に相違が出てくることから、検討を要する。

[2] 栗林分間図

年代：文政7年6月下旬（1824年）

栗林公園観光事務所旧蔵
香川県立ミュージアム蔵

「総哉 芹澤元徴 測量 上田資容 芹澤元宜 松尾光貞」と記入があり、9代頼恕の代に家老の芹澤元徴のもとで、測量して製作された図。図で、縮尺は当時の書院建物の1間の6尺5寸を1分で描かれており、1/650と考えられる。

主要な建物を赤色で示し、便宜的な建物は茶色で表現されている。茶亭は栖霞亭と、現在の日暮亭の位置に名称のない茶亭が描かれている。

また、南湖と北湖の間の玉潤には、舟倉らしい建物がみてとれる。栗林荘の周辺も一部描かれており、門の状況や鷹匠屋敷があったことが判る。

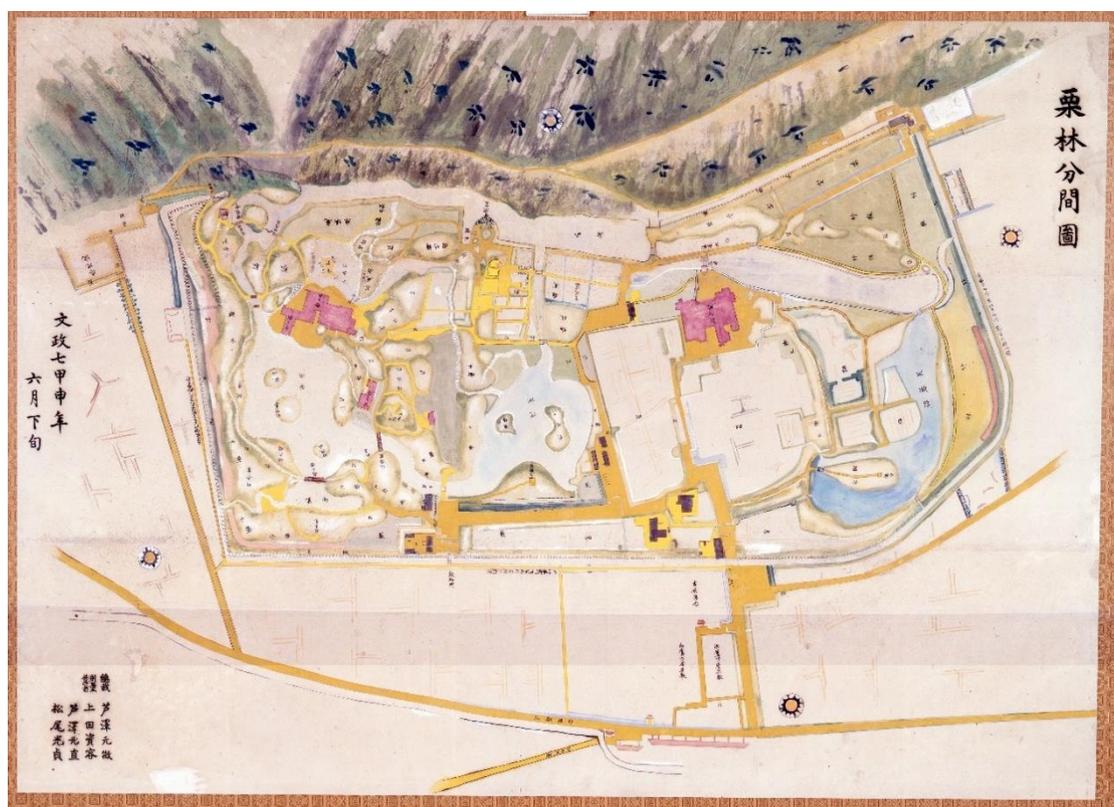


図 2-4-2 栗林分間図

出典 香川県立ミュージアム

・掬月亭

栗林分間図には星斗館と中央に記入が有り、掬月の位置に掬月亭と記入されている。このことから、江戸中期以後は、全体を星斗館と呼び、掬月を掬月亭と呼んだと推定される。栗林分間図からは平面の外周が判り、[2]以下の御林絵図とほぼ合致する。

・日暮亭

日暮亭の記入はないが、現在の日暮亭の南面に1間四方ほどの建物と日暮亭の待合がある付近に2間四方の茶席が記されている。五代頼恭の延享の

大改修で吹上にあった考槃亭が移設されて日暮亭と改められたといわれているが、栗林荘記 中村文輔著には考槃亭が60景にあることから、延享以後の栗林分間図が作製される文政7年（1824年）の間に移設されたとも考えられる。この建物が現在は蔓玉亭跡に建つ旧日暮亭の建物と推定される。

・ 嶮の口御門

栗林分間図には門の名称の記入はなく、上記の絵図と同様の経路が描かれている。橋を渡った先には、小ぶりの門があり、その脇に2間×8間ほどの番屋らしき建物がある。図には竹林が芙蓉沼近くまで上記絵図の時代より広がっている。

・ 檜御殿

新御殿と記入されている。どの時期に新しく建替えられたのか、または改装されたのかは不明である。檜御殿の規模を示す絵図として貴重である。図では[3]無名図（栗林公園古図）にあった大きな長屋等はなく、小ぶりの長屋が残り、これが出入りの表門として使われていたと考えられる。檜御殿の東は御殿近くまで広い畑となっている。

・ 留春閣

[3]無名図（栗林公園古図）と同様な平面形が記されている。古理兵衛九重塔の記入はない。

・ 百花園

梅林と堀の記入はないが百花園と橘園が描かれている。

[3] 無名図（以下、「栗林公園古図」とする）

年代：無記入

栗林公園観光事務所旧蔵
香川県立ミュージアム蔵

描かれた年代は不詳である。掬月亭の脇に九代頼恕の代、天保7年（1833年）に將軍から拝領した松がみられることから、描かれたのは天保7年以降と考えられるが、一方で[2]栗林分間図にある北湖と西湖を渡る水路が本図には描かれておらず、この部分に関しては[2]栗林分間図よりも古い時代の形となっている。

水路が作られたのは五代頼恭が栗林荘の大改修をした延享2年（1745年）頃と考えられるため、本図は延享2年（1745年）以前の絵図を下絵に天保7年以降に描かれたと考えるのが妥当であろう。

実際に本図以降に製作された栗林荘の古図には本図に酷似したものが数多くみられ、過去に描かれた絵図を下絵として加筆修正し、新たな絵図が描かれることが一般的であったことを示している。

細部を見ると下記のこと分かる

- ・夏玉亭・考槃亭が描かれている。
- ・矢場御殿・馬場御殿は、描かれていない。
- ・講武謝の名称の建物が描かれている。
- ・南湖には屋形舟が二艘、北湖側には三艘の和舟が描かれている。
- ・檜御殿は描かれていない。



図 2-4-3 無名図 年代無記入

出典 香川県立ミュージアム

・掬月亭

無名図（栗林公園古図）には、9代頼恕の代に將軍拝領（天保7年（1833年））の松と見える囲いがあり、7棟が整然と描かれており、星斗館、掬月亭、初筵観

の記入がある。現存部分の配置はほぼ同じに見える。掬月亭（現在の掬月）と初筵観と初筵観北棟は柿葺か檜皮葺に、従徒舎は茅葺に、厨房は瓦葺（推定）に色分けされている。周囲の庭の配置も現状と大きくは変わらない。

- ・日暮亭

日暮亭は描かれていない。

- ・嶮の口御門

南進する道脇に門付きの土塀に囲まれた上記の番屋らしき同様形状の建物がある。その建物の上には登り窯らしき建造物があることから、陶工の家であるかもしれない。道は堀が横切っており、堀の手前で西に行き、南に向かい橋を渡る。橋のそばに番屋らしき建物があり、木戸門より入り、土塀に囲まれた道を東にすむ。次に南を向き冠木門を通ると、南に向かって土塀に囲まれた直線の道が石梁までの2/3程の距離で続く。周囲は竹林に囲まれており、幽谷を歩む空間であったと推定される。

- ・檜御殿

檜御殿の外周の土塀や門は描かれているが、檜御殿の本体は雲の下の表記で意識的に描かれていない。絵図からは檜御殿の正面には大きな長屋が2棟あり、それより曲がって塀と門、やや小ぶりの長屋と門と続く。小ぶりの長屋奥には石積のある物見のような建物がある。切手御門から入りこれらの門から檜御殿に入ると考えられる。裏庭には小振りの三重塔が描かれており、利兵衛焼であったとも考えられる。檜御殿の後方は土墨に樹木が植えられて防風林のようにになっている。二代頼常から3代頼豊の頃の最も檜御殿が藩主の居所としても使われた頃を伝える絵図といえる。

- ・留春閣

1棟で縁が廻り、屋根が柿葺か檜皮葺で南方に中庭をもつ建物とそばに古理兵衛九重塔が描かれている。御林御庭之図の建物とはかなりの違いがあることから、御林御庭之図の描かれた元禄13年（1700年）以後に留春閣は建替られたと推定される。

- ・百花園

梅林と四角に塀で囲まれた中に百花園と橘園が描かれている。

[4]無名（以下、「御林名所絵図」とする）

年代：弘化元年2月（1844年）

栗林公園観光事務所旧蔵
香川県立ミュージアム蔵

添書に「御林名所 穆公被 仰出 延享二年四月五日」とある。
敷地の東西南北距離や坪面積の記入がある。

③無名図（年代：未記入）と違い、檜御殿が描かれているが、檜御殿の規模は②栗林分間図の半分ほどの規模に縮小している。



図2-4-4 無名図 弘化元年

出典 香川県立ミュージアム

・掬月亭

[1]無名図（弘化元年）と[5]の無名図とは庭の植込みに違いがあるが、建物は大きな違いはない。また[2]の無名図（栗林公園古図）とも建物に大きな違いはない。

・日暮亭

2間四方の藁葺の茶室が描かれている。

・嶮の口御門

[4]無名図（弘化元年）と[5]無名図（年代未記入）とは同様に描かれており、[3]無名図（栗林公園古図）と大きな違いはない。

・檜御殿

[4]無名図（弘化元年）と[5]無名図（年代未記入）とは同様に描かれており、横長の御殿と両脇に延びた建物と付属屋が1棟描かれており貴重である。栗林分間図に描かれた表門は塀となり、石梁の門がやや大きく描かれており、これが御殿の門であると考えられる。

主殿の屋根は入母屋で上部が茅葺、下屋が柿葺か檜皮葺と見え、田舎家風の書院であったと考えられる。裏庭には石組と樹木、小振りの三重塔が描かれている。栗林分間図にあった畑は描かれていない。

・留春閣

無名図（弘化元年）と[5]無名図（年代未記入）とは同様に描かれており、無名図（栗林公園古図）とも同様に描かれている。

・百花園

[4]無名図（弘化元年）と[5]無名図（年代未記入）とは同様に描かれており、梅林と周囲を樹木で囲んだ百花園が描かれている。

[5]無名（以下、「高松松平家歴史資料絵図」とする）

年代：無記入

高松松平家歴史資料
香川県立ミュージアム蔵

[4]無名図(年代：弘化元年2月(1844年))と細部や筆使いがやや違うが、ほぼ同じ内容の古図である。同じ時期に描かれたものと考えられる。距離や面積の書き込みはない。高松松平家所蔵であったことから、松平家用に[4]無名図(年代：弘化元年2月(1844年))をもとに製作された可能性がある。



図2-4-5 無名図 年代無記入

出典 香川県立ミュージアム

・檜御殿

年代は不詳であるが、[4]無名図（弘化元年）、[5]無名図（年代未記入）の外観と合致する。平面からは石梁前の御門から入り、御駕籠室と風呂のある玄関棟より入ったと推定される。主殿には御居間、次の間、三の間が中央にそれぞれ入側の間が付く。御居間の裏に仏間、東に茶所、南に廊下伝いに詰め所の棟がある。

・留春閣

[2]無名図（栗林公園古図）、[4]無名図（弘化元年）と同様の平面図が描かれている。

- 百花園

[4]無名図（弘化元年）と同様に梅林と樹木で囲まれた百花園が描かれている。

[6]香川県栗林公園真景

年代：明治27年（1894年）

（公財）東京都公園協会

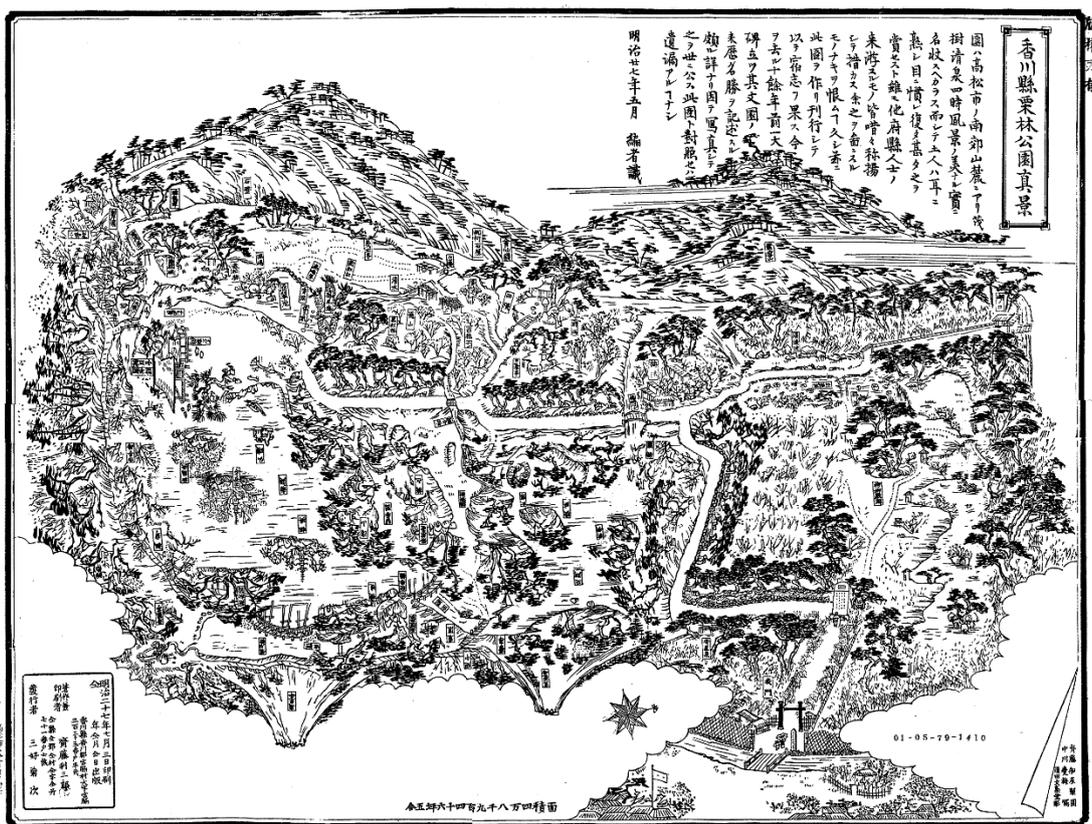


図2-4-6 香川県栗林公園真景

出典 （公財）東京都公園協会

- 檜御殿

建物は確認できない。

- 留春閣

建物は確認できるが、[5] 「高松松平家歴史資料絵図」と形状が同様とは言えない。

- 掬月亭

建物は確認できるが、[5] 「高松松平家歴史資料絵図」と形状が同様とは言えない。

[7] 香川縣高松市栗林公園全圖

年代：明治 30 年 4 月（1897 年）

国会図書館蔵

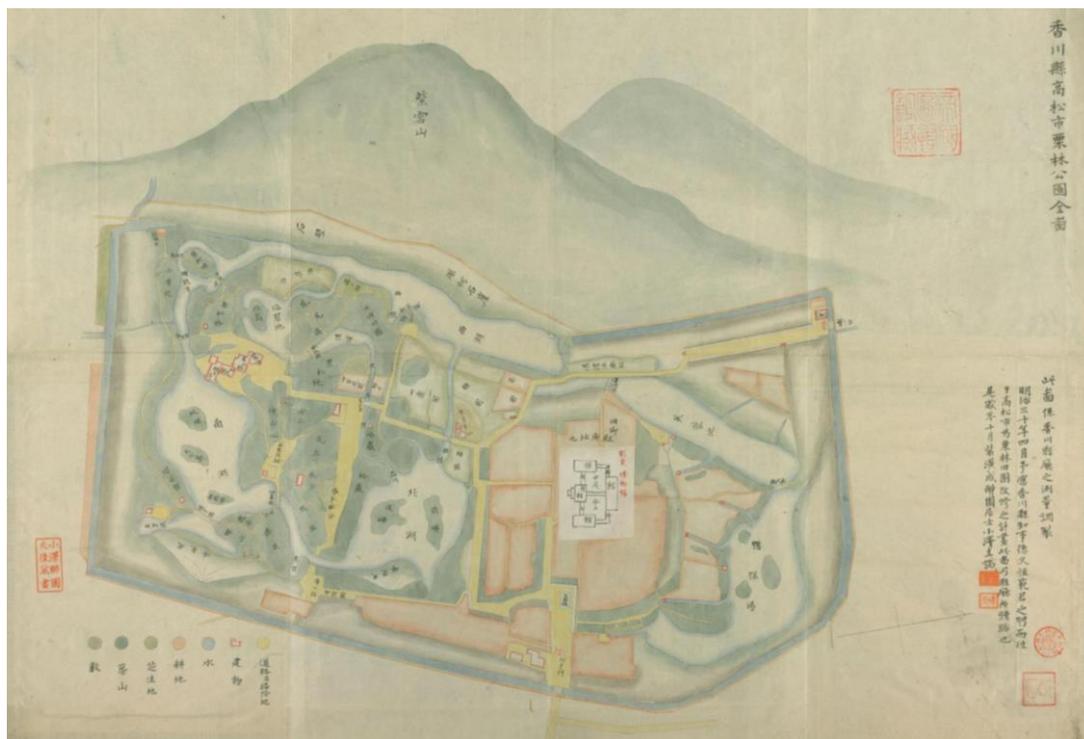


図 2-4-7 香川縣高松市栗林公園全圖

出典 国会図書館

- ・檜御殿
旧御殿廢止跡也と表記されている。
- ・留春閣
留春閣跡と表記されている。小さな建物は確認できるが、現在の茶屋位置に近い。
- ・掬月亭
建物は確認できるが、[5] 「高松松平家歴史資料絵図」と形状が同様とは言えない。一部が撤去されていることが確認できる。
- ・商工奨励館
建物は表記されているが、絵と紙の質感が他と異なるため後で加筆した可能性がある。年代としても明治 30 年にはまだ商工奨励館は竣工していない。商工奨励館の竣工は明治 32 年。

[8] 栗林公園

年代：明治 32 年 12 月 25 日（1899 年）



図 2-4-8 栗林公園 明治 37 年

出典：うどん県旅ネット（栗林公園の歴史 pdf より）：<https://www.my-kagawa.jp/>

- ・ 檜御殿
建物は確認できない。
- ・ 留春閣
跡地と表記が読み取れる。
- ・ 掬月亭
[7]と同様な平面形状の建物が確認できる。
- ・ 商工奨励館
建物が確認できる。現在の茶室棟は確認できない。
- ・ 日暮亭
建物が確認できる。

[9] 讃岐高松栗林公園真景

年代：明治 37 年 5 月 5 日（1904 年）

香川県立ミュージアム蔵

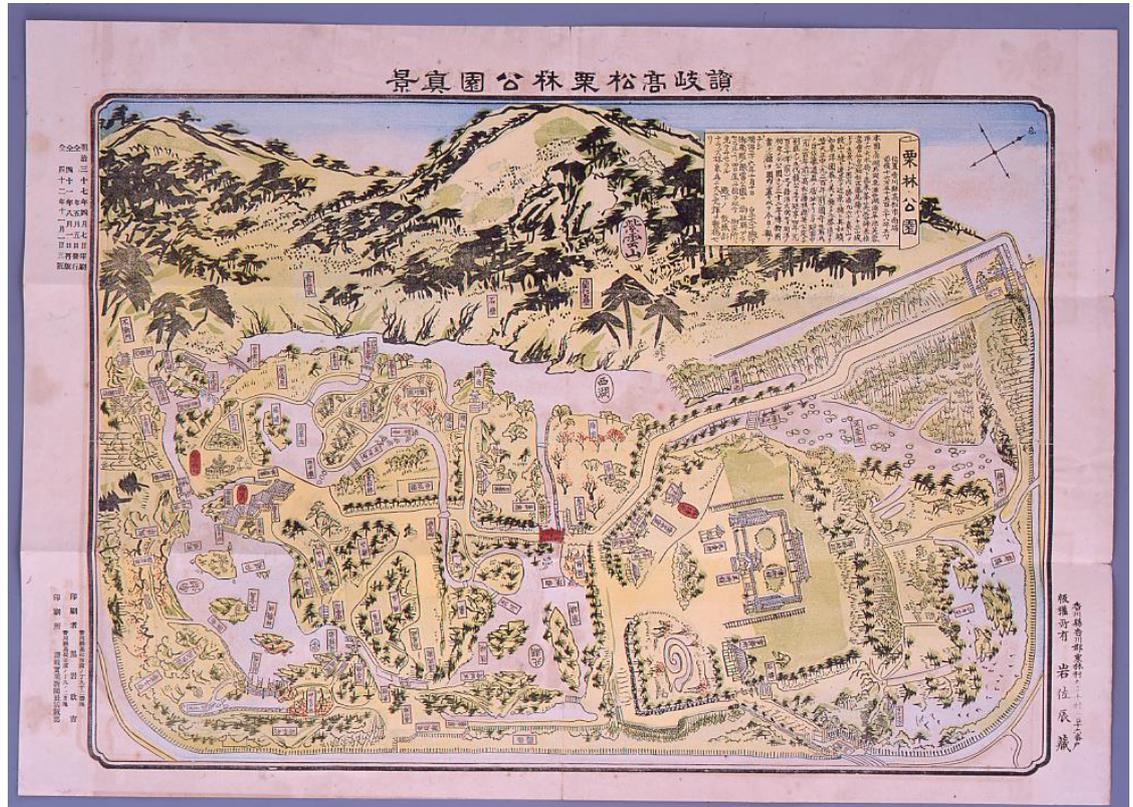


図 2-4-9 讃岐高松栗林公園 明治 37 年

出典 香川県立ミュージアム

- ・ 掬月亭
[7]と同様な平面形状の建物が確認できる。
- ・ 商工奨励館
建物が確認できる。現在の茶室棟は確認できない。
- ・ 日暮亭
建物が確認できる。

[10] 栗林公園御案内

年代：大正9年（1920年）

京都府立京都学・歴史館
京の記憶アーカイブ蔵

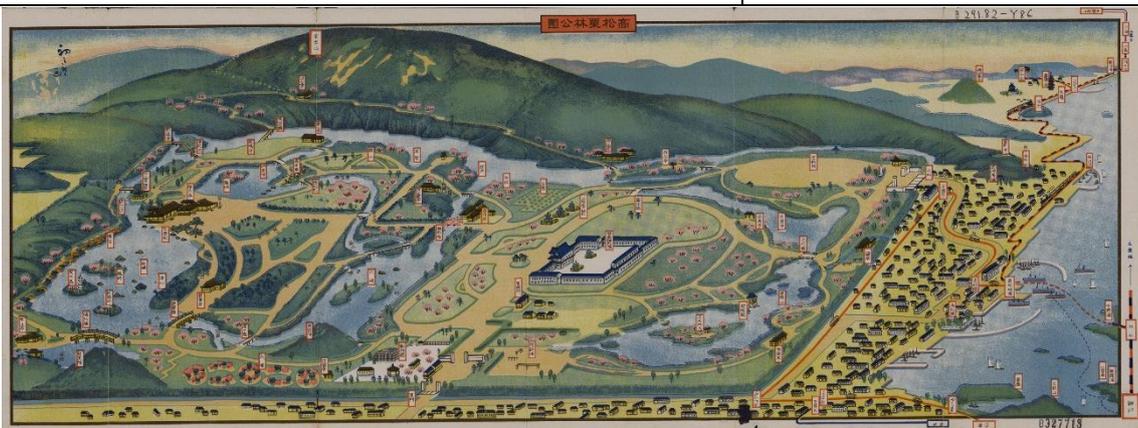


図 2-4-10 栗林公園御案内

出典 京都府立京都学・歴史館京の記憶アーカイブ

- ・ 掬月亭
[7]と同様な平面形状の建物が確認できる。
- ・ 商工奨励館
建物が確認できる。現在の茶室棟は確認できない。
- ・ 日暮亭
建物が確認できる。

[11] 高松栗林公園平面図

年代：昭和4年（1929年）

（公財）東京都公園協会

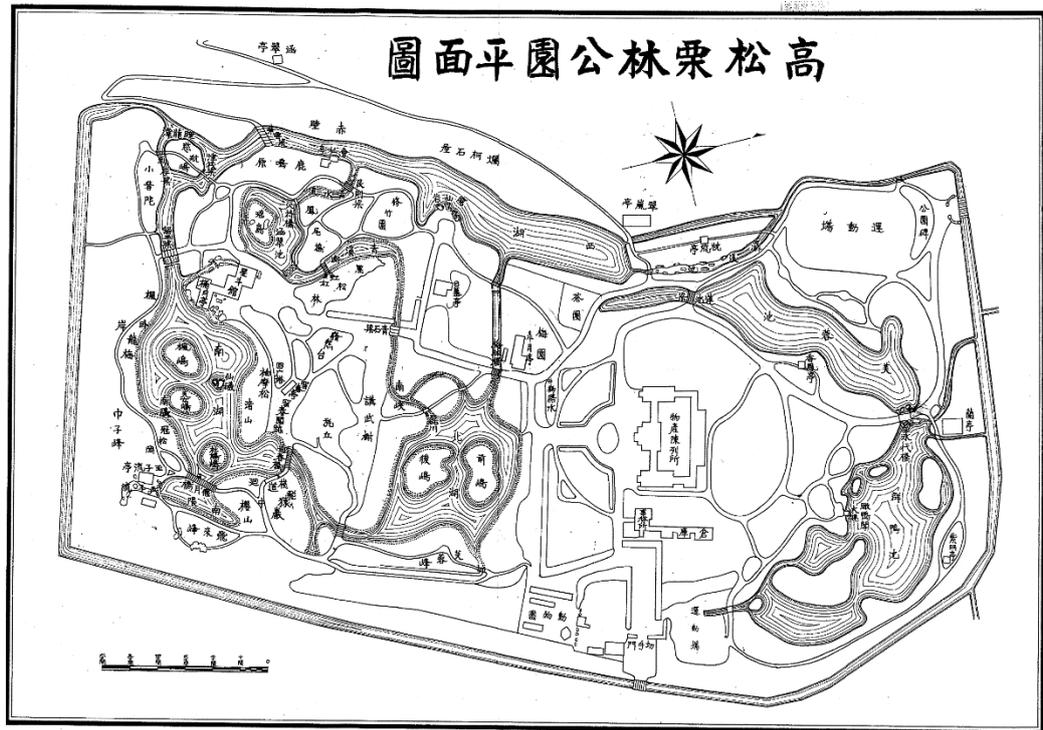


図 2-4-11 高松栗林公園平面図

出典 （公財）東京都公園協会

- ・ 掬月亭
[7]と同様な平面形状の建物が確認できる。
- ・ 商工奨励館
物産陳列所という名称と建物が確認できる。現在の茶室棟は確認できない。
- ・ 日暮亭
建物が確認できる。

建物絵図

[12] 檜御殿図

年代：未記入

高松松平家歴史資料

香川県立ミュージアム蔵

檜御殿の平面図。

平面形状から御林を描いた弘化元年の古図の姿と合致するとみられる。

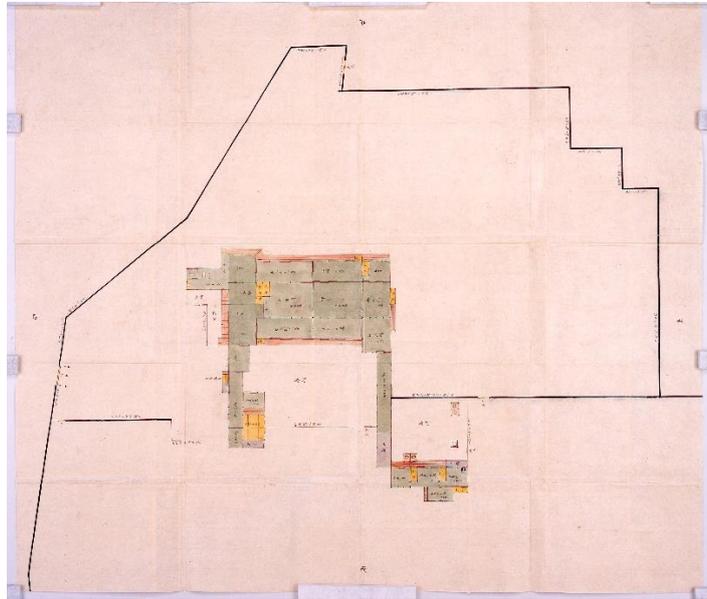


図 2-4-12 檜御殿図 全体

出典 香川県立ミュージアム

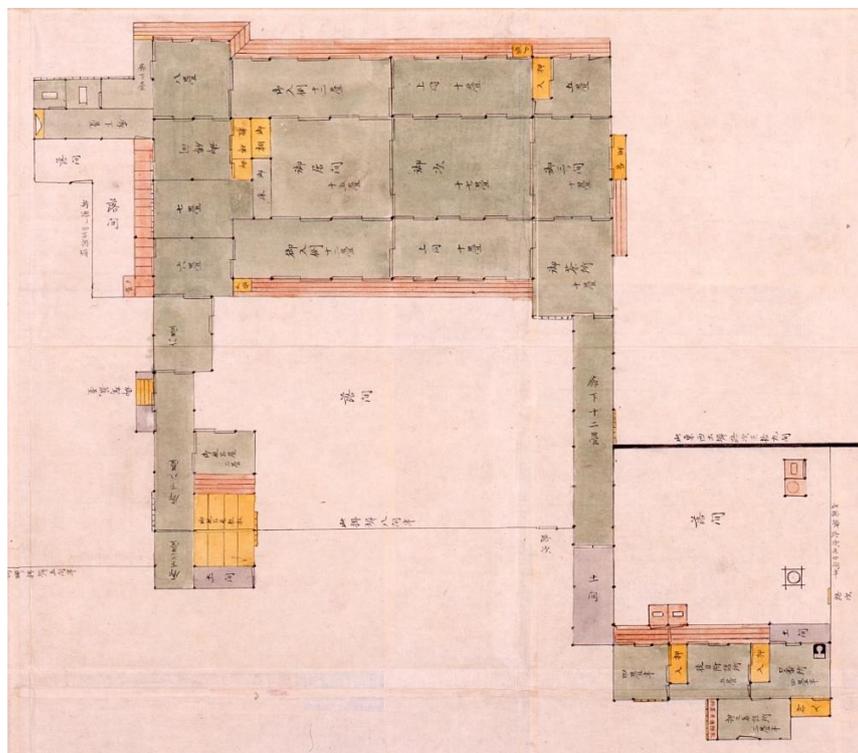


写真 2-4-13 檜御殿図 建物部分

出典 香川県立ミュージアム

[13] 星斗館図

年代：未記入

高松松平家歴史資料

香川県立ミュージアム蔵

星斗館の平面図。

こちらは御林を描いた弘化元年の古図と若干食い違いが見られる。

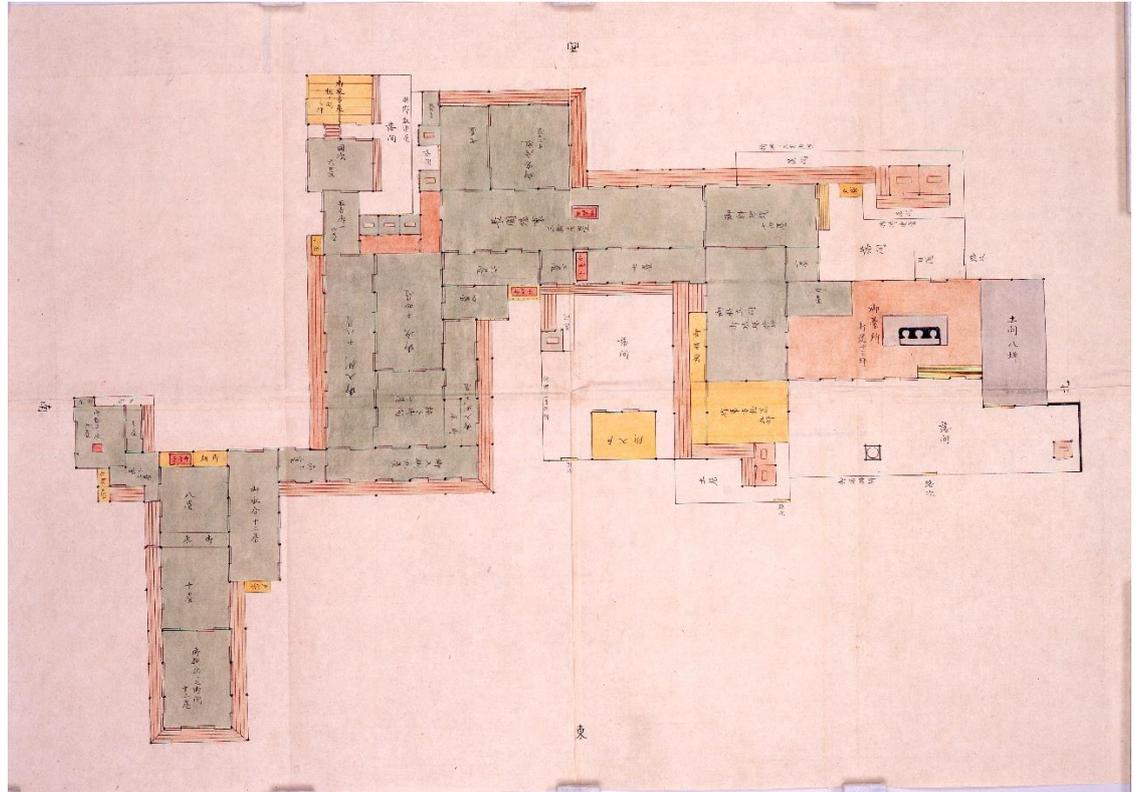


写真 2-4-14 星斗館図

出典 香川県立ミュージアム

御林絵図に描かれている姿が判る平面図として貴重な資料。この平面図は絵図資料と比較して、調理場の北の落ち間が大きく描かれている。また、厨房（台所）の北に土間八坪が描かれている。この平面図が描かれた時代は不明であるが、基本的には御林絵図の栗林分間図以後の形状と合致する。

[14]留春閣図 年代 未記入 高松松平家旧蔵 香川県立ミュージアム蔵

年代：未記入

高松松平家歴史資料

香川県立ミュージアム蔵

留春閣の平面図。御林を描いた弘化元年の古図と合致する。

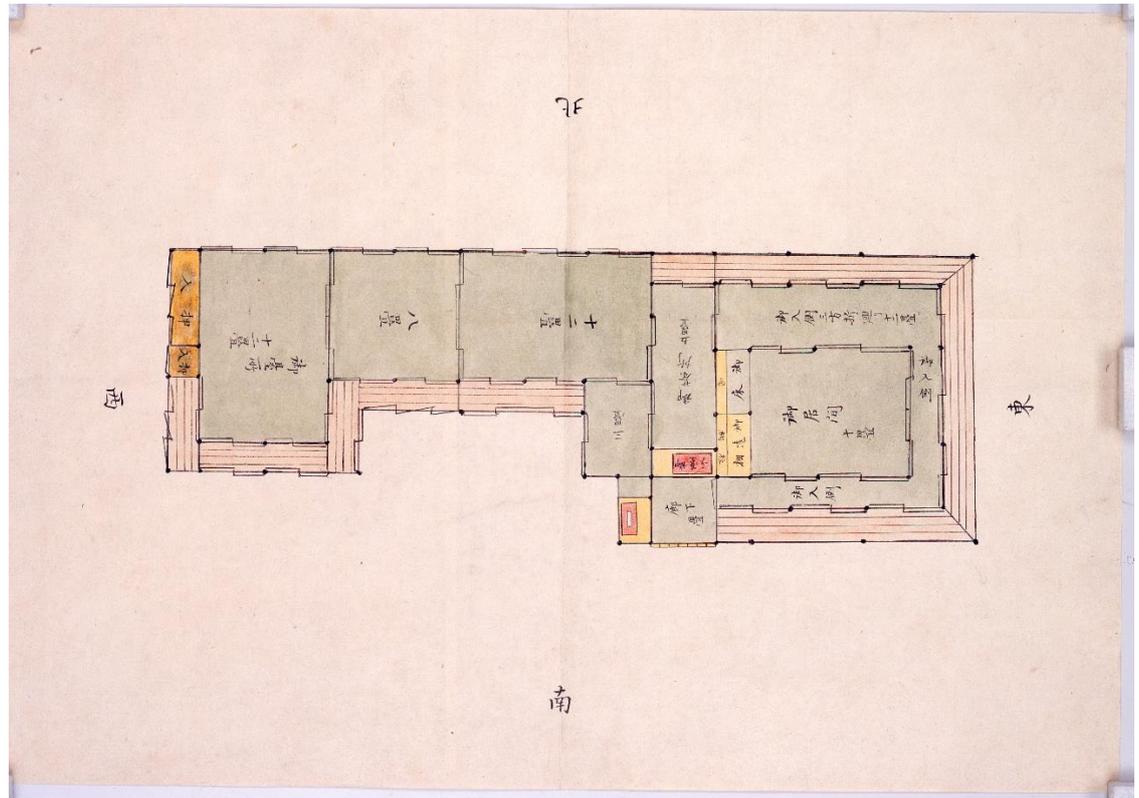


写真 2-4-15 留春閣図

出典 香川県立ミュージアム

留春閣図には東より居間十畳に入側が三方に付く、次に台子のある茶所五畳、次に小間三と十二畳、八畳、台所十二畳がある。居間には床と違い棚の設えがある数寄屋風の書院造であったと推定される。

上記の3図は、色分けや書体が一致することから同時期に描かれたと考えられる。製作時期は不詳であるが、檜御殿の形状から栗林分間図が作製された文政7年（1824年）以後であると考えられる。

檜御殿・留春閣は現存していない。星斗館も2棟が現存しないことから、御林絵図と共に栗林荘の復元史料として貴重である。

②文献史料

No.	名称	著者・編集者	出版	出版年	内容
①	英公実録	—	—	—	初代頼重の事績、栗林荘の記録。
②	恵公実録	—	—	—	三代頼豊の事績、栗林荘の滞在の記録。
③	懐公実録	—	—	—	五代頼恭の事績、栗林荘の滞在の記録。
④	増補 穆公遺事	瀧信彦 後藤芝山 (補筆)	—	—	五代頼恭の事績、栗林荘の記録。
⑤	穆公御茶事記	—	—	—	五代頼恭の栗林荘の茶事の記録。茶席・懐石料理の内容が記録されている。
⑥	懐公実録	—	—	—	五代頼恭の事績、栗林荘の滞在の記録。
⑦	栗林荘記	菊池武雄	—	元禄 17 年 (1704 年)	二代頼常の栗林荘の大改修整備の事績を詠んでいる。
⑧	栗林荘記	中村文輔	—	延享 2 年 (1745 年)	五代頼恭の命により儒学者の中村文輔が、完成した栗林荘の大改修整備後に新たに 17 カ所、旧は 13 カ所、合せて 30 カ所の名所を作り、名所を漢文体で詠んだ。その後の栗林荘の名所の基本となる。
⑨	栗林二十詠	青葉士弘	—	明和 7 年 (1770 年)	
⑩	増補 高松藩記	片山冲堂 綾野弥八郎 上野幽叟	—		高松藩 11 代 228 年間の事績の記録。全 7 巻。儒学者片山冲堂の書いた歴代の履歴、政治の大要と旧藩士綾野弥八郎の書いた歴代の事績の 2 冊を底本にして相談役上野幽叟が加わり校正して明治 15 年 (1882 年) 完成

⑪	三代物語	増田正宅 増田休意 増田武賢	—		讃岐の史跡研究書
⑫	西讃府志	秋山惟恭 大塚敏 加藤直 尾崎漸	—	安政 5 年 (1858 年)	西讃の風土記
⑬	小神野夜話	小神野興兵衛 齊藤次美 補筆	—		高松藩士小神野興兵衛が初代頼重から 8 代頼儀の間の出来事や事件を記録。
⑭	年々日記	松岡調	—		高松藩士松岡調の日記
以下は、当調査の参考文献に使用したもののみ記載					
⑮	讃州府志	梶原竹軒	香川新報社	大正 4 年 (1915 年)	増田休意の「三代物語」を土台にした史書
⑯	国宝並に史跡名勝天然記念物調査報告		香川県	昭和 9 年 (1934 年)	
⑰	西嶋八兵衛と栗林公園	藤田勝重		昭和 37 年 (1962 年)	栗林公園の歴史や特性を解説した名著
⑱	高松の名勝 栗林公園	松浦正一			
⑲	栗林公園史考	吉永義信	東京家政学院大学	昭和 39 年 (1964 年)	東京家政学院大学 紀要
⑳	高松地名史話	高松市史編集室		昭和 36 年 (1962 年)	
㉑	特別名勝栗林公園内掬月亭建物並びに庭園修理報告書	松浦正一		昭和 40 年 (1965 年)	栗林荘の史的考察
㉒	青葉士弘とその門流	青葉翰於		昭和 46 年 (1971 年)	
㉓	高松市史	高松市役所		昭和 49 年 (1974 年)	
㉔	栗林公園	藤田勝重		昭和 49 年 (1974 年)	

②⑤	古里探訪	高松市文化財保護協会、高松市歴史民俗協会		昭和 58 年 (1983 年)	
②⑥	「穆公御茶事記」にみる大名茶				穆公御茶事記の解説本
②⑦	旧高松藩の栗林菜園	竹内盾夫			
②⑧	長尾寺調査報告書	香川県教育委員会		平成 20 年 (2008 年)	嶮ノ口御門にあった門が大正 2 年に長尾寺に移転され現存する。
②⑨	稲荷山の積石塚古墳	高松市埋蔵文化財センター			紫雲山の山麓にある古墳資料
③⑩	高松藩租	松平頼重傳	財団法人松平公益会	昭和 39 年	
③⑪	聞き書 香川の食事	北川保夫 著	農村漁村文化協会	平成 2 年	

(3) 歴史的建造物の概要調査

① 現存する建物

①-1. 掬月亭

[1] 歴史経緯と概要

松平家初代の頼重は寛永 19 年(1642 年)高松に封ぜられると間もなく栗林荘に遊び、又園の修築にも着手している。このことは、この栗林荘が、すでに前藩主生駒家によって営まれた名勝の地であった故と考えてよい。

元禄年間(1700 年)に第 2 代頼常、宝永元年(1704 年)第 3 代 頼豊、延享 2 年(1745 年)第 5 代頼恭改修の記録も在し、各藩主の栗林荘経営の努力は、今日において江戸時代作の代表的大名庭園となった。

藩政時代に「大茶屋」とも呼ばれた掬月亭の建物は、この間、園内に建てられた数多くの茶屋風の建物のうちでも一番大きく、特に主要なもので、この庭園の中心的建物であった。しかし、掬月亭の構えが整ったのは第 5 代頼恭が延享 2 年の修築工事によるものと思われる。同年 4 月 5 日中村文輔の記する「栗林荘記」には、建物全体を指して星斗館と呼び、あたかも北斗七星のつらなるが如く、掬月亭より 初筵観、従者舎、庖厨と雁行し、又茶室や浴室も附属していると記している。明治 2 年(1869 年)第 11 代頼聡の頃、従者舎、庖厨の部分を除きしてその規模を縮小し、又、明治 36 年(1903 年)皇太子殿下(大正天皇)御滞在のため南側便所、初筵観西側浴室、便所、台所を増設するなどの変遷を経て、昭和の保存修理工事により復原整備され、平成の保存修理工事を経て今日に至ったものである。

もともと藩主の私的な建物であった掬月亭に公的性格を加える計画が延享の修理工事にあつたものと考えられる。縁側、入側の間の附加、拡張もこの時によるものか。

遺構は延享 2 年の改修によって整備され、その後は大きな改修もなく一部には延享以前の部材を残していると考えられる。

(「特別名勝栗林公園内掬月亭建物並びに庭園修理報告書」より抜粋・編集)
昭和 40 年(1965 年)と平成 5 年(1993 年)に保存修理工事。

[2] 構造・規模・形式

構造	木造平屋建、5 棟
屋根	柿葺寄棟造り
規模	床面積 426.43 m ² (現況)
形状	面皮柱、内部の壁・天井に和紙貼り等の数寄屋風書院造

[3] 用途

大名庭園の中心的大茶屋建築。接待の建物として、台子による茶会や宴席に用いられたと考えられる。現在は 7 棟のうち 2 棟(従者舎、厨房)が廃されており、江戸期には 100 人規模の宴が可能な大茶屋であった。

現在は来園者に拝観と抹茶(平日予約で昼食)の接待有り。

①-2. 日暮亭

[1] 歴史経緯と概要

元禄13年(1700年)の「御林御庭之図」にある考槃亭が現在の日暮亭の地に
移り「日暮亭」と称したが、明治初期に旧藩士の小田家へ移転となる。その跡地
に石州流の茶匠によって明治31年1月に「旧日暮亭」として建てられた茶室。
庭も同時期に改修された。

茶室5室、中央に水屋1室、南北に縁側、台所、玄関と付属に復原された待合
がある。

平成9年(1997)に保存修理工事。

[2]構造・規模・形式

構造 木造平屋建

屋根 茅葺寄棟造り、一部瓦葺・銅板一文字葺

待合 木造平屋建

屋根 銅葺切妻造り

規模 床面積 100.20 m² 待合 5.62 m²

形式 石州流茶室として建てられ、特徴として洞床席。貴人席。道安席の茶
室、中央に水屋4帖半の茶室が2室。待合には貴人席が付く

[3]用途

石州流の茶席として建てられた建物。

①-3. 旧日暮亭

[1]歴史的経緯と概要

旧日暮亭は高松藩二代頼常の頃、南庭の東南隅に考槃亭と呼ばれた小規模で
一部土間造りの茶室があったのを五代頼恭の頃、会僊巖の東方に移し明治維新
まで存在した。その後、明治四年高松市中野町、高松藩の勘定方であった小田家
に移築されていたものを、昭和21年当時本県警察部長で茶道に興味があった細
谷喜一氏が、由緒深いこの日暮亭が園外にあるべきにあらず、もとあった栗林公
園に復すべきものとして、関係者と共に好意的に復帰、再興された。

構造の一部で北軒下に「正徳」手法による「懸魚」「破風」があり、その下に
松平家五代頼恭筆とみられる「日暮亭」の木額等があり、将来の保存に留意すべ
き茶室である。

建物は茶室三畳の畳が藩主の席、土間は将棋を置いて家来の席、天井は杉皮、
大名茶席らしく貴人口がある。前室三畳に丸炉があり、入口は腰高障子二枚の田
舎風の作りとなっている。又、北側に腰掛待合があり裏に砂雪隠がある。西湖の
水と赤壁をながめる絶好の侘びきった大名茶室である。

(「日暮亭改修工事報告書(昭和五十四年三月)」より抜粋・編集)

[2]構造・規模・形式

構造 木造平屋建

屋根 茅葺入母屋造り、杉皮葺寄棟造り

規模 床面積 21.43 m²

形式 茅葺で田舎風であるが角柱、塗壁で貴人席、貴人口のある大名茶室

[3]用途

貴人(藩主)や賓客の為に作られた大名茶室

①-4. 毘沙門天祠

[1] 歴史的経緯と概要

高松藩初代藩主頼重が万一幕府から転封の命があった時、取り乱し処置を誤るようなことのないよう整理した覚書に長つぼね・茶屋・鎮守などを取り除くとある。この鎮守が毘沙門天祠で、英公外記に“さき松下の鎮守”とされるのが毘沙門天祠のことであることも考えられる。

頼重入国以来に開かれた北庭側の群鴨池の多聞島にあることから、頼重により祭祀されたと考えられる。毘沙門天は北の守護神であり、島の名前の多聞天とも呼ばれ、栗林荘の鬼門を守護するために祭祀されたと推定される。

小祠であることから、幾度か建替えられてきたと見られる。

[2] 構造・規模・形式

木造小祠 屋根 銅板一文字葺

[3] 用途

鬼門を守る守護神として欠かせない仏を祀る。

①-5. 嶮の口御門

[1] 歴史経緯と概要

嶮の口の出入口がいつからあったかは不詳だが、生駒藩の河川改修後には道が出来ていたと推測される。初代藩主頼重が北庭を拓げて御殿を造った際は、北門は他の大名庭園でもあるように、藩主のみが使用する門であったと推測される。二代頼常による改修には御林御庭之図にあるように曲輪の喰違い虎口のように防護が可能な、貝の口のように開きにくい門として整備されたと考えられる。

五代頼恭の大改修でそれまでは正門であった東門（推定）から北門が正門となる。北門と檜御殿に通ずる通路を竹林などで覆い、「幽谷を歩むが如き者を嶮口と云う」と栗林荘記にある。北門は不浄門に見なされることがあるが、嶮の口は鬼門よりは外れるが、そのような門から入ることで世間から離れ深山幽谷の世界に入る意味があるかとも考えられる。

嶮の口の門は、明治44年から始まる北庭改修で撤去となり、大正2年（1913年）に長尾字住職が払い下げを受けて、現在は長尾字東門（さぬき市指定有形文化財）として現存する。輿で入るのがやっとの小さい門。取り壊し前の写真が栗林公園管理事務所に保存されている。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建、屋根 本瓦葺

規模 間口 2, 9 m、

形式 一間一戸、薬医門

[3] 用途

門

①-6. 商工奨励館

[1] 歴史経緯と概要

明治 32 年博物館として開館。

勸業資金として大蔵省から本県に委託されていた 12,550 円余の金を明治 23 年、地方経済に下知されたので帝室技芸員伊藤平左衛門の設計により建築。

当初より県内の物産を工業・農業・水産の部に分けて参考品（美術品など）と共に陳列。明治 39 年に香川県物産陳列所と改称。昭和 13 年に香川商工奨励館と改称された。

昭和 20 年（1945 年）に失火によって東館、北館、廊下の一部を焼失した。

昭和 21 年に焼失部分は復原整備される。

その後、東館に栗林公園観光事務所が設置される。

平成 15 年 5 月に策定された「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」を基本に、整備計画により、現在は耐震補強と保存活用が実施され、本館 2 階に無料休憩所、西館に飲食店、東館に伝統工芸品の展示。実演コーナー、北館はレセプションスペースに活用。

[2] 構造・規模・形式

構造 本館 木造 2 階建て

屋根 本瓦葺

規模 床面積

本館 178.92 m² 東館 198.69 m² 西館 167.77 m² 北館 322.06 m²

渡廊下 北西 51.89 m² 北東 61.76 m² 茶室 29.71 m² 倉庫 18.08 m²

便所 17.69 m²

計 1253.84 m²

形式 疑洋風建築

[3] 用途

博物館（当初）

② 現存しない建物

②-1. 檜御殿

[1] 歴史経緯と概要

檜御殿は、松平家初代藩主頼重の住居として造営されたと推定される。

造営の時期は、頼重が栗林荘で病氣養生と推測される長期逗留をした寛文 6 年には、何らかの建物が造られており、絲姫と常住することになった寛文 10 年（1670 年）には完成していたことが英公外記の寛文 11 年の記述より推定できる。この頃の間取りには、年寄部屋、玄関、表書院（上段の間、二の間）、居間、台所、絲姫の間があったことが考えられる。（掬月亭の史的考察）英公外記によると、長つぼねと呼ぶ建物があり、平面形状から御殿をそう呼んだのかもしれない。

二代藩主頼常は、栗林荘を修築し御殿の囲いを広げた。元禄 13 年（1700 年）の御林御庭之図には、“御殿の図別紙あり”とあるが、別紙は不明である。絵図には講武謝あたりに馬場御殿と矢場御殿が描かれ、無名（栗林公園古図、無年号）の絵図

にも、講武謝として馬場御殿とみえる建物があることから、生駒藩の頃から建物で頼重も御殿として北艇の檜御殿が完成するまでは使用した可能性はある。

三代藩主頼豊は、宝永7年5月に御殿に、奥居間を建て、6月には表居間も新築して諸番所、諸役所の建物まで建てて常住した。(掬月亭の史的考察)

四代頼桓は、城に常住し、御殿の利用は日帰り程度であった。藩の財政によるものか、居間を残して過半を取り外した。残った居間には、頼常婦人とその娘達が住んだとされている。

五代藩主頼恭により、栗林荘が大改修となり、栗林分間図にあるような規模の御殿に再造営されたとも考えられる。造営は延享2年(1745年)3月に完成。

栗林分間図(1824年)には檜御殿が新御殿と書かれており、これが五代頼恭による造営(1745年頃)を指すにはやや年代が過ぎており、六代～八代において改築されたかは資料が不足しており判明しない。

御林御庭之図と無年代の古図(栗林公園古図・公園事務所旧蔵)には檜御殿は描かれていないが、弘化元年の古図と無年代の古図(高松松平家旧蔵)には檜御殿が描かれており、松平家に伝わる檜御殿の間取り図と合致する。

明治になり、香川県円座村 藤司正太郎という一個人に払い下げられ、明治4年に彼は御殿を解体し他に移築したと伝える(栗林公園史考)とあり、明治4年頃、藩士の松岡調が園内を縦覧したときは、檜御殿が丁度解体されているときで、その跡地は田畑にするとのことであった。「年々日記」松岡調)と記されている。

史料の間取り図から、奥書院と考えられる主殿一棟に風呂のある玄関棟、番屋が廊下で接続する。書院には中央に居間・次間・三の間、両脇に入側の間と茶所。居の間の裏に仏間と小間・便所があり、台所の記述はない。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建、
屋根 茅葺に柿葺(下屋) 詳細不明
規模 床面積 650 m² (推定規模)
形式 書院造り御殿

[3] 用途

藩主の住居であり、来客や家来との接見の場

②-2. 留春閣

[1] 歴史経緯と概要

元禄13年(1700年)の御林御庭之図に留春として描かれ、それ以前の記録は不明である。以後の御林古図には留春閣と称されている。建物の形状も御林御庭之図とそれ以後の御林古図と相違が見られる。御林御庭之図では、3から4棟あり建物周囲に濡縁を廻している。それ以後の古図は長い1棟の建物で、縁は外柱内に廻る。床が高いことから留春閣と呼ばれたと考えられる。よって、断定はできないが元禄13年以後に建替えられていると考えられ、時期としては五代頼恭の大改修には改築が完了していたと推測する。

文政7年（1824年）の栗林分間図と高松松平家が所蔵していた留春閣の間取り図は形状が合致し、御林御庭之図以外の御林古図と形状が合うことから、改築後は大きな変更もなく使われたと考えられる。

明治2年の廃藩置県の頃に廃止されたと推定される。明治4年ごろ、檜御殿が解体されているときに掬月亭は健在で、留春閣とは百間ばかりの廊下でつながっていた。（日本の公園—松岡調「年々日記」）との記録もある。

春の花見の宴を催す建物として使用されたと伝わり、風光明媚な景色を楽しむ建物として使われた。

現在は、大正時代に建て替えられた茶店が民間で経営されている。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建（床高）
屋根 柿葺（推定）
規模 床面積 190 m²（推定）
形式 数寄屋風書院

[3] 用途

掬月亭と同様な茶屋建築。景色を楽しみ茶会や宴会に用いられたと考えられる。

②-3. 能舞台

[1] 歴史経緯と概要

初代藩主頼重以来、能が栗林荘で催されたことは多く記録に残っているが、それがどのような施設で行われたかを明記した資料は発見できていない。

御林御庭之図に御楽屋大手御囲との呼び名があることから、その中にあったとも推測できる。

[2] 構造・規模・形式

木造平屋建 屋根 柿葺（推定）

[3] 用途

能舞台

②-4. 観音堂

[1] 歴史経緯と概要

園の正南端にある小普陀の石組近くに、初代藩主頼重が藩主から隠退し、栗林荘に常住した頃に建てられたとされる。小普陀がその頃よりさらに古い遺構であるならば、観音堂が建てられる前にも、何らかの仏教関係の建物があったとも考えられる。

英公外記には、転封のときに取り壊すことを指示した建物に“栗林山手の鎮守”とあり、観音堂を示すとも考えられる。

各古図にも示されており、御林御庭之図には、石積に3間四方の宝珠を持つ宝形の建物が描かれている。高めの石積上部に縁が廻っていることから、菊池武雄の「栗林荘記」に大慈悲之閣の記述と符合する。

栗林分間図には、大悲閣として、やや横広の平面に縁側か基壇が三方についた建物で、東面に向拝があったと考えられる。

無年号および弘化元年の絵図には、正面3間奥行2間の柿葺らしき宝珠を持った宝形屋根の建物で、向拝がある建物として描かれている。

絵図によって若干の違いはあるが、高い基壇と宝形屋根は共通する3間四方の建物があり、観音仏を祀り、裏鬼門を守る持仏堂とも考えられる。

明治2～4年頃に、檜御殿などと同様に廃止される。

明治末(37, 39, 43年)の絵図に六角堂と示されている。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建（石積基壇）

屋根 宝形屋根 本瓦葺・柿葺（推定）宝珠付

規模 3間四方 向拝1間

形式 3間仏堂

[3] 用途

観音菩薩を祀る堂

②-5. 考槃亭

[1] 歴史経緯と概要

英公外記に、幕府の命により転封のときに取り壊すことを指示された建物に“少しつゝの茶屋”とあり、これが考槃亭、留春閣、蔓玉亭であったと考えられる。

また、延宝元年（1673年）に大久保主計が御庭拝見した記録に“志水の茶屋”とあり、これが考槃亭の位置を示すものと考えられる。

御林御庭之図（1700年）には、考槃亭としてL型の建物に、南隈に向かい待合風の建物が付属して描かれている。

無名（栗林公園古図、無年号）の絵図には、考槃亭として長方形のやや簡素な茶屋として描かれている。

栗林荘記 中村文輔著には考槃亭が60景にある。

栗林分間図（1824年）には何も記載がなく、弘化元年（1844年）の絵図には考槃亭跡として記入されており、建物は描かれていない。これらから推測すると、初代頼重によって建てられた建物は、二代頼常の元禄の頃の大改修によって建替えて、五代頼恭の延享の大改修完成時（1745年）以後で、栗林分間図（1824年）が描かれる間には日暮亭として移築されたと考えられる。

『栗林公園』藤田勝重著には「考槃亭に使用されたと思われる「降躰踞」が吹上のせせらぎ（俗に「たまご流し」）の中にあつたものが、その東の地上に移されている。（栗林公園庭師 村尾春次氏証言）」とある。

多湿な場所の建物であるので、建替や補修の回数が多かったことも想像できる。

現在、蔓玉亭跡に建つ旧日暮亭は、考槃亭の建物を移築し日暮亭として現在の日暮亭の地に建てられたものと言われ、明治初期に園外に移築され、再び昭和20年に当地に復旧したものである。（a-3 旧日暮亭参照）

ただし、旧日暮亭の形状と無年号の絵図とは合致しない。旧日暮亭と考槃亭との関連についてはさらなる調査と考証をしなければならない。

現在地には、大正初期に吹上亭として現在の民営茶屋が建てられた。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建

屋根 茅葺・杉皮葺（推定）

規模 3 棟の茶室（御林御庭之図）、
1 棟の茶室（栗林公園古図、公園事務所旧蔵）

形式 茶室（詳細不詳）

[3] 用途

茶室

②-6. 憂玉亭

[1] 歴史経緯と概要

考槃亭と同様に、初代頼重によって建てられたと考えられる。英公外記にある志水の御茶屋（考槃亭）と並記された“西湖の御茶屋”が憂玉亭であろう。

御林御庭之図(1700 年)には、憂玉亭として切妻の簡素な建物が描かれている。

無名（栗林公園古図、無年号）の絵図にも、同様な建物が描かれている。

栗林荘記 中村文輔著には考槃亭が 60 景にある。

栗林分間図と弘化元年の絵図には記入がない。

これらから推測すると、憂玉亭も考槃亭と同じ頃に初代頼重により建てられ、また、五代頼恭の延享の大改修完成時(1745 年)以後で、栗林分間図（1824 年）が描かれる間に廃された可能性がある。憂玉亭に使用されたと言われる降躰踞が現存する。

その後昭和 20 年に、明治初年に売払われた日暮亭が憂玉亭跡に移築再建された。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建 縁付

屋根 檜皮葺（推定）

規模 3 間 2 間（詳細不詳）

形式 茶室

[3] 用途

茶室

②-7. 講武謝

[1] 歴史経緯と概要

初代藩主頼重は、高松城に着任してすぐに、栗林荘で調馬や流鏑馬を行った。

（英公実録）このことから、その頃にすでに栗林荘は、馬場を持つ大名庭園であったことがわかる。この馬場が、南庭と北庭の中央に位置することは、南庭が生駒藩時代より存続していたことを示す。

御林御庭之図には、矢場御殿、馬場御殿として建物が描かれている。

無名（栗林公園古図、無年号）の絵図には、コの字プランをした御殿建物として、1 棟が描かれている。御林御庭之図の馬場御殿と外観が似ていることから、

矢場御殿が廃されて馬場御殿が五代頼恭の延享の大改修完了(1745年)以前には残っていたことが考えられる。

栗林荘記 中村文輔著には御馬見所 講武謝とある。

栗林分間図には、1.5×5間の建物がある。

弘化元年の絵図には、栗林分間図とほぼ同様の外観が描かれている。外観からは茶室風にみえる。

この建物がいつ頃廃されたかは、史料からは判明しなかった。

現在、この位置に休憩所(便所)が建てられている。

[2] 構造・規模・形式

構造 馬場御殿 木造平屋建 3棟

屋根 柿葺(推定)

茶室 木造平屋建

屋根 茅葺(推定)

規模 馬場御殿 不詳(推定)

茶室 2間×6間 床面積 約47㎡

形状 馬場御殿 書院造り御殿(推定)

茶室 田舎家風茶室(推定)

[3] 用途

馬場御殿 藩主の住居であり、来客や家来との接見の場 御馬見所(推定)

茶室 講武謝を見る茶室、御馬見所(推定)

②-8. 愛駿謝

[1] 歴史経緯と概要

講武謝と同様に初代藩主頼重が高松に着任した頃にはすでに馬場があり、それに付属する建物もあったであろう。

御林御庭之図には、馬場と馬場御殿が記されているが、後の講武謝にある。無名(栗林公園古図、無年号)の絵図には、愛駿謝の記入と馬場があり、芙蓉峯の東に小規模の建物が描かれている。この建物は、馬屋としては小さいので、馬場見所かとも考えられる。現在の花園亭西の便所辺りに3棟ある。

栗林荘記 中村文輔著には御馬見所 愛駿謝とある。

栗林分間図には、芙蓉峯の東に愛駿謝の建物は無いが無名(栗林公園古図、無年号)の絵図と同様の馬場らしき場所がある。馬屋に当たる建物は、現在の花園亭西の便所辺りに3棟あり、馬を繋ぐ柵と思われる箇所がある。

弘化元年の絵図には栗林分間図と同様に現在の花園亭西の便所辺りに3棟あり、馬を繋ぐ柵と思われる箇所がある。御馬見所と見える建物は無名(栗林公園古図、無年号)の絵図にあるだけで、延享の大改修完了(1745年)以後に廃されたと考えられる。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建

屋根 茅葺・柿葺(推定)

規模 不詳

形式 田舎家風茶室（推定）

[3]用途

御馬見所

②-9. 御船蔵

[1]歴史経緯と概要

御林御庭之図には記名はないが北門近くに簡素に描かれている。

無名（栗林公園古図、無年号）の絵図には、東隅に建物はないが2艘の船着き場がある。

栗林分間図には御船蔵の名称はないが、東隈の建物が船蔵と考えられる。

弘化元年の絵図には2艘の船着き場と岸近くに船蔵が描かれている。

これらの建物がいつ頃に廃されたのかは、資料では判明できない。

[2]構造・規模・形式

構造 木造平屋建

屋根 板葺等（推定）

2艘収納程度（推定）

形式 船の覆屋

[3]用途

船蔵

②-10. 天女祠

[1]歴史経緯と概要

天女祠がいつから祀られたのかは不明であるが、御林御庭之図（1700年）には天女嶋とあることから、弁財天が祀られていたと考えられる。

無名（栗林公園古図、無年号）の絵図には、2つの鳥居と春日造りの小社が描かれている。

栗林分間図には天女嶋の記名がある。

弘化元年の絵図には無名（栗林公園古図、無年号）の絵と同様に建物が描かれている。

天女祠（弁財天）は、明治初年頃に鷺田村民に与えられたといわれている。

[2]構造・規模・形式

構造 木造小社

規模 不詳

形式 春日造社

[3]用途

水の神様を祀る社

②-11. 栖霞亭

[1]歴史経緯と概要

御林御庭之図の絵図と無名（栗林公園古図、無年号）には記載がない。

穆公外記に、源恵様（三代頼豊 1704年～1735年在職）が、御茶屋三四か所を作ったとあり、このとき造営されたと推測できる。

栗林荘記 中村文輔著には脩然台に亭あり栖霞亭と名づく」とある。

栗林分間図（1824年）に栖霞亭として描かれている。

弘化元年の絵図には記名も建物も描かれている。

これらから、三代頼豊の代に建立され、弘化元年（1844年）までに廃されたと考えられる。小山の展望を楽しむ建物で四阿と推測される。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建 屋根 不詳

規模 小規模

形式 四阿（推測）

[3] 用途

展望を楽しむ四阿

②-12. 切手、萩、不動口の各御門

[1] 歴史経緯と概要

御林御庭之図の絵図には北門以外は描かれていない。

無名（栗林公園古図、無年号）には、北門（嶮の口御門）以外に当時は正門と考えられる東門（切手御門）には冠木門があり、整った様子が描かれている。萩御門にも冠木門が描かれている。

栗林分間図には嶮の口御門に門が描かれている。切手御門はないが、萩御門と不動口には門らしきものが描かれている。

弘化元年の絵図には嶮の口御門には門が、切手御門には冠木門が、萩御門には冠木門があり不動口は描かれていない。不動口には礎石が残っており、1間1戸（控柱付）であったことが判るが、門の形式は不明。

御門は冠木門が基本で、五代頼恭の延享の大改修で北門が正門となり薬医門が造られたと考えられる。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造

規模 不詳

形式 冠木門（不動口は不詳）

[3] 用途

門

③ 復元した建物

③-1. 鴨場

[1] 歴史的経緯と概要

藩主が鴨猟を行うために使われていた。明治末期から大正にかけて行われた北庭大改修の際に撤去されたが、平成5年に遺構を元に復元された。

[2] 構造・規模・形式

鴨引き堀・四阿

[3] 用途

鴨場

③-2. 講武謝建物（外観）

[1] 歴史的経緯と概要

御林御庭之図に、矢場御殿、馬場御殿として建物が描かれている。この建物がいつ撤去されたのかは、史料から判明しない。

[2] 構造・規模・形式

構造 木造平屋建 屋根 不詳

[3] 用途

トイレ（現用途）

④ 栗林公園の古図に記載された園内名称対照表

別添資料 1. として栗林公園の古図に記載された園内名称対照表を添付する。

⑤ 建物の変遷

[1] 生駒藩時代

創築時期に当たるが、建物に関する資料は見当たらない。生駒藩政の時期には庭園や付属する建物が、何らかはあったと考えられる。

[2] 初代藩主 松平頼重時代（1642年～1673年）

頼重が移封後すぐに栗林荘を使用していることは、何らかの建物が既に存在していたことを示す。

栗林荘にて調馬、試刀や剣術、狩、猿楽、宴会などの記録があり、それらが可能な別荘として整備されて、寛文10年（1670年）以後は、住居として使用したとする資料もあり、相当な建物があったと推定される。

[3] 二代目藩主 松平頼常時代（1673年～1704年）

頼重が、隠退して観音堂、檜御殿が建設され、延宝3年（1675年）に石清尾の山荘に移るまでの5年半を、栗林荘で過ごした。

英公外記には、檜御殿のほか、西湖の茶屋、志水の茶屋の記述があることから、この時期に基本的な建物は完成されていたと推測される。

頼重が没する（1695年）までに、能が催されており、能舞台があったことがわかる。

元禄13年（1700年）の御林御庭之図によると、観音堂、考槃、御船蔵、留春、憂玉亭、馬場御殿、矢場御殿、奥御玄関御門、御殿、大茶屋、貝の口御門、鎮守が記されている。

元禄年間になり、窮民救済事業として御庭普請を行った。当時の様子は、菊地武雄「栗林荘記」（1704年）に残っている。

[4] 三代目藩主 松平頼豊時代（1704年～1735年）

宝永元年（1704年）に藩主になると栗林荘を愛用。宝永4年からは住居として過し、檜御殿に奥居間を建て、表居間も新築した。

“御庭所々に御茶屋三四カ所も出来”（穆公外記）とあるが、栖霞亭など（分間図に残る、芙蓉峯の頂にあった茶屋と思われるもの）がこの頃に新築されたのではないかと推測される。

[5] 四代目藩主 松平頼桓時代（1735年～1739年）

在職4年余りで、栗林荘へは時々その日帰りで御茶屋に過し、檜御殿も過半を取り外し、居間を婦人達が使用したことが穆公外記に記されている。

1729年～33年の度々の大飢饉など、頼豊時代の藩の財政難の影響もあったことであろう。

[6] 五代目藩主 松平頼恭時代 (1739年～1771年)

延享元年 (1744年) から2年 (1746年) まで、栗林荘を大改修し、中村文輔に六十景の改名をさせ「栗林荘記」を作る。文中より建物の名を拾うと、東北二門、考槃亭、留春閣、講武榭、栖霞亭、星斗館 (掬月楼、初菴観、従者舎、厨房、浴室)、愛駿榭がある。この大改修により、江戸期の栗林荘はほぼ完成といえるであろう。

改修後は風水害、早魃などの災害による藩の財政難が起こり、栗林荘内に薬草園を設けて、人参作りを研究するなどの施設としても利用された。

[7] 六代目藩主～九代目藩主時代 (1771年～1842年)

頼眞以後、栗林荘の改修を特定する記録はない。

文政7年 (1824年) に「栗林分間図」が作られ、正確な図面として今日に残っている。これによると、檜御殿は新御殿と記されており、改築されと推測される。

[8] 十代目藩主～十一代目藩主時代 (1842年～1869年)

弘化元年 (1844年) の年号の絵図が作成された。

[9] 明治以降

明治4年 (1871年) に檜御殿と観音堂、弁財天、日暮亭、星斗館の一部 (従者舎、厨房) などが廃された。

明治30年 (1897年) 香川県博物館 (現商工奨励館) 建設

明治31年 (1898年) 日暮亭が再建される。

明治44年 (1911年) 北庭改修の着手

大正2年 (1913年) 北庭改修完成 貝の口 (北門) 移築

昭和5年 (1930年) 動物園が開設

昭和24年 (1949年) 美術館が開設

昭和63年 (1988年) 美術館の移転

平成16年 (2004年) 動物園・プールが閉鎖、駐車場等に整備

⑤-2. 建物の変遷表

別紙資料2. として歴史建物の変遷表を添付する。

(4) 高松藩の年中行事 (資料『松平頼重傳』より)

正月元日 新歳式

江戸では登城して将軍に拝謁、太刀折紙を献上。水戸家などに年頭の挨拶。

在国時は家老以下の賀詞を受ける。

正月二日 事始式

諸事を始める式があり、乗馬始・弓始・鳥銃始・吉書始・謡始などが行われた。

正月四日 新餅式

新餅を供える式

正月五日 乗船式

船に乗り始める式

正月七日 若葉式

七種（ななくさ）を汁や粥にして食べると万病を除くとして行われた。

正月十五日 豆粥式

中国の霊が祟る故事から、小豆粥を食して行われた。

正月二十日 甲冑餅式

鎧に供えた餅を煮て食べて祝った。餅は三方に重ねた鏡餅を載せ、小松を立て熨斗アワビ・昆布・柿・栗などと備えた。

三月三日 上巳式

中国では三月の上の巳の日は陽気が窮まって不詳の日とされ、自分に似た人形を作って水に流し、不祥を去ることが行われた。この日に草餅（母子草の汁と蜜を混ぜて、米粉を練って作った餅）を供えて祈ったところ、天下がよく納まったのを吉例とし、桃酒（桃の花は氣力を盛んにするといわれた）を飲み、草餅（後にはヨモギ餅）を食べることが行われた。

五月五日 端午式

昔五月は悪い月とし、牛（午）の日は特に嫌った。それでこの日（後に五日となった）に蘭の湯に浴して邪気を払ったが、後に菖蒲は薬草で邪気を払うとして、その日は菖蒲湯に入り菖蒲酒を飲むようになった。

六月十六日 嘉祥式

嘉祥は嘉定とも書き、嘉定は宋の年号で、室町時代から賭け矢を射て負けたものが、嘉定通宝 16 文を出して食物を買い。勝った人に祝いをする事から、十六日を嘉通（勝つ）に附会して、喜び祝う風が始まったもの。

七月七日 七夕式

牽牛と織女の二星が鵲の橋を渡り相合する夜を祭って、織物・裁縫の上達を祈った。後に恋愛・出産・音楽・詩歌・書道などの成就や上達を祈り式を行った。

七月十五日 中元式

目連尊者の母が餓鬼道に落ち、孟蘭すなわち倒懸の苦しみを受けているのを救うため、この日、盆に百味の飲食を盛って、僧を供養したという事から始まったもの。この日、精霊棚を作り、棚経を読んで死者を供養する。

八月朔月 八朔

田の稲が実る時期なので、たのみ（頼み）の意味で祝った。天正 18 年 8 月朔月、家康が江戸へ入城してから、これを合わせて喜び祝うようになった。幕府へ太刀馬代を献じ、武家間でも品物の贈答が行われた。

九月九日 重陽式

菊は延寿宇の効用があると信じられ、この日に菊酒を飲む風習があったことから、陽気の重なるこの日を祝い、酒を飲むことが行われた。

十月上旬の亥の日 亥楮式

十月上旬の亥の日に餅を食すれば、病気もしないという迷信から始まり、この日に餅を藩主に差し上げ亥楮の祝いといい家臣にも賜った。

十二月二十日 煤払式

年末に煤を払い、豆腐を差上げ家臣にも下された行事。

十二月晦日 歳暮式

追儺または「鬼やらい」ともいい、中国で大晦日に、病気を与える考えられた鬼を払って、一年中の邪気を払ったのになら、今年のことを送り良き新年を迎える式。これが節分の豆まきに変わった。

2-5. 栗林公園周辺の観光資源調査

(1) 栗林公園周辺環境調査

①直島

a. 概要

周囲 16km、面積 8 平方キロメートル、人口約 3000 人の瀬戸内海の島。
高松からフェリーで 50 分、岡山宇野港からフェリーで 20 分の距離にある。
地中美術館をはじめ様々な美術館・作品が島全体に展示されている国外でも
人気の観光地。

b. 観光客数の推移

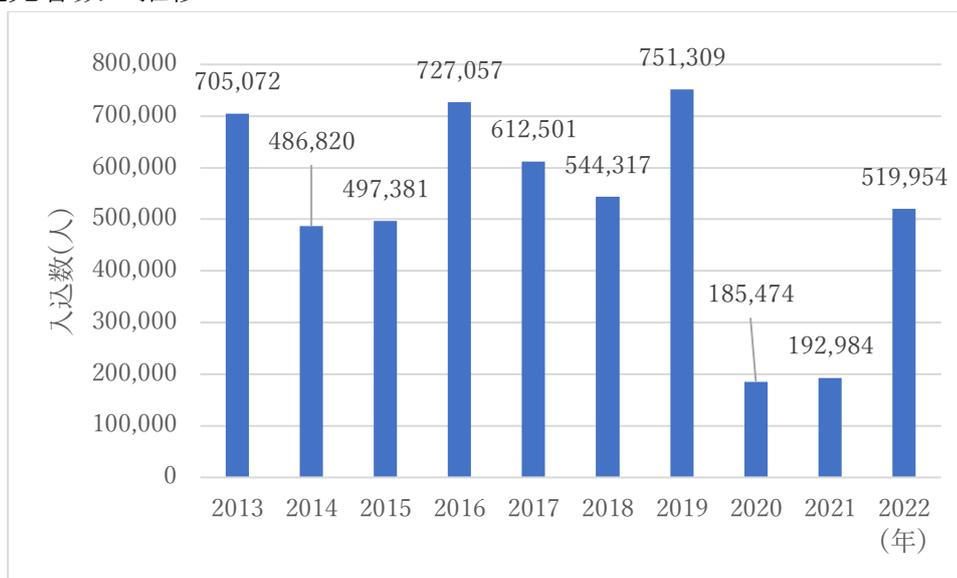


図 2-5-1 直島町観光客等入込数動態調査 (延べ人数)

数値出典：直島町観光客等入込数動態調査(延べ人数) 直島町観光協会

c. 考察

毎年 50 万人以上の観光客（延べ人数）が訪れており、瀬戸内国際芸術祭開催年（2013 年、2016 年、2019 年）では特に増加し、70 万人以上（延べ人数）の観光客が訪れている。

d. 国地域別の観光客数

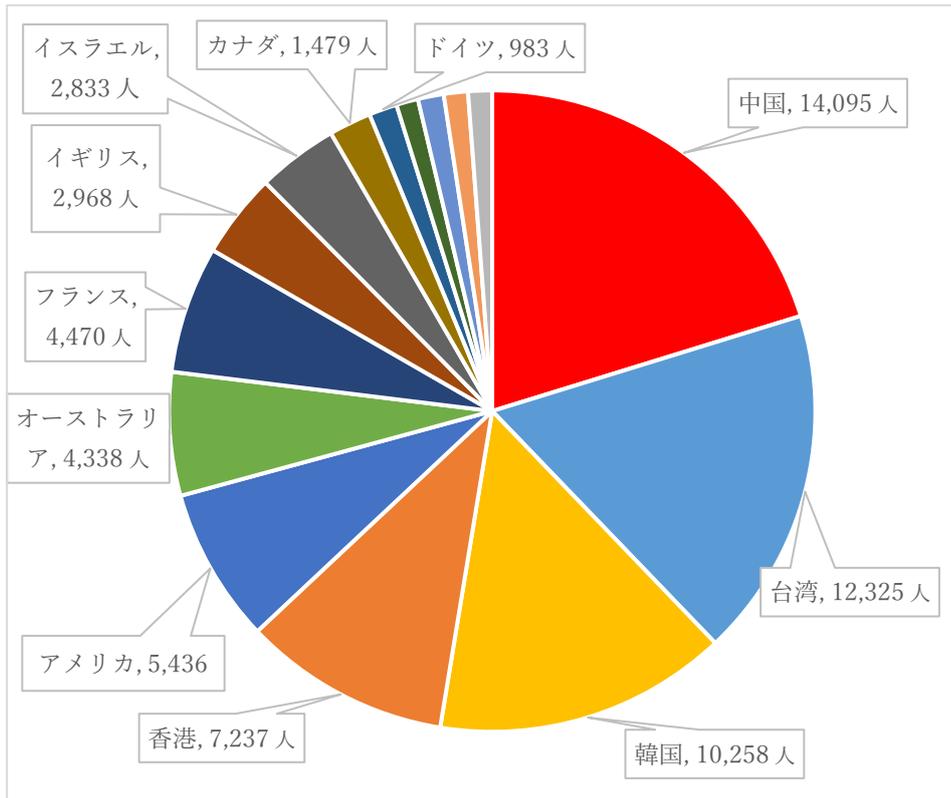


図 2-5-2 2019 年直島町を訪れる訪日外国人旅行者

数値出典：株式会社日本政策投資銀行 四国支店 直島町を訪れる訪日外国人旅行者の実態調査

e. 考察 2

2019 年に直島町を訪れた国・地域別外国人旅行者では、約 6 割が台湾・中国・香港・韓国から訪日していることがわかる。

f. 直島町を訪れる外国人の宿泊率

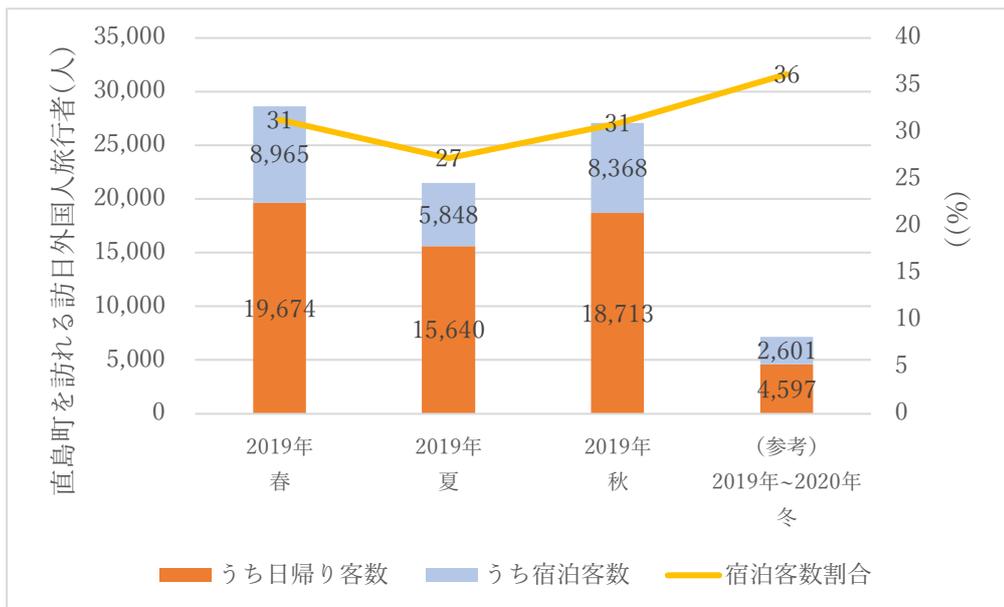


図 2-5-3 2019 年 直島町を訪れる訪日外国人宿泊内訳

数値出典：株式会社日本政策投資銀行 四国支店 直島町を訪れる訪日外国人旅行者の実態調査

g. 考察 3

直島町を訪れる外国人観光客の約 3 割が島内で宿泊している事がわかる。

h. 直島町を訪れる外国人の国・地域別宿泊率

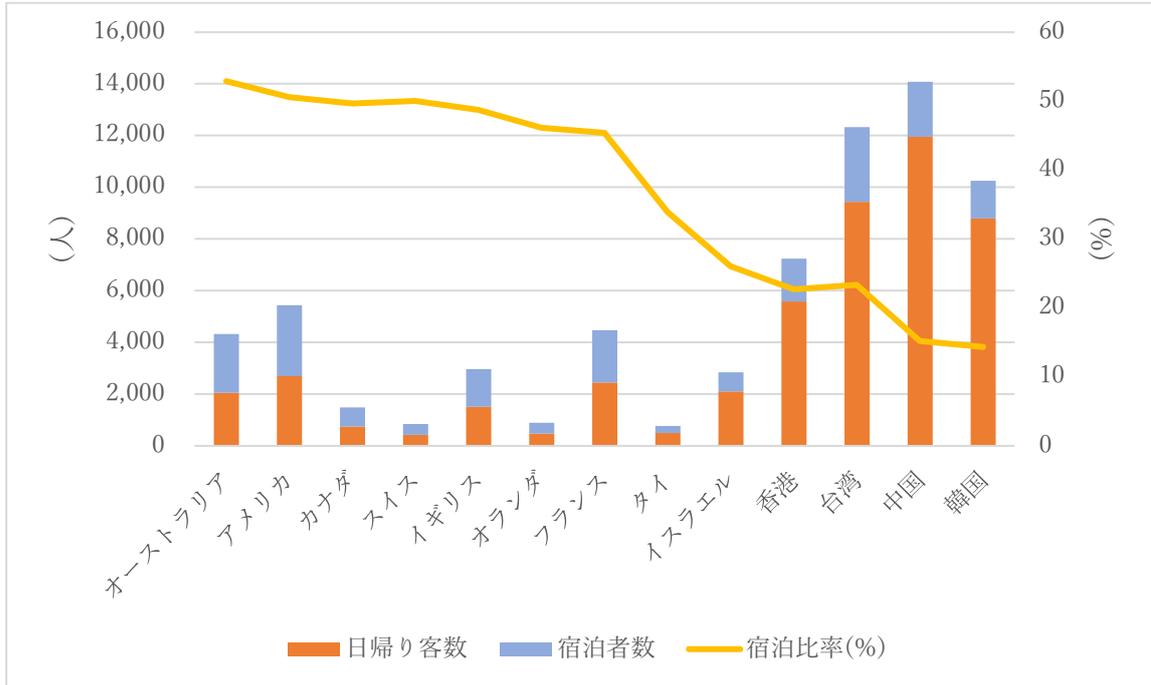


図 2-5-4 2019 年 直島町を訪れる訪日外国人旅行者(国地域別宿泊者数)

数値出典：株式会社日本政策投資銀行 四国支店 直島町を訪れる訪日外国人旅行者の実態調査

i. 考察

直島町を訪れる外国人観光客を国・地域別に割合で見ると、欧米豪の観光客の 50%は島内で宿泊している。台湾・中国・香港・韓国の観光客は 20%以下となる。

②玉藻公園

a. 概要

高松市玉藻町にあった高松城跡の史跡。近世城郭で海城としては、最初で最大のもの。

月見櫓や披雲閣（旧松平家高松別邸）等が、重要文化財に指定されている。

b. 観光客数の推移

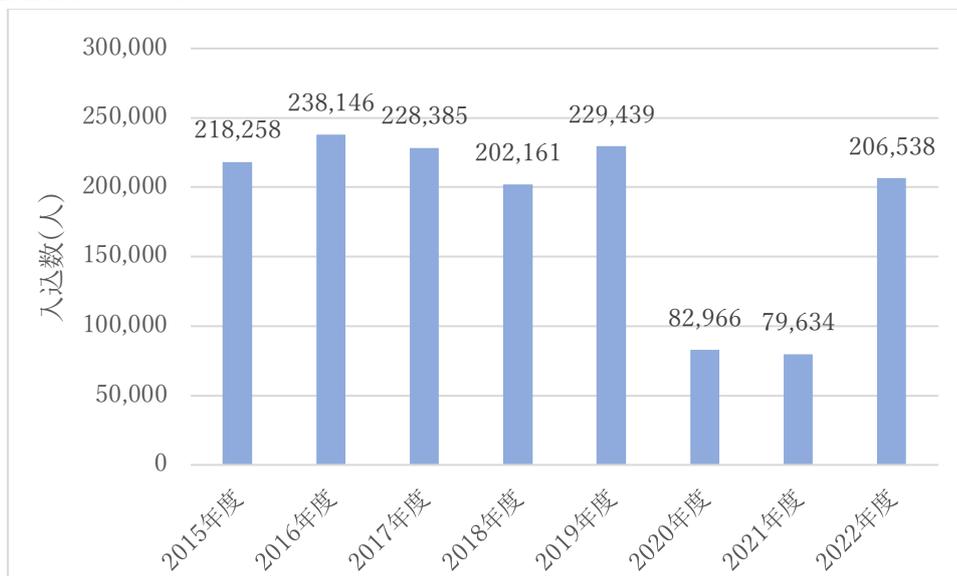


図 2-5-5 玉藻公園入込数推移

数値出典：四国の主要観光地入込状況について 国土交通省四国運輸局

c. 披雲閣年間使用日数

部屋名	年間使用日数（日）			
	2019年	2020年	2021年	2022年
大書院	106	66	111	107
蘇鉄の間	130	37	1	160
檜の間	121	96	83	115
松の間	121	51	90	105
桐の間	78	22	40	62
杉の間	79	22	41	66
藤の間	77	16	36	63

表 2-5-1 披雲閣年間使用日数

数値出典：高松市創造都市推進局 文化財課

d. 考察

玉藻公園には、例年約 20 万人以上の入込数がある。公園内の披雲閣では、各部屋の貸出を行っている。

コロナ前 2019 年の貸出日数は、大書院・蘇鉄の間・槇の間・松の間は 100 件を超え、平均すると 3 日に 1 回程度活用されている一方で、桐の間・杉の間・藤の間は 80 件未満となっており、平均すると 5 日に 1 回程度の利用となっている。

③栗林公園周辺の主要観光地入込状況について

a. 香川の主要観光地入込状況

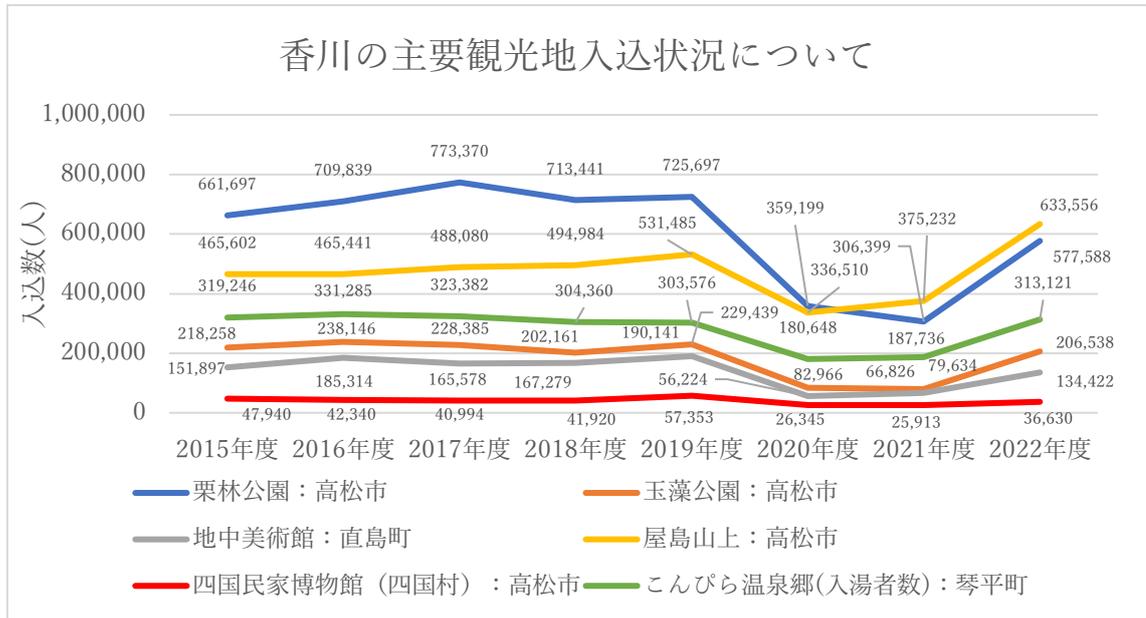


図 2-5-6 香川県の主要観光地入込状況

数値出典：四国の主要観光地入込状況について 国土交通省四国運輸局

b. 考察

香川県の主要観光地で、栗林公園はコロナ禍前までは最多の入込数であることがわかる。また、コロナ渦の 2020 年度と 2021 年度には入込数が他の観光地よりも大幅に減少している。

(2) 栗林公園へのアクセスを含めた調査

①園内アンケート調査結果

園内でとっているアンケートの中から外国人観光客のデータを抽出し、栗林公園来園時の交通機関と、栗林公園を知るに至った情報源の傾向を分析する。

a. 年齢別 外国人観光客 栗林公園来園時の交通機関利用状況

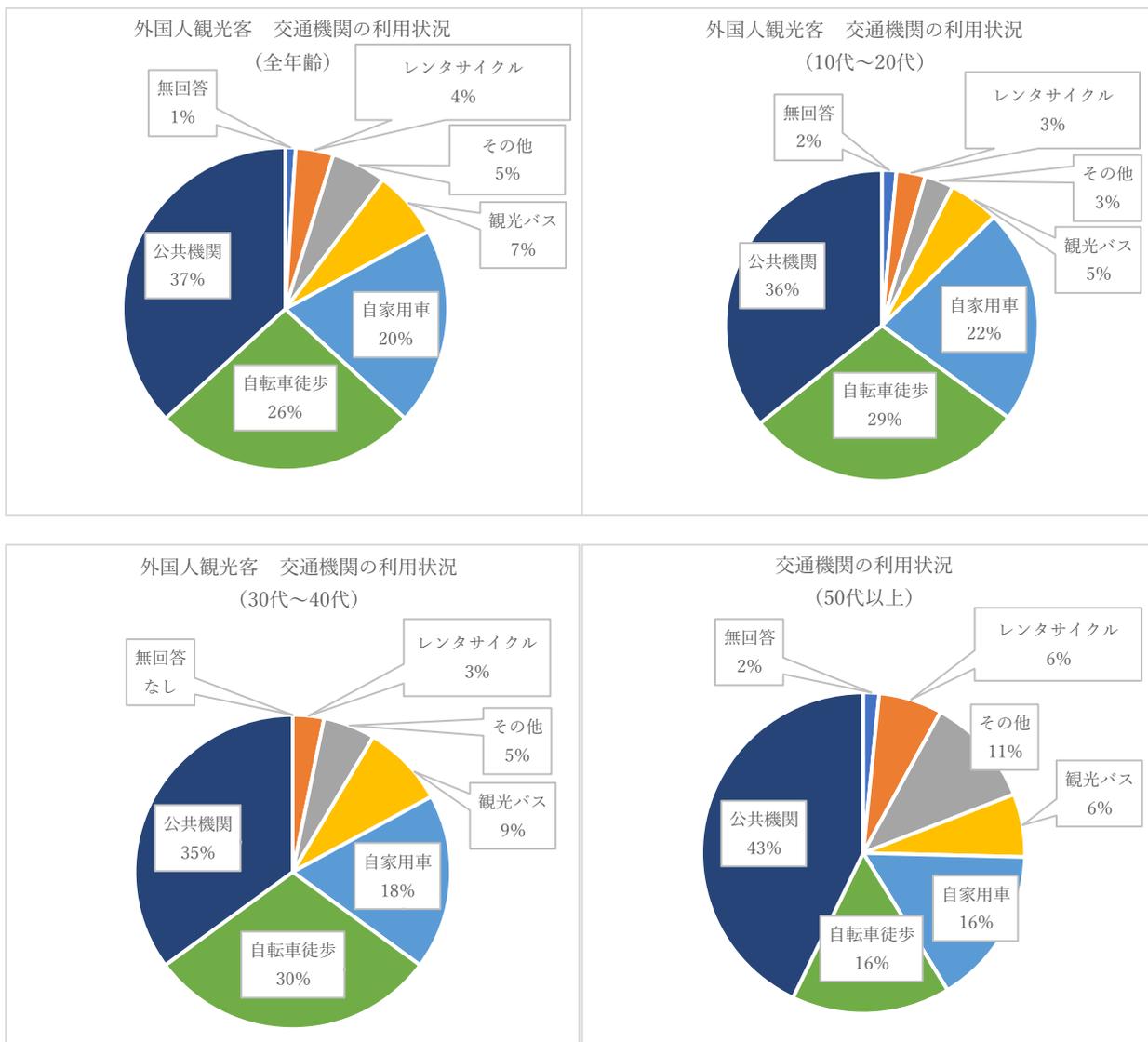


図 2-5-7 年齢別 外国人観光客 栗林公園来園時の交通機関利用状況

数値出典：来園者アンケート集計表 香川県より提供

b. 考察 1

外国人観光客交通機関の利用状況（全年齢）を見ると、利用状況が多いものは、公共機関、自転車徒歩、自家用車の順となる。

年齢別に確認すると、大きな差はないが、50代以上においては自転車徒歩の割合が少なくなる。

徒歩での来園はいずれの年代も 30%以下となっており、約 7 割の人が何らかの交通機関を用いて来園していることが分かる。

なお「自家用車」に関してはアンケート用紙上では「private car」と表記されており、レンタカーもここに含まれていると考えられる。

c. 外国人観光客が栗林公園を知った情報源

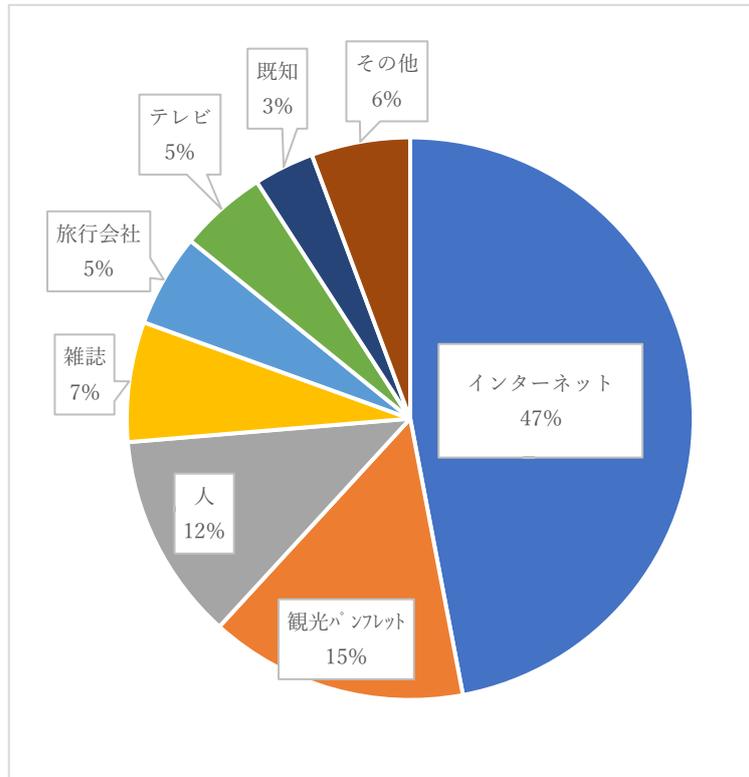


図 2-5-8 外国人観光客が栗林公園を知った情報源

数値出典：来園者アンケート集計表 香川県より提供

d. 考察 2

外国人観光客が栗林公園を知った情報源については、「インターネット」が 47%と最も多く、「観光パンフレット」が 15%、「人」が 12%となっている。

約半数を占めるインターネットは、各種 SNS やブログ、ポータルサイト、公式サイトなど多岐を含んでいる。

(3) 栗林公園周辺の観光資源との連携の可能性調査

a. 直島の宿泊客の動向

2-6. EducatedTraveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査 d. 香川県周辺に宿泊した事例で記載するが、直島で宿泊した高付加価値旅行者・EducatedTraveler が直島訪問の後は、国内の主要な観光地である京都、大阪、広島等へ移動し、高松市内や栗林公園を訪れるケースが少ないことが見受けられた。

直島と同じように、高付加価値旅行者の目的地になるような施策が必要。

b. 玉藻公園の利用

2-5. 栗林公園周辺の観光資源調査で述べたが、玉藻公園披雲閣は、藩主の御殿としての役割があった建物を再建したものである。

下屋敷のあった栗林公園の歴史を鑑みると、玉藻公園披雲閣は親和性の高い施設と考えられる。

2-6. EducatedTraveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査

(1) EducatedTraveler・インバウンドの高付加価値旅行者向けにコンテンツの造成・販売を行っている旅行業者2社へのヒアリングの実施結果

※対象者は高付加価値旅行者・Educated Travelerとした。

①国内の庭園や文化財等における体験・滞在例

- ・平戸城（長崎県）
平戸城での滞在后に、地元の人が行くような場所（昼食）を組み合わせで提案した。
- ・羽黒山斎館（山形県）
精進料理を体験。出羽三山の山岳信仰に興味があったため、「本物らしさ」を求めて訪れた。
- ・東京ステーションホテル（東京都）
京都の滞在后に控えているため、東京滞在中では現代的な空間での懐石を提案した。
- ・日本橋（東京都）
プライベートツアー。日本橋の絵巻の複製画を見ながら、現在の街並みとの比較しながら案内。
- ・NIPPONIA 播磨福崎 蔵書の館（兵庫県）
県指定重要有形文化財に宿泊。全7室のうち、よりプライベート空間を楽しめる部屋に宿泊。地産地消の食事を召し上がる。
- ・好古園（兵庫県）
プライベートツアー。人混みを避け、地元を知るガイドがおすすめの日本庭園から眺める姫路城の景色が素晴らしかったと喜ばれた。
畳に直に座るのが苦手であったため、椅子での抹茶体験も好評だった。
- ・十四春旅館（京都府）
国の有形文化財指定に宿泊。
- ・東福寺（京都府）
プライベートツアー。日本庭園の庭師さんによるプライベート対応（その時期の庭仕事の様子を目の前で見て話を聞く）庭師さんにプライベートに対応いただけたことに非常に興味を示された。
- ・松本丸の内ホテルと松本城（長野県）
国の登録有形文化財（旧第一勧業銀行ビル）での朝食。松本城ではサムライ体験を行う。旅程的に和食疲れのタイミングであり、洋食・ホテルの組み合わせが喜ばれた。
- ・山形城跡・霞城公園（山形県）
山形の歴史を深く理解したいという要望から訪問。
- ・桂離宮（京都府）
日本建築や日本庭園を説明するうえで、桂離宮は話題に出るため結果として提案する機会が多い。
- ・高野山別格本山一乗院（和歌山県）

宿坊を体験。布団に寝る等の居心地の悪さも含めて楽しまれた。

- ・ 棚田の宿ささゆり庵（奈良県）
一日一組限定の貸切宿。山伏体験や座禅体験する。
- ・ 広島城・縮景園（広島県）
城と日本庭園はお客様の関心が高い内容の為、提案することが多い。
- ・ 永平寺親禅の宿柏樹閣（福井県）
ベッドとシャワーが完備されているため、多くの方に提案しやすい。精進料理も選択することができる。
- ・ 妙覚寺（京都府）
非公開エリアの特別拝観。芸者や相撲など数年前まで貴重とされてきた体験がコモディティ化されるに伴って貸切等のプライベート体験が求められるようになった印象がある。
- ・ ザ ソウドウ 東山京都（京都府）
敷地内にある「御菓子艸堂」の和菓子懐石コースを、歴史ある日本家屋で味わう。食べ物に関する体験を特別化したものはハイエンドのお客様に選ばれやすい。
- ・ 木曾路の御宿大吉（長野県）
妻籠馬籠や奈良井宿などの町並みは非常に魅力的に映るようで、お客様から問い合わせを受けやすい。特に欧米の方にとっては、自然の中でハイキングでき、かつ伝統的な町を訪れられるコンテンツは価値を感じてもらいやすい。
- ・ おん宿葛屋（長野県）
和室の伝統的な旅館や民宿に泊まりたいという体験ニーズは高い。
- ・ BYAKU（長野県）
酒蔵をはじめ、合計4棟の歴史的建造物を引き継いだ宿。酒蔵の歴史体験に興味を持ったお客様に選んで頂きやすい。

② 国外の庭園や文化財等における体験・滞在例

- ・ ドメーヌ・レ・クレイェール（フランス）
荘園貴族の家への宿泊。広大な庭園がある。「貴族の家に泊まれる」として、日本人向けツアーがある。
- ・ トリアノンパレス（フランス）
城泊ができる。ベルサイユ宮殿や町の散策も含まれる。日本人向けツアーがある。
- ・ シャトード・メルキュエス（フランス）
13世紀の城を利用した古城ホテル。ブドウ畑を望むロケーションが特徴的。

- ③栗林公園に期待するコンテンツや滞在・体験サービス、ストーリーに対する自由意見
- a. 開館時間外の特別対応。
 - b. 船頭体験。
 - c. 掬月亭等の建物のメンテナンスに関わる宮大工さんの話を聞きながら作業を体験。
 - d. 日本庭園の整備や剪定について学ぶ。
 - e. 高松市内の盆栽園とセットにして一日の行程を提案してみたい。
 - f. プライベートツアーとして、学芸員やオーナーに直接お話が聞ければ付加価値のあるツアーになるかと思う。
 - g. 庭園の歴史を紹介する際は、インターネットで調べられるような画一的な案内をすることは避けたほうが良い。

④香川県周辺に宿泊した事例を 10 件ほどヒアリングした結果を以下にまとめる。

- a. 目的地について
10 件中 9 件の目的地に直島が含まれている。内 1 件は、直島で泊りたい宿泊地に空きがなかったため、旅行の季節を変更して直島を訪れている。
- b. 直島までのアクセスについて
9 件中 8 件は、岡山から直島にアクセスしている。内 1 件は、船舶を貸し切り、直島に移動している。
- c. 直島と高松（島部以外）双方を訪れる件数について
9 件中 1 件が、直島と高松双方を訪れている。
- d. 直島訪問後の移動先について
9 件中 8 件は直島訪問の後、京都・大阪・広島など四国以外に移動している。内 1 件は、直島からの移動にヘリコプターを利用している。
- e. 考察
ヒアリングした母数が少数であるため確定的なことは言えないが、栗林公園周辺の観光地のなかで、直島訪問は高付加価値旅行者・Educated Traveler の中でも多くの要望があることが推測できる。
一方、高松や四国へ直島と同時に訪れる件数は少ない。直島訪問の後、主要な観光地である、京都、大阪、広島等へ移動する場合が見受けられた。推測になるが、直島ほどの要望が高松や四国の観光地にない、もしくは直島ほどの知名度がないことが考えられる。

(2) Educated Traveler・インバウンドの高付加価値旅行者に訴求する体験・滞在サービス
ヒアリングで得られた情報等から、訴求する体験・滞在サービスに関するキーワードを以下のようにまとめた。

①滞在に関するキーワード

- a. プライベート空間・貸切
- b. プライベートツアー・日本庭園の庭師による説明

- c. 人混みを避けた特別な場所・地元の人のみが知る場所・非公開エリアの拝観
- d. 歴史の追体験
- e. 地元ならではの食材、歴史・伝統・習慣を追体験するような食事

②宿泊に関するキーワード

- a. 地域・その建物の歴史を感じられる宿
- b. その建物の歴史を感じられる追体験

③ガイド人材に関するキーワード

- a. スペシャリストによる案内・日本庭園の庭師による説明

(3) 栗林公園に期待するコンテンツ等のニーズ整理

(2)の結果から栗林公園に期待するコンテンツ等の素案を下記のニーズに分類し記載する。

①滞在価値に関するニーズ

高付加価値旅行者のニーズを満たすようなものであること。

- a. プライベート空間・貸切

宿泊場所の貸切、食事空間の貸切、一般公開との区別、非公開の時間での占有

- b. プライベートツアー・日本庭園の庭師による説明

学芸員による庭の解説、職員（庭師）による保守作業の解説

- c. 人混みを避けた特別な場所・地元の人のみが知る場所・非公開エリアの拝観

旧日暮亭等の非公開エリアの活用

- d. 歴史の追体験

藩政時の栗林公園の使われ方の追体験。掬月亭での宴会。檜御殿での宿泊 旧日暮亭での茶事。玉藻城披雲閣の活用

- e. 地元ならではの食材、歴史・伝統・習慣を追体験するような食事

藩政時の食事を参考に、地元食材や郷土料理をアレンジした食事の提供

②宿泊施設について

上質かつ地域のストーリーを感じられるようなもの。

- a. 地域・その建物の歴史を感じられる宿

栗林公園内での藩政時の宿泊の再現。歴史ある建物での宿泊

- b. その建物の歴史を感じられる追体験

宿泊に至るまでの藩政時の伝統文化や遊びの追体験

③質の高いサービスを提供するガイド・ホスピタリティ人材

トラベルデザイナーやコンシェルジュなど高付加価値旅行者・Educated Travelerを地域に送客する人材について。

- a. スペシャリストによる案内

コンシェルジュによる旅の始まりから見送りまでのサポート

3. 観光資源の活用方策検討（プロセス 2）

栗林公園の観光資源調査の結果を考慮して、かつての藩主の建造物の利用方法を調査し、どのような施設やサービスが望ましいかを検討する。他の既存文化財施設の類例等との比較検討をする。

3-1. 施設の活用検討

園内の歴史的建造物の活用案を検討する。

(1) 現存する建物の活用

①-1. 掬月亭

a. かつての藩主の建造物の利用方法

大名庭園の中心的な大茶屋建築。

b. 現状の活用状況と現状の課題

景色が良いことから、掬月亭での結婚式や結婚式に付随した写真撮影の場としても使われている。建物の拝観やお茶の接待には、狭い管理スペースを工夫しながら使用している。

汲み取り式のトイレ設備、課題である。また、公開施設としての耐震性能の確保や空調設備の不足も課題となっている。

c. 施設活用の可能性

ア. 現状の建物を利用した改修

大名の疑似体験と食事の提供の場として改修する。

舟から掬月に渡り、高松藩主の文化性を基調にアレンジした茶事と懐石風の食事をして、かつての賓客が味わった時間を楽しんでもらう。

宿泊の場として改修する。

イ. 建物改修を伴う活用（歴史的建造物の復元的整備）

2棟の従徒舎と厨房を復元し、江戸期の掬月亭に再整備する。

大名の疑似体験と食事の提供の場として改修する。

舟から掬月に渡り、高松藩主の文化性を基調にアレンジした茶事と懐石風の食事をして、かつての賓客が味わった時間を楽しんでもらう。

厨房や配膳のスペースが出来ることで、より充実したサービスが可能。

宿泊スペースを確保できる。設備等をあらかじめ計画的に設置できる。

d. 施設活用に伴う課題

ア. 現状の建物を利用した改修

- ・現状の課題解決と食事等のサービス施設の充実

- ・安全確保（防災・防犯）特に宿泊者のセキュリティ確保が立地と構造から難しい。

- ・宿泊に必要な設備設置が建物の文化財的価値を損なう可能性が高い。

- ・元来、茶屋であり宿泊する設定がない。

- ・開園時間内は、一般客も利用でき、宿泊としての展開は難しい。

イ. 建物改修を伴う活用（歴史的建造物の復元的整備）

- ・全体建物としての安全確保、火気の使用制限等

- ・宿泊には高度な安全性の確保（防犯・防災）が既存部分も含めて必要となる。
- ・全体では茶屋であり復元する部屋も従者舎・厨房であり、宿泊施設ではない。

①-2. 日暮亭

- a. かつての藩主の建造物の利用方法
明治31年1月に建てられた茶室。
- b. 現状の活用状況と現状の課題
現在は来園者に抹茶（土日）（予約で昼食）の接待有り。
トイレ設備がない。
空調設備がない。
- c. 施設活用の可能性
 - ア. 舟を降りて楽しめる茶席として改修する
江戸時代から西隅に舟を留め、席に入り茶を楽しんだ。舟道中の一服場所でもあった。
 - イ. 宿泊の場として改修する
静かな庭も眺めて、少人数での宿泊が楽しめる。
- d. 施設活用に伴う課題
 - ア. 舟を降りて楽しめる茶席として改修する場合
 - ・西隅とアプローチの整理が必要。
 - ・トイレ設備の改修
 - イ. 宿泊の場として改修する場合
 - ・トイレ・風呂・空調等の宿泊設備の宿泊整備。
 - ・開園時間内は、一般客も利用でき、宿泊としての展開は難しい。

①-3. 旧日暮亭

- a. かつての藩主の建造物の利用方法
延享年間にあった考槃亭が起源の茶室。
- b. 現在の活用状況
イベント時等に茶室として活用
- c. 施設活用の可能性
江戸時代から西隅に舟を留め、席に入り茶を楽しんでいた。舟道中の一服場所として活用する。
- d. 施設活用に伴う課題
 - ・西隅とアプローチの整理が必要。
 - ・トイレの不備

①-4. 毘沙門天祠

a. かつての利用方法

栗林荘の鬼門を守護するために祭祀されたと推定される祠

b. 施設活用の可能性

来園者のために、この社の歴史や意味、御利益を表記して、お祀りする。

①-5. 嶮の口御門

a. かつての藩主の建造物の利用方法

五代頼恭の大改修で正門として使われた門。明治44年から始まる北庭改修で撤去された。

b. 現在の嶮の口御門状況

長尾寺東門として江戸時代の門が残っている。

c. 施設活用の可能性

ア. 嶮の口御門の復元

門を再度移設するか、復元することは可能であり、江戸期の姿を残すことが出来る。

イ. 嶮の口の幽谷復元

栗林荘の時代の正門からのアプローチを江戸期の門・通路・竹林などを幽谷なものに復元する。

d. 施設活用に伴う課題

- ・文化庁に保存活用計画の策定と認定及び届出
- ・明治期の北庭改修の歴史との検討が必要
- ・北庭芝生広場地区の全体整備が必要
- ・所有者との協議

①-6. 商工奨励館

a. かつての利用方法

明治32年に開館した博物館

b. 現在の活用状況

平成15年5月に策定された「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」を基本に、整備計画より、現在は耐震補強と保存活用が実施され、本館2階に無料休憩所、西館に飲食店、東館に伝統工芸品の展示。実演コーナー、北館はレセプションスペースに活用

c. 施設活用の可能性

明治期の木造洋館での宿泊の場として改修する。

d. 施設の活用に伴う課題

- ・近年に活用整備された。
- ・北館はレセプションホールに活用されており、公園内には他に、その機能を持つ施設がない。
- ・文化庁に保存活用計画の策定と認定及び届出

- ・宿泊には高度な安全性の確保（防犯・防災）等が必要

(2)現存しない建物の活用

②-1. 檜御殿

a. かつての藩主の建造物の利用方法

御殿として使われた建物。

b. 施設復元・活用の可能性

かつての下屋敷である檜御殿の復元は、栗林公園の原型再現といえる。栗林公園の文化財的価値や魅力が向上することが前提とした復元をすることで、その行程も含めて栗林公園への関心も深まり、地域での経済的波及効果も期待できる。

復元後、園の活用の幅も大きく広がる。

c. 施設の活用に伴う課題

- ・適切な復元へのプロセスを経る必要がある。
- ・工期の長期化・費用負担も大きい。
- ・宿泊等に活用するには必要な設備等への配慮が必要。

②-2. 留春閣

a. かつての藩主の建造物の利用方法

五代頼恭の大改修には改築が完了していたと推測される景色を楽しむために利用された建物。

b. 施設復元・活用の可能性

栗林公園にとっても来園者が風光明媚な景色を楽しむ建物として再現が出来ることは特に有意義であるが、民間茶店のある現状では復元することは難しい。

c. 課題

- ・適切な復元へのプロセスを経る必要がある。
- ・民間の茶店が跡地で営業しており、復元は現実的ではない。
- ・宿泊等に活用するには必要な設備設置・安全確保等への配慮が必要。

②-3. 能舞台

a. かつての藩主の建造物の利用方法

能舞台。

b. 施設復元・活用の可能性

能がどのような施設で行われたかを明記した資料は現時点で見つかっていない。現状での建物としての復元は困難である。今後の史料の発見を期待する。一方で、能を薪能で行う、もしくは掬月亭を活用して行う等の方法はある。

②-4. 観音堂

a. かつての藩主の建造物の利用方法

小普陀の石組近くに、初代藩主頼重のころに建てられたと推測される御堂。

b. 施設の復元・活用の可能性

観音堂の基壇等の遺構調査を実施して、遺構を見せて保存して庭として楽しむようにすることが考えられる。

②-5. 考槃亭

- a. かつての藩主の建造物の利用方法
茶屋建築。
- b. 施設の復元・活用の可能性
現状では、考槃亭の跡地には民営茶屋があり、憂玉亭跡地に旧日暮亭（考槃亭の移築との経過あり）が現存することから、新たな復元は困難である。

②-6. 憂玉亭

- a. かつての藩主の建造物の利用方法
茶屋建築。
- b. 施設の復元・活用の可能性
御林御庭之図と無名（栗林公園古図、無年号）に外観が描かれているが、その他の史料はなく、憂玉亭跡に旧日暮亭が現存することから、新たな復元は困難である。

②-7. 講武謝建物

- a. かつての藩主の建造物の利用方法
馬場に付属する建物として利用された馬見所。
- b. 施設の復元・活用の可能性
資料が不足しており、新たな建物の復元等は困難である。
講武謝で武術をする。武術の鍛錬や表演等にこの場を活用して講武謝としての機能を再現する。

②-8. 愛駿謝建物

- a. かつての藩主の建造物の利用方法
馬場に付属する建物として利用された馬見所。
- b. 施設の復元・活用の可能性
栗林荘記に御馬見所とあるが詳細は不明である。
栗林分間図以後は、現在の花園亭西の便所辺りに3棟あり、馬を繋ぐ柵と思われる記載もある。
御馬見所の復元は史料が不足している。
馬術の演技や馬に接することに愛駿謝を活用する。
- c. 課題
馬つなぎ場所等の設備整備・安全確保

②-9. 御舟蔵

- a. かつての藩主の建造物の利用方法

船着き場として使われた船蔵。

b. 施設の復元・活用の可能性

掬月亭が舟からの視線を意識して建てられているなど、舟は庭園に必要な移動鑑賞の手段である。

和舟と東隅・西隅等の舟着き場を整備して舟遊びを再現する。

②-10. 天女祠

a. かつての藩主の建造物の利用方法

弁財天が祀られていたと考えられる祠

b. 施設の復元・活用の可能性

絵図からは祠や鳥井の形状が描かれているので、ある程度の復元は可能である。再現することで、舟遊びのスポットとなる。

②-11. 栖霞亭

a. かつての藩主の建造物の利用方法

小山の展望を楽しむために作られた四阿と推測される。

b. 施設の復元・活用の可能性

具体的な史料が判明していない。小山での展望を楽しむ建物で四阿と推測される。新たな建物の復元等は困難である。

②-12. 切手、萩、不動口の各御門

a. かつての藩主の建造物の利用方法

門

b. 施設の復元・活用の可能性

切手御門（東門）は整備されて冠木門もある。将来的に整備し、古図にあるように奥行きのあるアプローチを復元することも考えられる。

萩御門は造園課の管理専用の出入口となっている。将来的に整備し、古図にあるような冠木門のある御門として外観復元することも考えられる。

不動口には礎石跡（1間1戸・控柱）が残っている。門の規模は判るが外観の史料がなく、外部に通じる道がないことから復元は困難である。

3-2. 提供サービス・ストーリー・追体験などのコンテンツの方向性

(1) コンシェルジュと体験の始まり

コンシェルジュが、旅のプランニングから滞在、見送りまでをサポートする。

旅の始まりは、高松駅・高松港・高松空港を想定し、高松空港の場合は車での送迎を行う。

(2) 入園体験

① 玉藻公園から栗林公園までの移動

藩主の御殿があった玉藻城を始点とし、下屋敷のあった栗林公園まで籠・馬・人力車等で移動する事を入園に至る体験コンテンツとする。

江戸期の藩主の移動は、時代背景から籠であると推測できる。しかし、現代において、籠での移動は担ぎ手の肉体的負担が大きい。金毘羅宮の石段かごが、2020年に体力的な理由・担ぎ手の高齢化で廃業したのは記憶に新しい。

馬での移動は、高松秋まつり・仏生山大名行列で実際に行われている。仏生山大名行列では、殿様役が乗馬し、轡を取る口取り役の人員が数名、馬の周囲に安全のため数名配置して移動している。馬は、県内の乗馬クラブから手配をしている。市内を馬で移動する場合は、安全面を考慮し、同等の人員や手配が必要となると考えられる。また、糞の処理等の問題がある。

籠・馬での移動は上記の点を考慮する必要があるため、江戸時代の設定とは合致しないが、人力車等を用いた移動手段等も想定する。なお、人力車には2人乗りのものがある。

② 披雲閣の利用

出発時の待合所として、藩主の御殿であった玉藻公園披雲閣を利用する。ただし、栗林公園周辺の観光資源調査でも述べたとおり、披雲閣の大書院、蘇鉄の間、槇の間、松の間等は、特に市民の利用頻度が高い部屋である。これらの部屋を待合所として利用する場合は、当事業に対して市民の十分な理解が得られることが必要である。



写真 3-2-1 玉藻城被雲閣

写真出典：高松市 HP



写真 3-2-2 被雲閣大書院

写真出典：高松市 HP



写真 3-2-3 被雲閣 蘇鉄の間

写真出典：高松市 HP



写真 3-2-4 被雲閣槇の間

写真出典：高松市 HP

披雲閣平面図



図 3-2-1 披雲閣平面図

図面出典:高松市 HP

③和装体験

和装に着替える体験サービス。披雲閣の一室を待合所として利用しつつ、着付け室としても利用する。桐の間、杉の間、藤の間等は前述した部屋と比較すると利用頻度は多くない。また、着付け等に利用しやすい部屋の大きさ・形状をしている。

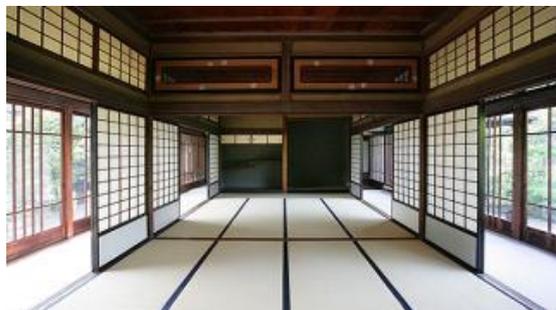


写真 3-2-5 披雲閣 桐の間

写真出典：高松市 HP



写真 3-2-6 披雲閣 杉の間

写真出典：高松市 HP

④籠・馬・人力車等の道路交通法の扱い

一般的に車輪のない籠については、道路交通法上で歩行者の扱いになる。また、車輪のある籠・馬・人力車は軽車両扱いとなる。

その他、道路交通法上、軽車両扱いとなるものは、自転車・リヤカー・馬車等が該当する。

⑤ルート

玉藻城から始まる金毘羅街道（仏生山街道）は、藩主が通る「お成り道」とも呼ばれていた。金毘羅街道（仏生山街道）は、現在の丸亀町商店街、南新町商店街、田町商店街に該当する。

栗林公園北門は、貝の口御門と呼ばれ、藩主の出入りに利用されたかつての正門にあたる。

玉藻城から金毘羅街道（仏生山街道）を經由し栗林公園北口から入園するルートを想定する。徒歩で40分、距離約2.7kmを移動するルートとなる。



写真 3-2-7 : 丸亀町商店街 1



写真 3-2-8 丸亀町商店街 2

⑥課題

丸亀町商店街は歩行者専用規制となっている。歩行者との接触事故防止のため終日自転車の乗り入れが禁止されている。この規制に至るまでに、自転車乗り入れ禁止社会実験を実施し、その効果から規制が導入された経緯がある。南新町商店街でも、自転車を除く歩行者専用規制が行われており、丸亀町商店街と同様の理由で土曜・日曜・休日の一部時間帯で自転車の乗り入れが禁止されている。

このため、馬・人力車等の軽車両で移動を実施する場合、交通管理者の許可が当然必要となる。また、規制に至るまでの経緯を考えると市民の十分な理解が得られないと実施は難しい。

一方、交通量の多い歩行者専用規制地域で、実際に人力車が通行している例はある。台東区浅草の仲見世通りは、その一例である。どのような規制内容にできるか交通管理者等との協議が必要となる。



写真 3-2-9 丸亀町商店街参考写真 3

⑦新たな観光資源と宣伝効果

経路する金毘羅街道（仏生山街道）は、現在の丸亀町商店街、南新町商店街、田町商店街に該当する。かつて藩主が通った街道を籠・馬・人力車等で移動する光景が、現在の高松中央商店街の新たな観光資源になる事を期待しつつ、同時に本レガシー形成事業の宣伝効果を生み出す事を期待する。

(3) 貸切体験

① 宿泊施設の貸切滞在

宿泊施設とする建物の貸し切りを行う。歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する基本調査で詳しく述べたが、宿泊施設として活用できる可能性が考えられる、商工奨励館（北館）、日暮亭、掬月亭（復元含む）、檜御殿（復元）について、どのように貸切体験を演出できるかが課題となる。なお、保存活用計画で名勝としての栗林公園がどのように保存・活用されていくのかということと、本事業の建物の活用が矛盾しないことが大前提で以下に記述する。

a. 檜御殿（復元）

檜御殿（復元）の場合、塀で囲われた施設であったことが想定され、その部分も含めて復元的整備を行う事ができれば、貸切施設として活用しやすい。また、藩主の下屋敷として使われていたことから、宿泊施設として復元的整備を行った場合、建物の本来の目的とも合致する。しかし、3-2. 復元や現存する建築物の改修、活用に関する実現可能性の調査（FS 調査）で詳細を述べるが、実現に至るまでの手続き、工程、費用等の課題がある。

b. 商工奨励館（北館）

商工奨励館（北館）では、宿泊施設に改修する箇所を北館和室と設定した場合、レセプションイベントと同日に貸し切り宿泊を実現することは難しい。北館では、夜間レセプションイベントも月に数回行われていることから、運用上の工夫が必要となる。

また、当然のことではあるが、北館の和室を貸し切って、宿泊する価値があるかという問題もある。更に、風呂・トイレ等の衛生設備・空調設備の増築・改修は必須となる。

c. 日暮亭

日暮亭は、貸切宿泊という観点で考えると、塀で囲まれた施設であることから運用はしやすい。また、日暮亭内の庭も整備されている。ただし、茶室として造られている建物であるがゆえに、こちらも宿泊施設とする場合は、風呂・トイレ等の衛生設備の増築は必須となる。また、一時滞在する茶室であるがゆえに、宿泊施設とする場合は建物の断熱性の改修・空調施設の大幅な改修も必要となる。現在お茶室として利用されているが、トイレに関しては近隣のトイレ棟を利用している。

現状の建物の文化的価値をどのように評価・設定するかによって、これらの改修を実現できるか否かが決まる。その為、関係各所との十分な調整が必要となる。

また、施設利用状況の調査でも述べたとおりであるが、現在お茶席として活用されているので、管理業者等との十分な調整が必要となる。

d. 掬月亭

掬月亭の場合は、栗林公園の中でも特に利用者が多い施設となる。9:00～16:30までは利用者が景色を楽しんでいる。この施設を現状のままで貸切滞在にするこ

とは、一般公開との両立という観点からは非常に難しい。ゆえに、一般公開以外の時間帯で分けて貸し切って利用することが課題として考えられる。

また、掬月亭も日暮亭と同じく茶室として造られている建物であるがゆえに、宿泊施設とする場合は、風呂・トイレ等の衛生設備の増築は必須となる。現状トイレはあるが、汲み取り式のため臭気等の問題があり利用していない。さらに、建物の断熱性の改修・空調施設の大幅な改修も必要となる。現状の建物の文化的価値を損なわずにこれらを改修することは非常に難しい。

掬月亭の場合は、明治4年に撤去された2棟の復元的整備を行い宿泊施設にする案も考えられる。しかし、撤去された2棟は従者舎、厨房であるがゆえに、どのように宿泊施設とするか復元の方針を決める必要がある。

また、復元的整備を行ったとしても、現存している掬月亭の文化的価値も損なわずに実施する必要がある、改修は非常に困難なことが予測される。更に、貸切滞在という点で考えると、開園時間内は部分的に一般公開されることが想定されるため、宿泊場所とセキュリティ上の分離方法等、運用方法を十分検討し解決していく必要がある。

②閉園後庭の貸切体験

a. 日没後の園内の貸切体験

日没後、園内を貸切できる体験を一つの提供コンテンツとする。

b. 課題・ライトアップについて

日没後の園内の様子を2024年1月22日20:00（天候：雨、気温5℃）に撮影した様子は、下記写真のとおり。肉眼での再現に近づけるため一部写真を加工しているが、夜間はライトアップによる演出が必要と思われた。桜や紅葉した樹木を照らしている春・秋のライトアップ程大掛かりなものはないが、ソーラーバッテリーで稼働する簡易な照明（ランタン・行燈等）を園路や島に配置する。

また、夜間になると自動販売機等の灯りが特に目立ってしまうため、演出上の配慮が必要と思われる。

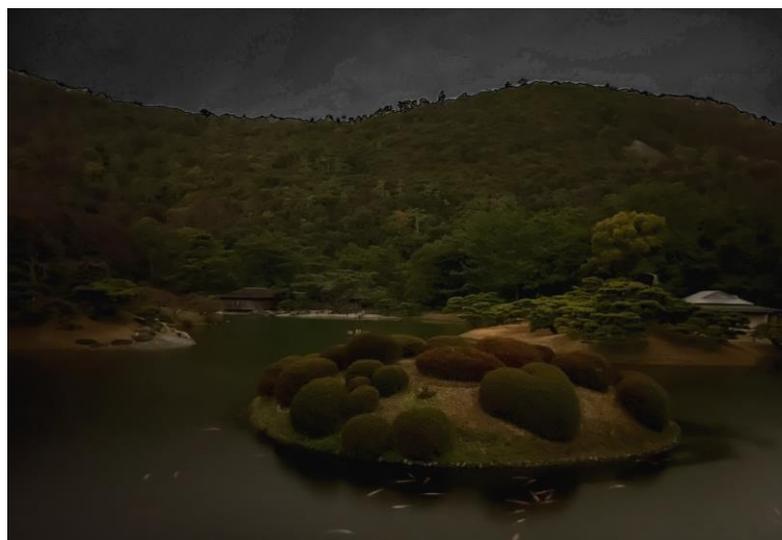


写真 3-2-10 閉園後の栗林公園（2024年1月22日）

③夜の舟遊びと夕食

a. 舟遊び

閉園した日没後、和舟に乗って舟着き場から南湖を周遊する体験を提供する。

b. 雨天対策と舟着き場

雨天対策のため、舟には雨除け屋根を設置する。なお、舟に雨除けの屋根を設置する場合は、迎春橋をくぐることができなくなることが予測される。このため、舟着き場を迎春橋西側にある舟着き場にする。

c. 栖霞亭と脩然臺への登山路の復元

舟の準備ができるまでの待合場所として、栖霞亭とその園路にあたる脩然臺への登山路の復元ができた場合は利用できる。なお、脩然臺への登山路の復元については、平成15年5月に香川県は特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画に整備計画として記載されている。

d. 月の満ち欠けに伴う時間帯設定

月の満ち欠け・月の位置に合わせて舟遊びの時間帯を設定する。

e. 掬月亭の入口と食事

和舟の目的地を掬月亭とする。四方面面の掬月亭の特長を活かし、五葉松近辺に舟を着け、普段立ち入りができない掬月の間北側の庭の飛び石を利用し室内に入る。

饗宴の場として使われていた史実に基づき、掬月亭一の間・二の間を使い、夕食とする。

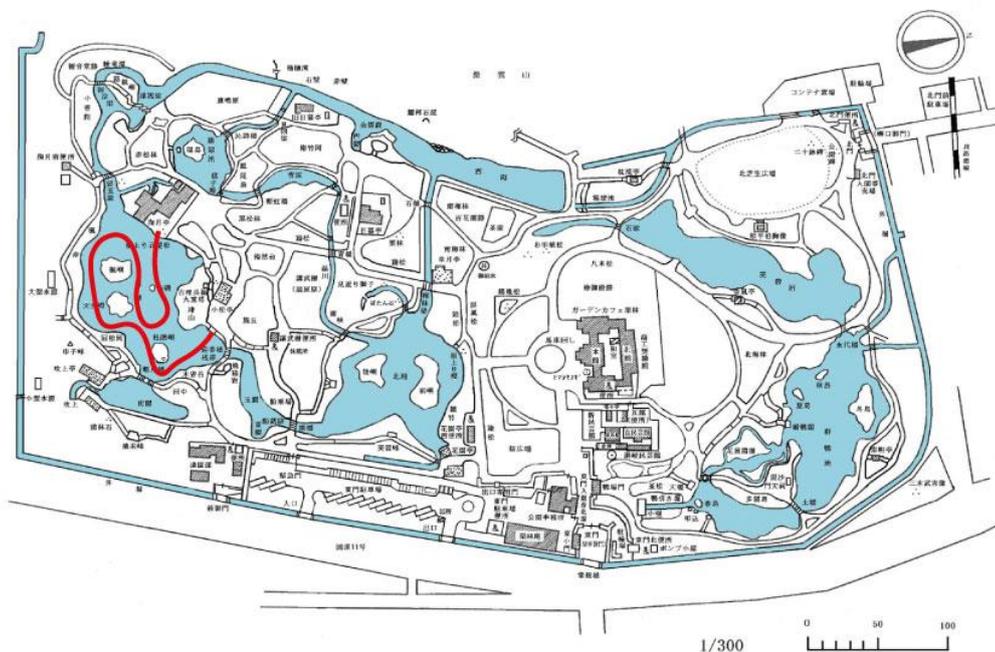


図 3-2-2 和舟ルート案

背面図出典 栗林公園事務所所有資料



写真 3-2-11 掬月の間側面飛石・沓脱石

(4) 夕食

① 穆公御茶事記について

高松藩主の茶会記「穆公御茶事記」には 1766 年から 1779 年まで行われた茶会記の記録が収録されている。

「穆公」とは、名君と言われた 5 代藩主松平頼恭(1711 年-1771 年)のことである。穆公御茶事記には、頼恭の茶会について詳細に記録が行われており、後半一部では、頼恭の子である 6 代藩主松平頼真(1743 年-1780 年)の茶会記も収録されている。

穆公御茶事記に記された事項を夕食の参考要素の一つと考える。

② 夕食メニューについて

a. 穆公御茶事記に記載されているメニュー・食材について

松平頼恭は、寛保元年(1741 年)連年凶作が続いたことから倭約令を出した。頼恭の藩政時には、相次ぐ天災地変にさいなまれ、財政は幾度か危機に瀕しながらも民生安定、殖産事業などに積極的な施策を進めた。

そのような視点から、「穆公御茶事記」を読み解くと、懐石についても、麦飯という記述(下巻初項)がみられるなど庶民的な食材を用いたものが見られる。

また、一方であゆ、なまこ、鯛、蛤、飯蛸、鱈、鱈のカラスミ等近隣で採っていたであろう食材の傾向が伺える。

これら、「穆公御茶事記」に記載されている食材を積極的に活用したメニューをその茶事記の歴史と共に提供する。

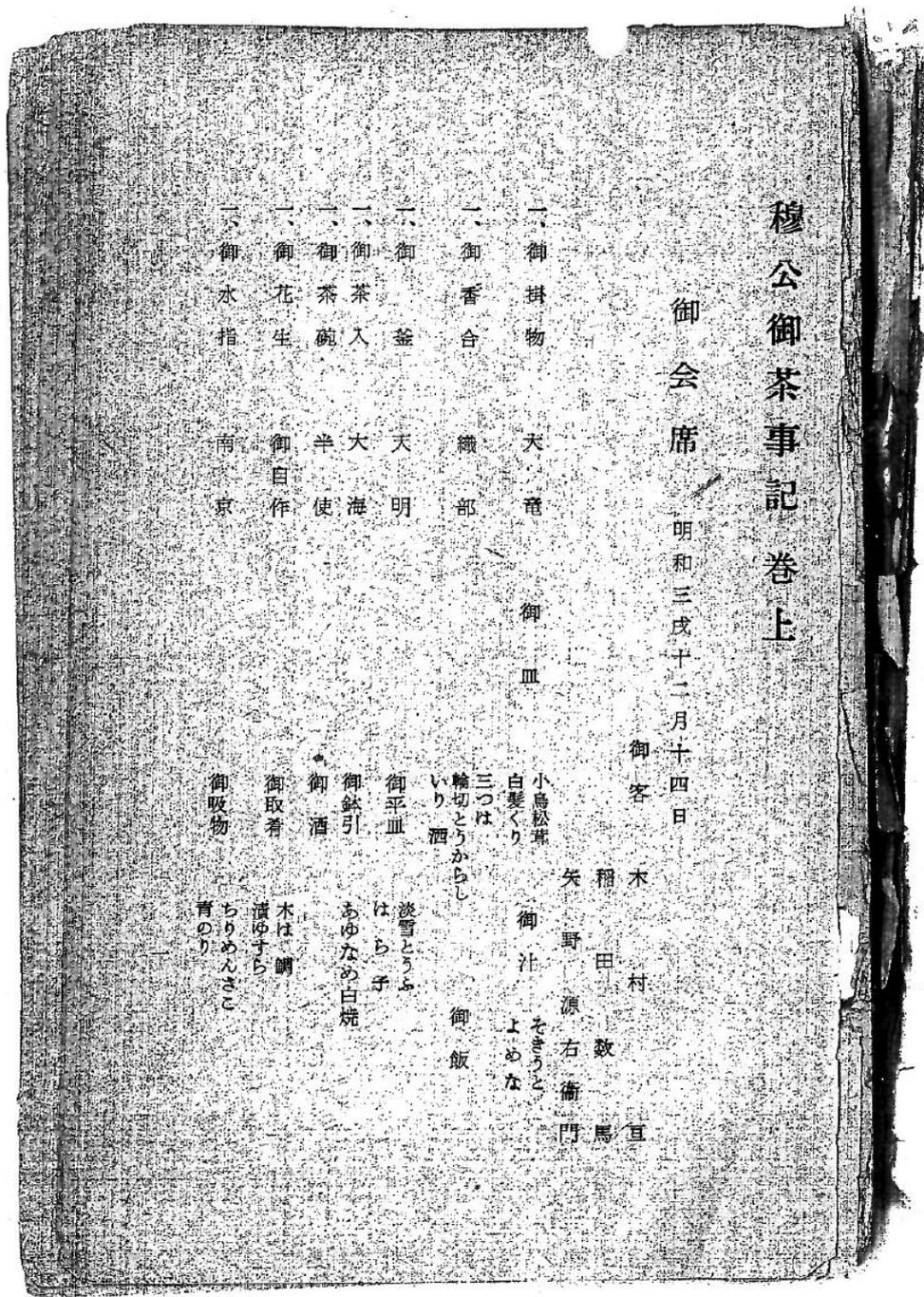


図 3-2-3 穆公御茶事記

出典 翻刻 穆公御茶事記 讃岐史談会

b. 献上品について

高松藩の献上品として、鯛・鱈、海鼠等が塩漬け等で加工され贈られていた記録が残っている。これらの食材は、前述したとおりであるが『穆公御茶事記』にも記載があり、藩政時にも近海で取れていたであろうことが分かる。献上品になっていた食材をその歴史や加工方法等と共に提供する。



写真 3-2-12 高松藩の献上品の一つ真鯛

出典 LOVE さぬきさん:<https://www.kensanpin.org/>

c. いただきさん文化について

ア. いただきさんについて

高松市内では、「いただきさん」と呼ばれる行商人が、市場で仕入れた鮮魚を自転車で販売する姿が見られる。

イ. 宿泊者が食材を選ぶ

いただきさんが魚を仕入れる高松中央卸売市場に近い玉藻城等もしくは栗林公園内で、宿泊者が待機中にいただきさんに来てもらい、夕食の食材を選んでもらう事を一つの体験イベントとして提案する。

ウ. 演出

食材を選んでもらうイベント時には、藩主への献上品を運び込むような演出を行い宿泊者に楽しんでもらう。

エ. その他

いただきさんより大掛かりな準備が必要だが、地引網漁等を行っている場所で、採れたての魚を選んでもらう事も類似のイベントとできる。

d. ハラル、ベジタリアン、ヴィーガンメニュー等について

宿泊客の様々なバックグラウンドに合わせるために、前述した食材の中でも、ハラル、ベジタリアン、ビーガン等に対応できるメニューを用意する。

料理によっては、食材の選定だけではなく、製造工程や食品添加物についても注意が必要である。

e. 現代の郷土料理について

現代の香川の郷土料理について、タイの浜焼き・イカナゴ醤油・白味噌等様々な物がある。参考例を以下に示す。

・しょうゆ豆



・押し抜きずし



・まんばのけんちゃん



・てっぱい



・あじの三杯



・いもたこ



・ばらずし



・わけぎあえ



写真 3-2-13 現代の香川の郷土料理

写真出典：農林水産省うちの郷土料理

③お酒について

「穆公御茶事記」には、御酒という記述がある。どのようなお酒を出していたかまでは判明しない。

参考として香川県内の酒蔵について以下に記載する。いずれの酒蔵も現在の社名になったのは「穆公御茶事記」より後の時期であるが、それ以前から続く酒造りの歴史を受け継いだ酒蔵である。

- ・ (有)丸尾酒造
代表銘柄：凱陣 創業：1885 年
- ・ 西野金陵(株)
代表銘柄：金陵 創業：1789 年
- ・ 川鶴酒造(株)
代表銘柄：川鶴 創業：1891 年
- ・ 綾菊酒造(株)
代表銘柄：国重 創業：1790 年
- ・ 勇心酒造(株)
代表銘柄：勇心 創業：1855 年
- ・ 小豆島酒造(株)
代表銘柄：小豆島の輝

④うつわ等について

a. 理平焼について

「穆公御茶事記」には、頼恭・頼真が用いた茶道具について記載がある。茶道具については、名物・大名物といったものはほとんど見られず、質素な道具が多い。特徴としては、武者小路千家ゆかりの品々や、石州流茶人のものが多い。また、理平焼（別名理兵衛焼、高松焼、稻荷焼、石清尾焼）をよく用いていたという記載がある。

理平焼は、初代高松藩主の松平頼重が、都の陶工、森嶋作兵衛を呼び寄せて焼かせたのが始まりとされている。現在の栗林公園の北門近くに窯を築き高松藩のお庭焼として用いられていた。

理平焼を用いた碗で料理を提供することを提案する。



写真 3-2-14 理平焼

写真出典 LOVE さぬきさん:<https://www.kensanpin.org/>

また、江戸における茶湯は大名間の交際等に用いられるようになり、道具類が高値を呼ぶことになった。藩によっては、茶人藩主没後は財政が悪化することが多い。頼恭の藩政時は、大幅に削減した藩士の録を、息子頼真の代に通常に戻している史実から、質素堅実な茶会を行っていたことが伺える。その精神を受け継いだ質素・堅実なしつらえを基本としたい。

b. 源内焼について

源内焼は、1738年に開窯したとされる志度焼に、1755年に平賀源内の指導を得て発展した高松藩内での焼物である。

平賀源内は、薬草についてでも述べることであるが、5代藩主松平頼恭の時代に薬草園の管理をしていた高松藩にゆかりのある人物である。

緑、褐（かち）、黄などの鮮やかな色が特徴。

c. 香川漆器について

初代藩主松平頼重(1622年-1695年)は、漆器や彫刻に造詣が深く、これを振興したことに始まり、江戸末期から明治初期には玉楮象谷や後藤太平らによって香川漆器の基礎が作られた経緯がある。栗林公園が積極的に使われていた時代設定とは、少しずつれるが香川の代表的な伝統工芸品である。



写真 3-2-15 後藤塗

写真出典 LOVE さぬきさん:<https://www.kensanpin.org/>

⑤薬草について

a. 百花園の歴史

5代藩主松平頼恭の藩政時に、栗林公園内に百花園（薬草園）を創設した。延享3年（1746年）の頃には岩清尾塔山の南麓に薬園があったものを御林内に移転したとされている。頼恭が日々、寒暑に関わらず早朝より指図して3年かかりで開墾して菜園、薬園、茶園、花壇等が出来たと伝えられている。

当初は梅木原薬園と呼ばれていた。園は茶園・桜園・橘園・百花園などの名称で区分されていた。

平賀源内、池田玄丈（げんじょう）、池田文泰（ふみやす）、池田由章（よしあき）、池田秀軒（ひでのき）らが管理した。池田玄丈の薬園出仕から池田秀軒が由緒書を提出した時までを数えても100年以上管理されていたことが伺える。

薬用、食用、観賞用と幅広く栽培されていたが廃園となり、薬園跡に薬木のニンジンボク（むくろじ）が唯一残っており当時の名残を伝えている。近年まで日暮亭脇に平賀源内ゆかりのホルトノキ（もがし）の古木もあったが現在は無い。

b. 薬草の種類

栽培されていた薬草で薬種に仕立てたものは記録では34種存在する。外国産の珍種も多いのが特徴である。茶の栽培と製茶も盛んに行われ、漢製茶（漢種の製茶か）・和製茶の記録がある。その他、薬園で栽培されたものは多種あり、鉢物51種（薬草5種）・イサハ類32種（胡蝶花等、薬草10種）・中間御代物30種（平地木、薬草10種）・南日陰物御花壇206種（薬草40種）・薬草121種・牡丹部57種等がある。菜園もあり、各種の大根やカブ類、葱類、瓜類などの野菜、イチゴや紅毛種（オランダ）産の野菜も栽培された。その他判明しているものは「旧高松藩の栗林公園」竹内帛夫（たけうちとらお）著によれば以下「栗林公園で栽培されていた植物表のとおり。

栗林薬園で栽培されていた植物 ※1

	記載名	読み方	和名	学名	食用	薬効	参考
草部	人参	ニンジン	トチバニンジン	<i>Panax japonicus</i>	薬用酒	鎮咳去痰、解熱、健胃作用	①
	羊乳	ヨウニュウ	ツルニンジン	<i>Codonopsis lanceolata</i>	○	去痰	②
	百脉根	ヒャクミャクコン	ミヤコグサ	<i>Lotus corniculatus</i>	○	疲労回復	②
	淫羊藿	インヨウカク	イカリソウ	<i>Epimedium grandiflorum</i>	薬用酒	強壯、強精作用	①
	石薄荷	ハッカ	ハッカ	<i>Mentha arvensis</i>	薬用酒	中枢抑制、血管拡張	②
	三七	サンシツ	サンシチ(三七人参)	<i>Panax notoginseng</i>	薬用酒	散血、定痛、止血(外用)	③
	黄芩	オウゴン	コガネバナ	<i>Scutellaria baicalensis</i>	薬用のみ	解熱、止瀉(下痢止め)、安胎(妊婦)	①②
	黄蓮	オウレン	セリバオウレン	<i>Coptis japonica</i>	薬用のみ	消炎、止瀉(下痢止め)、鎮静作用	①
	防風	ボウフウ	ボウフウ	<i>Saposhnikovia divaricata</i>	薬用のみ	カゼの症状の治療、消炎、鎮痛作用	①
	麻黄	マオウ	シナマオウ	<i>Ephedra sinica</i>	薬用のみ	地上茎：発汗、鎮咳、利水作用 根：	①
	鬱金	ウコン	ウコン	<i>Curcuma longa</i> L.	薬用のみ	健胃、利胆、止血、通経	①②
	(金線草)	カイコン	ミズヒキ	<i>Antenoron filiforme</i>	薬用のみ	止血、腰痛、胃痛	②⑩
	見腫消	ケンシュショウ	サンシチソウ	<i>Gynura japonica</i>	薬用のみ	毒虫刺され、吐血、止血、血液清浄	④
	大黃	ダイオウ	ダイオウ	<i>Rheum palmatum</i>	薬用のみ	便秘、抗菌、利胆、止血、抗腫瘍	①
	大戟	タイゲキ	タカトウダイ	<i>Euphorbia pekinensis</i>	×有毒	腫れ物の傷み、腫れ物(外用)	①
	附子	ブシ	ハナトリカブト	<i>Aconitum carmichaeli</i>	×有毒	鎮痛・強心・新陳代謝機能亢進・利尿	⑤
	天茄子	テンナス	ハリアサガオ	<i>Ipomoea muricata</i>	○	???	⑥⑦
	木香花	モクコウカ	モッコウバラ	<i>Rosa banksiae</i>	薬用のみ	月経不順、腫れ物、打撲	①
	何首烏	カシュウ	ツルドクダミ	<i>Fallopia multiflora</i>	○	強壯作用があり、足腰の痛み、精力減	①
	五味子	ゴミシ	チョウセンゴミシ	<i>Schisandra chinensis</i>	○	鎮咳去痰、収斂、滋養作用	①
	莞花	ゲンカ	フジモドキ	<i>Daphne genkwa</i>	×有毒	利尿、去痰、鎮咳作用	①
	山豆根	サンズコン	サンズコン	<i>Sophora tonkinensis</i>	×有毒	解熱、解毒、鎮痛、消炎等	②
	胡蘿蔔	エソスマレ	エイザンスミレ	<i>Viola eizanensis</i>	○	滋養強壯、動脈硬化、精神安定、便	②
	金絲桃	キンシトウ	ビヨウヤナギ	<i>Hypericum</i>	×有毒	腰痛には地上部の煎液を服用するか、	②
	平地木	ヘイチボク	ヤブコウジ	<i>Ardisia japonica</i>	○	根は、解毒薬、のどの腫瘍、せき、茎	②
	莨菪	ロウトウ	ハシドリコロ	<i>Scopolia japonica</i>	×有毒	消化液分泌抑制、鎮痙作用	①
	紫草	ムラサキ	ムラサキ	<i>Lithospermum erythrorhizon</i>	薬用のみ	解熱、解毒、麻疹の予防、黄疸、腫	②
	細辛	サイシン	ウスバサイシン	<i>Asiasarum sieboldii</i>	○	鎮静、鎮痛、解熱作用	②
	釣藤	チョウトウ	カギカズラ	<i>Uncaria rhynchophylla</i>	薬用のみ	鎮痙、鎮痛作用	①
	統随子	ゾクズイシ	ホルトソウ	<i>Euphorbia lathyris</i>	×有毒	峻下(非常に強い下剤)、利尿、通経	①
南藤	ナントウ	フウトウカズラ	<i>Piper kadsura</i>	薬用のみ	鎮痛、鎮静、リウマチ、関節炎	⑧	
イケマ	イケマ	イケマ	<i>Cynanchum caudatum</i>	×有毒	解毒、切傷(外用)	①	
ケルフル	ケルフル	ウイキョウ	<i>Foeniculum vulgare</i>	○スパイス	健胃、鎮痛作用	①	
木部	秦皮	シンビ	アオダモ	<i>Fraxinus lanuginosa</i>	薬用のみ	消炎、収斂、下痢止め、解熱、洗眼	②
	紫葳	シケイ	ハナズオウ	<i>Cercis chinensis</i>	薬用のみ	腫れ物、解毒	⑨
	山茱萸	サンシュユ	ハルコガネバナ	<i>Cornus officinalis</i> Siebold	果実酒	強壯作用があり、頻尿、寝汗、足腰の	②
	杞朮	クコ	クコ	<i>Lycium chinense</i>	○	果実：強壯、目の症状改善作用、疲労	②
	海桐皮	カイトウヒ	デイコ	<i>Erythrina variegata</i>	薬用のみ	解熱、睡眠薬、霍乱、腰膝痛、打撲、	④
	多羅	タラ	タラヨウ	<i>Ilex latifolia</i>	薬用のみ	利尿作用があり、腎疾患	①
	牡荊	ボケイ	ニンジンボク	<i>Vitex negundo</i>	薬用のみ	カゼ、咳や喘息、腹痛、発汗作用、下	①
	扶桑	ブツソウ	ブツソウゲ	<i>Hibiscus rosa-sinensis</i>	薬用のみ	眼の腫れ、咳、喘息、熱、風邪、腫れ	④
果部	羅望子	ラボウシ	チョウセンモダマ	<i>Tamarindus indica</i>	○	緩下作用	③
	呉茱萸	ゴシュユ	カラハジカミ	<i>Tetradium ruticarpum</i>	薬用のみ	健胃	⑧
穀部	薏苡仁	ヨクイニン	ハトムギ	<i>Coix lacryma-jobi</i>	○	健胃、解熱、利尿、解毒	②
	罌子粟	オウシゾク	ケシ	<i>Papaver somniferum</i>	×栽培禁止	鎮咳作用、鎮痛作用、止瀉作用、便秘	①
菜部	コルコール	krulkool オランダ語	(カーリーケール)	<i>Brassica oleracea</i>	○	西洋野菜	⑩
	ラムナス	Rammenas オランダ語	(ブラッカラ イッコ)	<i>Rammenas raphanistrum</i>	○	西洋野菜	⑩
	ロートベイト	rode bieten オランダ語	(レッドビーツ)	<i>Beta vulgaris</i> L.	○	西洋野菜	⑩
アンヂ	andjivie オランダ語	(チコリ)	<i>Cichorium intybus</i>	○	西洋野菜	⑩	

※1 竹内帛夫著 『旧高松藩の栗林公園』

参考資料

- ①熊本大学薬学部薬用植物園植物データベース www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/yakusodb/
- ②イー薬草・ドット・コム www.e-yakusou.com/
- ③国立健康栄養研究所素材情報データベース www.nibiohn.go.jp/eiken/info/hf2.html
- ④琉球大学亜熱帯生物資源データベース <https://iicc.skr.u-ryukyu.ac.jp/plant/>
- ⑤東京薬科大学研究ポータル <https://cutting-edge-research.toyaku.ac.jp/>
- ⑥植物和名一学名インデックスリスト <http://ylist.info/>
- ⑦小野恵畝口授（小野職実／録）『救荒本草啓蒙 第十四巻 菜部』1842年
- ⑧東邦大学薬学部付属薬用植物園HP <https://www.lab.toho-u.ac.jp/phar/yakusou/>
- ⑨東京農工大学HP <https://www.tuat.ac.jp/>
- ⑩『薬種の国産化：田村元雄の事績を中心に』 浦部 哲郎 2022-03-24

表 3-2-1 栗林公園で栽培されていた植物

出典： 旧高松藩の栗林薬園 竹内帛夫 その他 参考資料 表下部に記載

c. 薬膳料理について

これらの中から、薬膳として活用できるメニューを考案することも考えられる。特に今回想定する宿泊客は、長時間移動し栗林公園を訪れていることが想定されるため、疲労回復等の効能が提供できると良い。

d. 百花園の復元について

百花園の復元について、平成 15 年 5 月に香川県は特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画には、江戸時代の庭景を復元するという方針を踏まえ、早期に復元整備を行うものとするとして、整備計画に記載されている。

⑥梅・茶園の活用

栗林公園内には、約 150 本の梅があり、園内の茶屋等で梅酒や梅天日干し、ピュアールにしたものをソースとして使用している。本事業のメニューにも積極的に園内で採れた梅を活用する。

また、園内の茶園で採れる茶葉についても本事業のメニューに活用する。さらに、後述するが、茶摘み体験や茶会等でも活用する。

⑦掬月亭の空調設備について

a. 空調の必要性について

3-2(3)貸切体験 a 宿泊施設の貸切体験④掬月亭でも述べたが、掬月亭は、茶室として造られている建物であるがゆえに、建物の断熱性は現代の建物と比べて性能が高くない。

そのため夏・冬期での利用時に空調施設が必要となる。しかし、現状の建物の文化的価値を損なわずにこれらを改修することは非常に難しい。

b. 仮設空調について

ア. 種類について

夏季の仮設空調機器には、スポットクーラー等が考えられる。冬期では火災の心配が少ないオイルヒーター等が考えられる。

イ. 冷房能力について

スポットクーラーの能力は、kw で部屋の広さに対応した能力が表示される。掬月の一の間（10 畳）二の間（12 畳）の広さである。必ずしも部屋全体を均

一に冷房させる必要はないが、2.5kw（8畳）以上のものを複数台配置することも考えられる。

ウ. 仮説空調の懸念事項について

スポットクーラーの選定にあたって、騒音の大きさには十分に配慮が必要となる。

エ. 価格について

能力によるが、2.5kw程度のもので10万円前後となる。

c. 類似施設の設備事情について

ア. 披雲閣

披雲閣では、常設の空調設備は設置していない。夏は、イベントの主催者が仮設のスポットクーラー等を持ち込んで運用している。その他窓を開け放し、薄着、扇風機等で対応している。

イ. 島原城天守閣

島原城天守閣では、展示されている刀剣や鎧を湿気から守るための措置としてスポットクーラーが設置されている。

これは、島原城跡が県指定史跡で景観を損なう室外機を外部に設置できないことから代替策として導入されている。

⑧調理設備についての課題

a. 掬月亭・日暮亭の既存設備について

掬月亭で夕食を提供する場合、掬月亭管理棟にある既設の設備で本格的な調理を行い提供することはできない。

掬月亭管理棟内にある既存設備は、軽食の用意や、運び込んだ料理の温めなおし程度で使用されている。

日暮亭の設備も、掬月亭と同様の使われ方をしている。料亭からお弁当形式で料理を運び、あたためなおし程度で設備を利用している。

これらの既存設備で、本格的な調理を行う料理の提供はできない。

b. ガーデンカフェ栗林の既存設備について

ガーデンカフェ栗林の厨房では、ガーデンカフェの営業と、北館レセプション等のイベントでの料理提供に対応している。

しかし、大人数の料理提供に対応するための空間的な余裕が現状で不足傾向にある。そのため、北館のパントリーに可動式の温蔵庫・冷蔵庫を導入し、お皿の保管場所を机の下に隠す等の工夫を行い運営している。

c. 新たな調理場の設置について

上記のとおり、現在園内にはガーデンカフェ栗林にしか本格的な調理場がない。しかし、当該設備の使用状況から、ガーデンカフェ栗林の調理場を利用してあらたに料理提供することは難しい。

そのため仮に、新たな調理場の設置を検討した場合、北館パントリー一部分を改修・さらに一部増築し、公園内での食事提供のための調理拠点として整備する方法も考えられる。

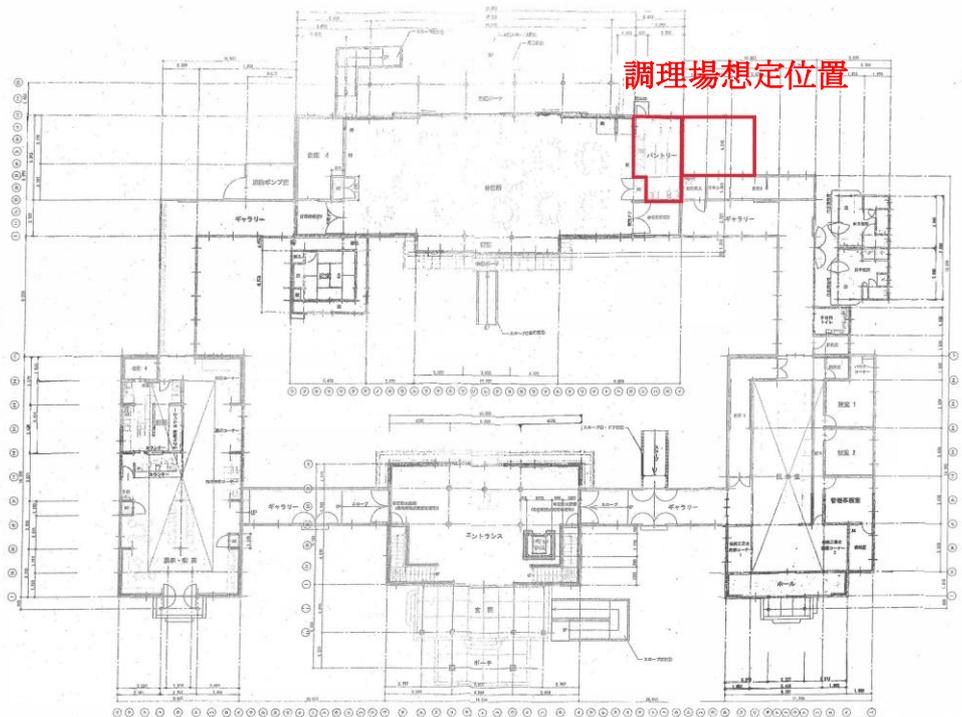


図 3-2-4 商工奨励館新規調理場増築想定位置

背面図出典 栗林公園事務所所有資料

d. IH 調理器の選定について

仮に新たに調理場を設置したとして、文化財保護や公園の管理の観点から、各種協議が必要であるが、ガス機器の使用は難しい。提供する料理の種類・方法によるが適切な IH 調理器の選定が必要となる。

e. キッチンカーについて

ア. キッチンカーの利用のメリット

調理場の改修・増築を行う場合は、当然のことながら、名勝としての栗林公園がどのように保存・活用されていくのかという事と、本事業の建物の活用（改修・増築）が矛盾しない前提で考えなければならない。そのため、文化財を保護する観点から、もっと簡易な施設で対応する場合は、キッチンカーを宿泊の都度、用意して対応する方法も考えられる。

イ. キッチンカーの仕様

キッチンカーは、軽トラックを改良したものから、4t トラックやバスを改良したものまで様々な大きさがある。

内部の設備についても、軽食を用意できる程度のものから、本格的な調理に対応した 2 層シンクやガスを利用できるもの等様々なタイプが存在する。

ウ. ガスの仕様について

高松市都市公園条例第 5 条（行為の禁止）（8）で指定された場所以外で火気を使用することは制限されているが、キッチンカーについては、過去に園内で運用した経験もあり、防火対策等を行い、もしくは火災の危険がないと

判断できる対策を行ったものについては、条例の制限の範囲外とされる場合がある。

エ. キッチンカーの料金

参考価格として記載する。2tトラックを改装したもので、内部設備が3層シンク、2口ガスコンロ程度のものが380万(税別・諸経費別)で販売されている。

オ. 類似施設(大洲城)での利用状況

大洲城で提供される食事は、城下にあるNIPPONIA HOTEL大洲下町レストラン「LEUN」にて仕込みが行われ、最終工程である火入れ・盛付をお城に横付けしたキッチンカーで行っている。

なお、キッチンカーについては運営会社がキャッスルステイ用に所有している。

f. 類似施設(披雲閣)の設備事情について

披雲閣に調理場という部屋はあるが、現在は使用していない。披雲閣の利用者が食事を提供したい場合は、外部の料亭やホテルから運び入れている。運搬車両は披雲閣近くまでアクセスすることができる。

温めなおしが必要な場合はIH調理機器等を適宜使用している。

⑨蚊の対策について

時期によって、掬月亭周辺では多くの蚊が発生する。空調の課題と関連するが、開け放しにして掬月の間を利用する場合は、蚊帳等で対策が必要となる。

⑩トイレ設備についての課題

a. 現状のトイレ設備と利用状況

3-2(3)貸切体験a宿泊施設の貸切体験④掬月亭でも述べたが、掬月亭の現状のトイレは、汲み取り式のため臭気等の問題があり利用されていない。

b. トイレの改修について

3-2(3)貸切体験a宿泊施設の貸切体験④掬月亭でも述べたが、現状の建物の文化的価値を損なわずにこれらを改修することは非常に難しい。

c. トイレカーについて

ア. トイレカー利用のメリット

トイレの改修・増築を行う場合は、当然のことながら、名勝としての栗林公園がどのように保存・活用されていくのかということと、本事業の建物の活用(改修・増築)が矛盾しない前提で考えなければならない。そのため、文化財を保護する観点から、もっと簡易な施設で対応する場合は、トイレカーを都度用意して対応する方法も考えられる。

イ. 類似施設(大洲城)でのトイレカー利用状況について

大洲城では、大洲市がトイレカーを購入しキャッスルステイで運用している。

ウ. トイレカーの参考価格について

上記大洲市が、H26 年度に整備費用として支出している参考価格であるが、2t トラックを改装した仕様で約 900 万程度、軽トラックを改装した仕様で約 300 万程度となっている。

現状ではこれ以上の費用になる事が予測できる。

(5) 朝食

①メニューについて

夕食のメニューと同じく、地元の食材や史実に基づいた食材を用いたものを用いる。

②薬草について

夕食のメニューと同じく、薬草園で栽培されていたものの中から薬膳として活用できるものを提供する。

③梅・茶の活用

園内で採れた梅や茶を本事業の朝食メニューにも積極的に活用する。

④設備について

夕食の設備について述べた事項と同じ課題がある。

(6) その他の体験

①樹木の剪定体験

栗林公園の日々の手入れを、庭師の解説付きで見学・体験する。時代を超えて受け継がれている職人技を間近で見学し実際に剪定する。

なお、年に数回、定員 20 人程で樹木剪定の勘どころとして公園庭師によるガイドツアーは開催されている。



写真 3-2-16 剪定参考写真

②お茶席

a. 旧日暮亭の利用

施設の利用状況の調査でも述べたとおり、普段は一般公開していない旧日暮亭の内部を用いて、お茶席を設け体験する。

なお、栗林公園大茶会等では旧日暮亭が薄茶席として使用されたことがある。さらに、栗林公園大茶会では、表千家・石州流・武者小路千家・裏千家等によるお茶会が開かれている。

b. 舟遊び

旧日暮亭には、普段利用していない西湖に舟を浮かべて、赤壁や桶樋滝を観てアクセスする。

c. 課題

西湖では、一部堆積物により浅くなっている箇所が存在する。舟を浮かべるために手入れ・整備が必要となる。

d. お茶積み体験

園内の茶畑で茶摘みを体験し、園内の茶を飲む体験を行う。

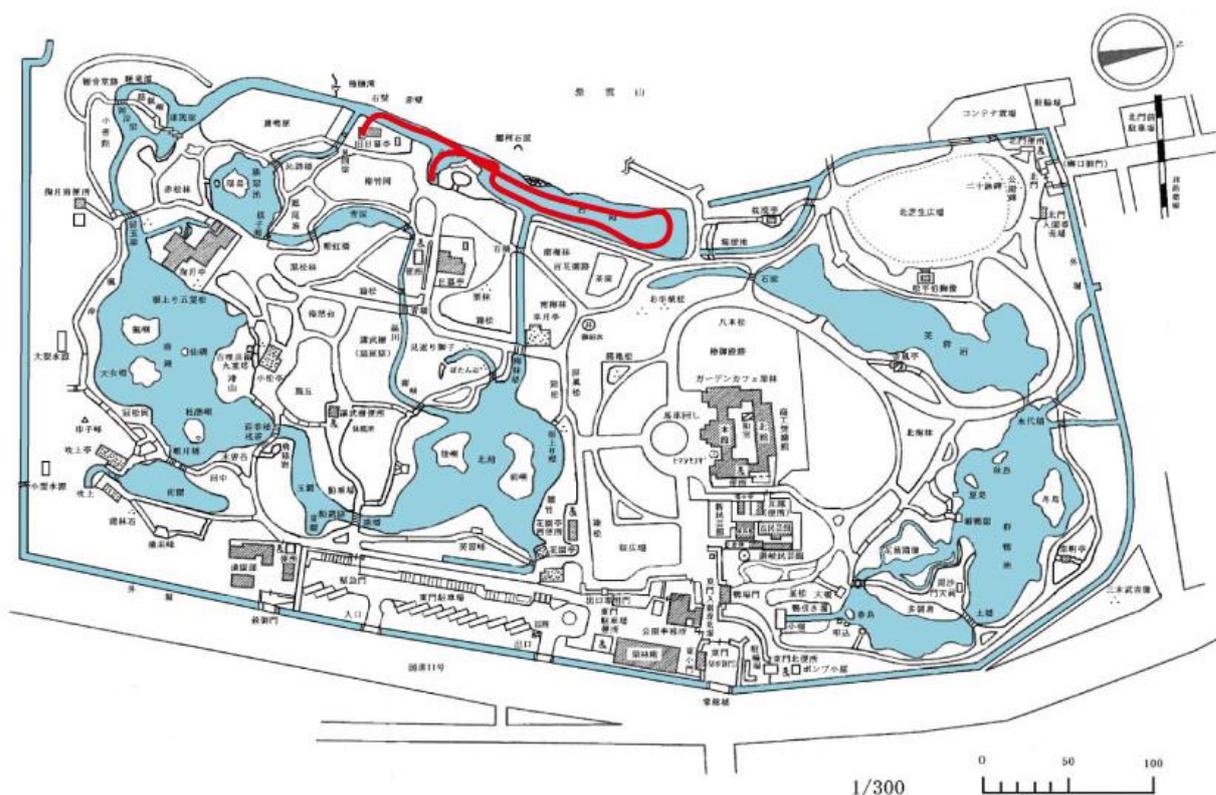


図 3-2-5 和舟ルート案 2

背面図出典 栗林公園事務所所有資料

③華道体験

掬月亭の床の間・茶室の床の間に飾られている御花について、宿泊客が華道体験を兼ねて飾りつけを行う。宿泊者と一般客双方に楽しんでもらう体験とする。



写真 3-2-17 床の間の花参考写真

④和装体験

栗林公園内でも和装の着付けをすることを提案する。

和装については、藩政時代に生まれた織物に保多織がある。初代高松藩主・松平頼重が命名した保多織は幕府への献上品としても扱われており、心地よい肌触りが特徴である。宿泊施設で用いる就寝服等にも保多織を用いる。



写真 3-2-18 保多織

写真出典 LOVE さぬきさん:<https://www.kensanpin.org/>

⑤能楽・鼓太鼓や三味線等の演奏

a. 舞台

1-4. 歴史的資源の調査でも述べたとおりであるが、栗林公園内で能が行われていた記録が多数ある。しかし、どこで行われていたかは明確な記録はない。

本事業で能を行う場合は、舞台を掬月亭と商工奨励館とする。

掬月亭の場合は、舞台を掬月二の間（南湖側）とし、宿泊客は掬月一の間（床の間の前）に座り鑑賞する。

商工奨励館の場合は、北庭広場に仮設の舞台を用意し、薪能とする。

同様の場所で、鼓太鼓や三味線等の演奏も行える。

b. 課題等

掬月亭で能を行う場合は、畳床を一時的に板床に交換する。また、演奏者や地謡の場所や橋掛かりの代替手段等に演者側の工夫が必要になる。

商工奨励館で能を行う場合も、上記の工夫に加え、仮設の舞台が必要となり大掛かりな準備が必要となる。

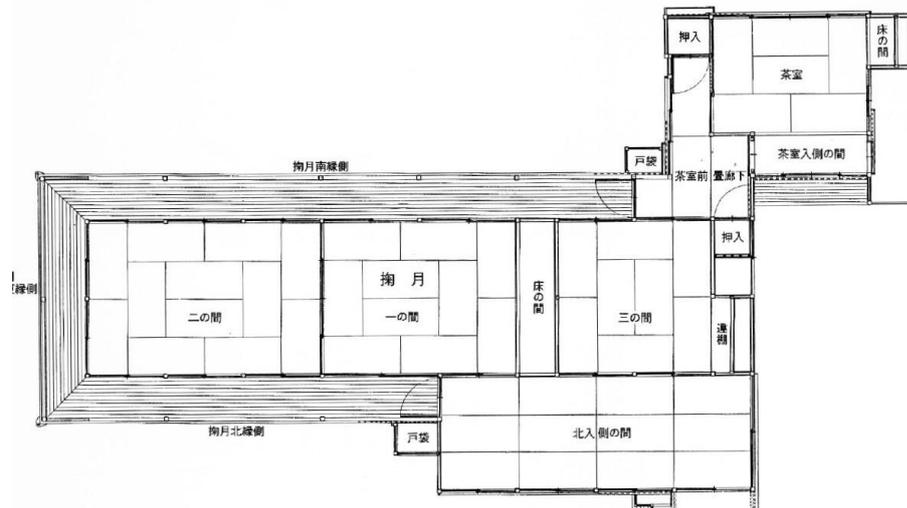


図 3-2-6 掬月亭一の間・二の間 平面図

出典：特別名勝栗林公園掬月亭保存修理工事報告書

⑥庭園の講義とプライベートツアー

a. 栗林公園についてプライベート講義

栗林公園古図(レプリカ)を畳の上に広げ、公園の成り立ちや見どころをプライベートの講義形式で説明する。かつて藩主も古図を使い説明を受けたであろうことを想定し、その場面を再現する。また、古図と現代を比較し、栗林公園の歴史・変遷をわかりやすく説明する。

b. 日本庭園の歴史から栗林公園の特長を捉える講義

更に、詳細な説明となるが、日本庭園の歴史から大名庭園である栗林公園の特長を捉える講義を行う。

例えば、栗林公園内の蓬莱島・仙磯等の岩の意味や特徴と他の庭園での使われ方の比較、他の庭での曲水の例と栗林公園での曲水の例。小普陀等での石の使われ方と枯山水庭園の関係、茶室までの露地庭や州浜等が歴史上どのように発展し、更に他の庭でどのように使われているか栗林公園と比較しながら学ぶ。

また、日本庭園の歴史の説明に伴い、同時に日本建築の特長と発展（数寄屋・書院・茶室）の歴史にも触れ、栗林公園内の建物の特長を説明する。



写真 3-2-19 蓬莱島・仙磯

以下講義の参考例を示す（栗林公園（大名庭園）の特長を捉えるため、各時代の庭の特徴を例と共にとらえる）

ア. 飛鳥時代の庭

- ・平城京左京三条二坊宮城庭園
- ・S字の池泉
- ・曲水の説明

イ. 奈良時代の庭

- ・平城京跡東院庭園
- ・蓬莱島の説明
- ・曲線の池泉
- ・州浜や石の配置の特長

ウ. 平安時代の庭

- ・寝殿造りの庭・建物の特長
- ・作庭記
- ・浄土式庭園の誕生

エ. 鎌倉時代の庭

- ・書院造りの庭・建物の特長
- ・座視の庭の誕生
- ・龍門瀑（水落石・観音石・鯉魚石）の誕生

- ・ 夢想国師
- ・ 枯山水庭園の誕生
- オ. 室町時代
 - ・ 大徳寺大仙院の龍門瀑や舟石に見る枯山水の特長
 - ・ 龍安寺
 - ・ 発展する枯山水庭園
- カ. 桃山時代
 - ・ 茶室の発展と露地の誕生
 - ・ 茶室・数寄屋建築の特徴
- キ. 江戸時代
 - ・ 大名庭園の誕生
 - ・ ア～カまでの歴史が詰まった栗林公園の説明
 - ・ 栗林公園の変遷
- ク. 海外の庭との比較
 - ・ フランス式庭園との違い

⑦ 藩の歴史

松平藩の歴史を庭の歴史と同時に紹介する。

⑧ 衆鱗図等の秘宝の見学

衆鱗図は、5代藩主松平頼恭によってつくられた図譜

⑨ 普段立ち入れない島の見学

瑤島、天女嶋等普段立ち入れない島の見学を行う。

⑩ 鷹狩りの再現

史実に基づき、鷹狩りの疑似体験となるような、フライトショーを行う。

⑪ 鴨場の見学と体験

a. 鴨猟の疑似体験と餌付け体験

鴨場を実際に使用し、鴨引堀に集まった鴨を覗き穴から確認しつつ餌付けを行う。又手網を使用し、鴨猟の疑似体験を行う。

b. 課題

現状では、北湖の瞰鴨閣の四阿から人が顔を出すと、鴨は警戒心が強くかなり距離が離れていても遠ざかっていく。鴨場付近でも同様であるから、鴨猟の疑似体験や餌付け体験を行うまでに、普段から野生の鴨を鴨引堀に引き寄せて餌付けする習慣が必要となる。



写真 3-2-20 鴨場



写真 3-2-21 鴨場と鴨引堀

⑫詩・俳句を詠み書にする

⑬四季折々の見処見学

花菖蒲園、蓮、朝霧

⑭武道・剣道・鉄砲・試切り・流鏝馬・鷹狩り等の見学・体験

講武榭での実演

3-3. 他の観光施設との比較

(1) 入園・入城体験

① 大洲城（愛媛県）



写真 3-3-1 大洲城

出典：大洲市 HP

松山空港への送迎があり、コンシェルジュが見送りまで案内をする。

まず、二の丸内の宿泊者専用のキャスルラウンジにチェックインし、一般公開の閉園後に入城し歓迎の行事が行われる。男性は甲冑、女性は和装へ着替える。

歓迎の行事では初代藩主加藤貞泰（かとうさだやす）の入場シーンを再現して鉄砲隊が祝砲を打ち乗馬で入場することもできる。

② 平戸城（懐柔櫓（かいじゅううやぐら）長崎県）



写真 3-3-2 平戸城

出典：平戸市 HP

福岡空港から平戸城までの約 2 時間の往復をリムジンで送迎する。

③丸亀城



写真 3-3-3 丸亀城

JR 丸亀駅から人力車で城へ移動。大手門で太鼓を打ち鳴らして歓迎の意を表して出迎えられる。

今後、高松空港からのハイヤーを使ったお出迎えも検討している。

(2) 貸切体験

①大洲城

宿泊者専用のキャスルラウンジを貸切り、天守閣が見えるお風呂が利用できる。

2004年に木造で復元した大洲城天守を一般公開以外の時間（17時～9時まで）貸切り（夕食・宿泊）。家臣による城内プライベートツアーがある。天守1階にて、城主のためだけに奉納される神楽の鑑賞ができる。

重要文化財臥龍山荘を貸切り、朝食・呈茶体験ができる。

②平戸城

平戸市が1977年に復元したRC造の建物、懐柔櫓を貸切り宿泊。倉庫として使われていた櫓を宿泊施設に改装している。

城内である亀岡神社の拝殿で神楽を貸切鑑賞する体験がある。

③丸亀城

延寿閣別館で貸切宿泊。夜間は天守閣を貸し切って、お酒を嗜むことができる。

④仁和寺(松本庵)

17時から翌朝9時まで門が閉ざされた仁和寺内はほぼ貸切状態となる。仁和寺御殿を貸切見学ができる。

(3) 夕食

① 大洲城

藩主が食したであろう地元の食材を使い現代の技法を加えて表現した献立で提供される。

食材には愛媛県産あかね和牛をはじめとした地元の旬のもの、飲み物は大洲藩領地内にある4つの異なる酒蔵で作られた地酒を用意。

うつわは、加藤家が藩財政の再建のため作らせた磯辺焼の陶磁器が使用される。

食事は大洲城ふもとにある NIPPONIA HOTEL 大洲下町レストラン「LEUN」にて仕込みが行われ最終工程である火入れ・盛付をお城に横付けしたキッチンカーで行っている。なお、キッチンカーについては運営会社がキャッスルステイ用に所有している。

② 平戸城

平戸産の食材を使ったフレンチディナー・創作料理が提供される。料理は懐柔櫓内のキッチンで用意される。

③ 丸亀城

延寿閣別館にて、香川漆器の技法で復元した京極家大名膳で、地元の食材を使った料理が提供される。

日数がかかる仕込み以外は夕朝食とも延寿閣別館内の厨房施設で調理を行う。なお、厨房施設はIH機器を設置している。

④ シャトード・メルキュエス（フランス）

宿泊施設に併設されたレストランで食事が楽しめる。

(4) 宿泊施設

① 大洲城

天守一階に宿泊。畳床に布団を敷いて宿泊する。空調施設がないため、宿泊できる期間を春と秋30日程度に限定している。天守にトイレがないため、トイレカーを手配している。

② 平戸城

懐柔櫓の客室1階は、ダイニング・リビングルーム、2階の寝室にダブルサイズのベッドが2つ用意されている。浴室・トイレ設備も懐柔櫓内に設置されている。3面ガラス張りのバスルームからは、平戸島の海を見渡すことができる。

宿泊は1組5名まで可能で1階の和室に布団を敷くこともできる。

③ 丸亀城

延寿閣別館を貸切宿泊できる。延寿閣別館については、老朽化した建物の耐震改修や冷暖房設備の改修、トイレの改修を行った。上下水道は、改修前に既に整備されていたため、宿泊機能の更新工事を実施した。

④ 仁和寺(松本庵)

松本庵を貸切宿泊ができる。

⑤ シャトード・メルキュエス（フランス）

13世紀の城を利用した古城に宿泊できる。ブドウ畑を望むロケーションが特徴的。屋外プール等の施設がある。

(5) 朝食

① 大洲城

臥龍山荘で景色を楽しみながら朝食が提供される。

② 平戸城

懐柔櫓内のキッチンで用意され提供される。

③ 丸亀城

大名庭園「中津万象園」の母家にて朝食が提供される。料理は延寿閣別館の厨房施設で調理したものをケータリングし、中津万象園で最終仕上げをして提供する。

(6) その他

① 大洲城

専用のコンシェルジュが、旅のプランニングから滞在、当日の見送りまでをサポート。

宿泊内容のカスタマイズにも対応している。ただし、文化財保護の観点から可能な範囲での対応とし限定している。

城泊だけではなく、城下町に点在する武家屋敷や町屋等を改修し、宿泊施設「NIPPONIA HOTEL 大洲城下町」として宿泊施設としている。大洲城下に点在する宿には、磯辺焼き、シルク、地ビール等を販売する店舗が作られ、新たな雇用を生み出している。

② 平戸城

ニーズに合わせて体験メニューをアレンジすることが可能。アレンジする体験には乗馬、居合道、剣道、書道、茶道、座禅、落款印づくり等がある。

③ 丸亀城

宿泊客を海外の方に限定はしていない。日本人を含めた富裕層をターゲットに想定している。

宿泊人数は2人を基本想定している。人数が増える場合でも延寿閣の大きさから4人が限度と考えている。

中津万象園で散策、うちわ体験、煎茶等ができる。また、オプションツアーとして、県オリジナル品種のアスパラガスの収穫体験が行える。

今後映像を用意しメディア等で宣伝する計画がある。

④ 仁和寺(松本庵)

雅楽、舞楽、茶道、生け花などがオプションで体験できる。

3-4. 他の文化財滞在との差別化

(1) 広大な庭全体と複数の施設を活用した体験

栗林公園全体を利用し、場所ごとの歴史・特徴を活かした体験を行う。その例については以下のとおり。

- ・ 檜御殿等で滞在・宿泊
- ・ 南湖で舟遊び
- ・ 掬月亭で夕食・華道体験・能楽
- ・ 旧日暮亭でお茶と北湖で舟遊び
- ・ 鴨場で鴨猟体験
- ・ 商工奨励館で能楽
- ・ 花菖蒲園
- ・ 講武榭での武道等

(2) 近隣の観光施設・資源の積極的な活用

玉藻城披雲閣を利用し、披雲閣と栗林公園の関係性のある歴史を利用した体験。以下その例。

- ・ 御殿である披雲閣から始まる旅
- ・ 披雲閣で和装体験
- ・ 「いただきさん」による献上品のような夕食材の選定

現段階では、一泊の想定で近隣観光施設・資源を想定しているが、連泊が見込める場合は、仏生山等範囲を広げて活用する。

(3) 市民も楽しめる体験

玉藻城披雲閣から徒歩で40分程度の距離にある栗林公園まで、馬・籠・人力車等で金毘羅街道（商店街）を使って移動する。その際には、移動している姿を市民も楽しめる体験にする。

4. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する基本調査(プロセス 3)

4-1. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性のある建造物の史料調査

2-4(3)にて、栗林公園内の歴史的建造物（現存しない建物も含む）について調査を実施し、概要を取りまとめた。その結果、課題はあるが、施設として活用の可能性がある歴史的建造物に関し、復元への手法を探るべく、絵図史料等から得られる情報を整理する。絵図史料番号の[]数字は、2-4. 歴史的資源の調査(2)の史料等による調査の数字とする。

※活用の可能性がある歴史的建造物は、検討会の構成員と協議して選定。

(1) 現存する建物

①-1. 掬月亭（星斗館）

a. 絵図史料調査結果

[1] 御林御庭之図では、「掬月亭中嶋」と書かれた島のそばに、7棟続きの建物があり、これが掬月亭と思われる。屋根は切妻または寄棟で植物葺き（柿葺または檜皮葺）のような表現で描かれている。現在の掬月の間と思われる建物は、縁が廻る開放的な表現で描かれている。現在の茶室にあたる部分には、横広の木瓜型下地窓のような開口部がある。初菴観北棟と従徒舎と厨房にあたる建物には、濡れ縁が廻っている。従徒舎と厨房は初菴観北棟の西にあるように見え、その後の絵図等と従徒舎と厨房の位置が異なるように見える。

[2] 栗林分間図では、中央に「星斗館」と記載が有り、掬月の位置には「掬月亭」と記載されている。栗林分間図からは平面外周が分かり[3]以下の御林絵図とほぼ合致する。

[3] 栗林公園古図では、滅失した箇所を除き現存部分と同じような配置で描かれており、「星斗館」「掬月亭」「初菴観」の記載がある。掬月亭の右側に、9代頼恕の代に将軍より拝領した松（1833年）と思われる囲いがある。掬月亭と初菴観と初菴観北棟は植物葺き、従徒舎は茅葺、厨房棟は瓦葺にて描かれている。建物周囲の庭も、現状と同じ配置である。

[4] 御林名所絵図と[5] 高松松平家旧蔵絵図では、拝領した松は描かれていないが、建物棟数や屋根仕上げなど[3]と大きな違いはない。建具意匠や茶室の丸窓など[3]と一部異なる箇所がある。

[16] 星斗館図では、[1]～[5]に描かれている建物の間取り等が分かる平面図で、各室の名称、広さ、床の仕上げ、柱位置、塀の位置が分かる。

b. 考察および復元手法

建物の復元に必要な要素として、現存建物、図面、絵図史料、古写真、文献資料の記述、発掘調査結果などが挙げられる。

掬月亭については、現存建物と絵図史料が滅失部分の復元材料となる。

[16]と現存建物にて、1間6尺5寸という基準尺が判明しているため、平面構成に関しては復元することが可能である。さらに確度を上げる要素としては、発掘調査による礎石遺構の確認も有効である。

[3]～[5]では、壁や屋根の仕上げ、建具意匠、下屋の有無などが詳細に描かれているため、高さ方向は現存建物に倣えば、滅失した部分に関する立体的な復元も可能と思われる。なお、断面的な情報や主要材料については、現存建物からの推測となる。

掬月亭は栗林公園を代表する建物として文化財的価値も高く、その価値を損わない手法による復元が前提となる。復元によって掬月亭の江戸期の姿に戻すことで、より文化財としての価値を高めることが可能であるが、北側の広場部分が無くなることなども考慮すると、復元は容易ではないと判断される。

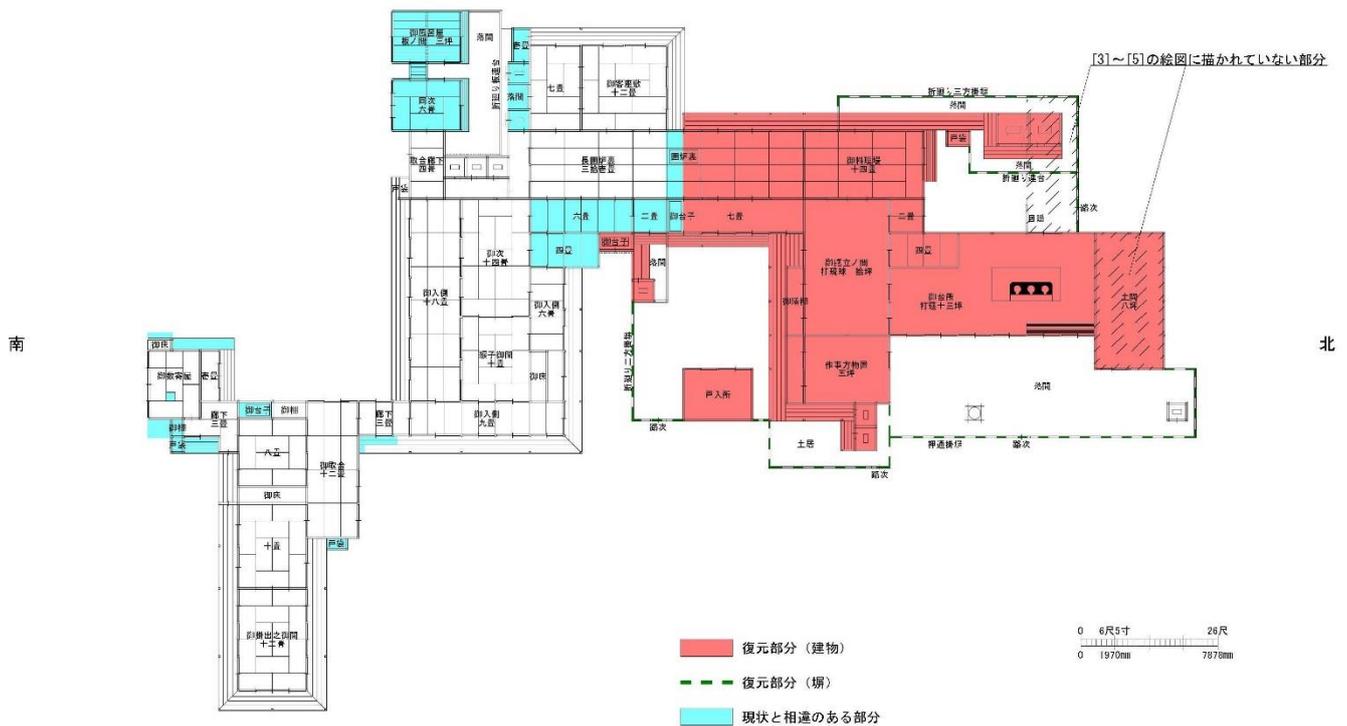


図 4-1-1 掬月亭復元考察図

①-2. 日暮亭

a. 史料調査結果

2-4(3)歴史建物概要調査で述べたとおりである。平成9年(1997年)に保存修理工事が行われている。

b. 改修課題

日暮亭は、現役で使用されている。現在の日暮亭は明治期に建設された建物で、歴史的にみて文化財的価値は高い。そのため、便所や風呂などの設備を新たに設ける改修は、文化的価値を損ねる可能性がある。

また、平成15年に「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」が策定しており、今後、どのように保存・活用していくか指針を決める保存活用計画・整備基本計画の策定においても、過去の改修方針と矛盾しないことが大前提となる。

①-3. 商工奨励館

a. 史料調査結果

明治以後の主な史料として栗林公園絵図が 8 葉ある。

[6]香川県栗林公園真景 明治 27 年 7 月 8 日

建設以前で栗林公園は描かれていない。

[7]栗林公園 明治 32 年 12 月 25 日

博物館として描かれている。

[8]栗林公園 明治 34 年 11 月 28 日

博物館として描かれている。

[9]讃岐高松栗林公園真景 明治 37 年 5 月 5 日

博物館(美術館)と表示され、内庭には築山のような円が 2 つ描かれている。

[10]香川県高松栗林公園 明治 39 年 10 月 6 日

名称が物産陳列所として描かれている。

[11]脩正栗林公園 明治 43 年 5 月 13 日

物産陳列所として描かれている。

[12]栗林公園真景 大正 3 年 4 月 12 日

名称が商品陳列所として描かれている。

[13]栗林公園図 大正 11 年 7 月 23 日

名称が商品陳列所として描かれている。

昭和 20 年(1945 年)に失火によって東館、北館、廊下の一部が焼失。昭和 21 年には原型に復旧されたが、復元された東館は細部で西館との相違が見られる。

昭和 30 年(1955 年)に北館及び東館の一部を改装。

昭和 43 年(1968 年)中庭に元出納長長舎の一部を茶室として増改築。

昭和 51 年(1976 年)補修

昭和 53 年(1978 年)修繕

昭和 55 年(1980 年)北館改修

昭和 56 年(1981 年)会議室・本館・電気設備改修

昭和 59 年(1984 年)東館改修

昭和 60 年(1985 年)西館改修

平成 5 年(1993 年)本館保存修理工事

平成 18 年(2006 年)東館は観光事務所移転に伴い休憩所となる。

平成 20 年(2008 年)商工奨励館建物調査

平成 25 年(2013 年)商工奨励館改修基本計画

現在は耐震補強と保存活用整備工事が実施されている。

近年では、平成 15 年 5 月に策定された「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」を基本に、整備計画より、耐震補強と保存活用が実施され、本館 2 階に無料休憩所、西館に飲食店、東館に伝統工芸品の展示。実演コーナー、北館はレセプションスペースに活用されている。

b. 改修課題

「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」に基づき改修されており、これからどのように保存・活用していくか指針を決める保存活用計画・整備基本計画の策定においても、過去の改修方針と矛盾しないことが大前提となる。

(2) 現存しない建物

②-1. 檜御殿

a. 絵図史料調査結果

[1] 御林御庭之図では、「御殿之図別紙有り」となっており、檜御殿と思われる建物は描かれていない。なお、別紙は不明である。

[2] 栗林分間図では、檜御殿と思われる建物に新御殿と記載されている。外形線にて色分けされているため、檜御殿のおおよその規模は分かる。

[3] 栗林公園古図では、檜御殿外周の築地塀や門は描かれているが、檜御殿本体は雲の下の表記として、意識的に描かれていない可能性がある。描かれている建物としては、大きな長屋が2棟と、それより曲がった塀と門、その先に小さい長屋と門が続く。小さい長屋の側には、石積の上に建てられた物見のような建物がある。檜御殿の裏庭には重塔が描かれている。檜御殿の後方は土塁に樹木が植えられており、防風林のようになっていたと判断される。

[4] 御林名所絵図と[5] 高松松平家旧蔵絵図では、細長い御殿と両脇に延びた建物、付属屋が1棟描かれている。附属する築地塀は鉤の手に折れるところは[3]と同じだが、長屋や門などの描かれている内容は大きく異なる。[2]に描かれた表門は塀となり、石梁の門がやや大きく描かれており、これが御殿への正門であると考えられる。主殿屋根は寄棟で主屋が茅葺、下屋が植物葺きで下屋部分は濡れ縁が描かれている。御殿内の庭には石組と樹木、石造重塔がある。

[15] 檜御殿図では、[3]～[5]に描かれている建物の間取り等が分かる平面図で、各室の名称、広さ、床の仕上げ、柱位置、塀の位置や長さが分かる。[4][5]の絵図と建物構成は近似している。

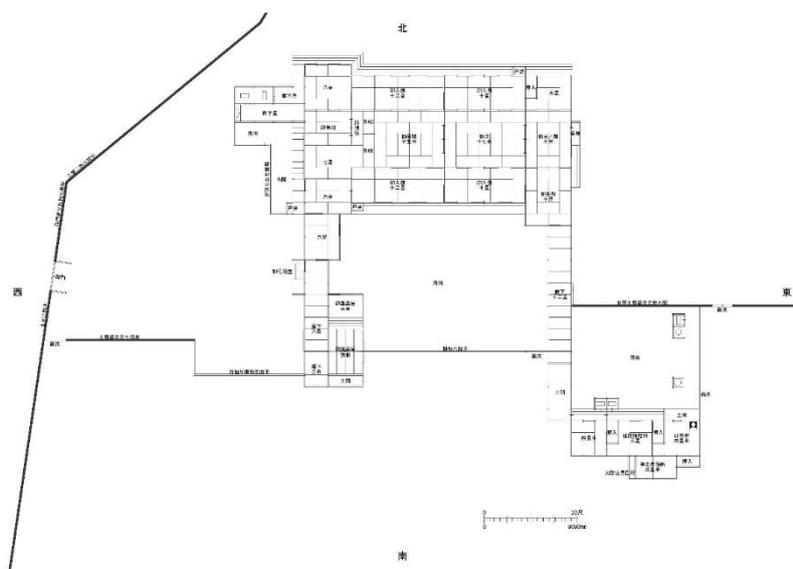


図 4-1-2 檜御殿 想定復元図

b. 考察および復元手法

檜御殿では、現状において絵図史料のみが復元材料となる。[15][16][17]が同時期に同じ絵師により描かれたものであれば、平面構成に関しては復元することが可能である。さらに確度を上げる要素としては、発掘調査による礎石遺構の確認も有効である。主殿が描かれている[4]～[5]では、壁や屋根の仕上げ、建具意匠、下屋の有無などが詳細に描かれているため、外観のみの立面的な復元に対しては参考となる。高さ方向は不明であるため、掬月亭など現存建物に倣うなどで補う方法もあるが、正確性を欠く手法となる。

檜御殿は、藩主下屋敷である栗林荘の核となる建物であり、江戸期の様相を伝える上でも復元する意義は大きい。しかしながら、現在見つかっている史資料では復元材料としては乏しく、さらなる史料収集と調査が必要であると考えられる。[2]より、明治30年建築の香川県博物館（現商工奨励館）は、檜御殿の跡地を避けて建設されたと推察されるため、発掘調査によって位置などが明らかになる可能性も高い。また、別の観点では、復元設定時期の問題があり、歴史上一度も共存していたことがない商工奨励館と檜御殿の共存についての課題が残る。

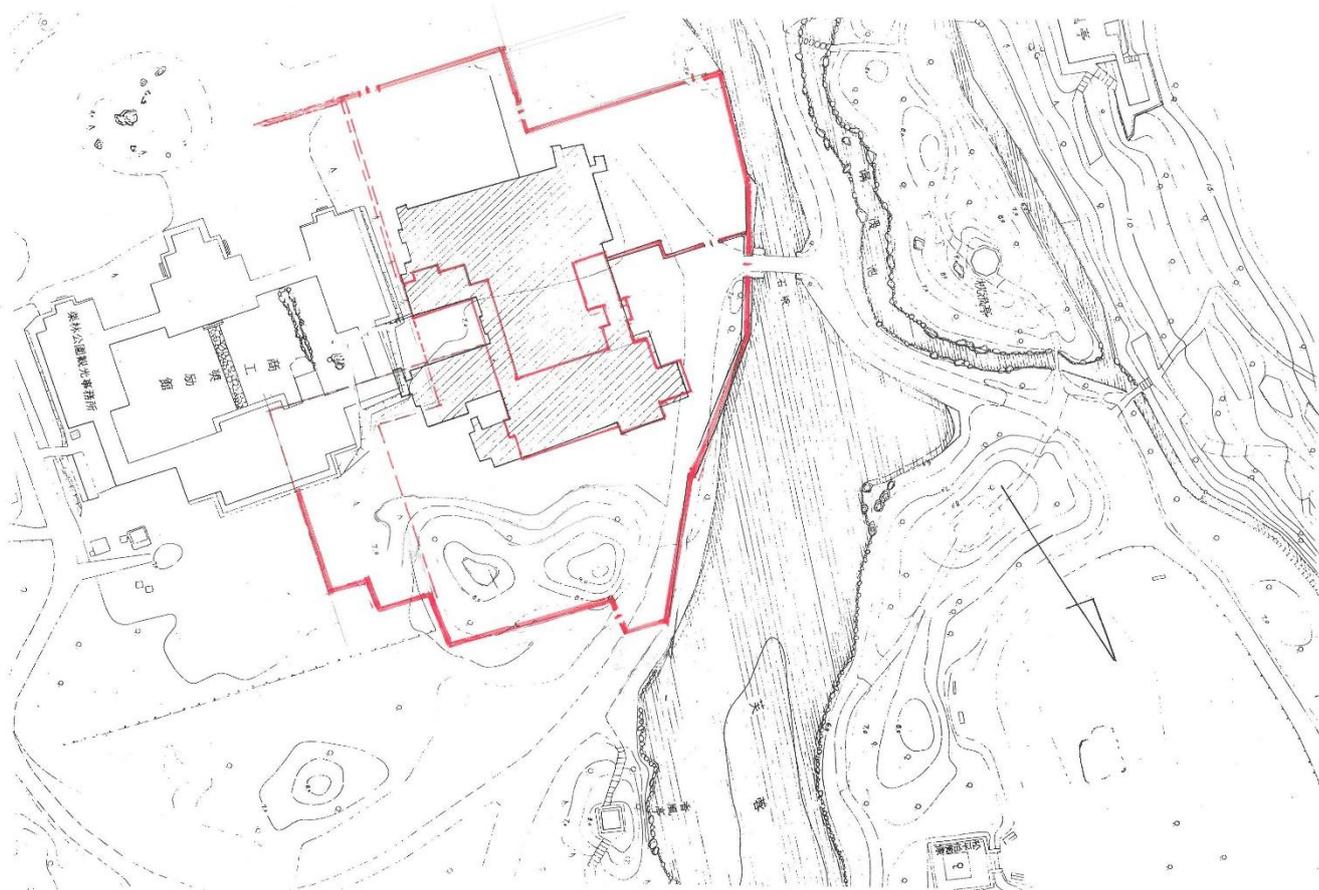


図 4-1-3 檜御殿 栗林分間図・現状測量図との照合図

背面図出典 栗林公園事務所所有資料

4-2. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する実現可能性調査

(1) 文化庁等関連する省庁への協議フローチャート



(2) 保存活用計画・整備基本計画の策定

① 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

文化審議会文化財分科会によって、令和2年4月17日に「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」について決定がなされた。

定義や基準について記載がある項目は以下のとおり。個々の詳細については「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を確認されたい。

- a. 復元の定義
- b. 復元の基準
 - ア. 基本的事項
 - イ. 技術的事項
- c. 復元的整備の定義
- d. 復元的整備の基準
 - ア. 手順
 - イ. 留意事項

② 特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画（平成15年5月）

a. 策定の時期

平成15年5月に香川県は「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」を策定している。

b. 策定の目的

序章の計画の枠組みに、基本目的が記載されている。一部抜粋すると以下のとおりである。

香川県は…「栗林公園原型調査」を昭和58年、59年度に実施し「明治以降改変された施設が…消失した場合に、その跡地については江戸時代の姿に復元することを前提に個々のケースに応じて慎重な判断をすることとする」という方針をひとつの管理基準とし、…管理にあたってきた。

一方…香川県を代表する観光地として内外多くの来園者が訪れたが、昭和63年度…以降来園者の数は減少傾向にある。

本計画は、…栗林公園の今後の望ましい姿を念頭に置きその価値の拡充、顕在化の方向性を定め…保存管理並びに利活用における基本方針を定めることを策定目的とする。

特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画では、今後の保存・運用についての判断の拠りどころとなる方針が記載されている。

c. 復元や復元的整備を前提とした場合の課題

復元や復元的整備を前提とした場合、対象となる建築物その他の工作物が「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」で述べられている基準や技術的事項に合致する必要がある。例えば対象とする建築物その他の工作物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されているか否か等である。

これらについて、特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画（平成 15 年 5 月）には明確に該当する記載がない。復元や復元的整備を行う場合、まずこれらを整理・検討し記載する必要がある。

例えば、檜御殿を復元的整備することを想定した場合、当然のことながら、明治期に建築した商工奨励館と江戸期の建物である檜御殿を隣接することが、どのように栗林公園の価値を高めるのか等が議題となる。

③保存活用計画・整備基本計画の策定事例

香川県内の保存活用計画・整備基本計画の策定事例について、下記のものがある。

a. 史跡高松城跡保存活用計画

令和 4 年 3 月に、高松市創造都市推進局文化財課が主体となり策定した。

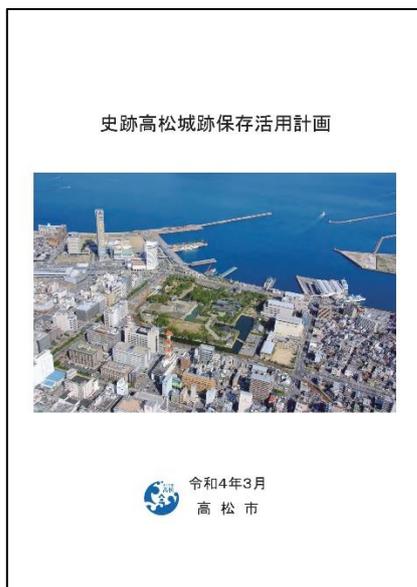


図 4-2-1 史跡高松城跡保存活用計画

表紙 出典：高松市 HP.

b. 史跡丸亀城跡保存活用計画

令和 3 年 3 月に発行。「延寿閣別館は丸亀城跡の魅力を伝えるため「城泊」などの施設活用や必要な整備を検討する。」と明記された。

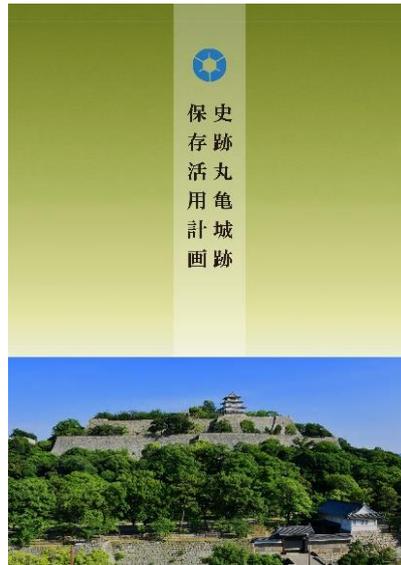


図 4-2-1 史跡丸亀城跡保存活用計画

出典：丸亀市 HP.

(3) 建築基準法

① 計画通知申請提出先

計画通知申請の提出先は、高松市内で建築を行う場合は、高松市都市整備局建築指導課が窓口となる。

② 用途地域・建ぺい率等諸条件

a. 特定用途制限地域（建築基準法第 49 条の 2）

ア. 一般・環境保全型

栗林公園内では、特定用途制限地域（一般・環境保全型）に該当するため、ホテル・旅館業に該当するものは建築できない。

イ. 根拠条例

高松市特定用途制限地域内における建物等の制限に関する条例

ウ. 条例 4 条 2 項（抜粋・条例適用除外について）

前項の規定は、市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、適用しない。

エ. 条例 4 条 3 項（抜粋）

市長は、前項の規定による許可（次項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、高松市建築審査会に諮問しなければならない。

オ. 課題

ホテル・旅館業に該当する宿泊施設を園内に設置する場合は、特別用途制限地域に該当するため、建築できない。ただし、条例 4 条 2 項に条例適用除外規定があり、市長の許可によっては設置が可能となる。この場合あらかじめ高松建築審査会に諮問し公開により意見を聴取する必要がある。

b. 建ぺい率 50%

c. 容積率 80%

- d. 高さ制限 10m
- e. 防火地域指定なし
- f. 22 条区域指定なし

③建築基準法第 3 条適用除外について

参考資料として以下に、建築基準法第 3 条（建築基準法適用除外）の本文とその考え方について記載する。

a. 建築基準法第 3 条の 1 項 1 号（抜粋）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

b. 建築基準法第 3 条の 1 項 2 号（抜粋）

旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定により重要美術品等として認定された建築物

c. 建築基準法第 3 条の 1 項 3 号（抜粋）

文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものの

d. 建築基準法第 3 条の 1 項 4 号（抜粋）

第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

e. 建築基準法第 3 条の 1 項 1 号・2 号及び 3 号・4 号の違い

建築基準法第 3 条の 1 項 1 号・2 号については、自動的に建築基準法を適用除外とできる。自動的というのは、許可等がなくても建築基準法の適用は受けない。これは、国宝や重要文化財等を想定している。

建築基準法第 3 条の 1 項 3 号・4 号は、自治体が指定する文化財や地域において歴史的価値のある建築物を想定とした規定である。これらの建築物は、条例等により現状変更の規制及び保存のための措置を講じられたものを想定している。具体的には、安全性の確保等について建築審査会の同意を得ることで、建築基準法の適用除外が可能となる。

建築審査会の同意が必要という点が建築基準法第 3 条の 1 項 1 号・2 号と異なる。

また、建築審査会の同意は、基本的に建築物ごとに行うが、自治体において予め包括的な同意基準（条例）を定めることで建築審査会の個別の同意を不要とすることも可能となっている。

④建築基準法 3 条適用除外申請例

高松市内で建築基準法 3 条適用除外を申請した建物に玉藻公園桜御門がある。以下玉藻公園桜御門に関する諸情報を記載する。

a. 建物名

桜御門

b. 建築基準法適用除外に至るまでの経緯

戦時中に焼失した桜御門については、まず建築基準法3条の1項3号に記載されている「その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（保存建築物）」に該当するように、「歴史的建築物の保全及び活用に関する基準」に係る条例を定め保存建築物に該当するように調整しようとした。しかし、関係機関等との協議の結果、存在しない建物に「歴史的建築物の保全及び活用に関する基準」条例を適用することは難しいとの見解を受け「歴史的建築物の保全及び活用に関する基準」条例の制定は断念した。

別の方法として、焼失する直前に国宝に指定されることが内定していた事実を踏まえ、高松市文化財保護審議会において、「高松城桜御門については、高松市指定文化財と同等以上の価値があったと認めることが適当である」との答申を得て、建築基準法3条の1項3号の「文化財保護法第182条第2項の条例（高松市文化財保護条例）」で定められた保存建築物とすることの了承を得た。その後、高松市建築審査会において建築基準法3条の1項3号を準用した保存建築物と指定することの同意を得た。

保存建築物となったことで、建築基準法3条の1項4号に記載されている「保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの」の同意を得ることで建築基準法の適用除外を受けた。

c. 文化財保護法182条第2項（抜粋）

地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

d. 条例

高松市文化財保護条例

e. 建築基準法除外申請許可が必要である理由

- ・構造強度が適合しない
- ・排煙に有効な開口部が不足する
- ・無窓居室のため耐火建築物にしなければならない
- ・内装制限に適合しない居室がある

※史跡高松城跡（桜御門復元整備工事）2023年3月高松市・高松市教育委員会より引用

⑤本事業における建築基準法3条適用除外について

桜御門の建築基準法適用除外に至るまでの経緯は、④-bで述べたとおりであるが、本事業において復元的整備を行う建築物について、建築基準法3条適用除外をうけることは難しい。

(4) 景観条例・風致地区

① 景観条例

a. 該当景観ゾーン

栗林公園内は、高松市景観条例の一般地区山岳・丘陵地景観ゾーンに該当する。

b. 窓口

高松市都市整備局都市計画課景観係。

c. 申請方法

届出対象行為や申請方法は、「高松市景観計画概要版」を参照。

d. その他

国、地方公共団体等が行う行為については協議ではなく通知書となる。なお、計画通知とは別の手続きとなる。

② 風致地区

a. 該当地区

栗林公園内は、高松市風致地区内に該当する。

b. 窓口

高松市都市整備局都市計画課景観係

c. 申請方法

届出対象行為や申請方法は、「高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可申請等について」を参照。

d. 行為の制限例

- ・ 建築物その他の工作物（以下「建築物等」）の新築、増築、改築又は移転
- ・ 建築物等の色彩の変更
- ・ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」）
- ・ 水面の埋め立て又は干拓
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石の類の採取
- ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の推積

e. その他

国、地方公共団体等が行う行為については、許可は必要ないが、あらかじめ市長に協議が必要。

(5) 都市計画法

① 開発行為

a. 窓口

開発行為に係る窓口は、高松市都市整備局建築指導課開発指導係

b. 開発行為の許可の有無について

都市計画法 29 条開発行為の許可及び、都市計画法施工令 21 条より都市公園である栗林公園は開発行為の許可は必要ない。

c. 手続きについて

なお、都市計画法施行規則第 60 条に基づき開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書において開発許可を要しない証明は必要。詳細は「開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書」参照。

(6) 都市公園法

① 都市公園法

都市公園法 4 条公園施設の設置基準では、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が百分の二を超えてはならないという基準がある。

高松市都市整備局公園緑地課の都市公園一覧表による計画決定面積は、75.4ha(754000 m²) (平成 30 年 4 月 1 日時点)。建物台帳一覧(令和 5 年 1 月時点)より、建築面積は計 4205.23 m²。約 0.6%であり余裕がある。

(7) 消防法

① 窓口

高松市消防局予防課

② 防火対象物の用途による区分について

栗林公園内に復元的整備を行って建物を建てた場合、その用途によって防火対象物の区分は決まる。現段階の想定では 5 項イ旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものとするのが妥当。

③ 必要な設備について (推測)

防火対象物の大きさ場所が設計によって確定しない時点での推測となるが、概ね必要な消防法上の設備については下記のとおり。なお、地階・無窓階はなしと想定する。

a. 屋内消火栓

対象となる延べ床面積 700 m²以上

b. 消火器具

対象となる延べ床面積 150 m²以上

(8) 旅館業法・保健所

① 窓口

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係

② 旅館業営業許可の区分

a. 旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

b. 簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

一棟貸切の場合、旅館・ホテル営業より要件が厳しくない簡易宿所営業を取得する場合がある。

なお、大洲城については、愛媛県南予地方八幡浜市局の保健所より、天守・お風呂・トイレ等が簡易宿所営業として登録されている。

c. 下宿営業

施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

③簡易宿所営業に必要な設備・条件例について

a. 客室の延べ面積

3.3 m²×宿泊者の数（根拠法令：旅館業法施工令 1-2-(1)）

b. 洗面所

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
（根拠法令：旅館業法施工令 1-2-(5)）

c. 便所

適当な数の便所を有すること（根拠法令：旅館業法施工令 1-2-(6)）

d. 浴室

当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴施設を有すること。

e. その他

簡易宿所営業については、旅館業法施工令における構造設備基準において、玄関
帳場その他これに類する設備に関する規定を設けていない。

④食品衛生法に基づく営業許可・届出

提供する料理や調理方法によって保健所との調整、基準に沿った機器の導入が必要となる。

(9)住宅宿泊事業法（民泊）について

①住宅の定義（住宅宿泊事業法第2条1項2）

現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。

②住宅宿泊事業の定義（住宅宿泊事業法第2条3項）

この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。

③考察

対象となる建物が、「住宅」であって「住宅に人を宿泊させる」ことを目的として定められている法律であるため、当事業とは馴染まない。

(10)技法・用材・費用等の検討

①技法・用法

a. 掬月亭

構造 木造平屋建、5棟

屋根 柿葺寄棟造り

規模 床面積 426.43 m²（現況）

形状 面皮柱、内部の壁・天井に和紙貼り等の数寄屋風書院造

b. 日暮亭

構造 木造平屋建

屋根 茅葺寄棟造り、一部瓦葺・銅板一文字葺

待合 木造平屋建

屋根 銅葺切妻造り

規模 床面積 100.20 m² 待合 5.62 m²

形式 石州流茶室として建てられ、特徴として洞床席。貴人席。道安席の茶室、中央に水屋4帖半の茶室が2室。待合には貴人席が付く

c. 商工奨励館

構造 本館 木造2階建て

屋根 本瓦葺

規模 床面積

本館 178.92 m² 東館 198.69 m² 西館 167.77 m² 北館 322.06 m²

渡廊下 北西 51.89 m² 北東 61.76 m² 茶室 29.71 m² 倉庫 18.08 m²

便所 17.69 m²

計 1253.84 m²

形式 疑洋風建築

d. 檜御殿

構造 木造平屋建、

屋根 茅葺に柿葺(下屋) 詳細不明

規模 床面積 650 m² (推定規模)

形式 書院造り御殿

②費用

別紙資料 3. 概算予算書参照

(11) インフラ整備における課題点

① 上下水道設備

a. 設備設置に伴う掘削

名勝で指定地内の現状を変更する場合は、着工前に現状変更申請を行い、許可を受ける必要がある。

上下水道の設置に伴う掘削。

行為によっては別途、埋蔵文化財発掘の届け出も必要になる。また、行為によっては許可が下りない場合もある。

b. 現状の下水道設備の調査

現状の下水道設備の敷設状況の調査が必要である。新たに排水設備を設置する場所によってはポンプアップを行い排水する必要がある。

(12) 経済効果等

① 玉藻公園及び商店街の観光活性

玉藻公園と栗林公園をつなぎ、旅行者が籠・馬・人力車で通過する光景が、玉藻公園や商店街の新たな観光資源になる事で、周辺施設への経済効果を生み出すことを期待する。

②近隣宿泊施設との差別化

近隣宿泊施設と比較した場合、明確に富裕層をターゲットとした宿泊施設はほとんどない。

量より質を提供する富裕層向けの宿泊施設を本事業で提供することにより、新たな観光資源として、本事業に付随する産業の経済効果を期待する。

5. レガシー形成案の策定(プロセス 4)

5-1. 事業の全体構成の策定

(1) 事業のコンセプト

栗林公園において、宿泊や飲食、歴史の追体験を伴う滞在型コンテンツを作成するうえで、既存の利用形態とは異なる新たな高付加価値コンテンツを提供する。その為に本事業のコンセプトを「栗林公園とその周辺資源を活用した歴代藩主の遊びの追体験と特別な文化体験」とする。

(2) ストーリーの策定

藩主になり遊びを追体験する。旅の始まりを高松城とし、高松城披雲閣から移動し栗林公園に入園する。閉園後の園内で、舟遊びや掬月亭を貸切った夕食を行い、さらに能の鑑賞等当時の藩主の遊びを追体験する。その後、下屋敷である檜御殿等で宿泊する。朝になった開園後も、普段非公開の旧日暮亭でお茶席を行う、北湖で舟遊びをする等の特別な追体験をする。

(3) コンテンツの策定

藩主になり遊びを追体験するコンテンツ例を時系列に沿って並べる。

a. コンシェルジュによる旅の手配

コンシェルジュが旅のプランニングから滞在、ガイド、見送りまでをサポートする。

b. 高松城入城

藩主の御殿である披雲閣で和装に着替え城内を散策する。

いただきさんによる食材献上の演出

c. 栗林公園まで移動

馬・籠・人力車等を使い金毘羅街道を移動

馬・籠・人力車等を用いた市内の移動が難しい場合は、栗林公園の入口から滞在场所まで馬・籠・人力車等を用いた移動を行う。

d. 栗林公園入園

北門から入園。下屋敷である檜御殿等に一時待機

藩主としてより栗林公園を楽しんでいただくために古図を使った特別講義等実施

e. 閉園後の園内散策と舟遊び

ライトアップした園路や南湖を周遊。舟で掬月亭を目指す。

f. 掬月亭で夕食

藩主の食事を追体験

g. 能楽等の鑑賞

掬月の間や商工奨励館を利用し、能楽等の鑑賞

h. 檜御殿等で就寝

下屋敷である檜御殿等で入浴・就寝

檜御殿での宿泊が難しい場合は、商工奨励館の改修・掬月亭の改修・日暮亭の改修等を行う。

宿泊施設の設定を檜御殿（復元的整備）、日暮亭（改修活用）

i. 日暮亭等で朝食

藩主の食事を追体験

j. 開園後の庭の散策

四季折々の庭の見所を散策 花菖蒲園や蓮、朝霧、花、鳥等

普段立ち入れない島の見学

講義で紹介した箇所等を散策

k. 鴨場の見学と体験

l. 旧日暮亭を使ったお茶席（茶道体験）

西湖の舟遊びを含める。

講義で紹介した露地庭・腰掛待合・茶室建築等も楽しんでもらう。

m. 詩・俳句の体験

n. 武道・剣道・鉄砲・鷹狩り等の見学・体験

その他特別な文化体験は以下のとおり

o. 華道体験

掬月亭に宿泊客が活けた花を一般客にも楽しんでもらう。

p. 樹木の剪定体験

職員の講義を受けながら剪定を体験

q. 工芸体験

陶芸や織物など高松ゆかりの工芸を体験

r. 鼓太鼓や三味線等の鑑賞

(4) 整備方針

特別名勝としての栗林公園が今後どのように保存・活用されていくのかという事（保存活用計画・整備基本計画の策定）と、本事業の活用方針が矛盾しないことが大前提となる。

その上で、「栗林公園とその周辺施設を活用した藩主の遊びの追体験と特別な文化体験」を行える園内の整備を行う事を整備方針とする。

コンテンツの中には、中長期的に検討を深めていく必要があるものもあるが、短期的な検討が可能なものについては、栗林公園の高付加価値化に向け、早期に検討することが望まれる。

特に、文化や食と、夜間の閉園時間の活用を組み合わせ、特別な体験としての提供に繋がる「夜の舟遊びと掬月亭での夕食」や、既存施設の機能の最大化に繋がる「旧日暮亭でのお茶席、掬月亭や商工奨励館を利用した能楽等の鑑賞、鴨場の見学と体験」、実現可能性が高く、「庭園の講義とプライベートツアー、樹木の剪定体験、華道体験、和装体験、普段立ち入れない島の見学」などは、早期実現が期待される。

5-2. 課題の整理

(1) 復元に向けた課題

a. 文化庁等関連する省庁への協議

4-2. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する実現可能性調査で述べたとおりである。

①文化庁と協議

本事業が特別名勝としての栗林公園の保存・活用と矛盾しないか事前協議。

②保存活用計画・整備基本計画の策定

①について委員会を設置し文化庁と協議。今後どのように栗林公園を保存し活用していくか指針を示す。

③発掘調査

復元等に向けた資料調査。

④基本設計

⑤実施設計

⑥現状変更許可申請

⑦施工

⑧その他、インフラ整備等における課題のクリア

上下水道などの設置時の発掘等の協議

b. 建築基準法関連

①特別用途制限地域

条例適用除外のための特例許可の取得

②建築基準法を遵守した設計

基本設計・実施設計時に文化庁・建築指導課と協議。どのように建築基準法を遵守しながら復元等を行うか課題の整理と方法の検討

c. 条例のクリア

景観条例・風致条例等

d. 消防法

適切な消防設備を設置

e. 旅館業法の登録・保健所の営業許可

営業に必要な設備等の設置

(2) 事業化に向けたスケジュール案

a. 参考例

※期間は、概算期間を年単位として記載する。

①丸亀城泊事業について

ア. 保存活用計画の策定

…2年

イ. 基本設計・実施設計

…1年

ウ. 施工

…1年

※丸亀城泊事業は既存宿泊施設を改修した事例

②桜御門復元整備工事

ア. 桜御門復元整備基本計画・史跡高松城整備基本計画

…5年(改定を含む)

イ. 発掘調査

…数年にわたり実施

ウ. 基本設計

…2年

エ. 実施設計	…1年
オ. 施工	…4年
b. 本事業	
①檜御殿復元・掬月亭復元を想定した場合	
※桜御門復元整備工事を参考とする	
ア. 保存活用計画・整備基本計画の策定	…5年（令和6～10年度）
イ. 発掘調査	…1年（令和11年度）
ウ. 基本設計	…2年（令和12～13年度）
エ. 実施設計	…1年（令和14年度）
オ. 施工	…2年（令和15～16年度）
②日暮亭・商工奨励館改修を想定した場合	
※丸亀城泊事業を参考とする	
ア. 保存活用計画・整備基本計画の策定	…2年（令和6～7年度）
イ. 基本設計	…1年（令和8年度）
ウ. 実施設計	…1年（令和9年度）
エ. 施工	…1年（令和10年度）
(3) 概算予算について	
別紙資料 3. 概算予算書参照	

6. 検討会(プロセス 5)

6-1. 検討会の概要

特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会は、有識者として、高松大学・高松短期大学 佃昌道学長を招聘し、公益社団法人 香川県観光協会 事務局長、四国運輸局観光部 国際観光課、香川県交流推進部 交流推進課、香川県交流推進部 観光振興課、香川県交流推進部 栗林公園観光事務所、香川県教育委員会 生涯学習・文化財課を委員として実施した。

6-2. 開催スケジュール

日程	時間	会議・主な議論内容	会場
2023年 11月27日 (月)	14:00~16:50	・委員紹介 ・委員長の選出 ・本事業の概要説明 ・実施内容の進捗状況	栗林公園 商工奨励館北館
2024年 1月22日(月)	10:00~12:10	・観光資源の活用検討について ・復元や現存する建築物の改修、活用に関する実現可能性調査について	栗林公園 商工奨励館北館
2024年 2月22日(木)	10:00~12:00	・第2回検討会までの御意見等を基に追記修正した資料の説明 ・レガシー形成案の策定	栗林公園 商工奨励館北館

6-3. 検討会参加者

	氏名	所属	備考
委員	佃 昌道	高松大学・高松短期大学 学長	有識者
委員	安藤 和昌	公益社団法人 香川県観光協会 事務局長	
委員	藤本 哲也	四国運輸局観光部 国際観光課 課長	
委員	岩崎 弘和	香川県交流推進部 交流推進課 課長	
委員	稲井 眞司	香川県交流推進部 観光振興課 課長	
委員	山本 知子	香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 所長	
委員	宮崎 智嗣	香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 造園課長	
委員	渡邊 誠	香川県教育委員会 生涯学習・文化財課 主任文化財専門員	

6-4. 議事内容

別紙議事録参照

7. 総まとめ

7-1. 当事業のまとめ

栗林公園において、既存の利用形態とは異なる新たな高付加価値コンテンツとして、宿泊や飲食、歴史の追体験等を伴う滞在型コンテンツの提供を行うため、園内の観光資源調査や歴史的建造物の復元または復元的整備・改修及び活用に関する基本調査など、実現可能性調査を実施した。

また、庭園を旅行先に選ぶ旅行者として、Educated Traveler・高付加価値旅行者層をターゲットとし、時代とともに失われた歴史的建造物や文化などの再現等を通じて、栗林公園ならではの希少な体験・サービスを検討した。

当事業では、6. 検討会（プロセス5）の実施のとおり、『特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会』を実施し、レガシー形成に向けた課題（財源の確保、関係法令等）について協議した。

7-2. 次年度以降の取組について

4-2. 歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する実現可能性調査で述べたとおり、文化庁への協議と保存活用計画・整備基本計画の策定に向けた協議・手続きが必要となる。この協議・手続きにおいて、特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業が、特別名勝としての栗林公園の保存・活用と矛盾しない事を前提として、協議を進める必要がある。

また、5-1. (4)整備方針で述べたとおりであるが、栗林公園の高付加価値化に向け、短期的な検討で実施可能なコンテンツ（文化や食と、夜間の閉園時間の活用を組み合わせ、特別な体験としての提供に繋がる「夜の舟遊びと掬月亭での夕食」や、既存施設の機能の最大化に繋がる「旧日暮亭でのお茶席、掬月亭や商工奨励館を利用した能楽等の鑑賞、鴨場の見学と体験」、実現可能性が高く、効果の早期発現が見込まれる「庭園の講義とプライベートツアー、樹木の剪定体験、華道体験、和装体験、普段立ち入れない島の見学」など）は、早期に検討及び試行を開始することが望まれる。

特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した
新たなレガシー形成事業検討会（第1回～第3回）の
議事録

議 事 録

会 の 名 称	第 1 回 特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会	
日 時	令和 5 年 11 月 27 日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 50	
場 所	栗林公園 商工奨励館 北館	
■出 □欠 (敬称略)		
委 員 長	■高松大学・高松短期大学 学長	佃 昌 道
委 員	■(公社)香川県観光協会 事務局長	安藤 和昌
委 員	■四国運輸局観光部 国際観光課 課長	藤本 哲也
委 員	■香川県交流推進部 交流推進課 課長	岩崎 弘和
委 員	■香川県交流推進部 観光振興課 課長	稲井 眞司
委 員	■香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 所長	山本 知子
委 員	■香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 造園課長	宮崎 智嗣
委 員	■香川県教育委員会 生涯学習・文化財課 主任文化財専門員	渡 邊 誠
オブザーバー	■JNTO(政府観光局)市場横断プロモーション部 次長 (WEB 参加)	門脇 啓太
オブザーバー	■高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部 観光交流課 観光政策係長	島崎 智久
オブザーバー	■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 専門官 (WEB 参加) ■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 課長補佐 (WEB 参加) ■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 主査 (WEB 参加)	高森 真紀子 島先 陽輔 鈴木 啓泰
国土交通省 四国運輸局	■観光部 次長 (WEB 参加) ■観光部 国際観光課 国際係長 ■観光部 国際観光課 係員 ■観光部 国際観光課 係員	上戸 康弘 田代 祐也 太田 圭一 立石 奈津美
香 川 県 交流推進部	■交流推進課 交流施設活性化グループ 課長補佐 ■交流推進課 交流施設活性化グループ 副主幹 ■交流推進課 交流施設活性化グループ 主任主事	三好 一利 梶田 嘉宣 岡田 祐暉
事 務 局 (受託者)	■(有)伊藤平左エ門建築事務所 東京事務所(本社) 所員 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 東京事務所(本社) 所員 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 名古屋事務所 所長 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 名古屋事務所 所員	望月 敬士 大平 和彦 望月 義伸 井上 惠理

議 事 録

議 事 内 容		発 言 者 (敬称略)
1.	開会の挨拶	
	<p>・本日は、お忙しい中、特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業の開始時会議にお集まり頂きありがとうございます。新型コロナウイルス感染症が我が国で確認されたら三年以上経過し、感染法上の位置づけも 2 類から 5 類に変更されて旅行需要も高まってきております。その中で観光は成長戦略の柱、地域活性化の切り札に重要な役割を果たしていることは変わりませんが、一方でコロナ禍を経て持続可能な観光というのが重要なファクターになってきております。今年 3 月に、新たな観光立国推進基本計画が閣議決定されました。この基本計画は観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の 3 つをキーワードに、持続可能な観光地づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の 3 つを戦略的に取り組むこととなっています。また、計画期間は 2023 年度から 2025 年度までの 3 年間でされており、インバウンドについては 2025 年までに集中的に取り組む、V 字回復させることが重要な課題となっております。四国においては大阪で開催される万博をフックとして新たな交流市場を開拓することがポイントとなると思います。栗林公園は、国の特別名勝に指定されている大名庭園であり、フランスの旅行ガイドブック「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」において「わざわざ旅行する価値がある」を意味する最高評価の三つ星に選ばれております。栗林公園内にある歴史的建造物を活用して、宿泊、飲食、歴史の追体験など滞在型コンテンツを造成し、50 年後、100 年後の地域の価値を高めるような新たなレガシーとなる観光資源を形成できれば、国内外の旅行者に強い訴求力を持つことが期待されます。本事業では、その実現に向けた調査を実施することとしております。皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、さまざまな観点から貴重なご意見、お考えをお聞かせいただきまして、栗林公園のさらなる発展に向けてお力添えを頂けますようお願いいたします。</p>	四国運輸局 上戸
2.	委員・出席者の紹介・委員長の選出	
	<p>●委員長就任挨拶</p> <p>・新たなレガシーを栗林公園から創り出せるのではないかという、わくわくとした期待感のある会議となるように、発言したいと思っています。委員の皆様からも意見を出していただき、栗林公園ならではのものが出来れば、幸せだと思っています。いろいろな説がありますが栗林公園は 400 年以上にかけて人の手が入った公園であったので、いかにこれから手をいれていくかをしっかりと歴史を検証しながら、また、これからの未来を検証しながら、考えていかなければならないと思っています。よろしく申し上げます。</p>	佃 委員長

議 事 録

	<p>●特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会設置要領「承認」。施行日は、本日付けとする。</p>	
3.	議題	
(1)	<p>本事業の概要説明</p> <p>●「仕様書」：事業の目的（仕様書参照）の共有。</p> <p>地域の持続的な観光地経営の実現を図るためには、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるよう、地域・日本のレガシーとなる観光資源を形成することが重要である。</p> <p>栗林公園は、国の特別名勝に指定されている大名庭園である。また、フランスの旅行ガイドブック「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」において、「わざわざ旅行する価値がある」を意味する最高評価の三つ星に選ばれている。藩政時代の栗林公園は、下屋敷として藩主が逗留するだけでなく、「儀礼」や諸大名などを接待する「社交」の場であった。明治時代には皇太子殿下（後の大正天皇）が滞在したほか、香川県内の産品や名品を展示紹介する博覧会場でもあった。なお、県立公園に指定されてからは香川県が直営管理し、その歴史を継承しているものの、藩主が滞在した屋敷（檜御殿）など現存していない建造物もある。</p> <p>このような特別名勝の庭園内で、既存の利用形態とは異なる新たな高付加価値コンテンツとして、宿泊や飲食、歴史の追体験等（以下「宿泊等」という。）を伴う滞在型コンテンツの提供が実現すれば国内外の旅行者に強い訴求力を持つことが期待される。そこで、本事業では、栗林公園に時代とともに失われた歴史的建造物や文化などの再現等を通じて、新たなレガシーとなる観光資源を形成することを目指し、園内の観光資源調査や歴史的建造物の復元または復元的整備（以下「復元等」という。）・改修及び活用に関する基本調査などの実現可能性調査（F S 調査）を実施することを目的とする。</p> <p>また、本事業では、庭園を旅行先に選ぶ旅行者として、Educated Traveler（異文化に関心を持つ旅慣れた知的旅行者）をターゲットとし、宿泊等に高い消費が期待できるインバウンドの高付加価値旅行者層にも着目する。さらに、F S 調査の結果を踏まえ、世界中で様々な庭園や文化財を訪問した経験のある旅行者にも訴求しうる希少な体験・サービスを検討したうえで、栗林公園ならではのストーリー・文化として提供できる方法を検討し、レガシー形成案としてとりまとめるものとする。</p>	<p>（説明）</p> <p>事務局 望月 敬士 望月 義伸</p>

議 事 録

	<p>●「企画提案書」の概略説明（企画提案書参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本コンセプト：A「特色を魅力に」 B「本物を再現」 C「栗林公園の価値向上」 D「交流・文化・経済の波及効果」 ・具体的な実施内容：プロセス 1～プロセス 5 <p>●検討会(全 3 回)の開催予定：第 2 回検討会 1 月後半、第 3 回検討会 2 月後半</p>	
(2)	<p>実施内容の進捗状況(第 1 回 特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会 A4 判資料、A3 判 別紙資料参照)</p> <p>1.栗林公園の観光資源調査(プロセス 1) (資料 P.1～P.28 参照)</p> <p>1-1.栗林公園基本情報</p> <p>(1)所在地(2)一般公開年月日(3)公園面積(4)開園日(5)開園時間 (6)入園料(7)回遊モデルコースを調査した。</p> <p>1-2. 栗林公園の利用状況調査</p> <p>(1)来園者情報</p> <p>a. 2013 年から 2022 年までの来園者数の推移(グラフ)から 2013 年には 60 万人の来園者数であるが、2019 年には 80 万人弱の来園者数となり、コロナ禍前まで年々増加傾向にあったことが分かる。</p> <p>b. 2013 年から 2022 年までの外国人来園者数の割合（グラフ）から日本人来園者数は横ばいだが、外国人観光客数は年々増加している。外国人観光客数の増加が、来園者総数の増加につながっていることが確認できる。</p> <p>c. 2013 年から 2022 年までの外国人来園者数内訳(グラフ)からコロナ前まで、外国人来園者数は年々増加傾向にあった。外国人来園者数の内訳を確認すると、個人観光客の増加が、外国人観光客総数を増加させていることが分かる。</p> <p>d. 2019 年外国人（個人）来園者数内訳：香川県等がデータを所有していないため、統計データなし。</p> <p>e. 2019 年外国人（団体）来園者数内訳(円グラフ)から外国人（団体）来園者の約 8 割が台湾・香港から訪日していることがわかる</p> <p>f. 2019 年香川県国籍別外国人延べ宿泊者数(円グラフ)から 2019 年に香川で宿泊した外国人を国籍・地域別に見ると、約 8 割が台湾・中国・香港・韓国から訪日していることがわかる。</p> <p>g. 2013 年から 2022 年までの月別入込客数(グラフ)と年間イベント情報及び 2019 年の年間イベント情報事例から、夏期・冬期に比べ、4 月・11 月に来園者数がおおよそ 3 倍近く増加する傾向にある。気候や花見・紅葉・ライトアップイベントが影響していることが推測される。</p> <p>1-3.施設利用状況の調査</p>	<p>(説明) 事務局 大平 和彦 望月 義伸</p>

議 事 録

(1)商工奨励館(2)ガーデンカフェ栗林(3)讃岐民芸館(4)掬月亭
(5)日暮亭(6)旧日暮亭(7)吹上亭(8)小松亭(9)皐月亭
(10)花園亭・泛花亭(11)栗林庵 の各施設の概要・定休日・営業時間
や利用状況等を調査した。

1-4.歴史的資源の調査

(1)栗林公園の沿革整理

栗林公園の歴史を観光資源として見直しをしている。資源として
繋がりがあある箇所はキーワードとして抜粋する予定。

○参考年表(栗林公園の概要 栗林公園観光事務所 編)記載

(2)史料等による調査

栗林公園関係の資料を収集中。絵図(栗林荘)5点、絵図(平面
図)3点はデータを収集済み。文献史料の主なものは栗林公園管理
事務所から提供された。決め手となる史料があるか等、課題があ
る。

(3)歴史的建造物の概要調査

建物の変遷概要と建物概要をまとめる予定。建物の変遷は長い
歴史があり複雑で難解である。

○建物の変遷概要(栗林公園原型調査研究報告書・園内建物調査
より抜粋)記載

1-5.栗林公園周辺の観光資源調査

a. 直島

- ・毎年50万人以上の観光客(延べ人数)が訪れており、瀬戸内国際
芸術祭開催年(2013年、2016年、2019年)では特に増加し、70
万人以上(延べ人数)の観光客が訪れている。
- ・2019年に直島町を訪れた国・地域別外国人旅行者では、約6割が
台湾・中国・香港・韓国から訪日していることがわかる。
- ・直島町を訪れる外国人観光客の約3割が島内で宿泊している事が
わかる。
- ・直島町を訪れる外国人観光客を国・地域別に割合で見ると、欧米
豪の観光客の50%は島内で宿泊している。台湾・中国・香港・韓
国の観光客は20%以下となる。

b. 玉藻公園

- ・玉藻公園には、例年約20万人以上の入込数がある。市民に貸し出
しを行っている披雲閣の主要な部屋である蘇鉄の間の、年間使用
日数(貸し出し日数)は、2019年では130日となり、およそ3日
以内に1日利用されている。

c. 栗林公園周辺の主要観光地入込状況について

議 事 録

栗林公園、玉藻公園、地中美術館、屋島山上、四国民家博物館（四国村）、こんぴら温泉郷（入湯者数）を調査した。

(2)栗林公園へのアクセスを含めた調査

a. 園内アンケート調査結果

園内で実施されているアンケート調査の結果集計中。

(3)栗林公園周辺の観光資源との連携の可能性調査

a. 直島の宿泊客の動向

旅行者へのヒアリング情報等の結果次第であるが、高付加価値旅行者が直島に宿泊していることが、旅行者への事前ヒアリングにより予測される。直島に滞在している高付加価値旅行者の目的地となるような施策が必要ではないかと考える。

1-6. Educated Traveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査(別紙 1-1～1-4 参照)

(1)各旅行会社などへのヒアリング等情報収集

先行して、Eighty Days Japan 様にヒアリングを実施中。

- a. 高付加価値旅行者についての情報(別紙 1-1 記載)
- b. 国内の庭園や文化財等に宿泊（滞在）した旅行計画事例（類例調査）（別紙 1-2 記載）
- c. 高付加価値旅行者が香川県に宿泊した旅行計画事例（別紙 1-3 記載）
- d. 国外観光資源の類例調査(別紙 1-4 記載)

2.観光資源の活用方策検討(プロセス 2) (資料 P.29 参照)

プロセス 1 がまだ終了していないため、その結果次第ではあるが、提供サービスの検討例として、月見と舟遊び、懐石料理、茶会、松の剪定体験等が考えられる。他の観光施設との比較も予定している。

3.歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する基本調査(プロセス 3)

(資料 P.30～P.33 参照) (別紙資料 3-1～3-12 参照)

歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性のある建造物の史料調査(主要な史料の収集と可能性の確認中)

歴史的考証が必要とされる建物(園内建物調査より抜粋・江戸期)

- A 現存する建物：掬月亭、旧日暮亭、日暮亭、毘沙門天祠
- B 現在消滅している建物（当初建物）：檜御殿、留春閣、能舞台、観音堂、考槃亭、憂玉亭、講武謝建物、愛駿謝建物、御船蔵
天女祠、栖霞亭、貝ノ口（北門）・切手（東門）・萩・不動門の各門
- C 復元建物：鴨場、講武謝建物（外観）

議 事 録

歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性のある建造物の想定課題
宿泊をキーワードに、具体的な候補を選び、想定される課題を挙げた。

○商工奨励館（北館）の改修による活用

- ・明治期の洋風外観をもつ歴史的建造物で、北面には芝生が広がる。
- ・課題：保存活用計画を策定し、文化庁との協議・届出等が必要。現在レセプションホールに改修して活用されており、公園内では他にその機能を持つ施設はない。北館は火災により戦後に建替えられた鉄骨造（詳細未確認）で、宿泊施設に活用するには主体構造の詳細調査等が必要。

○日暮亭の改修による活用

- ・風情のある茶室として整っている。
- ・課題：保存活用計画を策定し、文化庁との協議・届出等が必要。宿泊に活用するために、必要な設備等（セキュリティの確保等）を配慮する必要がある。現在、民間業者による呈茶の営業が行われており、開園時間内は一般客も利用でき、宿泊としての展開は難しいと考える。また、宿泊等の人数は少人数に限定されると考える。

○掬月亭（星斗館）現存部分活用・復元整備活用

A 歴史的建造物の改修による活用の場合

- ・園を代表する大茶屋で、景観に優れ多くの方に人気がある。
- ・課題：保存活用計画を策定し、文化庁との協議・届出等が必要。宿泊に活用するには、安全性の確保（防犯・防災）が必要となるが、特にセキュリティと地震時・火災時の安全確保が立地と構造から難しい。文化財的価値を損なわない宿泊設備の設置も同様に難しい。現在、民間業者による呈茶の営業が行われており、開園時間内は一般客も利用でき、宿泊としての展開は難しいと考える。また、100人規模の宴の接待が可能だと考える。

B 歴史的建造物の復元による活用の場合(現在、廃されている2棟を復元して当初の星斗館として活用)

- ・本来の星斗館として機能する。
- ・課題：史跡における歴史的建造物の復元等について、関係機関との協議・手続きが必要（保存活用計画の策定、発掘調査等を含む）。宿泊施設として活用するには、安全性の確保（防犯・防災）が必要となるが、特にセキュリティと火災時の確保が立地と構造から難しい。全体は茶屋であり、復元する部屋も従者舎・厨房であり、宿泊施設ではない。

○檜御殿 復元整備活用

議 事 録

	<ul style="list-style-type: none"> ・栗林荘の核となる建物で復元は重要である。本来の宿泊施設で、復元による波及効果も期待できる。 ・課題：史跡における歴史的建造物の復元等について、関係する行政機関との協議・手続きが必要（保存活用計画の策定、発掘調査等を含む）。宿泊に活用するために必要な設備等を配慮する必要がある。実現への手続きが課題となり、工期の長期化、費用の負担も大きい。 <p>○留春閣 復元整備活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来賓の接待に適した建物で景観が楽しめる。 ・課題：史跡における歴史的建造物の復元等について、関係する行政庁との協議・手続きが必要（保存活用計画の策定、発掘調査等を含む）。民間の茶店が建ち、営業している。宿泊として活用するために必要な設備等への配慮が必要となる。また、安全性の確保（防犯・防災）が課題となる。 <p>○翠嵐亭 復元整備活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待と宿泊の為の建物であった。セキュリティ確保は可能。 ・課題：栗林公園内の建物としては、その対象となる歴史的建造物の範疇に該当するか検討する必要がある（保存活用計画の検討）。また、再建に係る法的手続きに必要な資料等の検証も必要となる。 <p>●プロセス3のFS調査の各種法令等について(資料なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第3条に適用除外がある。栗林公園(昭和28年3月)文化財保護法により「特別名勝」に指定されたときに、既にあった建造物の修復等については適用除外となるが、建造物を再現する場合には建築基準法が適用されると想定している。 ・宿泊施設の場合、旅館業法がかかってくるため、フロントの設置等の制約がある。 ・文化財建造物の場合、文化庁等との協議が必要である。用途をホテル等の宿泊施設とする場合、復元は難しく、復元的整備として、外観のみ整備することとなる。 	
(3)	質問・意見交換	
	<ul style="list-style-type: none"> ・P.30の現在消滅している建物の中で、檜御殿と留春閣は、復元等・改修及び活用の可能性のある建物として挙げられているが、憂玉亭や栖霞亭などの建物はどうしますか。 	佃 委員長
	→宿泊施設が一つの課題となっています。それ以外の建物は規模が小さかったり、用途が全く違ったりするため、該当しないと考えていますが、再度調査を進めます。	事務局 望月 義伸
	・了解です。	佃 委員長

議 事 録

	<p>・若干、気になったことです。建物の再建を検討する前段階として、公園や史跡を見る旅行者の方々のニーズにどのようなものがあるのか、今の栗林公園に何が足りないのか、逆にこういうものがあつた方が良いのかということを確認にすると、そのためにはどのような建物が必要か、どのような取組が必要か明確になると考えます。旅行会社にヒアリングする際、「栗林公園には今、何が足りないのか」「他の魅力的な公園には何が足りないのか」ストレートに聞いても良いと考えます。</p> <p>・体験ということで、ハード面として、こういう建物があつたという文献は揃えられていると思います。実際にその建物でどのような文化活動をしていたのか、当時の方々がどのようなことをしていたか分かる場合は、本物を再現する一つのきっかけになるのではないかと思います。ソフトの面から探ってみるのも一つの手なのではと思いました。</p>	<p>観光庁 島先</p>
	<p>→ご意見を踏まえ、調査を進めたいと思います。</p>	<p>事務局 望月 敬士</p>
	<p>・P.28 の 1-6. Educated Traveler ・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査 b.国内の庭園や文化財等に宿泊(滞在)した旅行事例 別紙 1-2 で<魅力・体験について><u>宿泊(滞在先)</u>となっているが、仕様書に合わせて、<u>体験・滞在サービス</u>とした方がよいのではと考えています。</p>	<p>藤本 委員</p>
	<p>→承知しました。修正します。</p>	<p>事務局 大平 和彦</p>
	<p>・香川県に伺います。P.30 に記載しています歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性のある建物は、今後、調査対象の歴史的建造物として問題はありますか。</p>	<p>藤本 委員</p>
	<p>・質問ありがとうございます。こちらからも質問させていただきます。歴史的建造物の復元等・改修及び活用の可能性のある建物の想定課題で、6 棟の建物が挙げられていますが、今後、どのように検討を進めますか。これ以外にも可能性のある建物が増えますか。逆に 6 棟の中から絞り込んでいって、可能性のあるものを 1 棟から 2、3 棟にしていきますか。</p>	<p>岩崎 委員</p>
	<p>→可能性のある建物に挙げた建物は、ある程度規模があり、宿泊可能ということで絞りました。プロセス 1 で、これから建物の特性を調べていきます。例えば、能舞台など、歴史的に必要なものは候補として挙げていきたいと考えています。宿泊に関しては、他に該当する建物は無いと考えています。後の調査で精査します。</p>	<p>事務局 望月 義伸</p>
	<p>・宿泊は、資料に記載されている建物が候補になるということで承知いたしました。宿泊も宿泊施設の整備で終わらずに、宿泊していただけるような価値のある商品や、宿泊に付随したサービスが必要と考えます。例えば栗林公園の他に施設まで移動する際、施設まで明かりがありませんので、明かりをどうするかということがあります。また、大事な時間</p>	<p>岩崎 委員</p>

議 事 録

	<p>を過ごしていただくことに耐えうるようなコンテンツやアトラクション等も必要になってくると思われます。そのあたりを他の県や国内外の事例を含めて、情報を集めていただきまして、宿泊はこの場所です、その代わり、体験のコンテンツはこの場所ですという付随する部分についても、併せて検討いただければと思っています。</p>	
	<p>→ご意見、ありがとうございました。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 望月 敬士</p>
	<p>・今後、関係省庁と話をしていくという説明がありましたが、文化財部分に関わってきますので、今後は生涯学習・文化財課を窓口にしていただければと思っています。先程から、歴史的建造物の復元という計画がありますが、課題としては「保存活用計画の策定」ということが前提にあります。ニーズや魅力づくりという言葉は、文化財においては本質的価値という言葉に置き換えられますが、それを高め、それを構成するものとして、今挙げている建物が必要という説明が重要です。泊まる施設というのが視点になっていますが、価値付けの部分が資料に明記されていないと、フィールドを造れば何かできるという話ではありません。栗林公園としても価値を深める施設である、元々そういう場所であったというようなことを詰めていただく必要があると思います。復元的建造物の観点の手続きや進め方については、個別に議論させていただければと思っています。一つ気になったのは、建物の跡が残っていて発掘調査をしなければならないという話がありました。例えば、玉藻公園の桜御門が復元されましたが、現物が残っている建物跡の上に施工するためには、建築基準法の適用除外を受けなければならないという点が課題になりました。同じような課題が出てくる可能性もありますので、ご承知おき下さい。どうぞよろしく申し上げます。</p>	<p style="text-align: right;">渡邊 委員</p>
	<p>→ありがとうございます。資料には載せていませんが、平成15年5月に特別名勝「栗林公園」保存並びに活用基本計画が策定されています。今回、まとめる際は、この内容から大きくずれないように考えています。ご助言をよろしく申し上げます。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 望月 敬士</p>
	<p>・最後に佃 委員長から一言お願いいたします。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 望月 敬士</p>
	<p>・今日は初めての顔合わせの中で、ひとつは栗林公園の大事な部分の檜御殿を含めて活用の可能性のある建物が挙がっていますので、そういう意味では栗林公園はそもそも下屋敷だったわけで、檜御殿が無ければ、栗林公園の意味がないという論理もあるはずですが。江戸の時代にどう使われていたか、なぜ、明治・大正・昭和・現代まで存在しているのか、という歴史的な背景をしっかりと捉えていくことができれば良いと思います。いくつかは今出ていると思いますが、先程、私が指摘したように、やはり建物をとらえて十分に研究してもらい、ストーリー性のあるものをしていくことが重要です。先程、明かりがないという話が出まし</p>	<p style="text-align: right;">佃 委員長</p>

議 事 録

	<p>たが、栗林公園は夜になると月が照らし、素晴らしい景観があります。栗林公園の良さをしっかりと出せるように、現代でも、江戸の時代の体験ができますという天下の名園としてのあるべき姿をしっかりと描いてほしいと思います。栗林公園に永く残るものを創っていくことは、幸せなことだと思います。そこで、この機会に色々なご意見を出していただいて、今どうするのか、未来を含めてどうするのかをここで考えていくことができれば良いと感じました。調査では、栗林公園が未来に残るよう協力いただければと思います。ありがとうございました。</p>	
4.	閉会の挨拶	
	<p>・平素より私ども国土交通・観光行政につきまして、多大なるお力添えを頂いておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。本日は皆様方お忙しい中、本事業に関わる検討会にご出席いただき、また、限られた時間の中でたくさんのご意見を頂戴いたしまして、非常に有意義な会になりましたことに厚く御礼を申し上げます。このように皆様一堂に会しての意見交換の場は貴重であります。今後も地域全体の底上げ、観光地維持を図るために必要です。四国運輸局としても、本事業を通して将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪は消費額向上につながり、レガシーとなる観光資源の形成ができればと思っております。引き続き、お力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。</p>	<p>四国運輸局 藤本</p>
5.	⇒現地確認へ	

議 事 録

会 の 名 称	第 2 回 特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会	
日 時	令和 6 年 1 月 22 日 (月) 10:00~12:10	
場 所	栗林公園 商工奨励館 北館	
■出 □欠 (敬称略)		
委 員 長	■高松大学・高松短期大学 学長	佃 昌 道
委 員	■(公社)香川県観光協会 事務局長	安藤 和昌
委 員	■四国運輸局観光部 国際観光課 課長	藤本 哲也
委 員	■香川県交流推進部 交流推進課 課長	岩崎 弘和
委 員	■香川県交流推進部 観光振興課 課長	稲井 眞司
委 員	■香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 所長	山本 知子
委 員	■香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 造園課長	宮崎 智嗣
委 員	■香川県教育委員会 生涯学習・文化財課 主任文化財専門員	渡 邊 誠
オブザーバー	■JNTO(日本政府観光局)市場横断プロモーション部 次長 (WEB 参加)	門脇 啓太
オブザーバー	■高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部 観光交流課 課長補佐 (WEB 参加)	津森 士郎
オブザーバー	■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 専門官 (WEB 参加) ■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 専門官 (WEB 参加) ■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 主査 (WEB 参加)	高森 真紀子 小 俣 緑 鈴木 啓泰
国土交通省 四国運輸局	□観光部 次長 ■観光部 国際観光課 国際係長 ■観光部 国際観光課 係員 □観光部 国際観光課 係員	上戸 康弘 田代 祐也 太田 圭一 立石 奈津美
香 川 県 交流推進部	■交流推進課 交流施設活性化グループ 課長補佐 ■交流推進課 交流施設活性化グループ 副主幹 ■交流推進課 交流施設活性化グループ 主任主事	三好 一利 梶田 嘉宣 岡田 祐暉
事 務 局 (受託者)	■(有)伊藤平左エ門建築事務所 東京事務所(本社) 所員 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 東京事務所(本社) 所員 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 名古屋事務所 所長 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 名古屋事務所 所員	望月 敬士 大平 和彦 望月 義伸 井上 恵理

議 事 録

議 事 内 容		発言者 (敬称略)
1.	開会の挨拶	
	<p>・本日はお忙しい中、お集まりいただき感謝いたします。特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業の第2回会議開催に先立ち、一言申し上げたいと思います。</p> <p>11月27日に第1回検討会を開催し、2ヶ月が経過しようとしております。この間に、栗林公園内にある歴史的建造物を活用して、宿泊、飲食、歴史の追体験など滞在型コンテンツを造成し、50年後、100年後も地域の価値を高めるような新たなレガシーとなる観光資源を形成することを目的に、旅行会社様へのニーズ調査等を行っていただきました。</p> <p>今回はその調査内容も含めて、報告いただきますので、皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、様々な観点から貴重なご意見、お考えをきかせていただきまして、栗林公園の更なる発展に向けて、お力添えをいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p>	四国運輸局 藤本
2.	議題	
(1)	観光資源の活用検討について	
	<p>第1回でプロセス1として観光資源調査の説明を行った。今回は、その続きのプロセス2として、観光資源をどのように活用するかを紹介する。2-1.施設の活用検討は重複するため、後で説明する。</p> <p>2-2.提供サービスの検討</p> <p>(1)コンシェルジュ</p> <p>コンシェルジュが、旅のプランニングから滞在、見送りまでをサポートする。旅の始まりは、高松駅・高松港・高松空港を想定し、高松空港の場合は車での送迎を行う。</p> <p>(2)入園体験</p> <p>a.玉藻公園から栗林公園までの移動</p> <p>藩主の御殿があった玉藻城を始点とし、下屋敷のあった栗林公園まで籠・馬・人力車等で移動する事を入園に至る体験コンテンツとする。江戸期の藩主の移動は、籠であったと推測できるが、現代において、籠での移動は難しい。担ぎ手の肉体的負担が大きいため、行われていない。唯一、金毘羅宮の石段かごが2020年まで行われていたが体力的な理由・担ぎ手の高齢化で終了した。</p> <p>馬での移動は、高松秋まつり・仏生山大名行列で実際に行われている。仏生山大名行列では、殿様役が乗馬し、轡を取る口取り役の人員が数名、馬の周囲に安全のため数名配置して移動している。馬は、県内の乗馬クラブから手配をしている。市内を馬で移動する場合は、安全面を考慮し、同等の人員や手配が必要となると考えられる。また、</p>	(説明) 事務局 大平 和彦

議 事 録

糞の処理等の問題がある。籠・馬での移動は上記の点を考慮する必要があるため、江戸時代の設定とは合致しないが、人力車等を用いた移動手段等も想定する。

b.披雲閣の利用

出発時の待合所として、藩主の御殿であった玉藻公園披雲閣を利用する。ただし、栗林公園周辺の観光資源調査でも述べたとおり、披雲閣の大書院、蘇鉄の間、槇の間、松の間等は、特に市民の利用頻度が高い部屋である。これらの部屋を待合所として利用する場合は、本事業に対して市民の十分な理解が得られることが必要である。

c.和装体験

玉藻公園から栗林公園までの移動時に和装に着替えることを提供サービスとして想定する。披雲閣の一室を待合所として利用しつつ、着付け室としても利用する。桐の間、杉の間、藤の間等の利用頻度は多くなく、着替え・着付けに利用しやすい部屋の大きさ・形状をしている。

d.籠・馬・人力車等の道路交通法の扱い

一般的に車輪のない籠については、道路交通法上で歩行者の扱いになる。また、車輪のある籠・馬・人力車は軽車両扱いとなる。その他、道路交通法上軽車両扱いとなるものは、自転車・リヤカー・馬車等が該当する。

e.ルート

玉藻城から始まる金毘羅街道（仏生山街道）は、藩主が通る「お成り道」とも呼ばれていた。金毘羅街道（仏生山街道）は、現在の丸亀町商店街、南新町商店街、田町商店街に該当する。

栗林公園北門は、嶮の口御門と呼ばれ、藩主の出入りに利用されたかつての正門にあたる。

玉藻城から金毘羅街道（仏生山街道）を經由し栗林公園北口から入園するルートを想定する。徒歩で 40 分ほどの、距離 2.7km 程度を移動するルートとなる。

f.課題

丸亀町商店街は歩行者専用規制となっている。歩行者との接触事故防止のため終日自転車の乗り入れが禁止されている。この規制に至るまでに、自転車乗り入れ禁止社会実験の実施を行いその効果から規制が導入された経緯がある。南新町商店街でも、自転車を除く歩行者専用規制が行われており、丸亀町商店街と同様の理由で土曜・日曜・休日の一部時間帯で自転車の乗り入れが禁止されている。このため、馬・人力車等の軽車両で移動を実施する場合、交通管理者の許可が当然必要となる。また、規制に至るまでの経緯を考えると市民の十分な

議 事 録

理解が得られないと実施は難しい。一方、交通量の多い歩行者専用規制地域で、実際に人力車が通行している例はある。台東区浅草の仲見世通りは、その一例である。どのような規制内容にできるか交通管理者との協議が必要となる。

g.新たな観光資源と宣伝効果

経由する金毘羅街道（仏生山街道）は、現在の丸亀町商店街、南新町商店街、田町商店街に該当する。かつて藩主が通った街道を籠・馬・人力車等で移動する光景が、現在の高松中央商店街の新たな観光資源になる事を期待しつつ、同時に本レガシー形成事業の宣伝効果を生み出す事を期待する。

(3)貸切体験

a.宿泊施設の貸切滞在

宿泊施設とする建物の貸し切りを行う。歴史的建造物の復元等・改修及び活用に関する基本調査で詳しく述べるが、宿泊施設として活用できる可能性が考えられる、商工奨励館（北館）、日暮亭、掬月亭（復元含む）、檜御殿（復元）について、どのように貸切体験を演出できるかが課題となる。なお、保存活用計画で名勝としての栗林公園がどのように保存・活用されていくのかという事と、本事業の建物の活用が矛盾しないことが大前提で以下に記述する。

①商工奨励館（北館）

商工奨励館（北館）では、宿泊施設に改修する箇所を北館和室と設定した場合、レセプションイベントと同日に貸し切り宿泊を実現することは難しい。北館では、夜間レセプションイベントも月に数回行われていることから、運用上の工夫が必要となる。また、当然のことではあるが、北館の和室が貸切宿泊をする価値があるかという課題もある。更に、風呂・トイレ等の衛生設備・空調設備の増築・改修は必須となる。

②日暮亭

日暮亭は、貸切宿泊という観点で考えると、塀で囲まれた施設であることから運用しやすい。また、日暮亭内の庭も整備されている。ただし、茶室として造られている建物であるがゆえに、こちらも宿泊施設とする場合は、風呂・トイレ等の衛生設備の増築は必須となる。また、一時滞在する茶室であるがゆえに、宿泊施設とする場合は建物の断熱性の改修・空調施設の大幅な改修も必要となる。現在お茶室として利用されているが、トイレに関しては近隣のトイレ棟を利用している。

現状の建物の文化的価値をどのように評価・設定するかによって、これらの改修を実現できるか否かが決まる。そのため、関係各所との十分な調整が必要となる。また、施設利用状況の調査でも述べたとお

議 事 録

りであるが、現在お茶席として活用されているので、管理業者等との十分な調整が必要となる。

③掬月亭

掬月亭の場合は、栗林公園の中でも特に利用者が多い施設となる。9:00～16:30までは常に利用者が景色を楽しんでいる。この施設を現状のままで貸切滞在にすることは、一般公開との両立という観点からは非常に難しい。ゆえに、一般公開以外の時間帯で分けた貸切滞在利用が可能性として考えられる。また、掬月亭も日暮亭と同じく茶室として造られている建物であるがゆえに、宿泊施設とする場合は、風呂・トイレ等の衛生設備の増築は必須となる。現状トイレはあるが、汲み取り式のため臭気等の問題があり利用していない。さらに、建物の断熱性の改修・空調施設の大幅な改修も必要となる。現状の建物の文化的価値を損なわずにこれらを改修することは非常に難しい。

掬月亭の場合は、明治4年に撤去された2棟の復元的整備を行い宿泊施設にする案も考えられる。しかし、撤去された2棟は従者舎、厨房であるがゆえに、どのように宿泊施設とするか復元の方針をまず決める必要がある。また、復元的整備を行ったとしても、現存している掬月亭の文化的価値も損なわずに実施する必要がある、改修は非常に困難なことが予測される。更に、貸切滞在という点で考えると、一般公開部分とのセキュリティ上の分離方法等、運用面での課題も十分検討し解決していく必要がある。

④檜御殿（復元）

檜御殿（復元）の場合、塀で囲われた施設であったことが想定され、その部分も含めて復元的整備を行う事ができれば、貸切施設として活用しやすい。また、藩主の下屋敷として使われていたことから、宿泊施設として復元的整備を行った場合、建物の本来の目的とも合致する。しかし、前述したとおりであるが実現に至るまでの手続き、工程、費用の問題がある。

b.閉園後庭の貸切体験

日没後、園内を貸切できる体験を一つの提供サービスとする。夜間行燈の体験をしないと勧めできない。

c.夜の船遊びと夕食

閉園した日没後、和船に乗って船着き場から南湖を周遊する体験を提供する。夜間行燈の体験をしないと勧めできない。

和船の目的地を掬月亭とする。四方正面の掬月亭の特長を活かし、五葉松近辺に船を付け、普段立ち入りできない掬月の間の、北側の庭の飛び石を利用し室内に入る。

饗宴の場として使われていた史実に基づき、掬月亭一の間・二の間を貸切り、夕食とする。

議 事 録

(4)夕食

a.穆公御茶事記について

高松藩主の茶会記「穆公御茶事記」には 1766 年から 1779 年まで行われた茶会記の記録が収録されている。「穆公」とは、名君と言われた 5 代藩主松平頼恭(1711-1771)のことである。穆公御茶事記には、頼恭の茶会について詳細に記録が行われており、後半一部では、頼恭の子である 6 代藩主松平頼真(1743-1780)の茶会記も収録されている。穆公御茶事記に記された事項を夕食の参考要素と考え、次にその要素について記載する。

b.夕食メニューについて

松平頼恭は、寛保元年(1741)連年凶作が続いたことから儉約令を出した。頼恭の藩政時には、相次ぐ天災地変にさいなまれ、財政は幾度か危機に瀕しながらも民生安定、殖産事業などに積極的な施策を進めた。そのような視点から、「穆公御茶事記」を読み解くと、懐石についても、麦飯という記述がみられるなど庶民的な食材を用いたものが多い。庶民的でありつつも、客人をもてなすメニューが提供できれば頼恭の行った茶会の意向に沿う夕食になると考えられる。

また、「穆公御茶事記」には、鮎に関する記載が目立つ。当時近隣で採れていた食材の傾向が伺える。また、当時の「穆公御茶事記」には明確な記載はないが、現代の香川の郷土料理は「しょうゆ豆」「まんばのけんちゃん」などがある。

c.お酒について

「穆公御茶事記」には、御酒という記述がある。どのようなお酒を出していたか判明しない。参考として香川県内の酒蔵について紹介する。いずれの酒蔵も現在の社名になったのは「穆公御茶事記」より後の時期であるが、長い歴史をもった酒蔵である。

- ・(有)丸尾酒造：代表銘柄：凱陣 創業：1885 年
- ・西野金陵(株)：代表銘柄：金陵 創業：1789 年
- ・川鶴酒造(株)：代表銘柄：川鶴 創業：1891 年
- ・綾菊酒造(株)：代表銘柄：国重 創業：1790 年
- ・勇心酒造(株)：代表銘柄：勇心 創業：1855 年
- ・小豆島酒造(株)：代表銘柄：小豆島の輝

d.うつわ等について

「穆公御茶事記」には、頼恭・頼真が用いた茶道具について記載がある。茶道具については、名物・大名物といったものはほとんど見られず、質素な道具が多い。特徴としては、武者小路千家ゆかりの品々や、石州流茶人のものが多い。また、理平焼(別名理兵衛焼、高松焼、稲荷焼、石清尾焼)をよく用いていた記載がある。

議 事 録

理平焼については、初代高松藩主の松平頼重が、都の陶工、森嶋作兵衛を呼び寄せて焼かせたのが始まりとされている。現在の栗林公園の北門近くに窯を築き高松藩のお庭焼として用いられていた。うつわについては、理平焼を用いた碗を提供することを提案する。また、江戸における茶湯は大名間の交際等に用いられるようになり、結果、道具類が高値となった。藩によっては、茶人藩主没後は財政が悪化することが多い。頼恭の藩政時は、大幅に削減した藩士の録を、息子頼真の代に通常に戻している史実から、質素堅実な茶会を行っていたことが伺える。その精神を受け継いだ質素・堅実なしつらえを基本としたい。その他、うつわについての参考資料として下記に源内焼・香川漆器について示す。源内焼は、1738年に開窯(かいよう)したとされる志度焼に、1755年に平賀源内の指導を得て発展した高松藩内での焼物である。平賀源内は、薬草についてでも述べることであるが、5代藩主松平頼恭の時代に薬草園の管理をしていた高松藩にゆかりのある人物である。緑、褐(かち)、黄などの鮮やかな色が特徴。

初代藩主松平頼重(1622-1695)は、漆器や彫刻に造詣が深く、これを振興したことに始まり、江戸末期から明治初期には玉楮象谷(たまかじぞうこく)や後藤太平らによって香川漆器の基礎が作られた経緯がある。栗林公園が積極的に使われていた時代設定とは、少しずれるが香川の代表的な伝統工芸品である。

e.薬草について

5代藩主松平頼恭の藩政時に、栗林公園内に薬草園を創設し、平賀源内、池田玄丈、池田文泰、池田由章、池田秀軒らが管理した。池田玄丈の薬園出仕から池田秀軒が由緒書を提出した時までの数えても100年以上管理されていたことが伺える。栽培されていた薬草については、古名、異名、俗称等の記載があり何の植物であったか不明のものが多く、判明しているものは「旧高松藩の栗林公園」竹内盾夫(たけうちとらお)著によれば補足資料のとおり。

これらの中から、薬膳として活用できるメニューを考案することも考えられる。特に今回想定する宿泊客は、長時間移動し、栗林公園を訪れていることが想定されるので、疲労回復等の効能が提供できるとなお良い。

f.梅の活用

栗林公園内には、約150本の梅があり、園内の茶屋等で梅酒や梅干しとして利用されている。本事業のメニューにも積極的に園内で採れた梅を活用する。

g.調理設備についての課題

①掬月亭・日暮亭の既存設備について

議 事 録

掬月亭で夕食を提供する場合、掬月亭管理棟にある既設の設備で本格的な調理を行い提供することはできない。掬月亭管理棟内にある既存設備は、軽食の用意や、運び込んだ料理の温めなおし程度で使用されている。

日暮亭の設備も、掬月亭と同様の使われ方をしている。料亭からお弁当形式で料理を運び、温めなおし程度で設備を利用している。これらの既存設備で、本格的な調理を行う料理の提供はできない。

②ガーデンカフェ栗林の既存設備について

ガーデンカフェ栗林の厨房では、ガーデンカフェの営業と、北館レセプション等のイベントでの料理提供に対応している。しかし、大人数の料理提供に対応するための空間的な余裕が現状で不足傾向にある。そのため、北館のパントリーに可動式の温蔵庫・冷蔵庫を導入し、お皿の保管場所を机の下に隠すなどの工夫を行い運営している。

③新たな調理場の設置について

上記のとおり、現在ガーデンカフェにしか本格的な調理場がない。しかし、既存設備の使用状況から、当調理場を利用してあらたに料理提供することは難しい。そのため仮に、新たな調理場の設置を検討した場合、北館パントリー部分を改修・一部増築し、公園内での食事提供のための調理拠点として整備する方法も考えられる。

④IH 調理器の選定について

仮に新たに調理場を設置したとして、文化財保護や公園の管理の観点から、各種協議が必要であるが、ガス機器の使用は難しい。提供する料理の種類・方法によるが適切な IH 調理器の選定が必要となる。

⑤キッチンカーの利用

調理場の改修・増築を行う事は、当然のことながら、名勝としての栗林公園がどのように保存・活用されていくのかという事と、本事業の建物の活用が矛盾しない前提で考える事項である。そのため、文化財を保護する観点から、より簡易な施設で対応する場合は、キッチンカーを宿泊の都度、用意して対応する方法も考えられる。

(5)朝食

a.メニューについて

夕食のメニューと同じく、庶民的な食材を用いたものをコンセプトとする。

b.薬草について

夕食のメニューと同じく、薬草園で栽培されていたものの中から薬膳として活用できるものを提供する。

c.梅の活用

園内で採れた梅を本事業の朝食メニューにも積極的に活用する。

議 事 録

(6)その他の体験

a.松の剪定体験

栗林公園の日々の手入れを、庭師の解説付きで見学・体験する。時代を超えて受け継がれている職人技を間近で見学し実際に剪定をする。なお、年に数回、定員20人程で樹木剪定の勘どころとして公園庭師によるガイドツアーは開催されている。

b.お茶席

①旧日暮亭の利用

施設の利用状況の調査でも述べたとおり、普段は一般公開していない旧日暮亭の内部を用いて、お茶席を設け体験する。なお、栗林公園大茶会等では旧日暮亭が薄茶席として使用されたことがある。さらに、栗林公園大茶会では、表千家・石州流・武者小路千家・裏千家等によるお茶会が開かれている。

②舟遊び

旧日暮亭には、普段利用していない西湖に船を浮かべて、赤壁や桶樋滝(おけどいのたき)を観てアクセスする。

③課題

西湖では、一部堆積物により浅くなっている箇所が存在する。船を浮かべるために手入れ・整備が必要となる。

④お茶積み体験

園内の茶畑で茶摘みを体験し、園内の茶を飲む体験を行う。

c.華道体験

掬月亭の床の間・茶室の床の間に飾られている御花について、宿泊客が華道体験を兼ねて飾りつけを行う。宿泊者と一般客双方に楽しんでもらう体験とする。

d.和装体験

玉藻公園から栗林公園までの移動時に和装に着替える体験を提供したが、園内でも同様に着付けができるよう提案する。和装については、藩政時代に生まれた織物に保多織(ぼたおり)がある。初代高松藩主・松平頼重が命名した保多織は幕府への献上品としても扱われており、心地よい肌触りが特徴である。宿泊施設で用いる就寝服等にも保多織を用いる。

e.能

藩政時に、栗林公園内で能が行われていた記録がある。能の舞台を掬月二の間とし、宿泊客は掬月一の間(床の間の前)に座り鑑賞する。能を行う場合は、畳床を板床に交換する。

f.庭園の講義とプライベートツアー

議 事 録

	<p>栗林公園古図(レプリカ)を畳の上に広げ、藩主に説明するように公園の成り立ちや見どころの説明をプライベートの講義形式で行う。飛鳥時代の古代庭園から、大名庭園が形成するまでの庭の成り立ちを講義し、日本庭園としての栗林公園内の特徴や見処を説明する。石の見所や意味の説明を行う。</p> <p>g.衆鱗図等の秘宝の見学 衆鱗図は、5代藩主松平頼恭によってつくられた図譜。</p> <p>h.普段立ち入れない島の見学 瑤島(ようとう)、楓嶼(ふうしょ)等普段立ち入れない島の見学</p> <p>i.鴨場の見学と体験</p> <p>j.詩・俳句を詠み書にする</p> <p>k.四季折々の見処見学 菖蒲園、蓮、朝霧</p> <p>l.武道・剣道・鉄砲・試切りの見学・体験 講武榭での実演</p>	
	<p>・ここまででご質問、ご意見はありませんか。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 望月 敬士</p>
	<p>・食事の話の中で5代松平頼恭が質素と言われましたが、そもそも、讃岐は魚や野菜が豊富に取れる場所でございまして、鯛や鱈、海鼠を献上品で持って行ったという記録もありますし、海鼠腸も名物であります。良いものがたくさんありますので、そのあたりを考えると、面白いものができるのではないかと思います。また、「いただきさん」という古い伝統があり、今も女性の方が魚を配達しているという大変珍しい文化があります。5代頼恭の時はお金がなかったかも知れませんが、全てが質素儉約ではないので、せっかくの瀬戸の幸を使ったものを考えられた方がよいと思います。</p>	<p style="text-align: right;">佃委員長</p>
	<p>・p11の船の運行ルートですが、船に屋根を付けた場合、迎春橋のところが通れなかったりするので少し変更するのであれば、小松亭の前のルートにさせていただきたいと思います。p18の梅の活用ですが、他に薬草園にお茶がありますので、お茶の葉を使った料理の検討をお願いできたらと思います。p22の島の見学ですが、楓嶼は実際に何も無いところですので、どちらかというと天女嶋の方を記載させていただきたいと思います。p23に菖蒲園とありますが、正式には花菖蒲園です。修正よろしく願いします。</p>	<p style="text-align: right;">宮崎委員</p>
	<p>・今日の説明では、現状や他県の事例、歴史的な記録を調べていただき、さまざまな観点から課題であったり、検討事項であったりを広く説明していただいたかと思います。p34に今後のプロセスとして4.レガシ</p>	<p style="text-align: right;">岩崎委員</p>

議 事 録

	<p>一形成案の策定、4-1.事業の全体構成の策定、4-2.課題の整理とありますが、ここでは、今日、広く説明していただいた内容を絞り込んで深掘りして行くというものなのではないでしょうか。または、説明のあったいろいろな取り組みの中で、想定されるプランを2つ、3つ程度作成し、そのプランを実現するために必要な課題解決策を深掘りしていくのか、取り組みはどのような形になりますか。</p>	
	<p>→プロセス 4 のレガシー形成案の策定のために、今は、広く情報を集めたところです。今後、コンセプトを持ってきて、こういうふうなことが喜ばれるから、じゃあこっちはなしでこっちの方を採用しようとか、そういうイメージで次の第3回を考えております。</p>	<p style="text-align: center;">事務局 大平 和彦</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。特に今回の説明の中で、p 10にあるb.閉園後庭の貸切体験、c.夜の船遊びと夕食については、ぜひ、他の事例なども踏まえつつ、こういうことができるということに取り組んでいてもらえたらと思います。夜の舟遊びは面白いと思います。最初のほうで、披雲閣から籠に乗って移動するのは難しいという話がありましたが、例えば、栗林公園の入り口から船着場まで籠に乗って移動するというのであれば、距離的にも短くできますし、雰囲気も出ると思います。金比羅街道の移動は商店街を通るため、ドラッグストアとかホテルがあって雰囲気的には合わないのではと思いました。広い公園内を活かして籠の移動も面白いと思います。 ・ p 12～p 15 の夕食のメニューに関しては、佃先生のお話にもありましたが、今回は富裕層向けの付加価値のあるもので、あまり庶民的なものにとらわれずに考えていただいても面白いのかなというふうに思いました。 ・ p 18～p 19 の g.調理設備についての課題は非常に大きな課題と思っています。③新たな調理場の設置についてですが、商工奨励館の東側のところやキッチンカーの利用に加えまして、富裕層向けに調理機器をレンタルして調理場を設置するなどの事例を調査できないでしょうか。ここまでのこういうことをして、ここまでの食事の提供ができるというような具体的な提案があるとありがたいです。夕食を提供するということになりますと、一つ想定している場所が掬月亭になりますが、空調設備の検討という項目を起こしていただければありがたいなというふうに思います。おそらく、富裕層への食事提供や利用期間を増やすという観点から、空調設備が必要になると思います。固定式の空調は文化財の関係で多分吹き出し口が難しいということになるのですが、可動式の空調で対応している他の地域や他の方法があれば、提示してほしい。また、施設の方の検討に記載してありますが、トイレの検討もお願いします。なかなか整備が難しいということであれば、早期的には大洲城のようにトイレカーのレンタルなどの事例を紹介していただければと思います。また、夕食会場までの夜の移動自体を演出して、誘導灯を設置したり、提 	<p style="text-align: center;">岩崎委員</p>

議 事 録

	<p>灯を持った案内人が案内したりですとか、掬月亭を和船の目的地とするという提案をされていますが、その辺りも深掘りしていただけるとありがたいと思いました。</p>	
	<p>・ご説明ありがとうございました。p 10 の④檜御殿(復元)のところで「しかし、前述した通り」とありますが、前述がどの部分を指すのか書かれていないので、この段階では、その部分を記載いただきたいと思います。p 27の(6)その他のところで、大洲状については 1 泊あたりの宿泊料や年間どのくらいの宿泊客を受け入れているのかなどが記載されていますが、他の施設についても同様の書き方で体裁を整えていただければと思います。</p>	<p>藤本委員</p>
	<p>→承知しました。</p>	<p>事務局 大平 和彦</p>
<p>(2)</p>	<p>復元や現存する建築物の改修、活用に関する実現可能性調査</p>	
	<p>復元や改修する場合に法的課題についてまとめてみました。</p> <p>3.歴史的建造物の復元等・及び改修活用に関する基本調査(プロセス 3) 3-2.復元や現存する建築物の改修、活用に関する実現可能性の調査(FS 調査)</p> <p>(1)文化庁等関連する省庁への協議フローチャート 復元や復元的整備を前提とした協議手順は以下のとおり</p> <p>1.文化庁協議 ↓</p> <p>2.保存活用計画・整備基本計画の策定 ↓ ・本質的価値を構成する要素の特定 ・復元等が名勝全体の保存・活用の推進に寄与するかどうかの協議 ↓ ・委員会の設置と文化庁協議・現地指導など</p> <p>3.発掘調査等 ↓ ・復元等に向けた資料調査</p> <p>4.基本設計(復元計画・復元図作成) ↓ ・建物の規模・構造・形式・材料・工法の検討 ↓ ・史跡等における歴史的建造物の復元に関する専門委員会の審議と承認</p> <p>5.実施設計 ↓ ・遺構の保護 ↓ ・建築基準法適用除外申請(建築審査会)</p> <p>6.現状変更許可申請 ↓ ・文化庁との協議</p>	<p>事務局 大平和彦</p>

議 事 録

7.施工

(2)保存活用計画・整備基本計画の策定

a.史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

文化審議会文化財分科会によって、令和2年4月17日に史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について決定がなされた。以下その一部について補足資料を用いて説明する。

- ① 復元の定義
- ② 復元の基準
- ③ 復元的整備の定義
- ④ 復元的整備の基準
- ⑤ 復元的整備の手順

b.特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画

平成15年5月に香川県は特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画を策定している。序章の基本目的で記載されていることであるが、本特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画の策定目的は、抜粋すると以下のとおりである。

香川県は…「栗林公園原型調査」を昭和58年、59年度に実施し「明治以降改変された施設が…消失した場合に、その跡地については江戸時代の姿に復元することを前提に個々のケースに応じて慎重な判断をすることとする」という方針をひとつの管理基準とし、…管理にあたってきた。今後の望ましい姿を念頭に置きその価値の拡充、顕在化の方向性を定め…保存管理並びに利活用における基本方針を定めることを策定目的とする。特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画では、今後の保存・運用についての判断の拠りどころとなる方針が記載されている。しかし、史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準の、「史跡等の本質的価値を構成する要素」に該当する項目が明確に記載されていない。文化庁等関連する省庁への協議フローチャートでも述べたが、まず特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画に基づいた、保存活用計画・整備基本計画の策定を行い「史跡等の本質的価値を構成する要素」を特定する必要がある。

c.保存活用計画・整備基本計画の策定事例

香川県内の保存活用計画・整備基本計画の策定事例について、次のものがある。

①史跡高松城跡保存活用計画

令和4年3月に、高松市創造都市推進局文化財課が主体となり策定した。

②史跡丸亀城跡保存活用計画

議 事 録

令和 3 年 3 月に発行。「延寿閣別館は丸亀城跡の魅力を伝えるため「城泊」などの施設活用や必要な整備を検討する」と明記された。

(3)建築基準法

a.計画通知申請

計画通知申請の提出先は、高松市内で建築を行う場合は、高松市都市整備局建築指導課が窓口となる。

b.用途地域等諸条件

①特定用途制限地域 一般・環境保全型

高松市特定用途制限地域内における建物等の制限に関する条例

②建ぺい率 50% ③容積率 80% ④高さ制限 10m

⑤防火地域指定なし ⑥22 条区域指定なし

c.建築基準法第 3 条適用除外

建築基準法の適用除外について第 3 条には以下のような基準がある。

①建築基準法第 3 条の 1 項 1 号(抜粋)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて、国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

②建築基準法第 3 条の 1 項 3 号(抜粋)

文化財保護法第百八十二条第二項の条例、その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という)であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

③建築基準法第 3 条の 1 項 4 号(抜粋)

第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

d.建築基準法第 3 条適用除外申請例

高松市内で建築基準法第 3 条適用除外を申請した建物に桜御門がある。以下諸情報を記載する。

①建物名

桜御門

②建築基準法

建築基準法第 3 条の 1 項 4 号適用

③文化財保護法

文化財保護法第 182 条第 2 項の条例、その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保全のための措置が講じられている建築物

④条例

議 事 録

高松市歴史的建築物の保全及び活用に関する基準

⑤建築基準法除外申請許可が必要である理由

- ・構造強度が適合しない
- ・排煙に有効な開口部が不足する
- ・無窓居室のため耐火建築物にしなければならない
- ・内装制限に適合しない居室がある

(4)景観条例・風致地区

a.景観条例

栗林公園内は、高松市景観条例の一般地区山岳・丘陵地景観ゾーンに該当する。

窓口は高松市都市整備局都市計画課景観係。

届出対象行為や申請方法は、高松市景観計画概要版を参照。

国、地方公共団体等が行う行為については協議ではなく通知書となる。なお、計画通知とは別の手続きとなる。

b.風致地区

栗林公園内は、高松市風致地区内に該当する。

窓口は高松市都市整備局都市計画課景観係。

行為の制限例は以下のとおり

- ①建築物その他の工作物(以下「建築物等」)の新築、増築、改築又は移転
- ②建築物等の色彩の変更
- ③宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」)
- ④水面の埋め立て又は干拓
- ⑤木竹の伐採
- ⑥土石の類の採取
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の推積

国、地方公共団体等が行う行為については、許可は必要ないが、あらかじめ市長に協議が必要。

(5)都市計画法

a.開発行為

開発行為に係る窓口は、高松市都市整備局建築指導課開発指導係。都市計画法 29 条開発行為の許可及び、都市計画法施工令 21 条より都市公園である栗林公園は開発行為の許可は必要ない。

なお、都市計画法施行規則第 60 条に基づき開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書において開発許可を要しない証明は必要。

(6)都市公園法

議 事 録

	<p>a.都市公園法</p> <p>都市公園法 4 条公園施設の設置基準では、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が百分の二を超えてはならないという基準がある。高松市都市整備局公園緑地課の都市公園一覧表による計画決定面積(ha)は、75.4ha(754000 m²)(平成 30 年 4 月 1 日時点)。建物台帳一覧より、建築面積は 4205.23 m²(令和 5 年 1 月時点)。約 0.6%であり余裕がある。</p> <p>(7)消防法調査中</p> <p>(8)技法・用材・費用等の検討調整中</p> <p>(9)インフラ整備における課題点</p> <p>a.上下水動設備</p> <p>①設備設置に伴う掘削</p> <p>名勝で指定地内の現状を変更する場合は、着工前に現状変更申請を行い、許可を受ける必要がある。</p> <p>行為によっては別途、埋蔵文化財発掘の届け出も必要になる。</p> <p>また、行為によっては許可が下りない場合もある。</p> <p>②現状の下水道設備の調査</p> <p>現状の敷設状況の調査が必要である。新たに排水設備を設置する場所によってはポンプアップを行い排水する必要がある。</p> <p>③保健所との調整</p> <p>提供する料理や調理方法によって保健所との調整、基準に沿った機器の導入が必要となる。</p> <p>(10)経済効果等</p> <p>a.玉藻公園及び商店街の観光活性</p> <p>玉藻公園と栗林公園をつなぎ、本事業旅行者が籠・馬・人力車で通過する光景が、玉藻公園や商店街の新たな観光資源になる事で、周辺施設への経済効果を生み出すことを期待する。</p> <p>b.近隣宿泊施設との差別化</p> <p>近隣宿泊施設と比較した場合、明確に富裕層をターゲットとした宿泊施設はほとんどない。量より質を提供する富裕層向けの宿泊施設を本事業で提供することにより、新たな観光資源として、また、本事業に付随する産業の経済効果を期待する。</p>	
2-1.施設の活用検討	歴史建物に関連する活用検討(参考案) 園内の歴史建物に関連する事項からみた活用の案を検討する。	事務局 望月義伸

議 事 録

A-1 星斗館(掬月亭)

江戸時代初期より大切に使われてきた歴史的建造物の大茶屋で室内の展開や庭の景観が見事である。園を代表する建物で海外からの見学も多く、人気の施設で文化財的価値も高い。明治初期に7棟の内、2棟の従徒舎と厨房が廃されて、現在は座敷にあたる部分と茶室が残っており、管理のために1棟が供されて、拝観とお茶の接待が有る。景色が良いことから、掬月亭での結婚式や結婚式に付随した写真撮影の場としても使われている。現状建物での活用と復元を考慮した活用が考えられる。

①現状建物の活用(歴史的建物の改修による活用)

建物の拝観やお茶の接待には、管理スペースは狭いがよく活用されている。現状の活用では、客の動線の整理とトイレの不備等が課題である。また、公開施設としての耐震性能の確保や空調設備の不足も課題となっている。より活用する案として

・大名気分と食事を楽しめる宴の場

船から掬月亭に渡り、高松藩主の文化性を基調にアレンジした茶事と懐石風の食事をして、かつての賓客が味わった満ちたりた時間を楽しんでもらう。

(課題) 現状課題解決と食事等のサービス施設の充実。

・文化財に泊まれる場

広い栗林公園を展望できる部屋での宿泊

(課題) 安全確保(防災・防犯)特に宿泊者のセキュリティ確保が立地と構造から難しい。宿泊に必要な設備の設置が建物の文化財的価値を損なう可能性が高い。元来、茶屋であり宿泊する設定がない。一般公開と宿泊の両立が難しい。

②復元による活用(歴史的建造物の復元的整備)

2棟の従徒舎と厨房を復元して、本来の星斗館に整備する。復元するには、復元へのプロセスを経る必要がある。復元することでより文化財的価値や建物の魅力が向上することが前提である。このプロセスに活用を考慮した整備計画をすすめる。活用案は既存活用と同様であるが、より活用の幅は広まる。

・大名気分と食事を楽しめる宴の場

厨房や配膳のスペースが出来ることで、より充実したサービスが可能。

(課題) 全体建物としての安全確保、火気の使用制限等。

・文化財に泊まれる場

泊まれる可能性のあるスペースができる。設備も計画的に設置の可能性はある。

議 事 録

(課題) 宿泊には高度な安全性の確保(防犯・防災)が既存部分も含めて必要となる。全体では茶屋であり復元する部屋も従者舎・厨房であり、宿泊施設ではない。

以上から、宿泊活用は保留として、大名気分と食事を楽しめる宴の場としての活用が適切だと思う。復元により建物の文化財的価値の向上ができ、活用の幅が広まる方向の検討も有効である。

A - 2 日暮亭

明治 31 年 1 月に「旧日暮亭」として建てられた石州流の茶室。庭も同時期に改修され、茶室として整っている。現在は来園者に抹茶(土日)(予約で昼食)の接待有り。現状の活用では、トイレの不備、茶室には空調設備の不備が課題である。より活用する案として、歴史的建物の改修による活用が考えられる。

・船を降りて楽しめる茶席

江戸時代から西隅に船を留め、席に入り茶を楽しんだ。船道中の一服場所でもあった。掬月亭で食事をする前に日暮亭でお茶を楽しむのも一興だろう。

(課題)

- ・西隅とアプローチの整理が必要。
- ・文化財に泊まれる場

静かな庭も眺めて、少人数での宿泊が楽しめる。

(課題)

- ・文化庁に保存活用計画の策定と認定及び届出。
- ・トイレ・風呂・空調等の宿泊設備の宿泊整備。
- ・現在の一般公開と宿泊との両立が難しい。

A - 3 旧日暮亭

江戸期の建物で文化財的価値も高い。貴人(藩主)や賓客のために作られた大名茶室。現在はイベント時に茶室として利用有。

・船を降りて楽しめる茶席

江戸時代から西隅に船を留め、席に入り茶を楽しんだ。船道中の一服場所でもあった。同様に掬月で食事をする前に旧日暮亭でお茶を楽しむ。

(課題) 西隅とアプローチの整理が必要。トイレ不備。

A - 4 毘沙門天祠

栗林荘にとっては、鬼門を守る守護神として欠かせない仏を祀る。勝機や金運の仏でもあるので、この社の由来や意味、御利益を表記して、正しくお祀りすることが来園者も楽しめて、栗林公園にとっても大切である。

議 事 録

A - 5 嶮の口御門

嶮の口御門と檜御殿に通ずる通路を竹林などで覆い、「幽谷を歩むが如き者を嶮口と云う」と栗林荘記にある。北門は不浄門に見なされることがあるが、嶮の口は鬼門からは外れ、そのような門から入ることで世間から離れ、深山幽谷の世界に入る意味があるかとも考えられる。嶮の口御門は、明治44年から始まる北庭改修で撤去となり、大正2年(1913)に長尾寺住職が払い下げを受けて、現在は長尾寺東門(さぬき市指定有形文化財)として現存する。籠で入るのがやっとだが、小さい門であることに意味があるのではないか。取り壊し前の写真が栗林公園管理事務所に保存されている。活用する案として、歴史的建造物の復元的整備が考えられる。

・嶮の口御門の復原

長尾寺東門として江戸時代の門が残っているので、門を再度移設するか、復原することは可能であり、江戸期の姿を残すことが出来る。

(課題) 文化庁に保存活用計画の策定と認定及び届出。特に明治期の北庭改修の歴史との検討が必要。北庭芝生広場地区の全体整備が必要

・嶮の口の幽谷復原

栗林荘の時代の正門からのアプローチを江戸期の門・通路・竹林などを幽谷なものに復原して、園の魅力とする。

(課題) 文化庁に保存活用計画の策定と認定及び届出。特に明治期の北庭改修の歴史との検討が必要。北庭芝生広場地区の全体整備が必要

A - 6 商工奨励館

明治32年博物館として開館。平成15年5月に策定された「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」を基本に、整備計画より、現在は耐震補強と保存活用が実施され、本館2階に無料休憩所、西館に飲食店、東館に伝統工芸品の展示。実演コーナー、北館はレセプションスペースに活用。活用する案として、歴史的建築物の改修による活用が考えられる。

・文化財に泊まれる場

明治の木造洋館での宿泊

(課題) 近年に活用整備されたところであり、有効活用されている。北館はレセプションホールに活用されており、公園内には他に、その機能を持つ施設がない。文化庁に保存活用計画の策定と認定及び届出。宿泊には高度な安全性の確保(防犯・防災)等が必要であることから、宿泊活用は保留とし、現状の活用を基本として、北館に調理場を設置するなど、より有効な活用整備を進める。

議 事 録

B - 1 檜御殿

藩主の住居であり、来客や家来との接見の場である。檜御殿は栗林荘にとって核となってきた重要な建物である。以下は推測であるが、初代藩主頼重が隠居して絲姫と北庭に檜御殿を建て住み、2代藩主は栗林荘の中心にある馬場御殿・矢場御殿を居所としたのではないかと考える。このことは、藩主の北の守りを頼重がすることであり、栗林荘は高松城からは裏鬼門にあることから高松藩の裏鬼門を頼重が守ったとも考えられ、松平家にとって栗林荘の経営は重要な意味を持っていたことが推測される。檜御殿の跡地は商工奨励館に隣接するが、商工奨励館は檜御殿跡を避けて建設されたとも考えられる。活用する案として復元による活用として歴史的建造物の復元的整備が考えられる。

・檜御殿の復元

かつての栗林荘の核となる檜御殿の復元は、栗林公園の原型再現ともなり重要である。栗林公園の文化財的価値や魅力が向上することが前提とした復元をすることで、その行程も含めて栗林公園への関心も深まり、地域での経済的波及効果も期待できる。活用の幅も大きく広がる。

(課題) 復元へのプロセスを経る必要がある。手続きが課題となり、工期の長期化・費用負担も大きい。宿泊等に活用するには必要な設備等への配慮が必要。

B - 2 留春閣

星斗館と同様に元禄13年(1700)の御林御庭之図に留春として描かれ、栗林荘の重要な交流の場としての歴史がある。栗林公園にとっても来園者が風光明媚な景色を楽しむ建物として再現が出来ることは特に有意義である。活用する案として、復元による活用(歴史的建造物の復元的整備)が考えられる。

・留春閣の復元

(課題) 史跡における歴史的建造物の復元等の基準の適合(保存活用計画の策定、発掘調査等を含む)など復元へのプロセスを経る必要がある。民間の茶店が跡地で営業しており、復元には了解を得る必要がある。宿泊等に活用するには必要な設備設置・安全確保等への配慮が必要。

以上、民間茶店のある現状では復元することは難しいと考えられる。

B - 3 能舞台

初代藩主頼重以来、能が栗林荘で催されたことは多く記録に残っているが、それがどのような施設で行われたかを明記した資料は発見できていない。今後の史料の発見を期待する。栗林公園で能を催すこと

議 事 録

は歴史的にも重要であるが、現状での建物としての復元は困難である。

(活用する案)

・芝で能を楽しむ

かつては芝で演劇したので芝居と名が付いたことから、芝生での新能や、仮設での舞台にて能を催す。

B - 4 観音堂

園の正南端にある小普陀の石組近くに、初代藩主頼重が藩主から隠退し、栗林荘に常住した頃に建てられたとされる。小普陀がその頃よりさらに古い遺構であるならば、観音堂が建てられる前にも、何らかの仏教関係の建物があったとも考えられる。

(活用する案)

・遺跡を庭としても楽しむ

大名庭園が遺跡を庭の風情として利用する定石があり、小普陀もそれであると推測される。観音堂の基壇等の遺跡調査を実施して、遺跡を見せて保存して庭として楽しめるようにすることが考えられる。

B - 5 考槃亭

旧日暮亭と考槃亭との関連については更に調査と考証をしなければならないが、現状は、考槃亭の跡地には民営茶屋があり、憂玉亭跡地に旧日暮亭(考槃亭の移築との経過あり)が現存することから、新たな復元は困難である。現状のままでの活用となる。

B - 6 憂玉亭

考槃亭と同様に、初代頼重によって建てられ、頼恭の延享の大改修完成時(1745)以後で、栗林分間図(1824)が描かれる間に廃された可能性がある。昭和20年に、明治初年に売払われた日暮亭が憂玉亭跡に移築再建された。御林御庭之図と無名(栗林公園古図、無年号)に外観が描かれているが、その他の史料はなく、憂玉亭跡に旧日暮亭が現存することから、新たな復元は困難である。

B - 7 講武謝建物

御林御庭之図には、矢場御殿、馬場御殿として建物が描かれている。この建物が生駒家の時代から建っていたかは判明しない。無名(栗林公園古図、無年号)の絵図には、コの字プランをした馬場御殿らしき御殿が描かれている。推測であるが、北庭が整備された2代藩主頼常の頃には、栗林荘の中心にこれらの御殿は位置し、鬼門に毘沙門天祠、裏鬼門に観音堂、西に欄柯石屋、東は不明を配し、藩主が居所としたのではないか。御殿は外観が描かれているが、他に史料は見つかっていない。五代頼恭の延享の大改修完了(1745)以後は御馬見所として茶室風の建物があったと考えられる。現在は、この位置に休憩所(便

議 事 録

所)が建てられて活用されている。以上から、新たな建物の復元等は困難である。

(活用する案)

・講武謝で武術をする

武術の鍛錬や表演等にこの場を活用して講武謝としての本来の機能を再現するのが有効である。

B－8 愛駿謝建物

無名(栗林公園古図、無年号)の絵図には、愛駿謝の記入と馬場があり、芙蓉峯の東に小規模の建物が描かれている。この建物は、馬屋としては小さいので、馬場見所かとも考えられる。栗林荘記に御馬見所とあるが詳細は不明である。栗林分間図以後は、現在の花園亭西の便所辺りに3棟あり、馬を繋ぐ柵と見える記入もある、御馬見所の復元は史料が不足するが、厩等は可能性が残る。

(活用する案) 愛駿謝で馬を愛でる。

馬術の演技や馬に接することに愛駿謝を活用する。

(課題) 馬のつなぎ場所等の設備整備、安全確保

B－9 御船蔵

絵図によって船の形状や船の泊め方、船蔵の位置に違いがある。現状では船蔵は存在しないことから、船の利用と園の景観上も必要と考えられる。活用する案として

・舟遊びを楽しむ

掬月亭が船からの視線を意識して建てられているなど、船は庭園に必要な移動鑑賞の手段である。和船と東隅・西隅等の船着き場を整備(歴史的建造物の復元的整備)して安全で優美な舟遊びを再現する。

(課題) 文化庁に保存活用計画の策定と認定及び届出。

B－10 天女祠

絵図からは祠や鳥井の形状が描かれているので、ある程度の復元は可能である。活用としては、再現することで上記の舟遊びのスポットとしても有効である。

B－11 栖霞亭

脩然台に亭は現存しない。栗林分間図に栖霞亭として描かれているほかに、具体的な史料が判明していない。小山での展望を楽しむ建物で四阿と推測される。以上から、新たな建物の復元等は困難である。

B－12 切手、萩、不動口の各御門

切手御門(東門)は整備されて冠木門もある。将来、整備にて古図にあるように奥行きのあるアプローチを復原することが望ましい。萩御門は造園課の管理専用の出入口となっている。将来、整備で古図にあるような冠木門のある御門として外観復原が望ましい。不動口には礎

議 事 録

	<p>石跡(1間1戸・控柱)が残っている。門の規模は判るが外観の史料がなく、また外部に通じる道がないことから復元は困難である。</p>	
	<p>EducatedTraveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査</p> <p>(1)各旅行会社などへのヒアリング等情報収集 2社にニーズ調査を実施。</p> <p>(2)高付加価値旅行者が利用している国内外観光資源の類例調査</p> <p>a.国内事例(資料整理中)</p> <p>①平戸城：平戸城での滞在の後に、地元の人が行くような場所(昼食)を提案している</p> <p>②東京ステーションホテル：京都の滞在が後に控えているため、東京滞在では現代的な空間での懐石を提案した</p> <p>③日本橋：プライベートツアー。日本橋の絵巻の複製画を現地で解説</p> <p>④NIPPONIA 播磨福崎蔵書の館：県指定重要有形文化財</p> <p>⑤好古園：プライベートツアー。人混みを避けた姫路城が美しく見える庭園。</p> <p>⑥十四春旅館：国の有形文化財指定</p> <p>⑦松本丸の内ホテルと松本城：国の登録有形文化財(旧第一勧業銀行ビル)での朝食。松本城ではサムライ体験を行う。旅程的に和食疲れのタイミングであり洋食・ホテルの組み合わせが喜ばれた。</p> <p>b.国外事例(資料整理中)</p> <p>①ドメヌ・レ・クレイエール(フランス)：貴族の家に宿泊できる体験</p> <p>②トリアノンパレス(フランス)：貴族の家に宿泊できる体験</p> <p>③シャトード・メルキュエス(フランス)：13世紀の城を利用した古城に宿泊できる体験</p> <p>(3)自由意見</p> <p>栗林公園に期待するコンテンツや滞在・体験サービス・ストーリーについて以下のような意見があがった。</p> <p>a.開園時間外の特別対応</p> <p>b.船頭体験</p> <p>c.掬月亭などのメンテナンスに係る宮大工さんの建物ツアーや体験</p> <p>d.インターネットで調べられる情報を話す、画一的な案内をする場合はやめた方が良い</p> <p>e.日本庭園の整備や剪定について学ぶ(盆栽園とのセット)</p> <p>f.プライベートツアーとして、学芸員の方やあるいはオーナーの方などから直接お話を伺うことが付加価値になる</p>	<p>事務局 大平和彦</p>
	<p>・ご説明ありがとうございました。観光の観点から言いますと、特に先程の旅行会社へのヒアリングや他の施設の事例は非常に参考になるかなと思います。私共の業務として、首都圏と関西圏の旅行会社に、栗林公</p>	<p>稲井委員</p>

議 事 録

	<p>園を始めとした観光施設の売り込みを行っております。今後、復元とともにいろいろな活用のされ方というのは、旅行会社に売り込む際に非常に参考になることだと思えます。今回の説明の中にも出てきました富裕層の方は、貸切とか自分たちだけのサービス、そういったものを求められているところがありまして、逆にそういったサービスに関してはお金をいくら出しても構わないというようなこともありますので、引き続き、そういったいろいろ活用ができないかというところの検討をお願いしたいと思えます。先程、絞り込みをというお話もありましたが、体験などのメニューは多くあればあるほど、その中から組み合わせているいろいろなメニューができますので、できるだけ可能性を閉じずにいろいろと提案していただきたいと思えます。</p>	
	<p>・檜御殿がベースに、レガシー形成案を検討することになると思えます。高松藩主となった松平頼重公はお城と檜御殿を大事にしており、檜御殿から色々なところに動いていくということがありました。そもそも、頼重公は家康の孫であることが大きなポイントになると思えます。家康の孫がここで何をするか、もう一つは水戸黄門（頼重公の弟）との関係がありまして、次の代には自分たちの子供達が藩主を入れ替わるという素晴らしい江戸時代ならではのストーリーがあるわけです。そういう意味で、栗林公園に檜御殿が還ってくることによって、着実にそこに住んでいましたよということを明らかにし、そこで頼重公が何をしたかということが、すべてストーリーになると思えます。能とか、お茶は、全てそこでやれると思えます。もう一つは長期滞在するのであれば、栗林公園だけでは終わらないと思うので、頼重公の足跡の例えば、石清尾のところに行ってみるとか庵治に行ってみる、そこで美味しいものを食べたり、風景を見たりする。それから屋島の物語を聞いたり、頼重公の関与している、それこそ大功の話や聞いたりなど、いろいろなことが繋がってくるのではないのでしょうか。その拠点になるのが栗林公園全体です。海外の方も家康の孫だというと説明しなくても分かるので、そういうことを大事にした方が良いのではないかと少し考えてみました。そのベースになるのが檜御殿で、そして天守閣の二つができれば、様々なことができます。それを頭に入れて考えてみてはどうでしょうか。『高松藩祖 松平頼重傳』（発行 財団法人 松平公益会）と『聞き書 香川の食事』（編集 日本の食生活全集香川編集委員会）という本を持ってきましたので、ご覧いただきたいと思えます。</p>	<p style="text-align: center;">佃委員長</p>
	<p>・ありがとうございます。WEB参加の皆様でご意見はありますか。</p>	<p style="text-align: center;">事務局 望月敬士</p>
	<p>・観光地の事例など、色々話を聞いていますので、アドバイスできればというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>	<p style="text-align: center;">オブザーバー 門脇</p>
	<p>・活用計画を書きいただいておりますが、平成15年の保存並びに活用基本計画にB-11の栖霞亭があった、「脩然臺への登山路の復元」と、</p>	<p style="text-align: center;">宮崎委員</p>

議 事 録

	「百花園（葉園）の復元」についても記載されております。そちらの方も検討をお願いします。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・栗林図という栗林壮全体の絵図があります。檜御殿、留春閣、星斗館が描かれており、建物の外観が分かります。また、間取り図の絵図もありますので、復元の資料になるのではないかと考えています。 ・補足説明ですが、その建物がどういう尺度で造られたかというのが気になるところです。絵図から読み取ると、掬月亭は柱の芯々寸法が 6 尺 5 寸で造られています。これは、当時の書院造の標準的な寸法です。留春閣は 7 寸で造られています。これは武士の階級ではあまりなく、御所の建物の寸法です。檜御殿は 7 尺 5 寸で造られています。これはグレードの高い建物の寸法です。当初より頼重公が建てたのが最後まで残ったのではないかという推測もできます。今の資料ではそこまで限定はできませんが、その可能性はあると思います。大変貴重な建物がここにあったということだけは分かります。 	事務局 望月敬士 望月義伸
4.	閉会の挨拶	
	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様方におかれましては、平素より私ども国土交通・観光行政につきまして、多大なるお力添えをいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。 <p> 本日は、皆様方お忙しい中、本事業に係る検討会に御出席いただきまして、また、限られた時間の中で、たくさんの貴重な御意見を頂戴いただき、非常に有意義な会になりましたことに厚く御礼申し上げます。次回は、本事業、最後の検討会となります。本事業の調査期間は、大変短いですが、四国運輸局としても本事業を通して、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につなげ、地域・日本のレガシーとなる観光資源を形成するために、皆様と協力して、精一杯努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。 </p>	四国運輸局 藤本

議 事 録

会 の 名 称	第 3 回 特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会	
日 時	令和 6 年 2 月 22 日 (木) 10:00~11:40	
場 所	栗林公園 商工奨励館 北館	
■出 □欠 (敬称略)		
委 員 長	■高松大学・高松短期大学 学長	佃 昌 道
委 員	■(公社)香川県観光協会 専務理事	(代理出席) 佐藤 今日子
委 員	■四国運輸局観光部 国際観光課 課長	藤本 哲也
委 員	■香川県交流推進部 交流推進課 課長	岩崎 弘和
委 員	■香川県交流推進部 観光振興課 課長	稲井 眞司
委 員	■香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 所長	山本 知子
委 員	■香川県交流推進部 栗林公園観光事務所 造園課長	宮崎 智嗣
委 員	■香川県教育委員会 生涯学習・文化財課 主任文化財専門員	渡 邊 誠
オブザーバー	□JNTO(日本政府観光局)市場横断プロモーション部 次長 (WEB 参加)	門脇 啓太
オブザーバー	■高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部 観光交流課 課長補佐 (WEB 参加)	津森 士郎
オブザーバー	■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 専門官 (WEB 参加) ■国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 専門官 (WEB 参加) □国土交通省観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 主査 (WEB 参加)	高森 真紀子 小 俣 緑 鈴木 啓泰
国土交通省 四国運輸局	□観光部 次長 ■観光部 国際観光課 国際係長 ■観光部 国際観光課 係員 □観光部 国際観光課 係員	上戸 康弘 田代 祐也 太田 圭一 立石 奈津美
香 川 県 交流推進部	■交流推進課 交流施設活性化グループ 課長補佐 ■交流推進課 交流施設活性化グループ 副主幹 ■交流推進課 交流施設活性化グループ 主任主事	三好 一利 梶田 嘉宣 岡田 祐暉
事 務 局 (受託者)	□(有)伊藤平左エ門建築事務所 東京事務所(本社) 所員 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 東京事務所(本社) 所員 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 名古屋事務所 所長 ■(有)伊藤平左エ門建築事務所 名古屋事務所 所員	望月 敬士 大平 和彦 望月 義伸 井上 恵理

議 事 録

議 事 内 容		発 言 者 (敬称略)
1.	開会の挨拶	
	<p>・本日はお忙しい中、お集まりいただき感謝いたします。また、皆様方におかれましては、平素より国土交通省の観光行政につきまして、多大なるお力添えをいただいておりますことをこの場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業の第3回検討会開催に先立ち一言申し上げます。10月から事業を開始し、本会議は最後の検討会となります。この間に栗林公園内にある歴史的建造物を活用して宿泊、飲食、歴史の追体験など滞在型コンテンツを造成し、50年後、100年後も地域の価値を高めるよう新たなレガシーとなる観光資源を形成することを目的に調査を行っていただきました。皆様におかれましては限られた時間ではございますが、さまざまな観点から貴重なご意見お考えを聞かせていただきまして、栗林公園のさらなる発展に向けてお力添えをいただきますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p>	四国運輸局 藤本
2.	議題	
(1)	第2回検討会までのご意見等を基に追記・修正した資料の説明	(説明) 事務局 大平 和彦
	2-3.施設の利用状況の調査	
	各施設の利用状況について加筆 P1~P10	
	<p>(1)商工奨励館 明治32年(1899年)に建てられた延べ床面積1262㎡の建物。「香川県博物館」として使用されていた。昭和13年(1938年)に「商工奨励館」と名を改め、平成27年(2015年)からは外観名称をそのままに耐震補強やバリアフリー化工事を行っている。本館・北館・西館・東館で構成されている。商工奨励館では、各部屋の貸出を行っている。本館2Fは、ジョージナカシマの家具を展示している。西館にはレストラン「ガーデンカフェ栗林」で食事提供を行っている。東館は伝統工芸品の香川漆器を展示している。北館は結婚式やイベント会場として利用されている。 定休日：無休 営業時間：8:30～17:00 利用頻度の多い北館の利用状況を記載する。 コロナ前2018年度の年間貸出日数は、最も多いのは和室で、午前中で153日、午後148日、夜間は7日。続いて多い北館ホールは午前99日、午後118日、夜間26日となっている。年間の稼働割合は、和室で42%、北館ホールで32%となっており、平均すると和室は2日に1回程度、北館ホールは3日に1回程度貸し出されている。</p>	

議 事 録

	<p>(2)ガーデンカフェ栗林(商工奨励館西館)</p> <p>平成 27 年の商工奨励館リニューアルオープンとともに営業開始。香川県産食材を使用した料理を提供する「さぬきダイニング」認定のレストラン。席数は 40 席</p> <p>定休日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日振休)</p> <p>営業時間：栗林公園の開館時間による(通常は 10:00～16:00)</p> <p>人数はカウントされていないが、海外からの利用客が増えているため、英語・中国語 2 種類・韓国語のメニューを用意している。メニューは、瀬戸内で獲れた魚介や小豆島のオリーブ、和三盆等、地域の食材を使用したメニューがある。また、園内で採れた梅を、梅酒や梅ソーダといったドリンクや、料理のソース、煮込み料理などに使い、栗林公園ならではのメニューも用意している。海外からの来店者の中には出汁や醤油が苦手な人もいるので、それらを使わないメニューを考案して工夫している。また、北館で開催されるレセプションやパーティーにも料理を提供しており、北館のパントリーに温蔵庫や冷蔵庫を置くことで、大人数の会食に対応している。調理機器は IH を用いている。例年紅葉シーズンは来店者が増える傾向にあり、2019 年度の 11 月には 2000 人を超える来店者があった。</p>	
	<p>(3)讃岐民芸館</p> <p>昭和 40 年(1965 年)に県立の民芸館として開館。香川県で生産された民芸品等を常設展示している。新民芸館、惜々亭(せきせきてい)、瓦館については令和 4 年 1 月にリニューアルオープンし、休憩所の機能も新たに備えている。</p> <p>定休日：無休</p> <p>営業時間：栗林公園の営業時間に準ずる</p>	
	<p>(4)掬月亭</p> <p>江戸初期に建てられた数寄屋造り建築。茶室も備えている。もとは 7 棟の建物が配置されていたが、明治初期に北側の 2 棟(台所・配膳室等)が取り払われたため 5 棟となった。</p> <p>定休日：12 月 30 日、31 日、営業時間：9:00～16:30(受付終了 16:00)</p> <p>料亭二蝶が運営管理している。</p> <p>5 棟のうち、初筵観北棟・初筵観をお茶席として利用し、予約があれば初筵観を食事スペースとしても利用している。結婚式(挙式)の利用・撮影も行っている。結婚式は貸し切りではなく、一般の来亭者も、1 日の利用者数を制限して利用できるようにしている。食事は季節限定の予約制で、料亭二蝶の料理が楽しめる。料理は調理されたものを掬月亭に持ち込み、管理棟内の機器で温めなおす等して提供している。建物内に汲取り式のトイレがあるが、匂いやメンテナンスの問題で利用していない。建物の構造上入口に段差があるため、車椅子での利用は難しい。</p>	

議 事 録

	<p>コロナ前 2019 年の利用数を見ると、他の施設と同様にライトアップの時期の 11 月で 7932 人と最多を数える。比較的用户者の少ない 9 月でも 4309 人が利用しており、園内でも特に利用者の多い施設といえる。</p>	
	<p>(5)日暮亭 明治 31 年(1898 年)に建築。茅葺草庵型の石州流の茶室 公開日・時間：土・日曜日、祝日限定で休憩所として開放、10:00～16:00 4 畳半の 2 部屋で、料亭二蝶が軽食を提供している。茶室部(3 畳間と 2 畳間)は見学のみの利用。食事は調理された状態で日暮亭に運び、必要に応じて内部の IH 機器で温めて提供している。また、建物内部にある冷蔵庫・冷凍庫を利用して軽食を提供している。園内の梅を使ったジュースがある。トイレは建物内ではなく、外部のトイレを利用している。 冬季の寒さ対策としてホットカーペットを利用している。 春と秋のライトアップシーズンに利用者数が顕著に伸びる傾向があり、2019 年度 11 月の利用者数は 1572 人と同年度 8 月の 370 人と比較して約 4 倍となっている。</p>	
	<p>(6)旧日暮亭 江戸時代初期の入母屋茅葺屋根の大名茶室。3 畳の土間・3 畳の畳がある。公開日・時間：土・日曜日・祝日、9:00～16:30 公開範囲は庭部まで。 南湖東端の吹上げの水流西側に延享(えんきょう)年間(1744 年～1747 年)までにあった考槃亭が建物の起源。</p>	
	<p>(7)吹上亭 民間経営茶屋 定休日：無休、営業時間：8:30～17:00 食事とお土産の販売 ライトアップ期間中の夜間、懐石の提供有 お座敷席のある建物もある(写真：吹上亭 2)</p>	
	<p>(8)小松亭 営業日：土日営業 民間経営茶屋、吹上亭と同経営 食事とお土産の販売</p>	
	<p>(9)臯月亭 民間経営茶屋 定休日：無休、営業時間：9:00～17:00 ※季節や天候により変動あり 食事とお土産の販売</p>	
	<p>(10)花園亭・泛花亭 民間経営茶屋、定休日：無休 8:00～18:00(朝粥午前 7:00～午前 10:00)(夜の懐石～午後 21:00)朝粥、昼食、夜の懐石料理の提供(一日一客)。軽食も可。お土産販売。着物レンタル・着付けあり。離れの茶室泛花亭でお茶会等可能</p>	

議 事 録

	<p>(11)栗林庵 香川の特産品やお土産等の販売 年中無休(臨時休業日を除く) 9:00～17:00(1・11・12月)、9:30～17:30(2・10月)、10:00～18:00 (3・4・5・6・7・8・9月) 園に入園しなくても入店可能</p>	
2-3.栗林公園周辺の観光資源調査		
披雲閣年間使用日数について表を加筆： P11～P12		
	<p>②玉藻公園</p> <p>a.概要 高松市玉藻町にあった高松城跡の史跡。近世城郭で海城としては、最初で最大のもの。月見櫓や披雲閣(旧松平家高松別邸)等が、重要文化財に指定されている。披雲閣の使用時間は4月～9月が8:30～18:00。10月～3月が8:30～17:00となっている。</p> <p>b.観光客数の推移</p> <p>c.披雲閣年間使用日数 表-2-5-1 年間使用日数 参照</p> <p>d.考察 玉藻公園には、例年約20万人以上の入込数がある。公園内の披雲閣では、各部屋の貸出を行っている。コロナ前2019年の貸出日数は、大書院・蘇鉄の間・槇の間・松の間は100件を超え、平均すると3日に1回程度活用されている一方で、桐の間・杉の間・藤の間は80件未満となっており、平均すると5日に1回程度の利用となっている。</p> <p>③栗林公園周辺の主要観光地入込状況について</p> <p>a.香川県の主要観光地入込状況 表-2-5-6 香川県の主要観光地入込状況 参照</p> <p>b.考察 香川県の主要観光地で、栗林公園は最多の入込数であることがわかる。また、コロナ渦の2020年度と2021年度には入込数が他の観光地よりも大幅に減少している。</p>	
(2) 栗林公園へのアクセスを含めた調査： P13～P14		
	<p>①園内アンケート調査結果</p> <p>園内でとっているアンケートの中から外国人観光客のデータを抽出し、栗林公園来園時の交通機関と、栗林公園を知るに至った情報源の傾向を分析する。</p> <p>a.年齢別外国人観光客栗林公園来園時の交通機関利用状況</p> <p>b.考察 1 外国人観光客交通機関の利用状況(全年齢)をみると、利用状況が多いものは、公共機関、自転車徒歩、自車の順となる。年齢別に確認すると、</p>	

議 事 録

	<p>大きな差はないが、50代以上においては自転車徒歩の割合が少なくなる。徒歩での来園はいずれの年代も30%以下となっており、約7割の人が何らかの交通機関を用いて来園していることが分かる。なお「自車」に関してはアンケート用紙上では「private car」と表記されており、レンタカーもここに含まれていると考えられる。</p> <p>c.外国人観光客が栗林公園を知った情報源 図 2-5-8 外国人観光客が栗林公園を知った情報源 参照</p> <p>d.考察 2 外国人観光客が栗林公園を知った情報源については、「インターネット」が47%と最も多く、「観光パンフレット」が15%、「人から」が12%となっている。約半数を占めるインターネットは、各種SNSやブログ、ポータルサイト、公式サイトなど多岐を含んでいる。</p>	
(3) 栗林公園周辺の観光資源との連携の可能性調査：P14~P15		
	<p>a.直島の宿泊客の動向 2-6.Educated Traveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査 d.香川県周辺に宿泊した事例で記載するが、直島で宿泊した高付加価値旅行者が、高松市内や栗林公園を訪れる場合が少ないことが推測できる。直島と同じように、高付加価値旅行者の目的地になるような施策が必要</p> <p>b.玉藻公園の利用 2-5.栗林公園周辺の観光資源調査で述べたが、玉藻公園披雲閣は、藩主の御殿としての役割があった建物を再建したものである。下屋敷のあった栗林公園の歴史を鑑みると、玉藻公園披雲閣は親和性の高い施設と考えられる。</p>	
2-6.Educated Traveler・インバウンドの高付加価値旅行者の庭園等に対するニーズ調査		
(1)Educated Traveler・インバウンドの高付加価値旅行者向けにコンテンツの造成・販売を行っている旅行者 2社へのヒアリングの実施結果：P16~P18		
	<p>①国内の庭園や文化財等における体験・滞在例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸城(長崎県)：平戸城での滞在后に、地元の人が行くような場所(昼食)を組み合わせ提案した。 ・羽黒山斎館(山形県)：精進料理を体験。出羽三山の山岳信仰に興味があったため、「本物らしさ」を求めて訪れた。 ・東京ステーションホテル(東京都)：京都の滞在后に控えているため、東京滞在では現代的な空間での懐石を提案した。 ・日本橋(東京都)：プライベートツアー。日本橋の絵巻の複製画を見ながら、現在の街並みとの比較しながら案内。 	

議 事 録

- ・ NIPPONIA 播磨福崎蔵書の館(兵庫県)：県指定重要有形文化財に宿泊。全 7 室のうち、よりプライベート空間を楽しめる部屋に宿泊。地産地消の食事を召し上がる。
- ・ 好古園(兵庫県)：プライベートツアー。人混みを避け、地元を知るガイドがおすすめの日本庭園から眺める姫路城の景色が素晴らしかったと喜ばれた。畳に直に座るのが苦手であったため、椅子での抹茶体験も好評だった。
- ・ 十四春旅館(京都府)：国の有形文化財指定に宿泊。
- ・ 東福寺(京都府)：プライベートツアー。日本庭園の庭師さんによるプライベート対応(その時期の庭仕事の様子を目の前で見て話を聞く)庭師さんにプライベートに対応いただけることに非常に興味を示された。
- ・ 松本丸の内ホテルと松本城(長野県)：国の登録有形文化財(旧第一勧業銀行ビル)での朝食。松本城ではサムライ体験を行う。旅程的に和食疲れのタイミングであり洋食・ホテルの組み合わせが喜ばれた。
- ・ 山形城跡・霞城公園(山形県)：山形の歴史を深く理解したいという要望から訪問。
- ・ 桂離宮(京都府)：日本建築や日本庭園を説明するうえで、桂離宮は話題に出るため結果として提案する機会が多い。
- ・ 高野山別格本山一乗院(和歌山県)：宿坊を体験。布団に寝る等の居心地の悪さも含めて楽しまれた。
- ・ 棚田の宿ささゆり庵(奈良県)：一日一組限定の貸切り宿。山伏体験や座禅体験する。
- ・ 広島城・縮景園(広島県)：城と日本庭園はお客様の関心が高い内容のため、提案することが多い。
- ・ 永平寺親禅の宿柏樹閣(福井県)：ベッドとシャワーが完備されているため、多くの方に提案しやすい。精進料理も選択することができる。
- ・ 妙覚寺貸切り(京都府)：非公開エリアの特別拝観。芸者や相撲など数年前まで貴重とされてきた体験がコモディティ化されるに伴って貸切り等のプライベート体験が求められるようになった印象がある。
- ・ ザ ソウドウ 東山京都(京都府)：敷地内にある「御菓子艸堂」の和菓子懐石コースを、歴史ある日本家屋で味わう。食べ物に関する体験を特別化したものはハイエンドのお客様に選ばれやすい。
- ・ 木曾路の御宿大吉(長野県)：妻籠馬籠や奈良井宿などの町並みは非常に魅力的に映るようで、お客様から問い合わせを受けやすい。特に欧米の方にとっては、自然の中でハイキングでき、かつ伝統的な町を訪れられるコンテンツは価値を感じてもらいやすい。
- ・ おん宿鳶屋(長野県)：和室の伝統的な旅館や民宿に泊まりたいという体験ニーズは高い。
- ・ BYAKU(長野県)：酒蔵をはじめ、合計 4 棟の歴史的建造物を引き継いだ宿。酒蔵の歴史体験に興味を持ったお客様に選んで頂きやすい。

議 事 録

	<p>②国外の庭園や文化財等における体験・滞在例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメヌ・レ・クレイエール(フランス)：荘園貴族の家への宿泊。広大な庭園がある。「貴族の家に泊まれる」として、日本人向けツアーがある。 ・トリアノンパレス(フランス)：城泊ができる。ベルサイユ宮殿や町の散策も含まれる。日本人向けツアーがある。 ・シャトード・メルキュエス(フランス)：13 世紀の城を利用した古城ホテル、ブドウ畑を望むロケーションが特徴的 	
	<p>③栗林公園に期待するコンテンツや滞在・体験サービス、ストーリーに対する自由意見</p> <ul style="list-style-type: none"> a.開館時間外の特別対応 b.船頭体験 c.掬月亭等の建物のメンテナンスに関わる宮大工さんの話を聞きながら作業を体験 d.日本庭園の整備や剪定について学ぶ。 e.高松市内の盆栽園とセットにして一日の工程を提案してみたい。 f.プライベートツアーとして、学芸員の方やオーナーの方から直接お話が聞ければ付加価値のあるツアーになるかと思う。 g.庭園の歴史を紹介する際は、インターネットで調べられるような画一的な案内をすることは避けたほうが良い。 	
	<p>④香川県周辺に宿泊した事例を 10 件ほどヒアリングした結果を下記にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a.目的地について 10 件中 9 件の目的地に直島が含まれている。内 1 件は、直島の泊りたい宿泊地に空きがなかったため、旅行の季節を変更して直島を訪れている。 b.直島までのアクセスについて 9 件中 8 件は、岡山から直島にアクセスしている。内 1 件は、船舶を貸切り直島に移動している。 c.直島と高松(島部以外)双方を訪れる件数について 9 件中 1 件が、直島と高松双方を訪れている。 d.直島訪問後の移動先 9 件中 8 件は直島訪問の後、京都・大阪・広島など四国以外に移動している。内 1 件は、直島からの移動にヘリコプターを利用している。 e.考察 ヒアリングした母数が少数であるため確定的なことはいえないが、栗林公園周辺の観光地のなかで、直島訪問は高付加価値旅行者の中でも多くの要望があることが推測できる。一方、高松や四国へ直島と同時に訪れる件数は少ない。直島訪問の後、主要な観光地である、京都、大阪、広島等へ移動する場合が見受けられた。推測になるが、直島ほどの要望 	

議 事 録

	が高松や四国の観光地でない、もしくは直島ほどの知名度がないことが考えられる。	
	(2) Educated Traveler・インバウンドの高付加価値旅行者に訴求する体験・滞在サービス：P18	
	<p>ヒアリングより得られた情報等から、訴求する体験・滞在サービスに関するキーワードを以下のようにまとめた。</p> <p>①滞在に関するキーワード</p> <p>a.プライベート空間・貸切り</p> <p>b.プライベートツアー・日本庭園の庭師による説明</p> <p>c.人混みを避けた特別な場所・地元の人のみが知る場所・非公開エリアの拝観</p> <p>d.歴史の追体験</p> <p>e.地元ならではの食材、歴史・伝統・習慣を追体験するような食事</p> <p>②宿泊に関するキーワード</p> <p>a.地域・その建物の歴史を感じられる宿</p> <p>b.その建物の歴史を感じられる追体験</p> <p>③ガイド人材に関するキーワード</p> <p>a.スペシャリストによる案内・日本庭園の庭師による説明</p>	
	(3) 栗林公園に期待するコンテンツ等のニーズ整理：P19	
	<p>(2)の結果から栗林公園に期待するコンテンツ等の素案を下記のニーズに分類し記載する。</p> <p>①滞在価値に関するニーズ</p> <p>高付加価値旅行者のニーズを満たすようなものであること</p> <p>a.プライベート空間・貸切り</p> <p>宿泊場所の貸切り、食事空間の貸切り、一般公開との区別、非公開時間での占有</p> <p>b.プライベートツアー・日本庭園の庭師による説明</p> <p>学芸員による庭の解説、職員(庭師)による保守作業の解説</p> <p>c.人混みを避けた特別な場所・地元の人のみが知る場所・非公開エリアの拝観</p> <p>旧日暮亭等の非公開エリアの活用</p> <p>d.歴史の追体験</p> <p>藩政時の栗林公園の使われ方の追体験、掬月亭での宴会。檜御殿での宿泊、旧日暮亭での茶事、玉藻城披雲閣の活用</p> <p>e.地元ならではの食材、歴史・伝統・習慣を追体験するような食事</p> <p>藩政時の食事の再現、地元の食材の活用、地元の郷土料理の活用</p> <p>②宿泊施設について</p> <p>上質かつ地域のストーリーを感じられるようなもの</p> <p>a.地域・その建物の歴史を感じられる宿</p> <p>栗林公園内での藩政時の宿泊の再現、歴史ある建物での宿泊</p>	

議 事 録

	<p>b.その建物の歴史を感じられる追体験 宿泊に至るまでの藩政時の遊びの追体験 ③質の高いサービスを提供するガイド・ホスピタリティ人材 トラベルデザイナーやコンシェルジュなど高付加価値旅行者を地域に送客する人材について</p> <p>a.スペシャリストによる案内 コンシェルジュによる旅の始まりから見送りまでのサポート</p>	
3-2.提供サービス・ストーリー・追体験などのコンテンツの方向性		
②閉園後の貸切り体験：P20		
	<p>a.日没後の園内の貸切り体験 日没後、園内を貸切りできる体験を一つの提供コンテンツとする。</p> <p>b.課題・ライトアップについて 日没後の園内の様子を 2024 年 1 月 22 日 20:00(天候：雨、気温 5°C)に撮影した様子は、下記写真のとおり。肉眼での再現に近づけるため一部写真を加工しているが、夜間はライトアップによる演出が必要と思われた。桜や紅葉した樹木を照らしている春・秋のライトアップほど大掛かりなものは必要ないが、ソーラーバッテリーで稼働する簡易な照明(ランタン・行燈等)を園路や島に配置する。また、夜間になると自動販売機等の灯りが特に目立ってしまうため、演出上の配慮が必要と考えられる。</p>	
③夜の舟遊びと夕食：P21		
	<p>a.舟遊び 閉園した日没後、和舟に乗って舟着き場から南湖を周遊する体験を提供する。</p> <p>b.雨天対策と舟着き場 雨天対応のため、舟には雨除け屋根を設置する。なお、舟に雨除けの屋根を設置する場合は、迎春橋をくぐることができなくなることが予測される。このため、舟着き場を迎春橋西側にある舟着き場にする。</p> <p>c.栖霞亭(さいかてい)と脩然臺(しゅうぜんだい)への登山路の復元 舟の準備ができるまでの待合場所として、四阿である栖霞亭とその園路にあたる脩然臺への登山路の復元ができた場合は利用できる。なお、脩然臺への登山路の復元については、平成 15 年 5 月に香川県は特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画に整備計画として記載されている。</p> <p>d.月の満ち欠けに伴う時間帯設定 月の満ち欠け・月の位置に合わせて舟遊びの時間帯を設定する。</p> <p>e.掬月亭の入口と食事 和舟の目的地を掬月亭とする。四方面の掬月亭の特長を活かし、五葉松近辺に舟を着け、普段立ち入りができない掬月の間北側の庭の飛び石を利用し室内に入る。饗宴の場として使われていた史実に基づき、掬月亭一の間・二の間を使い、夕食とする。</p>	
(4)夕食：P22~P24		

議 事 録

①穆公御茶事記について

高松藩主の茶会記「穆公御茶事記」には 1766 年から 1779 年まで行われた茶会記の記録が収録されている。「穆公」とは、名君と言われた 5 代藩主松平頼恭(1711-1771)のことである。穆公御茶事記には、頼恭の茶会について詳細に記録が行われており、後半一部では、頼恭の子である 6 代藩主松平頼真(1743-1780)の茶会記も収録されている。穆公御茶事記に記された事項を夕食の参考要素の一つと考える。

②夕食メニューについて

a.穆公御茶事記に記載されているメニュー・食材について

松平頼恭は、寛保元年(1741 年)連年凶作が続いたことから儉約令を出した。頼恭の藩政時には、相次ぐ天災地変にさいなまれ、財政は幾度か危機に瀕しながらも民生安定、殖産事業などに積極的な施策を進めた。そのような視点から、「穆公御茶事記」を読み解くと、懐石についても、麦飯という記述(下巻初項)がみられるなど庶民的な食材を用いたものが見られる。また、一方で鮎、なまこ、鯛、蛤、飯蛸、鱈、鱈のカラスミ等近隣で採れていたであろう食材の傾向が伺える。これら、「穆公御茶事記」に記載されている食材を積極的に活用したメニューをその茶事記の歴史と共に提供する。図 3-2-5 穆公御茶事記

b.献上品について

高松藩の献上品として、鯛・鱈、海鼠等が塩漬け等で加工され贈られていた記録が残っている。これらの食材は、前述したとおりであるが『穆公御茶事記』にも記載があり、藩政時にも近海で取れていたであろうことが分かる。献上品になっていた食材をその歴史や加工方法等と共に提供する。

c.いただきさん文化について

ア.いただきさんについて

高松市内では、「いただきさん」と呼ばれる行商人が、市場で仕入れた鮮魚を自転車で販売する姿が見られる。

イ.宿泊者が食材を選ぶ

いただきさんが魚を仕入れる高松中央卸売市場に近い玉藻城等もしくは栗林公園内で、宿泊者が待機中にいただきさんに来てもらい、夕食の食材を選んでもらう事を一つの体験イベントとして提案する。

ウ.演出

食材を選んでもらうイベント時には、藩主への献上品を運び込むような演出を行い宿泊者に楽しんでもらう。

エ.その他

いただきさんより大掛かりな準備が必要だが、地引網漁等を行っている場所で、採れたての魚を選んでもらう事も類似のイベントとできる。

d.ハラール、ベジタリアン、ヴィーガンメニュー等について

議 事 録

	<p>宿泊客の様々なバックグラウンドに合わせるために、前述した食材の中でも、ハラール、ベジタリアン、ビーガン等に対応できるメニューを用意する。料理によっては、食材の選定だけではなく、製造工程や食品添加物についても注意が必要である。</p> <p>e.現代の郷土料理について 現代の香川の郷土料理について、タイの浜焼き・イカナゴ醤油・白味噌等様々な物がある。</p>	
⑦ 掬月亭の空調設備について：P25~P26		
	<p>a.空調の必要性について 3-2(3)貸切り体験a 宿泊施設の貸切り体験④掬月亭でも述べたが、掬月亭は、茶室として造られている建物であるがゆえに、建物の断熱性は現代の建物と比べて性能が高くない。そのため夏・冬期での利用時に空調施設が必要となる。しかし、現状の建物の文化的価値を損なわずにこれらを改修することは非常に難しい。</p> <p>b.仮設空調について ア.種類について 夏季の仮設空調機器には、スポットクーラー等が考えられる。冬期では火災の心配が少ないオイルヒーター等が考えられる。 イ.冷房能力について スポットクーラーの能力は、kwで部屋の広さに対応した能力が表示される。掬月の一の間(10 畳)二の間(12 畳)の広さである。必ずしも部屋全体を均一に冷房させる必要はないが、2.5kw(8 畳)以上のものを複数台配置することも考えられる。 ウ.仮設空調の懸念事項について スポットクーラーの選定にあたって、騒音の大きさには十分に配慮が必要となる。 エ.価格について 能力によるが、2.5kw程度のもので10万円前後となる。</p> <p>c.類似施設の設備事情について ア.披雲閣 披雲閣では、常設の空調設備は設置していない。夏は、イベントの主催者が仮設のスポットクーラー等を持ち込んで運用している。その他窓を開け放し、薄着、扇風機等に対応している。 イ.島原城天守閣 島原城天守閣では、展示されている刀剣や鎧を湿気から守るための措置としてスポットクーラーが設置されている。これは、島原城跡が県指定史跡で景観を損なう室外機を外部に設置できないことから代替策として導入されている。</p>	
⑧ 調理設備についての課題：P26~P28		
	<p>a.掬月亭・日暮亭の既存設備について</p>	

議 事 録

掬月亭で夕食を提供する場合、掬月亭管理棟にある既設の設備で本格的な調理を行い提供することはできない。掬月亭管理棟内にある既存設備は、軽食の用意や、運び込んだ料理の温めなおし程度で使用されている。日暮亭の設備も、掬月亭と同様の使われ方をしている。料亭からお弁当形式で料理を運び、あたためなおし程度で設備を利用している。これらの既存設備で、本格的な調理を行う料理の提供はできない。

b. ガーデンカフェ栗林の既存設備について

ガーデンカフェ栗林の厨房では、ガーデンカフェの営業と、北館レセプション等のイベントでの料理提供に対応している。しかし、大人数の料理提供に対応するための空間的な余裕が現状で不足傾向にある。そのため、北館のパントリーに可動式の温蔵庫・冷蔵庫を導入し、お皿の保管場所を机の下に隠す等の工夫を行い運営している。

c. 新たな調理場の設置について

上記のとおり、現在園内にはガーデンカフェ栗林にしか本格的な調理場がない。しかし、当該設備の使用状況から、ガーデンカフェ栗林の調理場を利用してあらたに料理提供することは難しい。そのため仮に、新たな調理場の設置を検討した場合、北館パントリー部分を改修・さらに一部増築し、公園内での食事提供のための調理拠点として整備する方法も考えられる。

d. IH 調理器の選定について

仮に新たに調理場を設置したとして、文化財保護や公園の管理の観点から、各種協議が必要であるが、ガス機器の使用は難しい。提供する料理の種類・方法によるが適切な IH 調理器の選定が必要となる。

e. キッチンカーについて

ア. キッチンカーの利用のメリット

調理場の改修・増築を行う場合は、当然のことながら、名勝としての栗林公園がどのように保存・活用されていくのかという事と、本事業の建物の活用(改修・増築)が矛盾しない前提で考えなければならない。そのため、文化財を保護する観点から、より簡易な施設で対応する場合は、キッチンカーを宿泊の都度、用意して対応する方法も考えられる。

イ. キッチンカーの仕様

キッチンカーは、軽トラックを改良したものから、4t トラックやバスを改良したものでさまざまな大きさがある。内部の設備についても、軽食を用意できる程度のものから、本格的な調理に対応した 2 層シンクやガスを利用できるもの等様々なタイプが存在する。

ウ. ガスの仕様について

高松市都市公園条例第 5 条(行為の禁止)(8)で指定された場所以外で火気を使用することは制限されているが、キッチンカーについては、過去に園内で運用した経験もあり、防火対策等を行い、もしくは火災の危険が

議 事 録

	<p>ないと判断できる対策を行ったものについては、条例の制限の範囲外とされる場合がある。</p> <p>エ.キッチンカーの料金</p> <p>参考価格として記載する。2tトラックを改装したもので、内部設備が3層シンク、2口ガスコンロ程度のものが380万(税別・諸経費別)で販売されている。オ.類似施設(大洲城)での利用状況</p> <p>大洲城で提供される食事は、城下にある NIPPONIA HOTEL 大洲下町 レストラン「LEUN」にて仕込みが行われ、最終工程である火入れ・盛付をお城に横付けしたキッチンカーで行っている。なお、キッチンカーについては、キタ・マネジメントが所有し、キャッスルステイのたびに運営会社にレンタルしている。</p> <p>f.類似施設(披雲閣)の設備事情について</p> <p>披雲閣に調理場という部屋はあるが、現在は使用していない。披雲閣の利用者が食事を提供したい場合は、外部の料亭やホテルから運び入れている。運搬車両は披雲閣近くまでアクセスすることができる。温めなおしが必要な場合は IH 調理機器等を適宜使用している。</p>	
⑩トイレ設備についての課題：P28~P29		
	<p>a.現状のトイレ設備と利用状況</p> <p>3-2(3)貸切り体験a 宿泊施設の貸切り体験④掬月亭でも述べたが、掬月亭の現状のトイレは、汲み取り式のため臭気等の問題があり利用されていない。</p> <p>b.トイレの改修について</p> <p>3-2(3)貸切り体験a 宿泊施設の貸切り体験④掬月亭でも述べたが、現状の建物の文化的価値を損なわずにこれらを改修することは非常に難しい。</p> <p>c.トイレカーについて</p> <p>ア.トイレカー利用のメリット</p> <p>トイレの改修・増築を行う場合は、当然のことながら、名勝としての栗林公園がどのように保存・活用されていくのかということと、本事業の建物の活用(改修・増築)が矛盾しない前提で考えなければならない。そのため、文化財を保護する観点から、より簡易な施設で対応する場合は、トイレカーを都度用意して対応する方法も考えられる。</p> <p>イ.類似施設(大洲城)でのトイレカー利用状況について</p> <p>大洲市が日本三大鶴飼の一つ「大洲のうかい」事業での活用を見据えて導入したトイレカーを、大洲城キャッスルステイで運用している。</p> <p>ウ.トイレカーの参考価格について</p> <p>上記大洲市が、H26 年度に整備費用として支出している参考価格であるが、2tトラックを改装した仕様で約 900 万程度、軽トラックを改装した仕様で約 300 万程度となっている。現状ではこれ以上の費用になる事が予測できる。</p>	

議 事 録

<p>(6)その他の体験 ⑤能楽・鼓太鼓や三味線等の演奏：P30</p> <p>⑥庭園の講義とプライベートツアー：P30~P31</p> <p>⑨普段立ち入れない島の見学：P32 ⑩鴨場の見学と体験：P33</p>	
<p>⑤能楽・鼓太鼓や三味線等の演奏</p> <p>a.舞台</p> <p>1-4.歴史的資源の調査でも述べたとおりであるが、栗林公園内で能が行われていた記録が多数ある。しかし、どこで行われていたかは明確な記録はない。本事業で能を行う場合は、想定する舞台を掬月亭と商工奨励館とする。掬月亭の場合は、舞台を掬月二の間(南湖側)とし、宿泊客は掬月一の間(床の間の前)に座り鑑賞する。</p> <p>商工奨励館の場合は、北庭広場に仮設の舞台を用意し、薪能とする。同様の場所で、鼓太鼓や三味線等の演奏も行える。</p> <p>b.課題等</p> <p>掬月亭で能を行う場合は、畳床を一時的に板床に交換する。また、演奏者や地謡(じうたい)の場所や橋掛かりの代替手段等に演者側の工夫が必要になる。商工奨励館で能を行う場合も、上記の工夫に加え、仮設の舞台が必要となり大掛かりな準備が必要となる。図 3-2-9 掬月亭一の間・二の間平面図出典：特別名勝栗林公園掬月亭保存修理工事報告書</p> <p>⑥庭園の講義とプライベートツアー</p> <p>a.栗林公園についてプライベート講義</p> <p>栗林公園古図(レプリカ)を畳の上に広げ、公園の成り立ちや見どころをプライベートの講義形式で説明する。かつて藩主も古図を使い説明を受けたであろうことを想定し、その場面を再現する。また、古図と現代を比較し、栗林公園の歴史・変遷をわかりやすく説明する。</p> <p>b.日本庭園の歴史から栗林公園の特長を捉える講義</p> <p>更に、詳細な説明となるが、日本庭園の歴史から大名庭園である栗林公園の特長を捉える講義を行う。例えば、栗林公園内の蓬菜島・仙磯(せんぎ)等の岩の意味や特徴と他の庭園での使われ方の比較、他の庭での曲水の例と栗林公園での曲水の例。小普陀(しょうふだ)等での石の使われ方と枯山水庭園の関係、茶室までの露地庭や州浜等が歴史上どのように発展し、更に他の庭でどのように使われているか栗林公園と比較しながら学ぶ。また、日本庭園の歴史の説明に伴い、同時に日本建築の特長と発展(数寄屋・書院・茶室)の歴史にも触れ、栗林公園内の建物の特長を説明する。</p> <p>以下講義の参考例を示す(栗林公園(大名庭園)の特長を捉えるため、各時代の庭の特徴を例と共にとらえる)</p> <p>ア.飛鳥時代の庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平城京左京三条二坊宮城庭園 ・S字の池泉 ・曲水の説明 	

議 事 録

<p>イ.奈良時代の庭</p> <ul style="list-style-type: none">・平城京跡東院庭園・蓬萊島の説明・曲線の池泉・州浜や石の配置の特長 <p>ウ.平安時代の庭</p> <ul style="list-style-type: none">・寝殿造りの庭・建物の特長・作庭記・浄土式庭園の誕生 <p>エ.鎌倉時代の庭</p> <ul style="list-style-type: none">・書院造りの庭・建物の特長・座視の庭の誕生・龍門瀑(水落石・観音石・鯉魚石)の誕生・夢想国師・枯山水庭園の誕生 <p>オ.室町時代</p> <ul style="list-style-type: none">・大徳寺大仙院の龍門瀑や舟石に見る枯山水の特長・龍安寺・発展する枯山水庭園 <p>カ.桃山時代</p> <ul style="list-style-type: none">・茶室の発展と露地の誕生・茶室・数寄屋建築の特徴 <p>キ.江戸時代</p> <ul style="list-style-type: none">・大名庭園の誕生・ア～カまでの歴史が詰まった栗林公園の説明・栗林公園の変遷 <p>ク.海外の庭との比較</p> <ul style="list-style-type: none">・フランス式庭園との違い <p>⑦藩の歴史</p> <p>松平藩の歴史を庭の歴史と同時に紹介する。</p> <p>⑧衆鱗図等の秘宝の見学</p> <p>衆鱗図は、5代藩主松平頼恭によってつくられた図譜。</p> <p>⑨普段立ち入れない島の見学</p> <p>瑤島(ようとう)、天女嶋(てんにょとう)等普段立ち入れない島の見学を行う。</p> <p>⑩鷹狩りの再現</p> <p>史実に基づき、鷹狩りの擬似体験となるような、フライトショーを行う。</p> <p>⑪鴨場の見学と体験</p> <p>a.鴨猟の疑似体験と餌付け体験</p>	
---	--

議 事 録

	<p>鴨場を実際に使用し、鴨引堀に集まった鴨を覗き穴から確認しつつ餌付けを行う。叉手網(さであみ)を使用し、鴨猟の疑似体験を行う。</p> <p>b.課題</p> <p>現状では、北湖の瞰鴨閣(かんおうかく)の四阿から人が顔を出すと、鴨は警戒心が強くかなり距離が離れていても遠ざかっていく。鴨場付近でも同様であるから、鴨猟の疑似体験や餌付け体験を行うまでに、普段から野生の鴨を鴨引堀に引き寄せて餌付けする習慣が必要となる</p> <p>⑫詩・俳句を詠み書にする</p> <p>⑬四季折々の見処見学</p> <p>花菖蒲園、蓮、朝霧</p> <p>⑭武道・剣道・鉄砲・試切り・流鏑馬・鷹狩り等の見学・体験</p> <p>講武樹での実演</p>	
3-3.他の観光施設との比較		
大洲城の夕食について：P34 丸亀城での夕食について：P35		
	<p>(8)夕食</p> <p>④大洲城</p> <p>藩主が食したであろう地元の食材を使い現代の技法を加えて表現した献立で提供される。</p> <p>食材には愛媛県産あかね和牛をはじめとした地元の旬のもの、飲み物は大洲藩領地内にある 4 つの異なる酒蔵で作られた地酒を用意。うつわは、加藤家が藩財政の再建のため作らせた磯辺焼の陶磁器が使用される。</p> <p>食事は大洲城ふもとにある NIPPONIAHOTEL 大洲下町レストラン「LEUN」にて仕込みが行われ最終工程である火入れ・盛付をお城に横付けしたキッチンカーで行っている。なお、キッチンカーについては、キタ・マネジメントが所有し、キャスルスステイのたびに運営会社にレンタルしている。</p> <p>⑤平戸城</p> <p>平戸産の食材を使ったフレンチディナー・創作料理が提供される。料理は懐柔櫓内のキッチンで用意される。</p> <p>⑥丸亀城</p> <p>延寿閣別館にて、京極家の家紋が入ったお膳で地元の食材を使った料理が提供される。延寿閣別館に小さな厨房施設はあるが、料理は別の拠点で調理を行う。温めなおし程度で別館内の厨房施設を利用することが想定されている。(2024年1月24日時点情報)なお、別館内の厨房施設はIH機器を設置している。</p> <p>(9)宿泊</p> <p>④大洲城</p>	

議 事 録

	<p>天守一階に宿泊。畳床に布団を敷いて宿泊する。空調施設がないため、宿泊できる期間を春と秋30日程度に限定している。天守にトイレがないため、トイレカーを手配している。</p> <p>⑤平戸城 懐柔櫓の客室1階は、ダイニング・リビングルーム、2階の寝室にダブルサイズのベッドが2つ用意されている。浴室・トイレ設備も懐柔櫓内に設置されている。3面ガラス張りのバスルームからは、平戸島の海を見渡すことができる。宿泊は1組5名まで可能で1階の和室に布団を敷くこともできる。</p> <p>⑥丸亀城 延寿閣別館を貸切り宿泊できる。延寿閣別館については、老朽化した建物の耐震改修や宿泊機能の更新を実施済み。</p> <p>⑦仁和寺(松本庵) 松本庵を貸切り宿泊ができる。</p>	
3-4.他の文化財滞在との差別化：P36		
	<p>(1)広大な庭全体と複数の施設を活用した体験 栗林公園全体を利用し、場所ごとの歴史・特徴を活かした体験を行う。その例については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檜御殿等で滞在・宿泊 ・南湖で舟遊び ・掬月亭で夕食・華道体験・能楽 ・旧日暮亭でお茶と北湖で舟遊び ・鴨場で鴨猟体験 ・商工奨励館で能楽 ・花菖蒲園 ・講武榭での武道等 <p>(2)近隣の観光施設・資源の積極的な活用 玉藻城披雲閣を利用し、披雲閣と栗林公園の関係性のある歴史を利用した体験。以下その例。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御殿である披雲閣から始まる旅 ・披雲閣で和装体験 ・「いただきさん」による献上品のような夕食材の選定 <p>現段階では、一泊の想定で近隣観光施設・資源を想定しているが、連泊が見込める場合は、仏生山等範囲を広げて活用する。</p> <p>(3)市民も楽しめる体験 玉藻城披雲閣から徒歩で40分程度の距離にある栗林公園まで、馬・籠・人力車等で金毘羅街道(商店街)を使って移動する。その際には、移動している姿を市民も楽しめる体験にする。</p>	

議 事 録

	4-2. 復元や現存する建築物の改修、活用に関する実現可能性の調査 (FS 調査)	
	建築基準法の適用除外について：P37~P38	
	<p>③建築基準法第 3 条適用除外について</p> <p>参考資料として以下に、建築基準法第 3 条(建築基準法適用除外)の本文とその考え方について記載する。</p> <p>a.建築基準法第 3 条の 1 項 1 号(抜粋)</p> <p>文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物</p> <p>b.建築基準法第 3 条の 1 項 2 号(抜粋)</p> <p>旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第 43 号)の規定により重要美術品等として認定された建築物</p> <p>c.建築基準法第 3 条の 1 項 3 号(抜粋)</p> <p>文化財保護法第百八十二条第二項の条例、その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という)であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの</p> <p>d.建築基準法第 3 条の 1 項 4 号(抜粋)</p> <p>第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの</p> <p>e.建築基準法第 3 条の 1 項 1 号・2 号及び 3 号・4 号の違い</p> <p>建築基準法第 3 条の 1 項 1 号・2 号については、自動的に建築基準法を適用除外とできる。自動的というのは、許可等がなくても建築基準法の適用は受けない。これは、国宝や重要文化財等を想定している。建築基準法第 3 条の 1 項 3 号・4 号は、自治体が指定する文化財や地域において歴史的価値のある建築物を想定とした規定である。これらの建築物は、条例等により現状変更の規制及び保存のための措置を講じられたものを想定している。具体的には、安全性の確保等について建築審査会の同意を得ることで、建築基準法の適用除外が可能となる。建築審査会の同意が必要という点が建築基準法第 3 条の 1 項 1 号・2 号と異なる。また、建築審査会の同意は、基本的に建築物ごと行うが、自治体において予め包括的な同意基準(条例)を定めることで建築審査会の個別の同意を不要とすることも可能となっている。</p> <p>④建築基準法 3 条適用除外申請例</p> <p>高松市内で建築基準法 3 条適用除外を申請した建物に玉藻公園桜御門がある。以下玉藻公園桜御門に関する諸情報を記載する。</p> <p>a.建物名</p>	

議 事 録

	<p>桜御門</p> <p>b.建築基準法適用除外に至るまでの経緯</p> <p>戦時中に焼失した桜御門については、まず建築基準法 3 条の 1 項 3 号に記載されている「その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(保存建築物)」に該当するように、「歴史的建築物の保全及び活用に関する基準」に係る条例を定め保存建築物に該当するように調整しようとした。しかし、関係機関等との協議の結果、存在しない建物に「歴史的建築物の保全及び活用に関する基準」条例を適用することは難しいとの見解を受け「歴史的建築物の保全及び活用に関する基準」条例の制定は断念した。別の方法として、焼失する直前に国宝に指定されることが内定していた事実を踏まえ、高松市文化財保護審議会において、「高松城桜御門については、高松市指定文化財と同等以上の価値があったと認めることが適当である」との答申を得て、建築基準法 3 条の 1 項 3 号の「文化財保護法第 182 条第 2 項の条例(高松市文化財保護条例)」で定められた保存建築物とすることの了承を得た。その後、高松市建築審査会において建築基準法 3 条の 1 項 3 号を準用した保存建築物と指定することの同意を得た。保存建築物となったことで、建築基準法 3 条の 1 項 4 号に記載されている「保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの」の同意を得ることで建築基準法の適用除外を受けた。</p> <p>c.文化財保護法 182 条第 2 項(抜粋)</p> <p>地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。</p> <p>d.条例</p> <p>高松市文化財保護条例</p> <p>e.建築基準法除外申請許可が必要である理由</p> <ul style="list-style-type: none">・構造強度が適合しない・排煙に有効な開口部が不足する・無窓居室のため耐火建築物にしなければならない・内装制限に適合しない居室がある <p>※史跡高松城跡(桜御門復元整備工事)2023 年 3 月高松市・高松市教育委員会より引用</p> <p>⑤本事業における建築基準法 3 条適用除外について</p>	
--	--	--

議 事 録

	<p>桜御門の建築基準法適用除外に至るまでの経緯は、d-②で述べたとおりであるが、本事業において復元的整備を行う建築物について、建築基準法3条適用除外を行う事は難しい。</p>	
旅館業法・保健所について:P39~P40		
	<p>(8)旅館業法・保健所</p> <p>①窓口 高松市保健所生活衛生課環境衛生係</p> <p>②旅館業営業許可の区分</p> <p>a.旅館・ホテル営業 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p> <p>b.簡易宿所営業 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。一棟貸切りの場合、旅館・ホテル営業より要件が厳しくない簡易宿所営業を取得する場合がある。なお、大洲城については、愛媛県南予地方八幡浜市局の保健所より、天守・お風呂・トイレ等が簡易宿所営業として登録されている。</p> <p>c.下宿営業 施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。</p> <p>③簡易宿所営業に必要な設備・条件例について</p> <p>a.客室の延べ面積 3.3 m²×宿泊者の数(根拠法令:旅館業法施工令 1-2-(1))</p> <p>b.洗面所 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること(根拠法令:旅館業法施工令 1-2-(5))</p> <p>c.便所 適当な数の便所を有すること(根拠法令:旅館業法施工令 1-2-(6))</p> <p>d.浴室 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴施設を有すること。</p> <p>e.その他 簡易宿所営業については、旅館業法施工令における構造設備基準において、玄関帳場その他これに類する設備に関する規定を設けていない。</p> <p>④食品衛生法に基づく営業許可・届出 提供する料理や調理方法によって保健所との調整、基準に沿った機器の導入が必要となる。</p>	

議 事 録

	<p>(9)住宅宿泊事業法(民泊)について</p> <p>①住宅の定義(住宅宿泊事業法第2条1項2)</p> <p>現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後、新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。</p> <p>②住宅宿泊事業の定義(住宅宿泊事業法第2条3項)</p> <p>この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。</p> <p>③考察</p> <p>対象となる建物が、「住宅」であって「住宅に人を宿泊させる」ことを目的として定められている法律であるため、当事業とは馴染まない。</p> <p>(10)技法・用材・費用等の検討</p> <p>①技法・用法</p> <p>2-4.歴史的資源の調査(3)歴史建物概要調査の構造・規模・形式に基づく。</p> <p>②費用</p> <p>別紙記載</p> <p>(11)インフラ整備における課題点</p> <p>①上下水道設備</p> <p>a.設備設置に伴う掘削</p> <p>名勝で指定地内の現状を変更する場合は、着工前に現状変更申請を行い、許可を受ける必要がある。</p>	
	<p>●ここまででご質問、ご意見はありませんか。ないようですので、続いて議題(2)の説明をします。</p>	<p>事務局 大平 和彦</p>
<p>(2)</p>	<p>レガシー形成案の策定</p>	<p>(説明) 事務局 大平 和彦</p>
<p>5.レガシー形成案の策定(プロセス4)：P41~P44</p>		
	<p>5-1.事業の全体構成の策定</p> <p>(1)事業のコンセプト</p> <p>栗林公園において、宿泊や飲食、歴史の追体験を伴う滞在型コンテンツを作成するうえで、既存の利用形態とは異なる新たな高付加価値コンテンツを提供する。そのために本事業のコンセプトを「栗林公園とその周辺資源を活用した歴代藩主の遊びの追体験と特別な文化体験」とする。</p>	

議 事 録

(2)ストーリーの策定

藩主になり遊びを追体験する。旅の始まりを高松城とし、高松城披雲閣から移動し栗林公園に入園する。閉園後の園内で、舟遊びや掬月亭を貸切った夕食を行い、さらに能の鑑賞等、当時の藩主の遊びを追体験する。その後、下屋敷である檜御殿等で宿泊する。朝になった開園後も、普段非公開の旧日暮亭でお茶席を行う、北湖で舟遊びをする等の特別な追体験をする。

(3)コンテンツの策定

藩主になり遊びを追体験するコンテンツ例を時系列に沿って並べる。

- ①コンシェルジュによる旅の手配：コンシェルジュが旅のプランニングから滞在、ガイド、見送りまでをサポートする。
 - ②高松城入城：藩主の御殿である披雲閣で和装に着替え城内を散策する。
 - ③栗林公園まで移動：馬・籠・人力車等を使い金毘羅街道を移動、馬・籠・人力車等を用いた市内の移動が難しい場合は、栗林公園の入口から滞在場所まで馬・籠・人力車等を用いた移動を行う。
 - ④栗林公園入園：北門から入園、下屋敷である檜御殿等に一時待機。藩主としてより栗林公園を楽しんでいただくために古図を使った特別講義等実施
 - ⑤閉園後の園内散策と舟遊び：ライトアップした園路や南湖を周遊。舟で掬月亭を目指す。
 - ⑥掬月亭で夕食：藩主の食事を追体験。
 - ⑦能の鑑賞：掬月の間や商工奨励館を利用し、能の鑑賞。
 - ⑧檜御殿等で就寝：下屋敷である檜御殿等で入浴・就寝、檜御殿での宿泊が難しい場合は、商工奨励館の改修・掬月亭の復元・日暮亭の改修等を行う。宿泊施設の設定を檜御殿(復元的整備)、日暮亭(改修活用)
 - ⑨日暮亭等で朝食：藩主の食事を追体験
 - ⑩開園後の庭の散策：四季折々の庭の見所を散策、花菖蒲園や蓮、朝霧、花、鳥等、普段立ち入れない島の見学、講義で紹介した箇所等を散策
 - ⑪鴨場の見学と体験
 - ⑫旧日暮亭を使ったお茶席(茶道体験)：西湖の舟遊びを含める。講義で紹介した露地庭・腰掛待合・茶室建築等も楽しんでもらう。
 - ⑬詩・俳句の体験
 - ⑭武道・剣道・鉄砲・鷹狩り等の見学・体験
- その他特別な文化体験は以下のとおり
- ⑮華道体験：掬月亭に宿泊客が活けた花を一般客にも楽しんでもらう。
 - ⑯松の剪定体験：職員の講義を受けながら剪定を体験

議 事 録

⑰工芸体験：陶芸や織物など高松ゆかりの工芸を体験。

⑱鼓太鼓や三味線等の鑑賞

(4)整備方針

特別名勝としての栗林公園が今後どのように保存・活用されていくのかという事(保存活用計画・整備基本計画の策定)と、本事業の活用方針が矛盾しないことが大前提となる。その上で、「栗林公園とその周辺施設を活用した藩主の遊びの追体験と特別な文化体験」を行える園内の整備を行う事を整備方針とする。

5-2.課題の整理

(1)復元に向けた課題

①文化庁等関連する省庁への協議

3-2.復元や現存する建築物の改修、活用に関する実現可能性の調査(FS調査)で述べたとおりである。

a.文化庁と協議

本事業が特別名勝としての栗林公園の保存・活用と矛盾しないか事前協議。

b.保存活用計画・整備基本計画の策定

①について委員会を設置し文化庁と協議今後どのように栗林公園を保存し活用していくか、指針を示す。

c.発掘調査

復元等に向けた資料調査。

d.基本設計

e.実施設計

f.現状変更許可申請

g.施工

h.その他、インフラ整備等における課題のクリア

上下水道などの設置時に掘削等の協議

②建築基準法関連

a.特別用途制限地域

条例適用除外のための特例許可の取得

b.建築基準法を遵守した設計

基本設計・実施設計時に文化庁・建築指導課と協議。どのように建築基準法を遵守しながら復元等を行うか課題の整理と方法の検討。

③条例のクリア：景観条例・風致条例等

④消防法：適切な消防設備を設置

⑤旅館業法の登録・保健所の営業許可：営業に必要な設備等の設置

議 事 録

	<p>(2)事業化に向けたスケジュール案</p> <p>①参考例</p> <p>※期間は、概算期間を年単位として記載する。</p> <p>a.丸亀城泊事業について</p> <p>ア.保存活用計画・整備基本計画の策定…2年 イ.基本設計・実施設計…1年 ウ.施工…1年</p> <p>※丸亀城泊事業は既存宿泊施設を改修した参考例。</p> <p>b.桜御門復元整備工事</p> <p>ア.高松城桜御門基本構想・基本計画策定業務策定…2年(改定を含む) イ.発掘調査…数年にわたり実施 ウ.基本設計…2年 エ.実施設計…1年 オ.施工…4年</p> <p>②本事業</p> <p>a.檜御殿復元・掬月亭復元を想定した場合</p> <p>ア.保存活用計画・整備基本計画の策定…2年(令和6～7年度) イ.発掘調査…1年(令和8年度) ウ.基本設計…2年(令和9～10年度) エ.実施設計…1年(令和11年度) オ.施工…2年(令和13年度)</p> <p>b.日暮亭・商工奨励館改修を想定した場合</p> <p>ア.保存活用計画・整備基本計画の策定…2年(令和6～7年度) イ.基本設計…1年(令和8年度) ウ.実施設計 エ.施工</p> <p>(3)概算予算について別紙記載</p>	
	<p>・ p21、c.栖霞亭(さいかてい)と脩然臺(しゅうぜんだい)と読み仮名があるが、栗林公園では「せいかてい」と「しゅうねんだい」と呼んでいます。呼び方についてははっきりしないこともあります。もう一度確認をお願いします。</p>	<p>宮崎委員</p>
	<p>→承知しました。</p>	<p>事務局 大平 和彦</p>
	<p>・ p43 の事業化に向けたスケジュール案の具体的な事例と今回の復元等を想定した場合のスケジュール案も事業の成果物に記載するという理解でよろしいですか。</p>	<p>渡邊委員</p>
	<p>→このまま記載をしようと考えているところです。</p>	<p>事務局 大平 和彦</p>
	<p>・わかりました。その際に他事例を踏まえて、本事業の年数を入れていますが、保存活用計画と整備基本計画は一本ではなく、別立てになります</p>	<p>渡邊委員</p>

議 事 録

	<p>すので、例えば高松城の場合は保存活用計画の策定に 3 年かかっております。それにプラス整備計画ということになるので、おそらく 5 年ぐらい見込むべきだと思いますので、修正を検討いただければと思います。</p>	
	<p>→承知しました。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 大平 和彦</p>
	<p>・ p 41 の下から 5 行目に「檜御殿での宿泊が難しい場合は、商工奨励館の改修・掬月亭の復元・日暮亭の改修等を行う。」という表現がありますが、これまでの議論の中で、掬月亭や日暮亭は再現した後のセキュリティが難しい、また、保存されている資料が十分ではない、などのいろいろな問題があって、その中で檜御殿の再現の可能性が一番あるのではないかと、という議論をしてきたと認識していました。その認識が誤っているのであれば、修正していただきたい。もし、その認識で間違いのないのであれば、ここの表現が適切なのか疑問に思いました。</p> <p>・ 概算費用についてですが、実現に向けた課題がある中で、施設の概算費用を出してもよいのかということが気になりました。</p>	<p style="text-align: right;">岩崎委員</p>
	<p>→検討をしていく中で、檜御殿を含めて課題があるのが現状。書き方については修正したいと思います。</p> <p>→概算予算については、四国運輸局や香川県と相談させていただきたいと思います。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 大平 和彦</p>
	<p>・ありがとうございます。質問ですが、p 16 に記載されている高付加価値旅行者を対象としている旅行会社 2 社の会社名を教えてください。</p>	<p style="text-align: right;">岩崎委員</p>
	<p>→2 社とも東京にあります。基本的には高付加価値旅行者を対象として、旅行プランを提案しています。1 社がリベルタ(株)。もう 1 社は Eighty Days(株)です。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 大平 和彦</p>
	<p>・ありがとうございます。</p>	<p style="text-align: right;">岩崎委員</p>
	<p>・字句の修正的などころですが、p 18④の b 「船舶を貸切直島」を「船舶を貸切り直島」としたほうが良いと思います。p 19①の c、「地物の人のみを知る」は「地元の人のみを知る」の間違いではないでしょうか。</p>	<p style="text-align: right;">佐藤委員</p>
	<p>→失礼しました。漢字の間違いです。修正します。 (※議事録上は修正済み)</p>	<p style="text-align: right;">事務局 大平 和彦</p>
	<p>・個人的な感覚であり、これは以前からこの様なことになっていたのではと思いますが、p 19 (3) ①の e、「藩政時の食事の再現」しただけでは、今の富裕層には物足りないと思います。再現したものを活用するというようなかたちにしてはどうですか。ただ、再現しただけでは質素過ぎたり、食べられない物が入っていたりして、受け付けないという場合もあるので、そこを工夫できたら良いと思います。</p>	<p style="text-align: right;">佐藤委員</p>
	<p>→わかりました。再現という言葉より、「藩政時の食事を参考にする」というような書き方にしたいと思います。</p>	<p style="text-align: right;">事務局 大平 和彦</p>

議 事 録

	→ご意見ありがとうございました。ご意見を踏まえて、修正したいと思います。	事務局 大平 和彦
	●佃先生から、まとめとして一言お願いします。	事務局 大平 和彦
	<p>・今回、栗林公園という大きな舞台に、特別体験等について調べられたと思います。栗林公園は長い年月をかけてつくられており、その中でも松平の藩主の五代ぐらいまでの間に完成したということ、そして、そこで行われた出来事に大きな意味があります。初代頼重公は徳川幕府から大任を任せられ、その時代の新しいものを取り入れてきたということ、その意味では江戸とほとんど変わらないことが行われていたと思います。今、江戸（東京）で江戸時代の追体験をしようとしても江戸は都会化されて東京になってしまっていてできないが、ここではもしかしたら江戸時代の早期から中期ぐらいに行われていたことを体験することができるのではと改めて感じました。そのような所は、日本にあるとしたらここしかないのではないかと思います。そういう意味で海外の人たちに江戸時代の文化をきちんと伝えていけるという自信を持つことができるのではないかと、そのための建物や追体験等ができれば、高付加価値なものとして、すごく良いと思いました。頼重公のご趣味は大変広がったわけですし、今回、鷹狩の話がありましたが、鷹狩りを今、日本でできる所はないかも知れませんが、ここであればできる。日本ではここしかないというものが、見えて来たのではないかと思います。江戸の殿の生活を今、世界中に伝えることができるのではないかと感じています。「いただきさん」の話がありましたが、「いただきさん」は「糸より姫」が来たという伝説の中からできたもので、その話を含めていろいろなストーリーが高松で展開できるというのも有難いことです。栗林公園を高付加価値化できることが認識できました。いろいろありますが、やはり栗林公園が藩主の下屋敷であったこと、その下屋敷で住まわれたことを再現することが大事であり、上屋敷のあった玉藻城の天守閣と併せて、後世に残せるような再現をし、訪れた方に、高付加価値の体験いただければ有難いと思いました。</p>	佃委員長
	●ありがとうございました。閉会の挨拶をお願いいたします。	事務局 大平 和彦
	閉会の挨拶	
	<p>・本日はお忙しい中、特別名勝「栗林公園」歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業検討会にご出席いただきまして感謝申し上げます。また、限られた時間の中でたくさんの貴重なご意見を頂戴し非常に有意義な会になりましたことに厚く御礼申し上げます。皆様方のおかげで無事、本事業最後の検討会を実施することができました。引き続き、四国運輸局としても将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につなげ、地域・日本のレガシーとなる観光資源</p>	四国運輸局 藤本

議 事 録

	<p>の形成に向け、支援して参りたいと考えておりますので、よろしく 願います。本日はありがとうございました。</p>	
--	--	--

別紙資料 1～3

別紙資料1. 栗林公園の古図に記載された園内名称対照表(1)

(栗林公園原型調査研究報告書より抜粋)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
項目	栗林公園平面図 (現況実測図)	栗林公園図	栗林公園 真景	脩正栗林 公園全図	香川県高松 栗林公園図	讃岐高松栗 林公限真景	栗林公園	栗林公園	香川県栗林 公園真景	無名図	栗林分間図	無名図 (栗林公園古図)	御林御庭之図
	昭和 38年3月 (西暦)1963年	大正 11年7月28日 1922年	大正 3年4月12日 1914年	明治 43年5月13日 1910年	明治 39年10月6日 1906年	明治 37年5月5日 1904年	明治 34年11月28日 1901年	明治 32年12月25日 1899年	明治 27年7月3日 1894年	弘化 元年2月 1844年	文政 7年6月下旬 1824年	不詳	元禄 18年10月 1700年
溪川		玉子流			玉子流	玉子流		玉子流					
		清水流		青水流			青水	青水流	清水				
				鳴湍									
				碁子瀬	拱子頼	拱子瀬	拱子瀬	拱子瀬	拱子瀬	(無名)	碁子瀬	拱子瀬	
建築	船蔵跡	ナシ											御船くら
	掬月亭	掬月亭	掬月亭	掬月亭		掬月亭	掬月亭	掬月亭	掬月亭		掬月亭	掬月亭	
	会仙亭	ナシ	曾仙亭										
	観音堂跡			六角堂	六角堂	六角堂				(無名)	大悲閣	建物はあがるが無名	観音堂
	旧日暮亭	ナシ	ナシ	ナシ									
	瞰鴨閣	瞰鴨閣 大覗	観鴨閣										
	紫明亭跡	紫明亭	紫明亭										
	留春亭(小松)	留春閣跡	留春亭		留春閣	留春閣	留春閣		留春閣	留春閣	留春閣	留春閣	留春
	日暮亭(新)	日暮亭	日暮亭	日暮亭	日暮亭	日暮亭	日暮亭	日暮亭	日暮亭	日暮亭			
	翠嵐亭	翠嵐亭	翠嵐亭										
	枕流亭	枕流亭	枕流亭										
	香風亭	香風亭	香風亭										
	芙蓉亭(花月)	芙蓉亭	芙蓉亭										
	商工奨励館	商品陳列所	商品陳列所	物産陳列所	物産陳列所	博物館 (美術館)	博物館	博物館					
	吹上亭	玉子流亭	吹上亭										
		考槃亭跡					考槃亭		考槃亭	考槃亭 (建物なし)		考槃亭	考槃

		憂玉亭跡				憂玉亭 (② と位置が違う)	憂玉亭	憂玉亭	憂玉亭	建物なし		憂玉亭	憂玉亭
	皐月亭	皐月亭	皐月亭		皐月亭	皐月亭		皐月亭					

栗林公園の古図に記載された園内名称対照表(2)

(栗林公園原型調査研究報告書より抜粋)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
項目	栗林公園平面 図(現況実測 図)	栗林公園 図	栗林公園 真景	脩正栗林 公園全図	香川県高松 栗林公園図	讃岐高松栗 林公限真景	栗林公園	栗林公園	香川県栗林 公園真景	無名図	栗林分間図	無名図 (栗林公園古図)	御林御庭之図
	昭和 38年3月	大正 11年7月28日	大正 3年4月12日	明治 43年5月13日	明治 39年10月6日	明治 37年5月5日	明治 34年11月28日	明治 32年12月25日	明治 27年7月3日	弘化 元年2月	文政 7年6月下旬	不詳	元禄 18年10月
	(西暦)1963年	1922年	1914年	1910年	1906年	1904年	1901年	1899年	1894年	1844年	1824年		1700年
建築		星斗館		星斗館	星斗館	星斗館	星斗館	星斗館	星斗館	星斗館	星斗館	星斗館	星斗館
	花園亭	ナシ	花園亭										
	ナシ	涵翠亭	閑邃亭	閑邃亭									
				掬春亭									
					初延観	初延観	初莖館	初莖館	初莖館				
					御座所	御座所							
	講武榭	講武榭			講武榭	講武榭	講武榭	講武榭	講武榭			講武榭	馬場御殿 矢場御殿
						ノゾキ小ヤ 2ヶ所		ノゾキ小ヤ 2ヶ所					
						愛駿榭		愛駿榭		愛駿榭跡 (建物有り)	愛駿榭 (位置が違う)	愛駿榭	
門	東門 (切手御門)	東門 (切手御 門)	東門	東門	正門	表門	表門	表門	表門		切手御門		
	北門 (嶮ノ口御門)	北門	北門	北門 嶮口		貝之口		貝ノ口	嶮ノ口		嶮ノ口	門アレド無名	貝の口 (冠木門)
	萩御門										萩御門		
					不動門	不動門	不動門	不動門			不動口		
橋梁	迎春橋	迎春橋	迎春橋	迎春橋	迎春橋	迎春橋	迎春ハシ	迎春橋	迎春橋	(無名)	(無名)		
	揚橋	搗(?)	揚ヶ橋	玉篠(?)橋			揚橋	揚橋		(無名)	(無名)		

				蛙石									
丘林	百花園	ナシ	ナシ			百花園 (位置が違う)	百花園 (位置が違う)	百花園 (位置が違う)	百花園 (位置が違う)	百花園	百花園 橘園	百花園	百花園 芍薬後花壇 牡丹後花壇
	茶園	茶園	茶園	茶園	茶園	茶園		茶園					
	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	梅林	
	梅林		梅林		(反対側に 梅林園)								

※(?)表示は抜粋元の栗林公園原型調査研究報告書の原文のまま

別紙資料2. 歴史建物の変遷表

(補注 栗林公園原型調査研究報告書より抜粋)

年号	西暦	記事
奈良時代		この地に紫雲山無量寿院(真言宗御室派)あり。(西嶋八兵衛と栗林公園・高松市史)
応永の頃	1400年頃	小普陀の石組は、室町期の手法を伝え、仏教信仰の庭として応永の頃の作といわれる。(西嶋八兵衛と栗林公園)
慶長元和の頃		この頃生駒家に仕えた佐藤道益は隠居してこの地に庭園を営む。(西嶋八兵衛と栗林公園)
寛永8年頃	1631年頃	西嶋八兵衛生駒藩の命により香東川の東の流れを堰き、西の流れ一本とする。生駒家、道益の庭をもとに香東川の河床に「栗林荘」を築く。西嶋は生駒藩の土木主任としてこれに関与したと推測される。(西嶋八兵衛と栗林公園)
寛永19年	1642年	高松城に入る。(高松市史) 生駒家の築いた栗林荘を使用、その改修に着手。(西嶋八兵衛と栗林公園)
寛文10年	1670年	武具庫成 栗林 (英公実録) 有事に備え武具庫等を整えた。
延宝元年	1673年	この頃観音堂、檜御殿など建つ。(西嶋八兵衛と栗林公園)
貞享3年	1686年	この年お林へ行って9回能を催し、料理やお茶を振舞う。(英公実録)
元禄13年	1700年	「御林御庭之図」あり。この時期に掬月亭あり、この頃連年本庭園の大改修をなす。(西嶋八兵衛と栗林公園)
元禄年間		窮民救済事業として元禄年間に修築する。(高松の名勝)
宝永元年	1704年	栗林荘改修、茶亭ニ、三を建つ。(西嶋八兵衛と栗林公園)
延享元年	1744年	第5代藩主頼恭は、頼重以来苦心経営していた栗林荘を更に大改造の工を起し、翌年3月完成。その時、儒臣 中村文輔に命じて漢文で長文の「栗林荘記」を作らせる。その文面によると、頼恭自身で改修を指導し、文輔に命じて新たに17か所に名を付け、元の名のあった所13か所と合わせて、30か所の名所を作る。(高松の名勝)
延享2年	1745年	栗林荘改修完成。「お林名所」60景の撰名成る。中村文輔「栗林荘記」を撰す。北門を正門とする。 (西嶋八兵衛と栗林公園)
文政7年	1824年	家老芦沢元徴「栗林荘分間図」を作製。(西嶋八兵衛と栗林公園)
天保4年	1833年	将軍家斉より五葉松拝領(盆栽)。(西嶋八兵衛と栗林公園)
弘化元年	1844年	精密な本園の絵図作製。
明治2年	1869年	廃藩置県により、本園の敷地官収。この頃より次第に檜御殿(明治4年3月)、観音堂、弁財天、日暮亭星斗館の一部(従者舎、厨房)などを廃す。(西嶋八兵衛と栗林公園)
明治4年	1871年	明治4年ごろ、藩士の松岡調が園内を縦覧したときは、檜御殿が丁度解体されているときで、その跡は田畑にするとのことであった。一中略一檜御殿が解体されていた時も、掬月亭は健在で、留春閣とは百間ばかりの廊下でつながっていたという。 (日本の公園－松岡調「年々日記」)
明治8年	1875年	栗林公園を公開。(高松の名勝)
明治30年	1897年	香川県博物館(今の商工奨励館)を設け、同32年2月工を終え、3月31日開館。(高松の名勝)
明治31年	1898年	日暮亭を建つ(石州流)。(西嶋八兵衛と栗林公園)
明治44年	1911年	北庭改修に着手。大正2年完成。宮内省内苑寮技師 市川之雄設計、指導。このとき古い従い北門を正門とし、公園碑を北門内に移す。(西嶋八兵衛と栗林公園)

年 号	西 暦	記 事
大正3年	1914年	旧藩時代の貝の口御門のあった所に大正3年に作った正門は、昭和20年の戦災まで使われていた。（高松の名勝） 貝の口御門は大正2年に長尾寺に払い下げられる。（長尾寺調査報告書）
昭和5年	1930年	栗林公園動物園を開設。（西嶋八兵衛と栗林公園）
昭和20年	1945年	明治初年に売り払われた日暮亭を現在の所に移して再建し、新日暮亭と呼ぶ。 高松市が戦災を被った時、栗林公園は北門の案内所兼監督詰所と北庭の枕流亭を焼失。（高松の名勝）
昭和24年	1949年	高松市立美術館開館（西嶋八兵衛と栗林公園）
昭和28年	1953年	文化財保護法によって特別名勝に指定。
昭和30年	1955年	都市計画公園（昭和48年度香川県の観光の現況と施策の方向）
昭和40年	1965年	掬月亭の保存修理工事完了（特別名勝栗林公園）
昭和42年	1967年	新民芸館開館〔事務所を改造〕（栗林公園のあらまし）
昭和43年	1968年	家具館新設（栗林公園のあらまし）
昭和45年	1970年	瓦館開館〔レストハウスの一部を改造〕（特別名勝栗林公園）
昭和53年	1978年	公園駐車場開場
昭和56年	1981年	商工奨励館本館改修工事完了（特別名勝栗林公園）
昭和59年	1984年	栗林公園原型調査報告書（資料収集・基礎調査） 紫明亭復元工事完了
昭和63年	1988年	高松市美術館転出
平成2年	1991年	美術館跡地整備工事（鴨場）完了
平成5年	1993年	掬月亭保存修理工事完了

別紙資料3.概算予算書案（建築物のみ）

※費用は規模・仕様により変動する。

※設計・工事内容が不確定。坪単価を参考に概算を出した。

※発掘調査費用は除く。

建物・施設名	工事内容	坪単価(建築工事のみ)	設備・その他工事を含む 工事費合計(円)	調査設計監理費等(円)	合計(円)	消費税(円)	総額(円)	備考
掬月亭	復元的整備	500万円/坪	518,000,000	55,000,000	573,000,000	57,300,000	630,300,000	推定の復元規模 85坪（御林絵図の範囲想定） 既存部分の復原は除く
日暮亭	改修工事	120万円/坪	45,000,000	10,000,000	55,000,000	5,500,000	60,500,000	建物規模 23坪 茅葺葺替えを含む
檜御殿	復元的整備	500万円/坪	750,000,000	56,000,000	806,000,000	80,600,000	886,600,000	推定の復元規模 121坪（檜御殿図の範囲想定）
商工奨励館	和室改修	新築150万円/坪 改修100万円/坪	76,100,000	7,500,000	83,600,000	8,360,000	91,960,000	新築部 13.6坪 改修部 19.7坪 調理場改修・増設含む 風呂・トイレ増設含む
総事業費合計							1,669,360,000	

令和5年度
特別名勝「栗林公園」 歴史的建造物を活用した新たなレガシー形成事業

《業務実施報告書》

令和6年2月発行

国土交通省 四国運輸局

事業受託者：有限会社 伊藤平左エ門建築事務所
